

令和5年度 施策評価結果
(令和4年度決算)

尼 崎 市

令和5年8月

— 目次 —

| | | |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 施策評価とは | 6 |
| | (1) 施策評価の目的 | 6 |
| | (2) 評価手法 | 6 |
| 2 | 総合指標による評価 | 9 |
| | (1) ファミリー世帯の転出超過数 | 10 |
| | (2) 市民参画指数 | 12 |
| | (3) 「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合 | 13 |
| 3 | 主要取組項目の評価 | 14 |
| | (1) 子ども・教育 | 14 |
| | (2) 生きがい・ささえあい | 16 |
| | (3) 脱炭素・経済活性 | 18 |
| | (4) 魅力向上・発信 | 20 |
| 4 | 総合評価 | 22 |
| 5 | 施策別の評価 | 25 |
| | 施策評価表の見方 | 26 |
| | 施策01【地域コミュニティ・学び】 | 28 |
| | 施策02【人権尊重・多文化共生】 | 36 |
| | 施策03【学校教育】 | 44 |
| | 施策04【子ども・子育て支援】 | 52 |
| | 施策05【地域福祉】 | 60 |
| | 施策06【障害者支援】 | 64 |
| | 施策07【高齢者支援】 | 70 |
| | 施策08【健康支援】 | 74 |
| | 施策09【生活安全】 | 80 |
| | 施策10【消防・防災】 | 86 |
| | 施策11【地域経済・雇用就労】 | 90 |
| | 施策12【環境保全・創造】 | 98 |
| | 施策13【都市機能・住環境】 | 104 |

| | | |
|---|-------------------|-----|
| 6 | 行政運営の評価 | 110 |
| | 行政運営評価表の見方 | 111 |
| | 行政運営 1【協働】 | |
| | ともにまちづくりを進めるために | 112 |
| | 行政運営 2【人材育成・組織体制】 | |
| | 行政運営の実効力を高めていくために | 114 |
| | 行政運営 3【行財政】 | |
| | 市民生活を支え続けるために | 116 |

《参考資料》

| | | |
|--|-------------------------|-----|
| | 施策別の重要度・満足度に関する市民意識調査結果 | 120 |
| | 市外地域推奨意欲とあまらぶ指数 | 122 |
| | 市民参画指数・あまらぶ指数の考え方 | 123 |
| | 施策別事務事業一覧表 | 125 |
| | 施策別事務事業一覧表の見方 | 126 |
| | 施策 0 1【地域コミュニティ・学び】 | 128 |
| | 施策 0 2【人権尊重・多文化共生】 | 132 |
| | 施策 0 3【学校教育】 | 134 |
| | 施策 0 4【子ども・子育て支援】 | 138 |
| | 施策 0 5【地域福祉】 | 144 |
| | 施策 0 6【障害者支援】 | 146 |
| | 施策 0 7【高齢者支援】 | 148 |
| | 施策 0 8【健康支援】 | 152 |
| | 施策 0 9【生活安全】 | 156 |
| | 施策 1 0【消防・防災】 | 158 |
| | 施策 1 1【地域経済・雇用就労】 | 160 |
| | 施策 1 2【環境保全・創造】 | 162 |
| | 施策 1 3【都市機能・住環境】 | 164 |
| | 行政運営等 | 168 |
| | まちの通信簿（令和 4 年度決算） | 175 |

1 施策評価とは

(1) 施策評価の目的

① PDCAサイクルを通じた総合計画の着実な推進

本市のまちづくりの長期的な指針である総合計画で定める「ありたいまち」の実現に向けた取組について、毎年度振り返り、施策の成果や課題・今後の取組方針などの評価を行います。施策別の評価結果に加え、総合的な評価などを公表し、市議会の決算審議において意見(提言)をいただいています。

こうした取組により、施策評価の結果を起点として次年度の予算編成につなげ、新たな事務事業を推進していくことで、PDCAサイクルを通じた総合計画の着実な取組を推進します。

② 施策間連携の確認及び効果的・効率的なまちづくりの推進

関連する施策間の連携を意識して取組状況を評価し、今後の取組方針を確認するとともに、施策目標の実現に向けて、事務事業が効果的・効率的に実施されているか重複度合いや優先度を踏まえ評価することで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを促進します。

③ 市民の市政参画の推進

まちづくりの進捗を測る目標を数値で示すとともに、現在の取組や課題、今後の取組方針などを分かりやすく公表し、市民の皆様と共有することで、市政に参画しやすい環境を整備します。

④ 職員の政策立案能力の向上

本市の置かれた状況を認識し、施策評価を通じて、目標や抱える課題を市長から担当者までが共有することで、職員一人ひとりが目指すべき方向性を意識し、事務事業の改善や新規政策の立案につなげます。

(2) 評価手法

① 施策別の評価

第6次総合計画前期まちづくり基本計画(以下、「前期計画」)に掲げる13施策を構成する41展開方向ごとに、市民意識調査結果、目標指標の進捗状況等を踏まえて評価します。

| 評価方法 | 内 容 |
|-------------|---|
| 市民意識調査 | 市内在住の満15歳以上の市民から無作為で3,000人を抽出し、郵送により市民意識調査を実施 <結果の活用> ア.各施策の目標指標の数値の把握 イ.施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」として点数化 |
| 担当局評価(一次評価) | 市民意識調査結果や目標指標の進捗状況、分野別計画を所掌する審議会等の評価などを踏まえた、施策の主たる担当局による評価 |
| 市長評価(評価結果) | 施策の主たる担当局による評価を受けての市長による評価 |

② 行政運営の評価

職員の人材育成、公共施設の再配置、行財政運営などといった、「施策」に分類されない「行政運営」について、目標指標の進捗状況や分野別計画等で示す中長期的な目標に対する取組状況を踏まえて、担当局評価及び市長評価を一体的に行います。

③ 主要取組項目の評価

社会潮流や本市の状況を踏まえるなかで、優先的かつ集中的に取り組む4つの項目を「主要取組項目」として設定しています。

「主要取組項目」を推進していくにあたっては、目指す方向性に沿って関連する施策の連携を図っていくことが不可欠です。前期計画においては、その施策間連携のイメージを「歯車」で表現しており、施策間の連携を意識して行った各施策における評価結果や指標の推移を踏まえて、「主要取組項目」ごとの評価を行います。

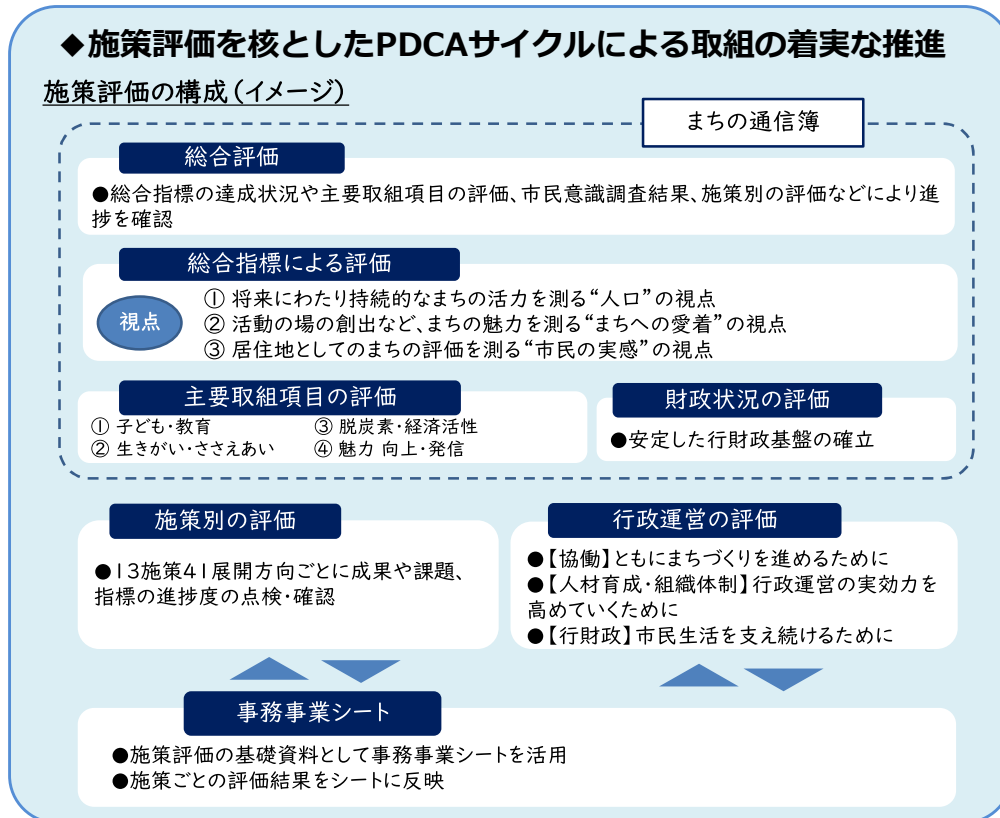
④ 総合指標による評価

前期計画においては、「ありたいまち」の実現に向け、まちづくりを進めるに当たり、その目標や方向性を明確化する観点から、主要取組項目や施策ごとに指標を設定することに加え、前期計画全体の進捗を総合的に測る3つの「まちづくりの総合指標」を設定し評価を行います。

⑤ 総合評価

総合指標による評価、主要取組項目の評価に加え、施策別や行政運営の評価を踏まえ、総合的な評価を行います。

【施策評価の構成（イメージ）】



【施策評価におけるPDCAサイクルの考え方】



2 総合指標による評価

総合計画で定める「ありたいまち」の実現に向け、まちづくりを進めるに当たり、その目標や方向性を明確化する観点から、前期計画全体の進捗を総合的に測る「まちづくりの総合指標」を次の3つの視点で設定し、評価を行います。

視点1 将来にわたり持続的なまちの活力を測る“人口”の視点

【指標 ファミリー世帯の転出超過数】

本市では、子育て中のファミリー世帯の転出超過が課題となっています。そのなかでも、特に大幅な転出超過になっている5歳未満の子どもがいるファミリー世帯の転出超過数を抑制することを総合指標の1つとして設定しています。

視点2 活動の場の創出など、まちの魅力を測る“まちへの愛着”の視点

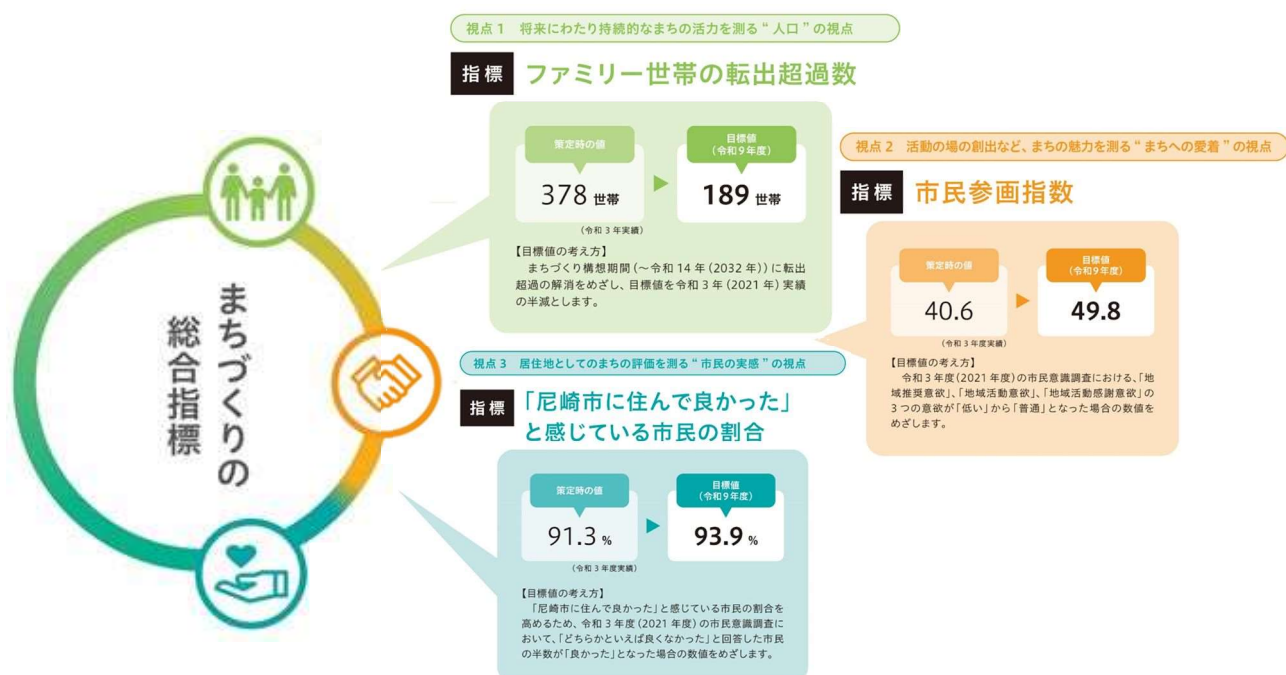
【指標 市民参画指数】

まちの課題を解決し、魅力を高めるためには、まちに愛着を持ち、まちづくりに参画する人を増やすことが大切です。そこで、「地域推奨意欲」、「地域活動意欲」、「地域活動感謝意欲」という3つの意欲を組み合わせた市民参画指数を総合指標の1つとして設定しています。

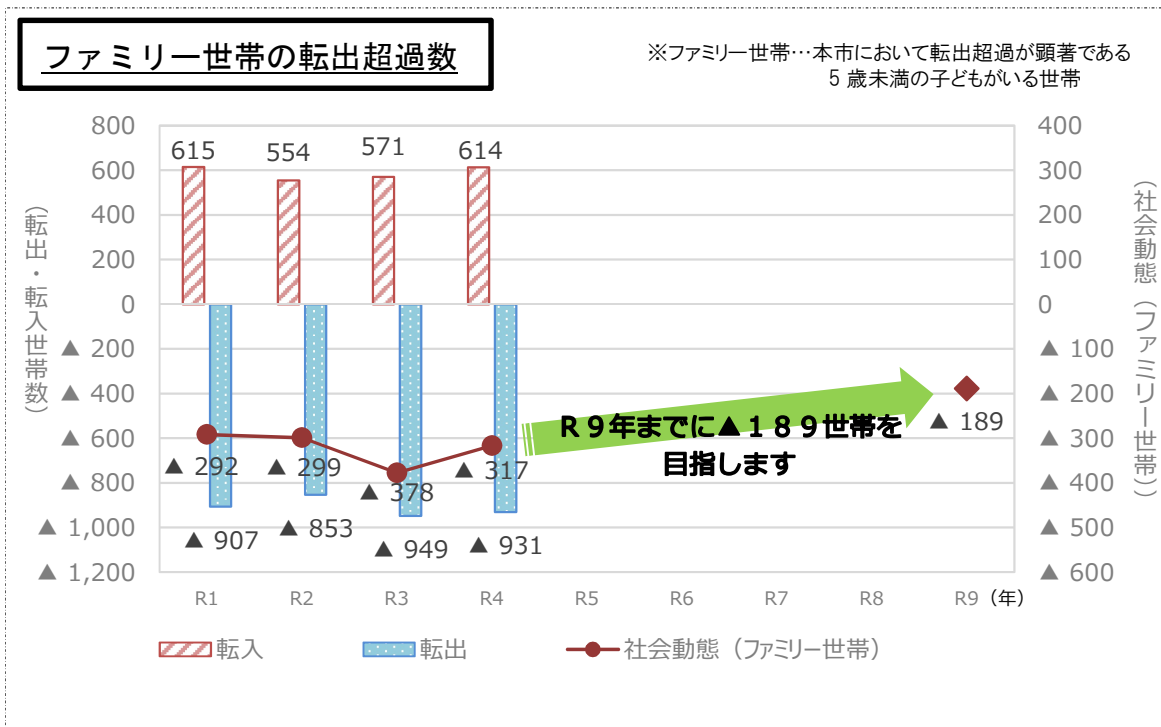
視点3 居住地としてのまちの評価を測る“市民の実感”の視点

【指標 「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合】

市民意識調査による本市のイメージが向上し、近年、本市の人口を取り巻く環境が改善傾向にあるなか、今後も選ばれ続けるまちであるためには、市民の本市に対する満足度が何より大切です。そのため、本市に住んで良かったと感じている市民の割合を総合指標の1つとして設定しています。



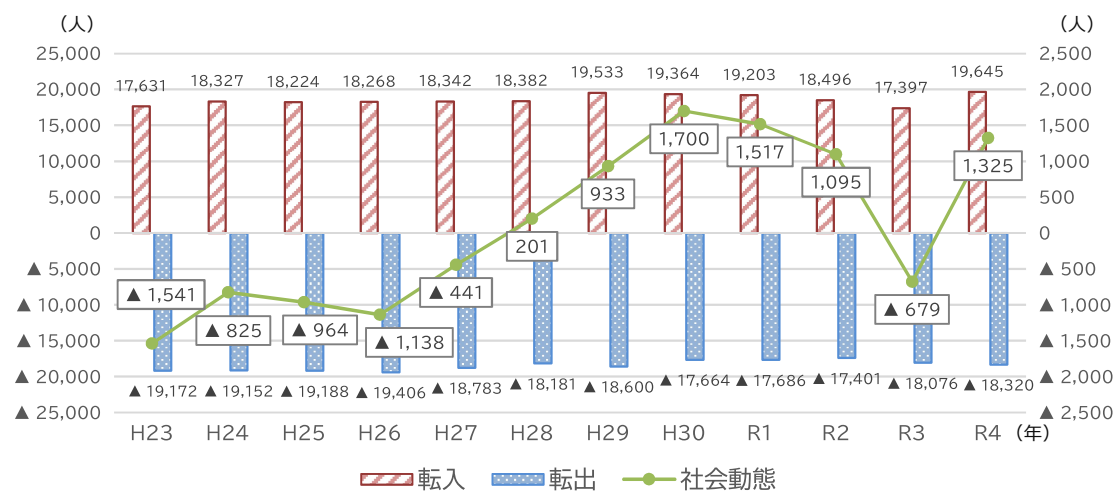
(1) ファミリー世帯の転出超過数



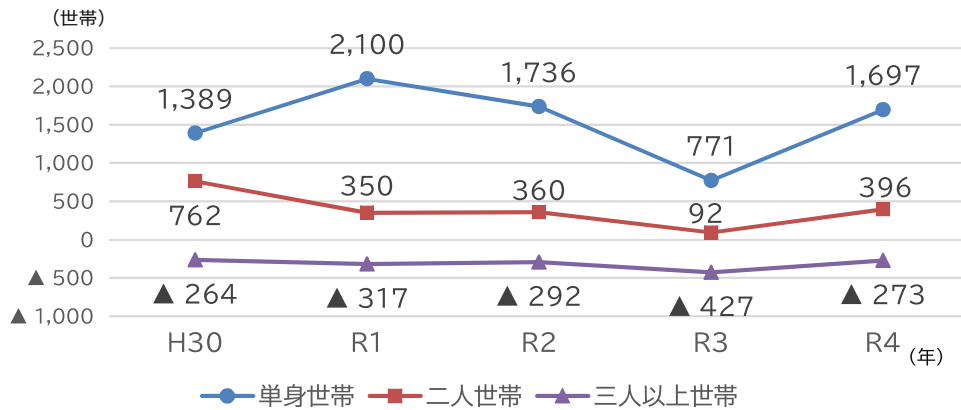
令和4年のファミリー世帯の転出超過数は317世帯となり、前年より改善しました。転入転出の内訳をみると、転入数は43世帯増加、転出数は18世帯減少となり、これにより前年と比較し、転出超過数が61世帯減少しています。

市全体の社会動態でみると、令和4年は1,325人の社会増となり、昨年の▲679人と比べて大幅に増加しましたが、その内訳をみると、単身世帯が1,697世帯、二人世帯が396世帯の増加とその大部分を占めており、ファミリー世帯の増加に向けて引き続き取組を進める必要があります。

【尼崎市の社会動態の推移 (全体)】



【尼崎市の社会動態の内訳（単身世帯・二人世帯・三人以上世帯）の推移】

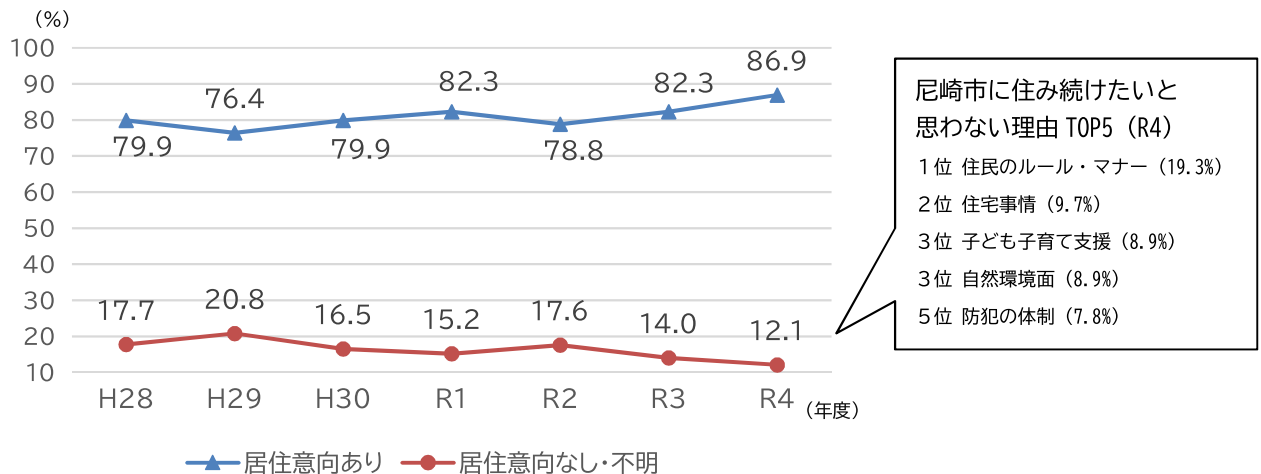


また、居留意向の面では、令和4年度における市民意識調査において、「本市に住み続けたい」と回答した市民の割合は86.9%となり、2年連続で上昇し、その理由としては、「買い物などの利便性」、「通勤・通学の利便性」、「尼崎市への愛着」が多くなっています。一方で、「本市に住み続けたくない」と回答した方の理由としては、「ルール・マナー」、「住宅事情」、「子ども子育て支援」が多くなっています。

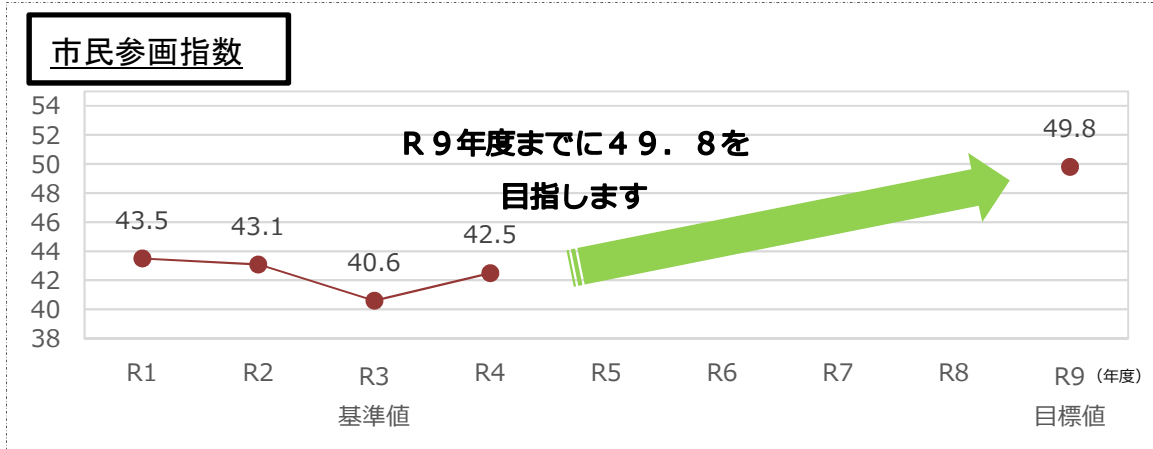
こうしたことから、住み続けたくない理由となっている「ルール・マナー」、「住宅事情」、「子ども子育て支援」などの取組を推進することで、単身世帯及び二人世帯がファミリー世帯になっても、本市に住み続けたいと感じていただけるようなまちづくりを進めることが必要であると考えます。

ファミリー世帯を含む人口動態については、住宅供給と高い相関関係があることから、ファミリー世帯の定住・転入の促進に向けて、令和5年度は、外部専門家との意見交換により新たな施策展開につなげるなど、良好な住環境形成に向けた取組などを推進しているところです。

【市民意識調査における尼崎市への居留意向に係る割合の推移】



(2) 市民参画指数



※計算方法はP123参照。

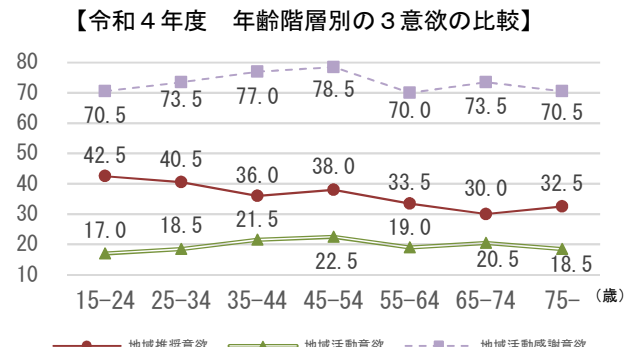
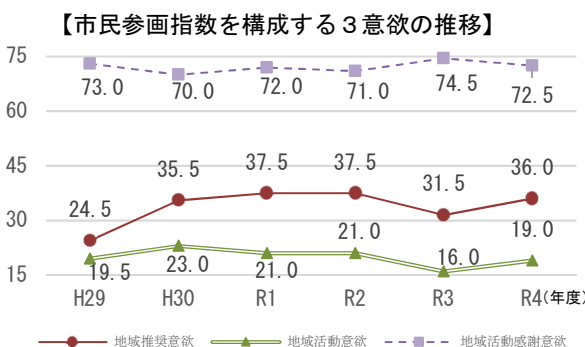
| 年度 | 地域推奨意欲 | | | | 地域活動意欲 | | | | 地域活動感謝意欲 | | | |
|-------|--------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|----|----------|-----|-----|-----|
| | 指数 | 低い | 普通 | 高い | 指数 | 低い | 普通 | 高い | 指数 | 低い | 普通 | 高い |
| R3 | 31.5 | 53% | 31% | 16% | 16.0 | 76% | 16% | 8% | 74.5 | 14% | 23% | 63% |
| R4 | 36.0 | 48% | 32% | 20% | 19.0 | 70% | 22% | 8% | 72.5 | 16% | 23% | 61% |
| R4-R3 | 4.5 | ▲5% | 1% | 4% | 3.0 | ▲6% | 6% | 0% | ▲2.0 | 2% | 0% | ▲2% |

令和4年度の市民参画指数は42.5となり、前年度と比べ上昇しました。この指標を構成する3つの意欲のうち、「地域活動感謝意欲」が低下したものの、「地域推奨意欲」、「地域活動意欲」の2つの意欲が前年度と比べて上昇しました。

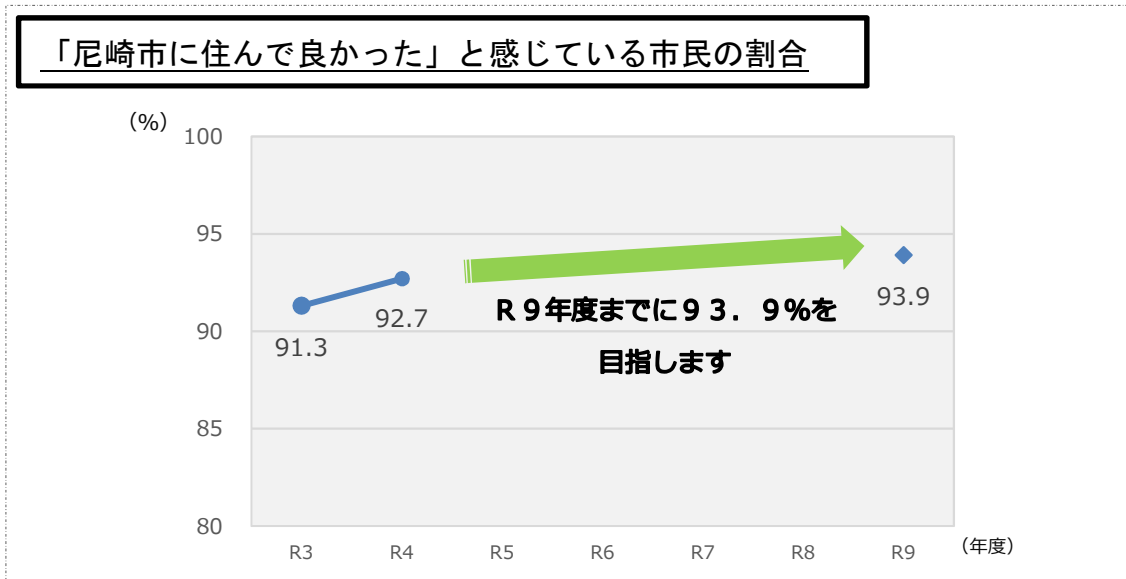
「地域活動感謝意欲」で「低い」と回答した理由で最も多かったのが「活動している人を知らない」(47.3%)、「感謝する場面に出会わない」(24.7%)となり、実際に活動されている方や場면을発信していくことが重要であることがわかります。

一方、「地域推奨意欲」と「地域活動意欲」は上昇しましたが、「地域推奨意欲」で「低い」と回答した理由をしてみると、最も多かったのは、「人にすすめるほどの魅力ではない」(35.3%)となっています。また、「地域活動意欲」で「低い」と回答した理由で最も多かったのは「参加したいけど忙しくて参加できない」(26.6%)となっており、次いで「魅力的な活動や催しが見つからない」(18.9%)となっています。

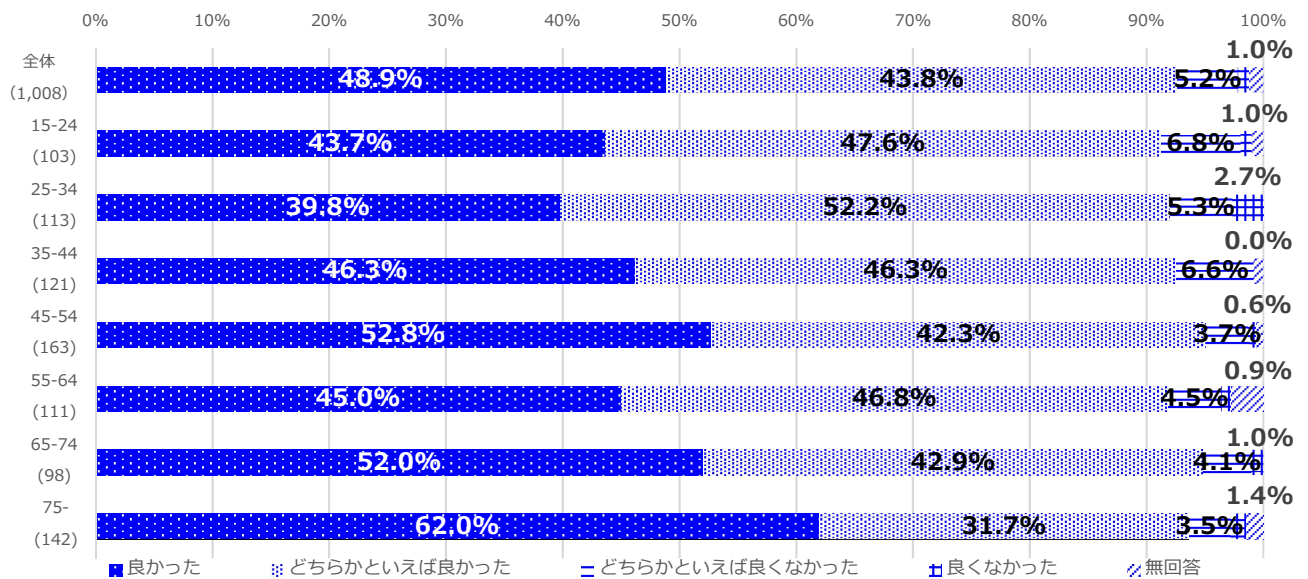
こうしたことから、引き続き、学びや活動を支援する仕組みの充実に取り組み、シチズンシップを高めるとともに、まちの魅力を高め、それを市内外に発信することで、シビックプライドの醸成を図ります。



(3) 「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合



【「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合 (年齢階層別)】



本市が今後も選ばれ続けるまちであるためには、市民の本市に対する満足度が何よりも重要です。市民意識調査において、市民の実感を確認している『「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合』は、92.7%と非常に高くなっており、前年度と比較しても上昇しています。

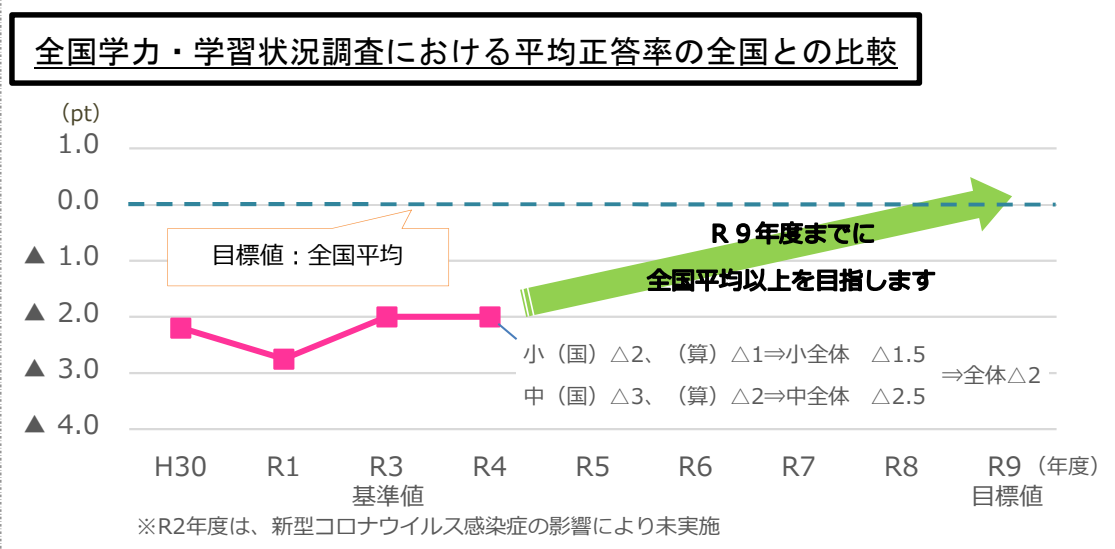
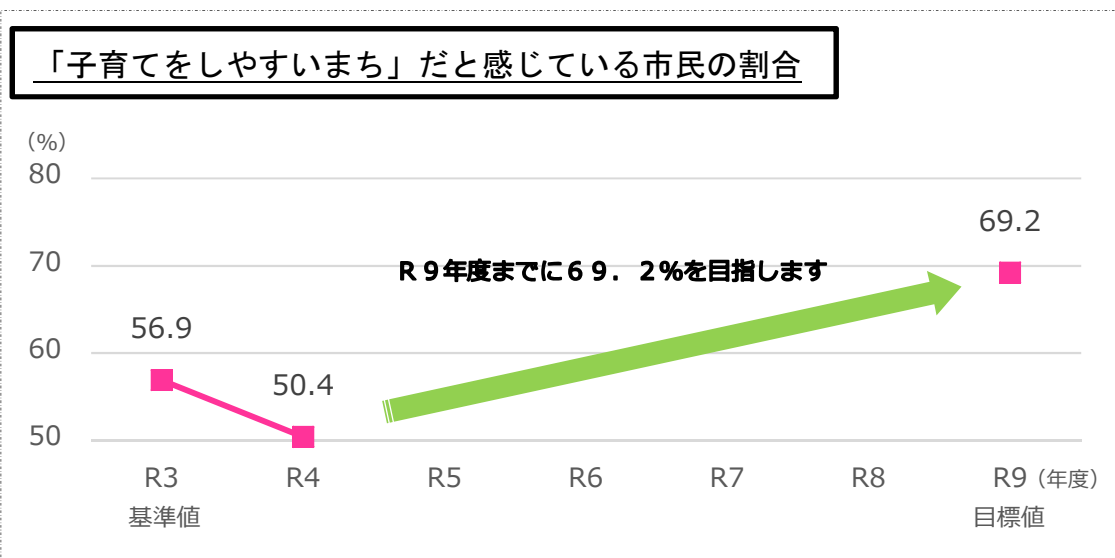
年齢階層別にみると、全ての年齢階層で「良かった」「どちらかといえば良かった」の合計が90%以上となっていますが、「良かった」と感じている方の割合は15-24歳、25-34歳で比較的低い傾向にあることから、これらの年齢層の満足度を更に上げていくことも必要です。

そうしたことから、様々な機会を通じて市民ニーズや課題を的確に把握し、それらに柔軟に対応することができるよう、施策の展開を図ります。

3 主要取組項目の評価

(1) 子ども・教育

① 指標の推移



・令和4年度は子どもの医療助成制度の拡充をはじめ、児童ホーム・こどもクラブの開所時間の延長や認可保育所新設費用の補助など、子育て支援や待機児童対策などの取組を行いました。『子育てをしやすいまち』だと感じている市民の割合は、50.4%(前年比△6.5%)に減少しています。

・年齢別でも、年代に偏りなく全般的に減少傾向がみられることから、子育て世代だけでなく幅広い世代の方へ本市の子育て支援の取組を効果的に発信するなど、多くの方に子育てしやすいまちだと感じてもらうことが重要だと考えられます。

・「全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較」については、平成30年度から横ばいの状況が続いています。一方で、「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果においては、小中学校ともにD層(全国総受験者のうち、下位25%)の割合は減少しており、学力の底上げが図られてきている傾向が伺えます。

② 今後の展開

・出産・子育てへの不安や負担感、また仕事との両立に向けては、経済的な負担や時間の制約など解消すべき様々な課題があることから、それらの軽減につながる施策の検討を進めます。加えて、子育てしやすいまちとして積極的な情報発信に努めます。

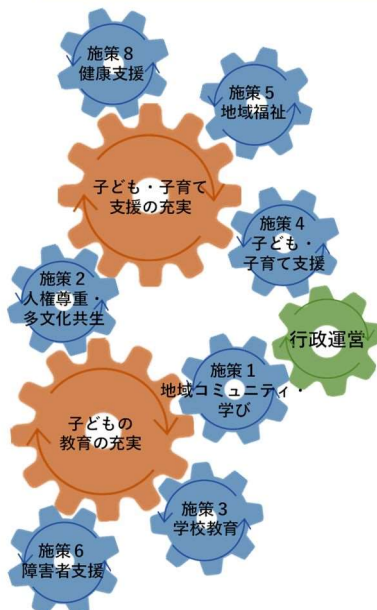
・待機児童解消に向けては、保育ニーズの将来推計などを踏まえた適正な保育の量を確保するとともに、保育士の確保・定着化に資する各種取組を検討することで、安心して産み育てられる環境づくりに取り組めます。

・学力の向上に向けては、デジタル学習支援ドリルの継続、放課後学習や短時間学習の充実により、個別最適な学びの実現につなげていくとともに、指導主事による学校訪問や研修を通じ、授業改善に取り組んでいきます。

・インクルーシブな教育の推進に向けては、令和5年度からすべての小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別の支援を必要とする児童等への学習面や行動面における支援を行っています。

・また、学校施設面においても支援の多様化へ対応するため、学校施設マネジメント計画を踏まえた環境整備について、取組を進めます。

主要取組項目① 施策間連携のイメージと取組

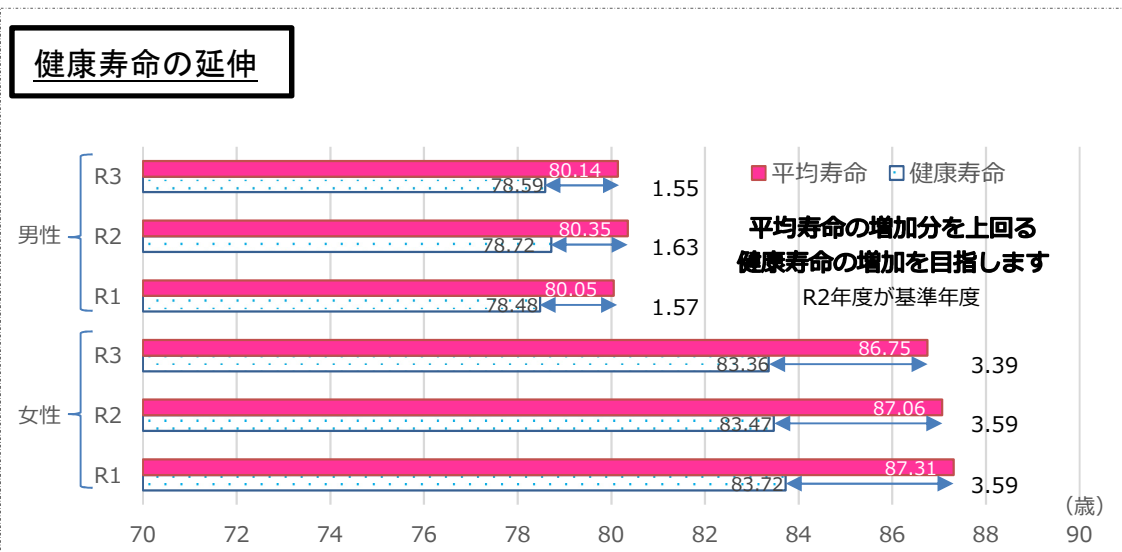
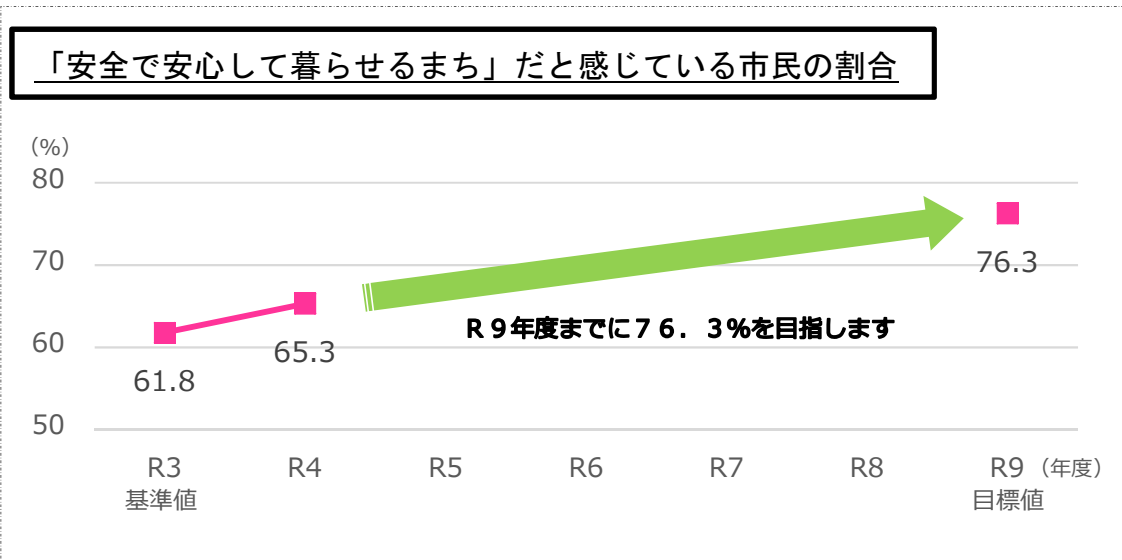


・出産・子育ての負担感の軽減に向けた施策の検討に当たっては、幅広い取組について部局横断的に検討します。

・保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援に向けて、いくしあや南北保健福祉センターが連携し、切れ目のない支援体制の整備を進めます。

(2) 生きがい・ささえあい

① 指標の推移



・令和4年度の市民意識調査の結果では、「『安全で安心して暮らせるまち』だと感じている市民の割合」は65.3%となり、前年より増加(+3.5%)しました。町会灯のLED化といった周辺の住環境の改善に努めてきたほか、複雑・複合化した課題を抱える人への包括的な支援体制の推進に向け、重層的支援推進担当を設置し、組織横断的な連携体制や情報共有の仕組みづくりを進めています。

・また、今後増加が見込まれる外国籍住民の方への支援として、外国人総合相談窓口において多言語相談員を常駐化するなど、誰もが安心して生活できる多文化共生の実現に向けた取組を進めています。

・平均寿命と健康寿命の差は縮まりましたが、前年度と比べると、平均寿命と健康寿命ともに短くなる結果となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が考えられますが、健康寿命の延伸に向けては、引き続き高齢者の運動・栄養口腔・社会参加を支えるさまざまな場や機会の提供が必要です。

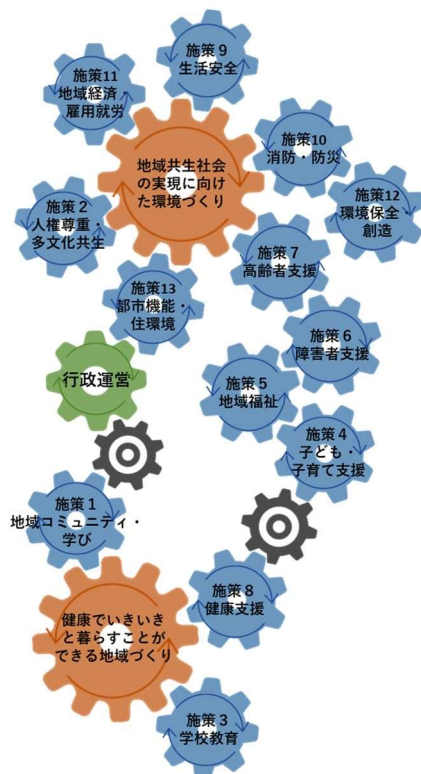
② 今後の展開

・既存の制度や地域資源の利用が難しく、社会的孤立状態にあるといった課題がある方を対象に、受け入れ先を開拓し、就労機会や社会参加の場の提供を行う包括的支援の更なる充実を図ります。

・多文化共生社会の実現に向けては、令和4年度に実施した外国籍住民の方へのアンケート結果を活用し、必要な支援策について検討します。また、様々な不安や課題を抱える女性への支援として、相談やワークショップ等による居場所づくりなど、女性のつながりをサポートする取組を進めます。

・健康寿命の延伸に向け、介護予防関連事業については、フレイル対策の3要素（運動・栄養口腔・社会参加）を取り入れた効果的な実施や、既存の集いの場における生きがい就労事業の試験的な実施など、高齢者の社会参加や生きがい創出を促進する取組を進めます。

主要取組項目② 施策間連携のイメージと取組

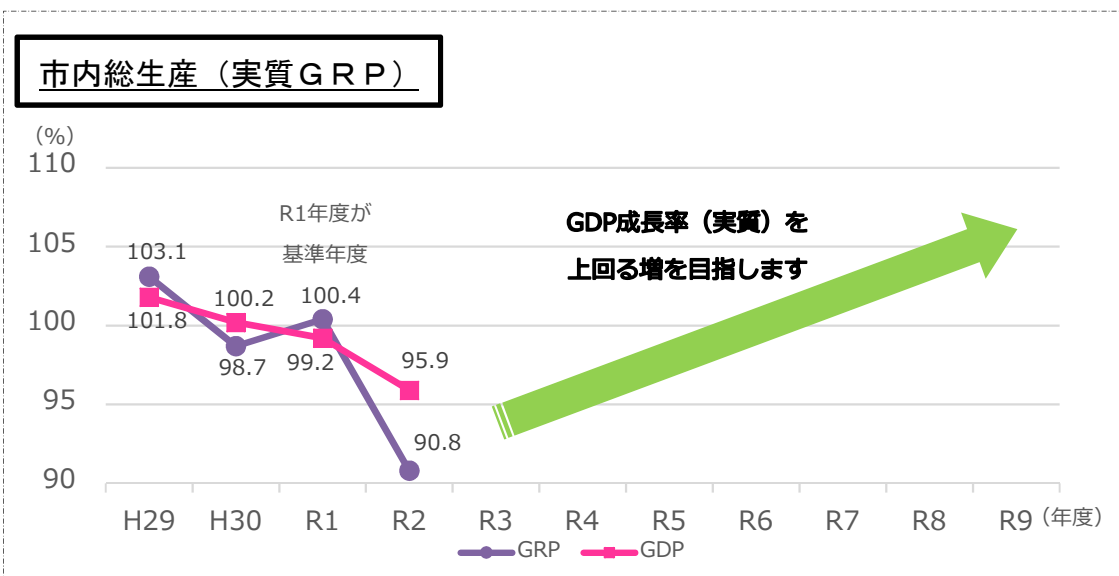
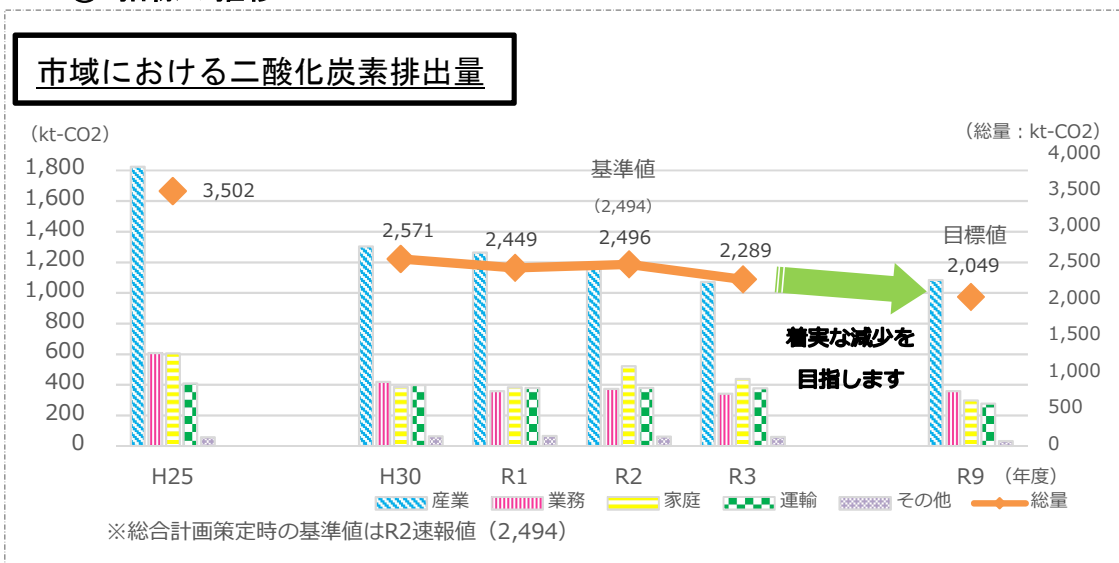


・防災体制の整備に当たっては、地域で支えあう「共助」の観点が必要であり、多層的な情報伝達手段の活用や個別避難計画の作成に向けては、防災部局や福祉部局に加え、地域団体とも連携して取組を進めます。

・障害児通所支援の利用や発達障害に関する相談は年々増加しています。適切な発達支援の提供に向け、新たに障害児通所支援事業所ネットワーク会議を設置し、障害福祉、保健、子ども、教育などの各機関と事業所との連携強化に取り組みます。

(3) 脱炭素・経済活性

① 指標の推移



・「市域における二酸化炭素排出量」は、平成25年度と比べて全体で約35%減少しており、着実に減少傾向にあります。また、部門別にみても、産業、業務、家庭、運輸のすべての部門で減少していますが、引き続き、全体排出量の多くの割合を占めている産業部門を中心に、企業の脱炭素経営に向けた取組の支援を進めていく必要があります。

・阪神タイガースファーム施設の移転が予定されている小田南公園及びその周辺は、環境省が実施する第1回脱炭素先行地域に選定されており、先行地域内の電力由来の二酸化炭素排出量ゼロを目指した「ゼロカーボンベースボールパーク」として整備が進んでいます。

・「市内総生産(実質GRP)」については、脱炭素化に取り組む事業者への支援のほか、「あま咲きコイン」による地域内の経済循環を促す取組を行っていますが、全国的にも製造業の割合が高い本市においては、新型コロナウイルス感染症の流行といった影響を大きく受け、数値は下落し、GDP成長率(実質)を下回っています。

② 今後の展開

・脱炭素先行地域の取組については、官民連携の取組としてプロモーション動画を制作するなど、市内外へ効果的な発信を行うことで、市民や事業者の脱炭素に向けた行動変容につなげていくほか、来訪者の増加による地域経済の活性化も見据え、取組を進めます。

・外部専門家を招へいし、今後の産業振興施策の方向性等の検討を行う「産業政策会議」を新たに設置し、イノベーション創出等の産業振興や性別を問わず柔軟な働き方ができる環境整備などの雇用就労支援について、検討を進めます。

・また、ベイエリアの活性化に向けては、フェニックス事業用地の活用や成長産業の誘致等の検討を進めるとともに、企業投資活動促進制度等の支援策の充実についても取り組みます。

主要取組項目③ 施策間連携のイメージと取組



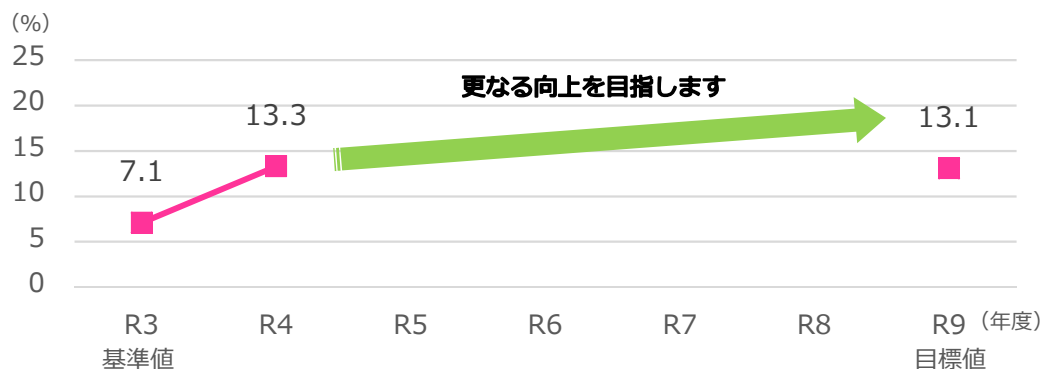
・女性活躍の推進のため、正規雇用比率のL字カーブの解消に向け、関係部局と連携し、専門的スキルが身につく職業能力開発支援に取り組みます。

・市内企業の脱炭素経営やSDGsの取組について、オープンファクトリーを通じた認知度向上を進めるに当たっては、市内外へ効果的な情報発信を行い、脱炭素の視点のみならず、観光振興による地域経済の活性化やまちの魅力向上にもつなげていきます。

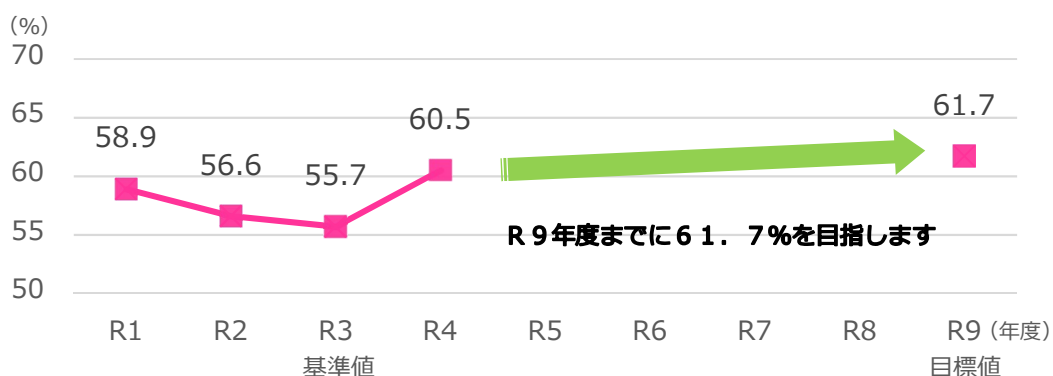
(4) 魅力 向上・発信

① 指標の推移

「生涯学習活動が地域活動につながった」と感じている市民の割合



「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合



・「生涯学習活動が地域活動につながった」と感じる市民の割合は、前年度から大きく増加し、目標値を超える数値となりました。地域の様々な主体がゆるやかにつながり、地域課題を共有することができる地域課主催の「プラットフォーム」が全地域に設置されたことや、各地区の取組を相互に共有し、新たな展開を図るなど、地域の学びと活動を支える環境づくりが進んでいるものと考えられます。

・「まちのイメージが良くなった」と感じる市民の割合については令和元年度から伸び悩んでいましたが、令和4年度は大きく増加しています。複数の鉄道駅周辺で公園や駅前広場等の整備が進んでいることから、引き続き目標達成に向けて、鉄道駅周辺を中心としたエリアブランディングの推進に取り組む必要があります。

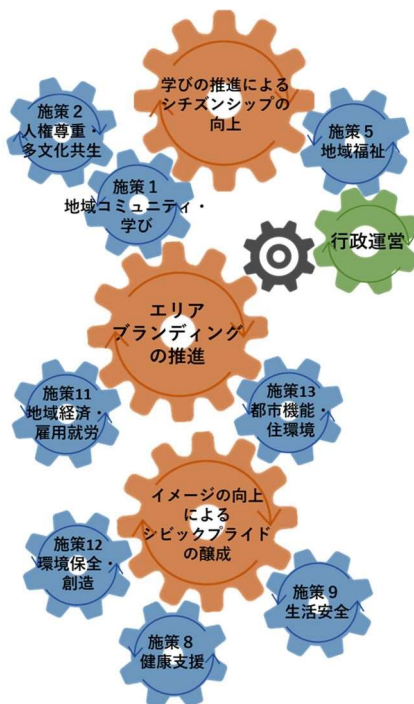
② 今後の展開

・令和5年度末に指定管理期間の期限を迎える生涯学習プラザ(11館)について、次期指定管理者の選定を進めるに当たっては、これまでの運営の振り返りを踏まえ、利用者の増加や新たな学びと活動の創出の強化を図ります。

・ルール遵守やマナー向上に向けた取組のうち、特にたばこ対策については、新たに会議体を設置し、大阪・関西万博を見据えた本市の路上喫煙禁止に向けた方向性の整理を行うとともに、地域ごとの課題や特性に応じた路上喫煙禁止区域の指定箇所の拡大や過料に関する規定の整備などを含め、多角的な対策を検討していきます。

・駅前広場や公園などの公共空間の利活用に当たっては、エリアブランディングの取組への相乗効果が高まるよう、多様な主体と連携しながら将来的な担い手を増やしていくことや、道路は「ほこみち」などの新たな制度の活用も視野に入れた検討を進めます。

主要取組項目④ 施策間連携のイメージと取組



・図書サービスの充実に向けては、市内小学校での電子書籍の利用促進を図る取組や、地域で身近に図書に親しめる場である生涯学習プラザとの連携などについて検討するとともに、北図書館の整備の具体化を図ります。

・旧かんなみ新地の土地・建物の買取りを進めています。引き続き権利者と粘り強く交渉を行い、まちの再生と環境の改善に向けて、全庁的な体制により関係部局が連携し、検討を進めます。

4 総合評価

【令和4年度の振り返り】

- 令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残る中、それまでのコロナ対策に加えて、世界的な物価高騰の影響も踏まえ、子育て世帯へのあま咲きコインの給付や上下水道基本料金等の減免といった支援を可能な限り速やかに実施してきました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが見直され、各種の社会経済活動は、次第にコロナ禍前の水準を取り戻しつつあります。
今後も引き続き、物価や経済の動向を踏まえ、機動的に対応していくことが必要です。
- そのような中、令和4年のファミリー世帯の転出超過数は317世帯(前年比▲61世帯)となり前年より改善したことに加え、居留意向の面では「本市に住み続けたい」と回答した市民の割合は2年連続で上昇しました。
- また、「『尼崎市に住んでよかった』と感じている市民の割合」についても、92.7%と非常に高く、前年度と比較しても上昇(+1.4%)しており、市民満足度は高い割合で推移していると言えます。一方、「本市に住み続けたくない」と回答した方の理由として、「ルール・マナー」「住宅事情」「子ども子育て支援」が多く、それらに対する取組を進めていく必要があります。
- 本市の財政状況については、令和4年度当初予算に引き続き、令和5年度当初予算においても収支均衡を達成したほか、目標管理対象将来負担は着実に減少し、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトで定める令和4年度末の目標残高を下回りました。これまでの行財政改革の取組は着実に実を結び、収支の改善とともに、都市の体質転換が図られつつあり、こうした流れをより強固なものとしていくことも重要です。

【今後の取組の方向性】

- 誰もが子育てしやすいまちを目指し、出産・子育てへの不安や経済的な負担、時間的な制約などの軽減に向けた支援策を部局横断的に検討し、充実を図るとともに、積極的な情報発信に取り組みます。また、誰もが安心してともに学べる場づくりを進めます。
- ファミリー世帯を呼び込むためには、良好な住環境形成に向けた取組が重要です。鉄道駅周辺での公園・広場等の整備や、ファミリー世帯向け住宅の供給誘導策など、令和5年度から新たに設置した会議体「住環境アドバイザーボード」において検討し、まちの魅力の向上や課題の解消に向けた取組を進めていきます。

- ルール遵守やマナー向上の取組については、「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」を所管する各部局で組織された「尼崎市マナー向上推進チーム」の設置に加え、令和5年度からはマナーについて総括的役割を担う「マナー向上推進担当」を新設しました。引き続き、マナー対策を所管する部局の一体的な取組を進める必要があります。
- 社会や時代の変化に柔軟に対応し、地域経済の持続的な発展とそれを支える事業者への支援が求められています。イノベーションの促進や雇用就労支援策について、令和5年度に新たに設置した「産業政策会議」での議論も踏まえた取組を進めるとともに、大阪・関西万博に向け、企業や商店街と連携した取組やインバウンドを意識した観光施策に取り組めます。
- こうした様々な取組の推進とあわせて、AIやRPAなどの情報技術の活用やオンライン申請・ワンストップサービスの推進といったデジタル化の視点を取り入れることで、市民の利便性と満足度の向上につなげるとともに、市役所業務の効率化など業務改善の取組を進め、本市DXの更なる推進を図ります。
- 財政面では、財政運営の規律と目標を定めた「財政運営方針」を踏まえ、収支均衡の達成はもちろんのこと、事業のスクラップ&ビルドや歳入確保に取り組む、一定の政策財源を確保しながら、より効果的な施策を展開し、次のステージに向けた持続可能なまちづくりを進めていきます。

【施策評価結果を踏まえて（令和6年度に向けて特に重点的に取り組む項目）】

令和6年度に向けては、引き続きまちの課題解決に取り組むとともに、第6次総合計画におけるまちづくりを着実に進めるためにも、特に以下の項目について重点的に取り組んでいきます。

- 子育てに係る支援と環境の充実
- まちの魅力向上に向けたエリアブランディングやマナー向上の推進
- 地域経済の活性化と雇用促進・人材育成
- 市民サービス向上のためのDXの推進

(このページは白紙です。)

5 施策別の評価

- 施策01【地域コミュニティ・学び】
- 施策02【人権尊重・多文化共生】
- 施策03【学校教育】
- 施策04【子ども・子育て支援】
- 施策05【地域福祉】
- 施策06【障害者支援】
- 施策07【高齢者支援】
- 施策08【健康支援】
- 施策09【生活安全】
- 施策10【消防・防災】
- 施策11【地域経済・雇用就労】
- 施策12【環境保全・創造】
- 施策13【都市機能・住環境】

【施策評価表の見方】

1 基本情報

| | | | |
|------|--|------|--|
| 施策名 | | 展開方向 | |
| 主担当局 | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | | 実績値 | | | | | | |
|-----|----|--|----|----------|----|-----|----|----|----|----|--|--|
| | | 数値 | 単位 | 数値 | 数値 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | | |
| A | | | | | | | | | | | | |
| B | | <p>展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、第6次総合計画前期まちづくり基本計画期間の最終年度の令和9年度とし、基準値は令和3年度としています。</p> <p>また、これまでの経年変化を確認するため、実績値は平成30年度から記載しています。</p> <p>指標の方向性については、「↑」、「→」、「↓」、「-」から選択しています。</p> | | | | | | | | | | |
| C | | | | | | | | | | | | |
| D | | | | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | | | | |

5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載) | |
|--|--|
| <p>令和4年4月から令和5年3月末までの主な取組内容が、関連する目標指標や市民意識にどのように影響したのかを踏まえ、その成果や課題について主担当局が記載しています(担当局評価)。</p> | |

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | 直近3か年（令和3年度～令和5年度予算）における主な主要事業を記載しています。 |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等

「2 目標指標」に掲げるA～Eの指標のうち、当該展開方向において特に重要と考えられる指標について、グラフにして記載しています。

6 評価結果

| 令和5年度の取組 |
|--|
| 左記「これまでの取組の成果と課題」を踏まえ、令和5年度に取り組んでいる事項について主担当局が記載しています。 |

| 評価と取組方針 |
|--|
| 目標指標の達成状況、市民意識調査、担当局評価の内容を踏まえ、市長評価の結果を記載しています。 |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|--|
| 「これまでの取組の成果と課題」や「令和5年度の取組」を踏まえ、次年度の「主要事業の提案につながる項目」について主担当局が記載しています。 |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|-------------|------|----|---------------------|
| 施策名 | 01 | 地域コミュニティ・学び | 展開方向 | 01 | 地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進 |
| 主担当局 | 総合政策局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|---|----|----------|---|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「生涯学習活動が地域活動につながった」と感じている市民の割合 | ↑ | 7.1 | % | 13.1 | — | — | — | 7.1 | 13.3 |
| B 「地域の活動に参加している」と答えた市民の割合 | ↑ | 15.6 | % | 30.0 | 17.6 | 19.3 | 15.3 | 15.6 | 14.4 |
| C 「講座などに参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と考えている参加者の割合 | ↑ | 78.1 | % | 90.0 | — | — | — | 78.1 | 81.2 |
| D 地域の小中学校で行事やボランティア等に参加したことがある人の割合 | ↑ | 24.7 | % | 30.0 | 23.6 | 25.5 | 20.4 | 24.7 | 26.9 |
| E 市民1人あたりの貸出冊数 | ↑ | 3.15 | 冊 | 5.87 | 3.23 | 3.23 | 2.78 | 3.15 | 3.00 |

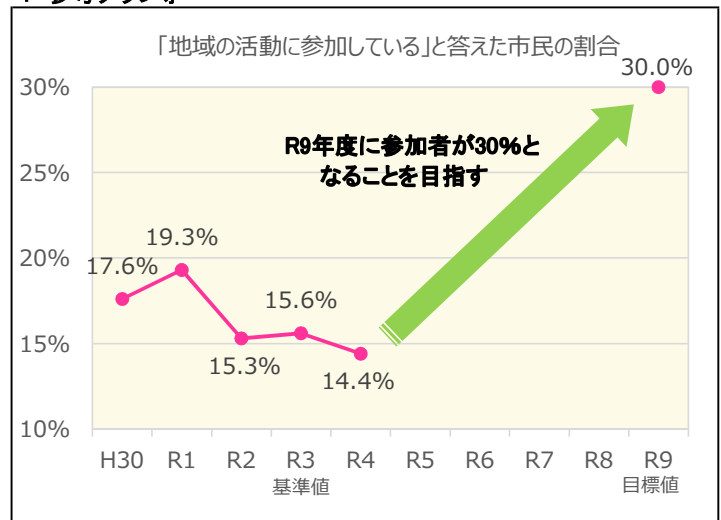
5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載) | |
|---|--|
| <p>【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり】 (目的) 多様な主体同士が情報共有や相互理解を深めるような場づくりを進め、地域の課題解決や魅力向上の取組が地域発意で行える地域社会づくりを目指す。 (成果) ①地域課は、地域の多様な主体がつながり、地域課題を共有し解決に向けて学ぶプラットフォームの運営に取り組んでおり、中央では、より多くの方々の参加を目指しプラットフォームのリニューアルを行うとともに、参加者からの津波避難の相談をきっかけとして講座の開催等を実施した。また、新たに園田において定期開催のプラットフォームが始まったことで、地域課主催のプラットフォームが全地域に設置された。 ②市民活動の初動を支援する補助金と市民運動各地区推進協議会への年間事業補助金の2つの補助金について、地域特性に応じたより効果的な支援を可能とするよう、地域で予算配分を決めることができる仕組みを整えた。 ③地域情報を分野やエリアごとに検索できる地域情報共有サイト(あましえあ)の活用検討や、地域担当職員の地域とのつながりを可視化し地域資源とのつながりを把握・共有するための仕組みを整備した。 ④地域活動への参加を促す第一歩として、地域とつながることの大切さを広く伝えるため、令和4年9月号の市報において、防災、子ども食堂等をテーマに自治会等の取組を紹介する特集記事を掲載した。 (課題) ①プラットフォームについては、地域への定着を目指す一方、新たな話題や出会いが生まれるよう、適宜、開催方法等の見直しを図っていく必要がある。(目標指標B) ④尼崎市社会福祉協議会における地域活動の担い手の高齢化、自治会不在の地域への対応といった課題がある中、若い世代の活動者を増やすための取組が必要である。(目標指標B)</p> | |
| <p>【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】 (目的) 学びたい思い、取り組んでみたい思いを支援し、ひと咲きプラザや生涯学習プラザをはじめ、まちのいたる所で学びや活動が創出されることを目指していく。 (成果) ⑤生涯学習審議会において、地域課だけでなく、教育委員をはじめ、文化、スポーツなど施策01を推進する各部局等が集まり、共に「生涯、学習！」を進めるための意識の共有を図った。また、各地区に振り返る仕組みを構築し、各地区で共通して振り返る項目を設定したことにより、例えば「人権尊重・平和学習」の項目では、小田地区で開催したイベントにおいて、LGBTQ+は事業所や学校の関心が高いテーマと再認識できたことから、各地区の取組に発展し学びの機運が高まった。(目標指標A・B・C) ⑥プラットフォームから派生し、みんなの尼崎大学(尼大)部活動が活性化(軽音部は音楽祭、演劇部は小説尼崎ストロベリー舞台化)など、フラットな相談の場から学びや活動につながる事例が生まれている。また、各地区での相談を把握し全市的資源につないで、仲間を募集中の活動取材し全市的に紹介する(新歓情報)など尼大の地域をつなぐハブ機能の強化により、相談者の活動の幅が広がる事例が増えた。 ⑦みんなのサマーセミナーや市民まつりといった全市的の行事について、3年ぶりに現地開催ができた。制限がある中ではあったが、コロナ禍を乗り越えての開催であったことで、新たな取組や高校生などの新たな人達の参画が生まれた。 (課題) ⑤⑥体験や学びが自己の成長や生きがい、まちの課題解決にもつながっていくといった「生涯、学習！」、本市に関わる人みんなが「尼大生」といった基本理念が市民に浸透するように、更に取組を進めていく必要がある。 ⑤生涯学習プラザの貸室や図書といった日常利用の中から、新たな学びや活動につながるよう、施設運営上の工夫が必要である。</p> | |
| <p>【地域と学校の連携・協働の推進】 (目的) 地域の方々を経験や学習の成果を活かすとともに、学校を核とした活動を通じて地域のつながり、教育力の向上を図る。 (成果) ⑧尼崎北小学校では地域資産に着目した学習を様々な主体に協力を得て実施するとともに、立花地域課による大学のゼミ生と市民グループの活動コーディネーターにより、更に学習の充実が図られた。これらの同校の地域との連携に係る取組が文部科学大臣表彰を受賞した。また、高等学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を図るため、小学校と同様にコーディネーターを配置した。中学校においては、令和5年度より順次、コミュニティ・スクールを導入するにあたり、これまでの中学校区健全育成協議会で培ってきた地域との連携を活かし、地域学校協働活動につなげるよう道筋をつけることができた。(目標指標D) (課題) ⑧保護者や地域住民等に活動の効果や魅力について継続的に情報を発信するとともに、学校管理職、教員に対しては、地域人材の活用が子どもたちの学びの充実や教員の負担軽減につながることに、更に理解を深めてもらえるよう継続して周知を図る必要がある。</p> | |
| <p>【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】 (目的) 資料や情報の提供をはじめとした「知の拠点」として、市民が生涯にわたり学習と交流を行える機会を創出し、豊かな暮らしを実現するための図書サービスの充実を図る。 (成果) ⑨図書館システムを更新し、アプリやLINEからでも本の予約が可能となる等、デジタル面での図書利用サービスを充実し利用環境を整備した。尼崎市立図書館事業計画を策定し、「尼崎市立図書館基本的運営方針」の進行管理を行い、社会教育委員会議にはかった。その結果、年間の目標進捗管理とともに事業の取組のフィードバックを翌年度に反映し、適切に進捗管理ができるようになった。(目標指標E) (課題) ⑨市民が図書に親しむ機会を創出する施策を実施し、コロナ禍前の水準以上に利用者の増加を図る必要がある。学校や生涯学習プラザといった地域で身近に図書に親しめる場との連携などを含めた取組について検討する必要がある。</p> | |

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | 市民が利用する公共施設でのフリーWi-Fiの提供(各地区生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業等) |
| 2 | 園田東会館予防保全事業(生涯学習プラザ等整備事業) |
| 3 | 大庄西中学校跡地活用等整備事業 |
| 4 | 地域振興にかかる各種支援制度等の見直し(地域団体活動促進事業) |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 地域資源情報公開システム事業(地域情報共有サイト(あましえあ)) |
| 2 | 図書等購入事業(電子書籍購入事業) |
| 3 | 学びと活動の情報一元化による効果的な運用・発信 |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・本市に関わる全ての人々がまちへの愛着を感じ、また魅力あふれるまちを目指すにあたっては、「生涯・学習！」の基本理念を一層浸透させるとともに、まちに学びをまき起こすための取組を推進していく。

・地域の多様な主体がつながり、地域課題を共有し解決に向けて学ぶプラットフォームについては、活発な意見交換の場となるよう地域担当職員が積極的にコーディネートしていく。また、各地区のプラットフォームから生まれた取組を相互に共有することで、更なる活性化につなげていく。

・生涯学習プラザについては、利用者の学びと活動が更に広がるよう地域課と指定管理者が一体となって運営していく。

・北図書館の整備の具体化を図るとともに、図書館機能の更なる充実に向けた検討を進める。

令和5年度の取組

【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり】

- ①防災訓練を通して、隣近所とのつながりや助け合いの重要性を経験することで、シチズンシップを育み、地域力の向上を目指す。
- ①地域コミュニティ・学びに関する施策と各施策との連携を深めて課題解決へとつなげるため、地域政策本部会議などを活用し、地域課と各施策の所管課で、相互に課題等の情報共有や意見交換を行う場を新たに設ける。
- ①プラットフォームの開催方法やあり方については、話題が固定化しないよう必要に応じて見直しを行うとともに、そこから多様な連携が生まれるよう地域担当職員が積極的にコーディネートを行う。
- ④プラットフォーム等を通じた新たな担い手の発掘やテーマ型の活動の支援を行う中で、活動者を自治会等の地縁型の地域活動へもつなげていく。

【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】

- ⑤⑥尼崎の「生涯・学習！」が目指すものや、生涯学習プラザ等で生まれてきた事例等を紹介するような尼大「大学案内」を市民が参画できる形で作成していく。
- ⑤期限が令和5年度末となる生涯学習プラザ(11館)指定管理者による運営の振り返りを踏まえ、貸室や図書利用手続きといった利用者との接点を更に活かし、利用者の増や新たな学びと活動の創出の強化を図るため、次期指定管理の希望事業者に提案を求め、選定を進めていく。

【地域と学校の連携・協働の推進】

- ⑧地域学校協働活動の参加者の幅を広げるとともに、活動をより定着させるため、効果等についての情報発信や学校関係者向けの研修を継続して実施する。また、中学校に地域学校協働活動を導入するにあたり、学校運営協議会設置校においては、地域学校協働活動との一体的推進を支援するとともに、学校運営協議会未設置校においても既存の中学校区健全育成協議会事業を活かし、円滑に活動が導入されるよう支援を行う。

【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】

- ⑨学校との連携では、市内小学校に電子図書館のIDとパスワードを付与し、学校での電子書籍の利用の促進につとめる。生涯学習プラザとの事業の連携につとめ、地域での読書推進活動や利用者ニーズに応じた図書サービスの充実を図る。

主要事業の提案につながる項目

【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】

- ⑤生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費の拡充を検討する。

【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】

- ⑨FM計画に基づく北図書館の整備について具体化を進めるとともに、市内地域バランスを考慮した図書館サービス網の充実を検討する。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|-------------|------|----|--------------------|
| 施策名 | 01 | 地域コミュニティ・学び | 展開方向 | 02 | まちの魅力を高める文化芸術活動の推進 |
| 主担当局 | 総合政策局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--|----|-----------|---|----------|---------|---------|--------|---------|---------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 尼崎市文化振興財団及び本市が実施した文化芸術事業への参加者数 | ↑ | 133,807 | 人 | — | 287,010 | 292,057 | 66,577 | 133,807 | 193,309 |
| B 尼崎市総合文化センター稼働率 | ↑ | 44.9 | % | — | 42.5 | 38.4 | 24.0 | 44.9 | 41.2 |
| C 若者支援を目的とした文化芸術事業への参加者数 | ↑ | 4,974 | 人 | 5,250 | 4,369 | 4,896 | 4,123 | 4,974 | 10,643 |
| D 文化芸術のアウトリーチ事業の回数 | ↑ | 58 | 回 | 100 | 50 | 53 | 42 | 58 | 104 |
| E 文化にふれることで「地域のひととの交流や社会参加が盛んになる」と感じている市民の割合 | ↑ | 21.1 (R4) | % | 26.1 | — | — | — | — | 21.1 |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【文化振興の基盤づくり】

(目的)文化施策の指針である「尼崎市文化ビジョン」に基づき、文化振興の中核である尼崎市総合文化センターとその運営を担う(公財)尼崎市文化振興財団(財団)と連携して文化芸術の学びや活動を推進する。

(成果)①「総合文化センター耐震化事業」について、基本設計に着手し、整備内容や手法の検討を進めた。

②「尼崎市文化ビジョン会議」において議論し、芸術分野だけでなく人が学び・活動していくことも文化として捉えた「尼崎市文化ビジョン(第2次)」を策定した。

③市と財団とが文化施策を推進していくためのパートナーとして、それぞれの強みを生かしながら協働して取り組む体制を強化するため、令和5年度に向けて協議し、委託・補助事業を協働契約に変更した。(目標指標A・B)

(課題)①阪神尼崎駅周辺のにぎわい創出の一環として、市内外からの人の流れなども考慮したうえで、文化・芸術活動の拠点として整備を行う必要がある。

②「尼崎市文化ビジョン(第2次)」について、施策評価の仕組みを活用しながら評価を行い、取組を推進する必要がある。

③財団との協働契約に基づき、課題や目標を共有しながら、ともに主体的に取り組む必要がある。

【夢へのチャレンジを応援する】

(目的)若い人の夢を後押しし、飛躍のきっかけとなる機会を提供することや、年齢を問わず新しいことにチャレンジする人を応援することで、本市が夢へのチャレンジを応援するまちであることを発信するとともに、その活動を広げていく。

(成果)④若手アーティストによる先駆的で魅力ある現代美術作品を顕彰する白髪一雄現代美術賞の第1回受賞者の個展・ワークショップを開催し、発表の機会を提供するとともに、市民にその制作体験・鑑賞機会を提供することができた。(目標指標C)

⑤文化未来奨励賞や尼崎落研選手権のほか、財団補助事業の各種表彰など、各芸術分野でチャレンジを応援できた。尼崎落研選手権では過去最多の20校より応募があり、全国的に認知を広げることができている。第8回近松賞では受賞作を決定した。(目標指標C)

(課題)④白髪一雄現代美術賞は、財団と協働で第2回の選考を進め、令和5年度に受賞者決定と発表準備を進めていく必要がある。

⑤各種表彰の中には、若者支援のための賞の位置付けの整理や、歴史の長い賞の応募者の高齢化・減少など、様々な課題があるため、改善方法を検討していく必要がある。

【歴史・文化を受け継ぎ、育てる】

(目的)過去から受け継がれてきた伝統芸能や祭り、本市ゆかりの人物といった様々な歴史・文化について、学び・楽しみながら、それらが守り伝えられ、まちづくりに活かされていくよう、まちの誇りとして育てていく。

(成果)⑥令和6年度の白髪一雄生誕100年に向けて、財団と協働で実行委員会の設立準備を進めた。白髪一雄発信プロジェクトは、宮崎県立美術館で実施し、初期作品からアクション・ペインティングの大作まで本市所蔵作品等約70点の展示や白髪氏と宮崎県とのつながりの紹介により、作品や人物像を発信することができた。

⑦コロナ禍で中止していた行事の再開を進めることができ、尼崎薪能は2年ぶり、大近松祭(近松記念館開催分)は3年ぶりに開催することで、歴史・文化の継承を担う方々の活動・発表の機会となった。(目標指標E)

(課題)⑥白髪一雄生誕100年に向けて、市内外に周知を図る取組や、市民の参画意識の醸成に取り組む必要がある。

⑦伝統芸能や祭りを市民とともに守り伝え、活かしていけるよう、裾野を広げるための工夫に取り組む必要がある。

【学び・楽しみ・交流する市民を支える】

(目的)市民が文化・芸術に触れる機会を増やし、文化・芸術を創作・発表できる場づくりを行うことで、学び・楽しみ・交流する市民を支えていく。

(成果)⑧アールスペースA-LABでは展覧会を5回開催し、尼崎ゆかりのはしもとみお氏の展覧会では過去最多の7,685人の来場があった。生涯学習プラザ等で開催したワークショップA-LAB GO+では子どもたちに多様な芸術体験を提供することができた。(目標指標A・C)

⑨財団による美術・音楽のアウトリーチを学校・生涯学習プラザで実施した。財団が指定管理者として参画している生涯学習プラザでは、総合文化センターの公演や美術展と連動した企画や、文化教室講師によるワークショップを開催し、文化・芸術に触れることができる機会を提供することができた。(目標指標D)

⑩令和4年度に市民発意で立ち上がった「みんなの尼崎大学軽音楽部」とともに田能資料館やポートレース尼崎などと一体で「あまがさき春の音楽祭」を開催することで、音楽を通じた学びと活動の場づくりができた。(目標指標A・E)

⑪財団の公式YouTubeチャンネルである「アルカイックチャンネル」では、ホール事業を中心に配信を進めた。

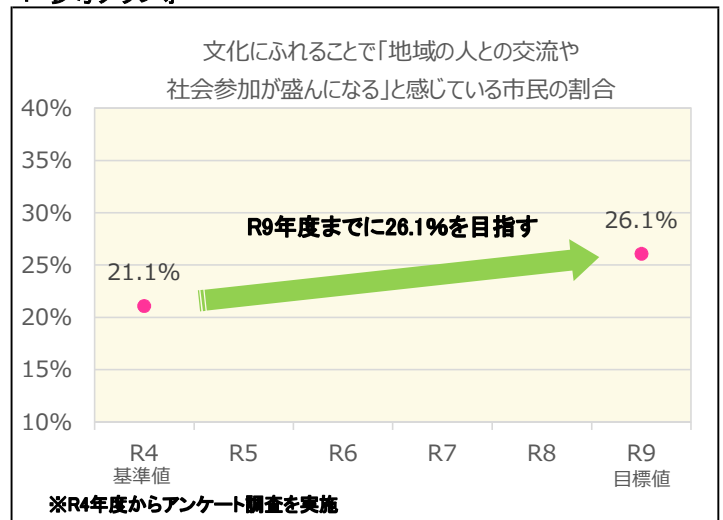
(課題)⑧⑨⑩市民に身近な場である生涯学習プラザなどを活用した芸術体験の提供や、市民発意の取組や活動の支援など、積極的な地域展開を進める必要がある。

⑪オンラインで芸術に触れることができる動画配信を定着させるとともに、配信分野の拡大などに取り組む必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 | 文化振興体制の再構築 |
| 2 | 大近松300年祭(尼崎市文化振興財団補助金) |
| 3 | 動画制作・配信事業(尼崎市文化振興財団補助金) |
| 4 | 白髪一雄生誕100年記念事業 |
| 5 | ポストコロナに向けたミュージシャン応援事業(文化芸術推進事業) |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 総合文化センター耐震化事業 |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 尼子騷兵衛作品等資料収集・調査・活用事業 |
| 2 | 若者の夢創造・発信事業(白髪一雄現代美術賞の創設) |
| 3 | まちの魅力発信事業(アート@シビック・ロビー事業) |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



| 令和5年度の取組 | |
|----------------------------|---|
| 【文化振興の基盤づくり】 | ①「総合文化センター耐震化事業」については引き続き基本設計を進める中で整備内容を検討するとともに、事業費等を精査していく。 ②③協働契約による市と財団の役割分担に基づき、課題や目標を共有しながら、文化振興事業に取り組む。 |
| 【夢へのチャレンジを応援する】 | ④⑤各表彰事業などについて、市と財団で協働で取り組むことで、財団の専門性を生かした発表支援などを行う。また課題を共有し、必要な改善策を協議していく。 |
| 【歴史・文化を受け継ぎ、育てる】 | ⑥白髪一雄生誕100年記念事業のプレ事業として、実行委員会の立ち上げや記念ロゴの募集、紹介映像の作成などを行う。白髪一雄発信プロジェクトは最終年度となる令和5年度をこれまでの集大成として、北九州市立美術館及び新潟県立近代美術館の2館で実施する。 ⑦多くの市民が興味を持つよう、令和元年度以来となる尼崎城での薪能を開催する。また、大近松祭の節目である300年祭については、例年の演目に近松を題材にした宝塚OGレビュショーや記念誌の発行などを加え、より充実した内容で開催する。 |
| 【学び・楽しみ・交流する市民を支える】 | ⑧⑨生涯学習プラザ等を活用したアウトリーチや、学校園へのアウトリーチについて、演劇分野も取り入れるなど、積極的に展開する。また、各地区の生涯学習事業に参画していく。 ⑩あましんアルカイックホールなどで、尼崎で活動している音楽グループの活動を後押しするための、ポストコロナに向けたミュージシャン応援事業を実施する。 ⑪「アルカイックチャンネル」の動画配信分野を拡大し、美術系事業や、地域における歴史・文化事業の情報発信を行う。 |

6 評価結果

| 評価と取組方針 |
|---|
| ・新たに策定した文化ビジョンに基づき、文化・芸術に触れる機会を今後も提供していくとともに、新しいことや夢にチャレンジする人を応援するなど、引き続き文化振興財団とも連携しながら取り組んでいく。 |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
| |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|-------------|------|----|---------------|
| 施策名 | 01 | 地域コミュニティ・学び | 展開方向 | 03 | 歴史遺産の継承と学びの充実 |
| 主担当局 | 教育委員会 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--------------------------------------|----|----------|---|----------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 歴史や文化財等に関するボランティア活動参加延べ人数 | ↑ | 881 | 人 | 1,762 | 2,566 | 1,791 | 616 | 881 | 1,773 |
| B 歴史博物館への来館者数 | ↑ | 45,171 | 人 | 50,000 | — | — | 24,579 | 45,171 | 39,351 |
| C 歴史博物館・田能資料館主催事業の参加者数 | ↑ | 1,023 | 人 | 2,046 | 2,231 | 1,883 | 1,045 | 1,023 | 1,975 |
| D あまがさきアーカイブズ(地域研究史料室)相談利用(レファレンス)人数 | ↑ | 2,293 | 人 | 2,345 | 2,330 | 1,907 | 1,623 | 2,293 | 2,229 |
| E 学校教育と連携した事業の実施回数 | ↑ | 45 | 回 | 90 | 55 | 53 | 50 | 45 | 59 |

※歴史博物館の開館(令和2年10月)以前の数値については、前身である文化財収蔵庫等での実績値

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【魅力ある歴史博物館の運営】

(目的)歴史博物館において尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開し、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する関心を高めるとともに、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。また、市民ボランティアの養成と参画促進に取り組むとともに市民グループとの協働も図り、市民と共に歩む博物館を創出していく。

(成果)①尼崎の歴史をわかりやすく伝える常設展示や特別展・企画展のほかSNS等を活用した情報発信に努めた。令和4年度の来館者数は39,351人、公文書館機能であるあまがさきアーカイブズの相談件数は2,229件であった。令和5年1月には開館以来の累計来館者が10万人に達した。田能資料館では常設展示の更新や復元高床倉庫の建替により展示の充実・魅力向上を図った。(目標指標B・D)

②ボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に中止した活動を感染症対策に意を用いて活動することで、参加人数を増やすことができた。(目標指標A)

(課題)①②引き続き魅力ある展示事業や歴史を学ぶ機会の提供、情報発信の充実を図るため専門職の人材育成に計画的かつ着実に取り組むとともに、歴史博物館の事業活動を支える市民ボランティアの募集と養成に引き続き取り組む必要がある。また、歴史博物館への来館者数が減少傾向にあることから、目標を達成するため、魅力ある展示事業を行っていく必要がある。

【歴史遺産の保存と活用】

(目的)文化財や歴史資料等の収集・調査・整理を進め、地域資産として有効活用できるように保存・公開することにより、地域の歴史を学ぶ環境づくりを進める。また、歴史遺産を保存し活かす活動に取り組む市民グループ等との連携・協力を進め、地域の歴史遺産の保存・活用を図る。

(成果)③貴重な歴史遺産であるユニチカ記念館の保存・活用を図るため令和5年3月に土地・建物を取得した。

④このほか埋蔵文化財の確認調査を実施するなど文化財保護の推進に取り組んだ。

⑤文化財を守り伝え活かしていくための仕組みとして新たに文化財保存活用基金を設置した。講座・体験学習などの市民向けの事業については社会情勢を鑑み、感染症対策を行いながら実施した。(目標指標C)

(課題)③新たに取得したユニチカ記念館については、保存活用に向けて全庁的な連携を図るなかで検討を進めていく必要がある。併せて寄贈を受けた尼崎紡績関連の資料等について保存及び整理、公開が必要である。

④こうした市民の貴重な財産である文化財を保護し後世に伝え活用する取組を着実かつ計画的に推進していくことが求められている。

⑤文化財保存活用基金については、適切な運用と市内外からの協力を得られるように努める必要がある。

【地域の歴史を学ぶ機会の充実】

(目的)市民や子どもたちが尼崎の歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実を図り、身近な地域の歴史・文化財に対する関心を高める。

(成果)⑥尼崎の歴史に触れる事業として特別展等と関連したテーマにより記念講演会や市民講座、体験型ワークショップなどを広く市内外の方を対象に通年で実施するとともに、市内外への出講にも積極的に協力した。学校教育との連携では企画展「むかしのくらし・むかしの小学校」等の見学受入や学校への出張授業など歴史学習への支援のほか、新任教員が対象であった歴史博物館での研修を現任教員も対象として実施し充実を図った。また地域の団体から市内の小学校に尼崎の歴史を学ぶデジタル副読本の寄贈を受けるにあたり内容の作成に協力した。田能資料館では引き続き小学校とのオンライン授業に取り組んだ。(目標指標C・E)

(課題)⑥新型コロナウイルス感染症の影響により控えられていた市内小学校の見学をはじめ、幅広い市民の利用促進を図る必要がある。

【学びを支える機能の充実と連携促進】

(目的)公文書館機能を備えた歴史博物館として、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を将来に伝え、その利用に供するとともに、歴史博物館と図書館等との有機的な連携を図ることで情報資源の収集・蓄積・提供していく機能を高め、市民がより使いやすく親しみやすい施設の実現に努め、市民の学びを支える。

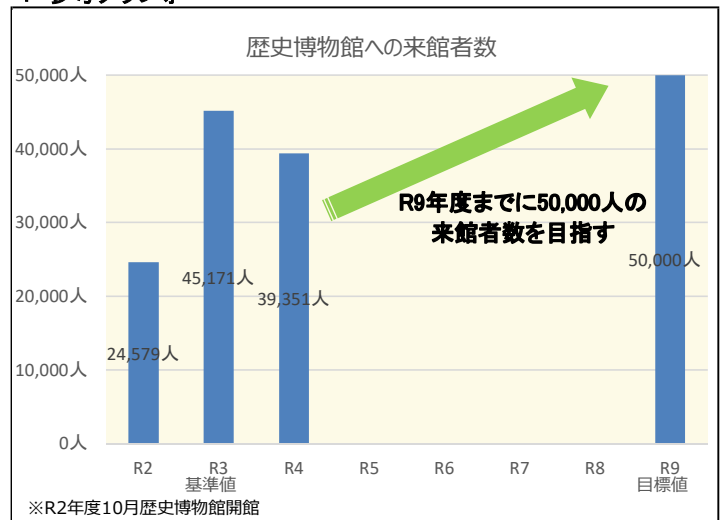
(成果)⑦令和4年4月からの公文書管理等条例施行に伴い、歴史的公文書の適切な保存と市民利用制度の運用及び利用促進に努めた。歴史資料の保存と利用者の利便性向上を図るため、歴史的公文書や近世の歴史資料など資料のデジタル化を進めるとともに歴史博物館蔵書データベースの図書館検索システムへの一本化に取り組んだ。市民が歴史を学ぶ場の提供として、引き続き『尼崎市史』を読む会を中央図書館・北図書館で開催するほか、歴史博物館・中央図書館・尼崎城による連携イベントを通じた周遊促進を図った。(目標指標C・D・E)

(課題)⑦学びを支える施設として博物館、図書館及び公文書館の連携を促進するなか、資料や蔵書の更なる活用と利用者の利便性向上のため、来館しなくても資料を閲覧できる環境整備や資料のデジタル化を継続していくことが必要である。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|-------------------------|
| 1 | 文化財保存活用地域計画策定事業 |
| 2 | デジタルアーカイブの推進(MLA連携推進事業) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 歴史的公文書等管理・公開事業 |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 歴史博物館展示事業(歴史博物館特別展事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 | |
|---------------------------|---|
| 【魅力ある歴史博物館の運営】 | ①特別展「尼崎市指定文化財の精華」や企画展「尼崎紡績-工都尼崎のはじまり」など時宜を得た魅力ある展示事業の展開に取り組むなど、引き続き市内外からの来館促進やリピーター獲得に努めるとともに、専門職の計画的な採用・育成に取り組んでいく。 ②引き続き市民ボランティアの募集と養成に取り組む。 |
| 【歴史遺産の保存と活用】 | ③ユニチカ記念館の保存活用については、全庁横断的なプロジェクトチームを中心に、市民や専門家などから広く意見を聞きながら検討を進めていく。 ④文化財の保存と活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画について令和7年度の策定に向けた検討を進める。 ⑤文化財保存活用基金については市内外から協力を得られるよう、ふるさと納税のポータルサイトに掲載し周知を図る。 |
| 【地域の歴史を学ぶ機会の充実】 | ⑥引き続き、市民や学校等への情報発信や連携に努めながら、市民や子どもたちが歴史に触れ学ぶ機会の充実を図っていく。 |
| 【学びを支える機能の充実と連携促進】 | ⑦博物館、図書館及び公文書館機能の連携を図りながら、歴史的公文書及び地域史料の保存と更なる活用のため、デジタル化した資料のWeb公開を進めるとともに、公文書以外の歴史資料についてもデジタル化を進めていく。 |

| 評価と取組方針 | |
|---------|--|
| | ・ユニチカ記念館については、ワークショップやイベントの開催など利活用を進めるとともに、地域活性化や観光地域づくりなどまちづくりの視点をもって全庁横断的に保存活用の検討を進めていく。 |
| | ・博物館及び図書館における情報発信にあたっては、見やすいホームページのレイアウト構成等を検討するとともに、デジタル化した資料の公開を進め、本市の魅力発信の強化につなげていく。 |

| 主要事業の提案につながる項目 | |
|---------------------|---|
| 【歴史遺産の保存と活用】 | ③ユニチカ記念館の敷地について、市民が憩う広場になるような整備に向け検討を進める。 |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|-------------|------|----|---------------|
| 施策名 | 01 | 地域コミュニティ・学び | 展開方向 | 04 | スポーツに親しむ機会の充実 |
| 主担当局 | 教育委員会 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-----------------------------|----|----------|---|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合 | ↑ | 45.0 | % | 49.0 | 45.2 | 45.8 | 45.6 | 45.0 | 45.8 |
| B 生涯スポーツ・レクリエーション事業参加者数 | ↑ | 5,202 | 人 | 11,000 | 9,330 | 10,862 | 4,144 | 5,202 | 6,614 |
| C 学校開放利用者数 | ↑ | 537,279 | 人 | 690,000 | 736,569 | 689,939 | 561,705 | 537,279 | 687,560 |
| D 地区体育館等利用者数 | ↑ | 345,060 | 人 | 364,000 | 388,179 | 363,379 | 266,686 | 345,060 | 335,781 |
| E 誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数 | ↑ | 31,928 | 人 | 69,000 | 69,407 | 68,728 | 27,011 | 31,928 | 47,240 |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【市民のスポーツ実施率の向上に向けた取組の推進】

(目的)様々なスポーツ施策を通じて、健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合の向上を図る。

(成果)①スポーツ施設を通常通り運営できたほか、「市民ウォーク」(169人参加)や「スポーツのまち尼崎フェスティバル」(延べ15,096人参加)等のイベントを再開し、スポーツへの機運醸成を図った。(目標指標A)

②本市と連携協定を締結している「クボタスピアーズ」と協力し、無料観戦デー(77人参加)やバレーボール教室(57人参加)、交流試合(29人参加)を開催するなど、地域のスポーツクラブ等と協働した取組を行った。特にバレーボール教室参加者のアンケートでは「知っていたことがより深く理解できた。」など好評であり、「また参加したい」との回答が85.7%であった。(目標指標A)

(課題)①②施設利用者数等は回復傾向にあるものの、長引くコロナ禍で人々のライフスタイルが変化していることもあり、以前の水準には戻らなかった。こうした中スポーツへの意識を高めていくには、ライフステージに応じた取組を通じ、より多くの市民に参加してもらい、参加者がスポーツに親しむきっかけとなるよう、魅力ある内容とする必要がある。

【ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進】

(目的)市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会と場の提供や、市立学校のスポーツ施設を開放することにより、市民スポーツの振興、市民の健康増進やコミュニティの形成促進を図る。

(成果)③市民に身近な運動と健康づくりの場を提供することを目的としたスポーツ推進委員が行う「さわやか地域スポーツ活動」では、前年度より663人多い3,554人が参加したほか、自主グループも形成された。(目標指標B)

④スポーツ推進委員や学校開放運営委員会、スポーツクラブ21が連携する中で、親子を対象としたモルック体験教室を開催し、若い世代がニュースポーツに親しむ機会を提供した。(目標指標B)

⑤学校開放は、通常どおりの利用ができ、コロナ禍以前より中学校及び特別支援学校の利用者が増加したこと、また、琴ノ浦高校の開放を開始したことなどにより、利用者が150,281人増加した。(目標指標C)

⑥部活動の地域連携に向けたモデル事業として、市内14校に指導補助員を派遣した。今後取組を進めるに当たり、指導者と顧問・生徒との信頼関係の重要性が見えたほか、顧問の競技に係る学びの機会になるなど、当初想定していなかった効果も見られた。

⑦本市における部活動の地域連携のあり方を協議するため、関係団体から成る協議会を設置し、課題の共有などを行った。

(課題)③④各事業で高齢者の参加者数が増加している一方で、子育て・働く世代の参加者数が伸び悩んでおり、親子スポーツ教室の開催を企画するなど、各スポーツ団体や学校等と連携し実施していく必要がある。

⑤地域スポーツの拠点として、学校スポーツ施設の利用拡大に向け、より多くの市民が利用できるよう学校開放運営委員会等との連携を図り、子ども向けイベント・プログラムを充実させる必要がある。

⑥⑦実施主体となるスポーツ団体等の整備充実や、指導者の質・量の確保方策、大会参加、会費、保険、教員の兼職のあり方など、多岐に渡る課題がある。検討協議会での議論や、学校現場、保護者等の意見を丁寧に聴きながら着実に取組を進める必要がある。

【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】

(目的)地区体育館で実施する「健康づくり教室」事業などにより、地区体育館等の利用者数を増やし、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。

(成果)⑧スポーツ振興事業団と協力して「健康づくり教室」等の事業を行い、施設改修に伴う休館期間を除いた期間で比較すると施設利用者数は39,880人増加した。利用者アンケートでは、施設・接遇・講座内容の各項目で96%が「とても満足」「満足」という結果を得た。(目標指標D)

⑨地域に根差した取組として行う「指導者派遣等事業」について、生涯学習プラザを中心に実施場所を増やすなど事業の拡大を図った。その中で、健康づくりに関する自主グループが形成されたほか、コロナ禍で人と接する機会が減っていた方が教室に来ることで楽しみが出来たといった評価を得られた。

⑩サンビック尼崎及び立花体育館予防保全事業、(仮称)健康ふれあい体育館の整備に向けた取組を行った。

(課題)⑧社会体育施設では、市民ニーズに沿った魅力的な教室等を開催することにより一層の利用促進に取り組むとともに、そうした拠点や人材を活かすつ、あらゆる機会を捉えて、市民の健康づくりに対する意識高揚に資するよう、地域と密着した取組を進める必要がある。

⑨健康不安を持つ高齢者が非常に多いことが分かってきた一方で、生活圏内に運動に親しむ機会に乏しい地域がある。

⑩(仮称)健康ふれあい体育館の整備を着実に進めていくとともに、長寿命化改修が予定されている施設においては利用者への事前周知等を徹底し、休館を伴う場合には、供用再開後は再び利用されるような取組が必要である。

【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】

(目的)各種スポーツ大会を契機として、市民のスポーツへの関心や参加意欲を高めることにより、本市のスポーツの推進と競技力の向上を図る。

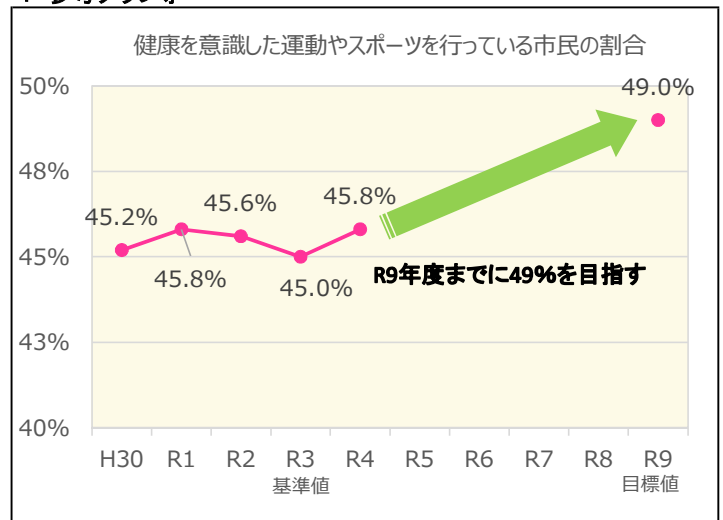
(成果)⑪大会誘致では新たにT.LEAGUE(卓球)の誘致を行うなど10大会を開催し、観戦者は前年度より7,705人増加した。また、市民スポーツ祭やマスターズ選手権大会の参加者数は7,607人増加した。(目標指標E)

(課題)⑪市民の関心が高い大会の誘致に努めるほか、大会が競技の魅力を知るきっかけとなるよう、情報・魅力発信に努める必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|----------------------------|
| 1 | 中学校地域部活動のモデル実施(課外クラブ関係事業費) |
| 2 | 学校プール開放の廃止 |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 立花体育館予防保全事業 |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | オリンピックを契機としたスポーツ推進事業 |
| 2 | パラリンピック応援事業 |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 | |
|-----------------------------------|--|
| 【市民のスポーツ実施率の向上に向けた取組の推進】 | <p>①②「クボタスピアーズ」や「アサヒ飲料クラブチャレンジャーズ」といった、本市にゆかりのあるスポーツクラブと一層協力した取組を行い、市民が競技スポーツを身近に感じ、スポーツに親しむきっかけとなる取組を行う。</p> <p>①②スポーツ振興事業団が実施する「指導者派遣等事業」や、スポーツ推進委員による「さわやか地域スポーツ活動」など、地域に根差した取組を進め、継続的に運動やスポーツに取り組む市民の割合の向上を図る。</p> |
| 【ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進】 | <p>③④学校や地域振興センター等とも連携し、子育て・働く世代が参加しやすい休日のイベント等の開催を促進するなど、魅力ある事業の充実を図っていく。</p> <p>⑤学校開放の更なる利用促進について、市立学校に協力を求めるとともに、学校開放運営委員会及びスポーツクラブ21を主体とする子ども向けイベント・プログラムの実施を促し、利用者の増加を図る。</p> <p>⑥⑦運動部及び吹奏楽部における休日の活動について、地域主体で行う取組をモデル校形式で実施する中で、課題の洗い出しや対応策の検討及び検証を行う。また、検討協議会において、全校実施に向け円滑に進めていけるよう、地域部活動のあるべき姿について議論を重ねていく。</p> |
| 【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】 | <p>⑧利用者ニーズをとらえた各種の講座や教室を実施するとともに、地域に密着した取組として、地区祭り等の地域の行事に積極的に参画する中で、市民の健康づくりの推進と地域コミュニティの形成に資する活動を行う。</p> <p>⑨いきいき百歳体操などの取組が行われている場を活用するなど、他施策とも連携しながら市民の健康づくりに向けた取組の更なる充実を図る。</p> <p>⑩(仮称)健康ふれあい体育館の整備に向け、武庫地区においては、令和6年度の供用開始を目指して着実に取組を進めていくとともに、今後整備予定の大庄地区においては、丁寧な市民意見の聴取を行っていく。</p> |
| 【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】 | <p>⑪T.LEAGUE等において、大会主催者と協力して市民割引を行うことにより、スポーツの魅力を直接会場で体感できる機会を提供するなど、観戦をきっかけとして、スポーツへの関心や参加意欲を高めていく。</p> |

| 評価と取組方針 | |
|---|--|
| ・部活動の地域連携の取組については、モデル事業の効果検証を進めるとともに、国の動向も見据えつつ、学校現場や保護者・生徒の理解を得ながら丁寧に進めていく。 | |
| ・本市を本拠地とするなど本市にゆかりのあるスポーツチームとは、スポーツに親しむきっかけづくりや運動機会の確保に向けて学校教育施策とも連携するとともに、地域活性化や経済活性化など幅広い視点で協働の取組を進める。 | |
| ・スポーツ大会等の誘致については、大会を契機として市民のスポーツへの関心や参加意欲をより効果的に高めるために、馴染みのあるスポーツだけでなく、市民の関心が高い競技にも積極的に働きかける。また、大会実施による経済効果についても検証を進める。 | |

| 主要事業の提案につながる項目 | |
|-----------------------------------|---|
| 【ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進】 | <p>⑥⑦部活動の地域連携に向けた取組については、モデル校の検証や国の動向も踏まえつつ、学校現場や生徒・保護者の理解を得ながら進めていく。</p> |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | |
|------|---------------|------|---------------------|
| 施策名 | 02 人権尊重・多文化共生 | 展開方向 | 01 地域における人権尊重の取組の推進 |
| 担当当局 | 総合政策局 | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--|----|----------|---|----------|-----|----|----|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合 | ↑ | 68.6 | % | 82.6 | — | — | — | 68.6 | 69.6 |
| B 「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合 | ↑ | 83.6 | % | 90.0 | — | — | — | 83.6 | 79.2 |
| C | | | | | | | | | |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】

(目的) 必要な情報提供や場づくりの支援を行い、市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係づくりを推進する。
 (成果) ①特別支援学校と連携して音楽交流会や卒業生を講師にパラスポーツであるボッチャによる交流会を実施したほか、生涯学習プラザにおいて同校の生徒を対象とした仕事体験等を行い、障害のある生徒と市民が交流する機会を持つことができた。(目標指標A)
 ②引きこもりや不登校傾向のある子ども達への学習機会を提供する居場所づくり地域総合センターや地域ボランティアとともに取り組み、子どもとボランティア、地域住民との交流が生まれた。また、地域の声を受けて子ども食堂で住民交流等の場を設け、子ども食堂を必要とする社会的背景や運営の工夫、子どもを取り巻く状況や課題などを学ぶ機会の提供ができた。(目標指標A)
 ③視覚障害のある人の学びと交流の場の提供・社会参加を促す取組として、歴史博物館では土器に触れながら、歴史的背景などの説明を聞いたり、市立尼崎高校の吹奏楽部によるインクルーシブコンサートでは楽器に触れながら音や特徴の説明を聞くなど、視覚以外の感覚を用いた体験ができる工夫を行ったことで、障害のある人となない人がともに学ぶ機会が提供ができた。(目標指標A)
 ④スクールソーシャルワーカーの声をを受けて実施した10代の居場所事業で、新たにあまがさきチャレンジまちづくり事業を活用し、中高生がシェフとなり、地域の大人をもてなすおとな食堂が立ち上がり、大人が食事に来ることで子どもの自己肯定感の醸成につながった。(目標指標A)
 ⑤地域で暮らす様々な人が参加する防災訓練を実施したいという地域の発意のもと、外国籍住民支援団体を通じてベトナム人に広報チラシの翻訳を依頼し、2名のベトナム人が訓練に参加したほか、地域の手話通訳者の協力で聴覚障害のある人と一緒にゲームを通じて防災意識を高めることができた。(目標指標A)
 ⑥大型スーパーが閉店した地域において、高齢者等が買い物難民となることが懸念されたことから、試験的に地域住民向けに野菜等の販売場所を提供することで地域住民が集い、交流を深めることができた。(目標指標A)
 (課題) ①～⑥人権文化いきづまづくり計画を推進していく上で重視すべき視点を意識した取組は広がりつつあるが、さらに顔見知りの緩やかなネットワークを活かしながら進める必要がある。

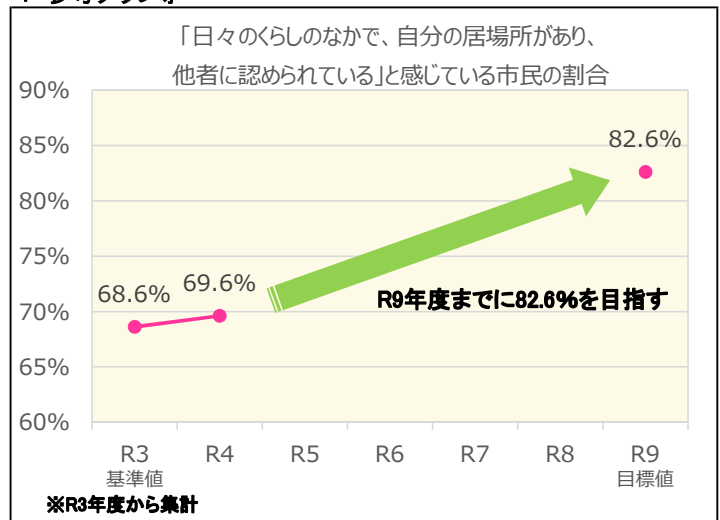
【地域における人権の学びを支える人権学習・啓発の推進】

(目的) 生活の身近な場で人権学習・啓発を実施し、人権を自分の問題として捉え、様々な人権問題について理解を深める。
 (成果) ⑦人権文化いきづまづくり計画の取組の推進に向けて、今後の取組に活かせるような好事例などを人権文化いきづまづくり推進会議(庁内会議体)において全庁的に点検、共有するため、重視すべき「視点」に基づき整理した「まとめシート」を作成した。
 ⑧国勢調査データを活用した、旧同和地区や市平均値から乖離している地域との比較調査(高齢単身比率、完全失業率、国籍別等)の実施に向けて、広く企画提案競技により事業者を選定できるよう、仕様について人権文化いきづまづくり審議会から意見聴取を行った。
 ⑨性的マイノリティの子をもつ母親と当事者との対談形式による講演会を実施し、子どもからカミングアウトされた際の親の心境や当事者が抱える悩みなど双方の意見を交換することで、性の多様性を身近な問題として考える機会の提供ができた。(目標指標A・B)
 ⑩若者が置かれる社会環境やユースワークについての学習会を実施した結果、地域住民をはじめ、日頃から若者支援を行っている方や関係部局の職員の参加も多くあり、市全体で若者の健全な育ちを支援するための知識や行動について学ぶ機会となった。(目標指標A・B)
 ⑪ウイグル民族の研究中に中国警察に身柄を拘束された方を講師として、ウイグル自治区の現状と歴史を学び、世界で起きている人権問題について学ぶ講座を実施した。また、地域発意により、40年前にベトナム難民として来日した市民を講師として、体験談や平和への想いを聞く機会を設けることで、ベトナム人を含む参加者が平和についてともに考える機会となった。(目標指標A・B)
 ⑫元パラリンピック競泳選手を講師に、義手に至った体験を語ってもらう講演会とあわせ、義肢装具士の専門学校協力のもと義肢の展示コーナーも設置したことで、多くの受講者が身体障害のある人の実情や支援について具体的に知るきっかけとすることができた。(目標指標A・B)
 ⑬PTA等のグループによる主体的な学習を推進する人権教育小集団学習においては、活動を休止していた1グループが再開し、計39グループが活動した。また、補助金交付要綱を改正し、実施回数と緩和するとともに、生涯学習プラザの活動グループへのPRや当該制度を利用していない小中学校のPTAに体験者談を掲載した事業案内を発信する等、制度周知に努めた。また、グループのリーダー向け研修も一般参加を可能とし、夏休みの親子向け映画会では、沖縄本土復帰50年にちなみ沖縄戦をテーマとするアニメーション映画と講演会を実施した。
 ⑭学校園を中心に市民に配布する啓発リーフレットは、子どもと保護者が一緒に学ぶことを意識し、学識経験者から助言を得て作成し、世代間コミュニケーションのあり方など高齢者が抱える問題を地域共生社会で支え、福祉文化の創造について考える機会を提供した。
 ⑮人権意識の高揚を図り、人権・同和教育を推進することを目的に教育委員会と連携して活動する尼崎市人権・同和教育研究協議会においては、学習と気づきにつなげるため、引き続き「人権マンガ」を公募し、作品展や同会の広報誌等への掲載を行った。
 ⑯(公社)尼崎人権啓発協会と協働契約を締結し、互いに啓発事業の実施状況を確認しながら協働事業として進めた。(目標指標B)
 (課題) ⑦～⑫人権施策の適切な推進に向けて「まとめシート」の共有と人権侵害の実態把握に努めるとともに、多様な人権問題の啓発について市民の新たな気づきや学びにつながるよう工夫していく必要がある。
 ⑬人権教育小集団学習はPTAのグループが多く、PTA活動のスム化等により結成が難しくなっているが、学習者からは新たな気づきを得られた等の好評を得ており、学習内容の充実とPRIに引き続き取り組む必要がある。また、人権教育小集団学習を市民主体の学習会とするため、助言者として参画している人権教育に熱意のある「人権啓発推進リーダー」についても引き続き、担い手の育成を行っていく必要がある。
 ⑭⑮多様化する人権問題に対応するため、「新しい視点や気づきを得る」、「地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する」、「地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む」といった視点を意識した講座・啓発等を引き続き企画していく必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 | 国勢調査データを活用した調査分析事業(人権啓発事業) |
| 2 | インターネット上の人権問題等に関する法律相談(尼崎人権啓発協会補助金) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 地域総合センター南武庫之荘の予防保全(地域総合センター整備事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



令和5年度の取組

【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】

①～⑥地域住民や関係団体との連携が深まるよう、各地域での取組を共有しつつ、多様な地域課題を掘り起こし、事業の企画や地域のネットワークづくりにつなげる。

【地域で人権を学び続けることができるよう、人権学習・啓発の推進】

⑦人権文化いきづまちづくり計画(計画期間:10年)の取組を適切に推進していくため、市民意識や人権を取り巻く状況把握に努める。

⑧今後の人権施策を適切に推進するための基礎資料とするため、国勢調査データを活用し、旧同和地区や市平均値から乖離している地域、国籍別等の分析を行う。

⑨～⑫地域課題・住民のニーズを捉え、多様な人権問題を自分事として考え、地域全体で連携しながら学びや交流の場を提供できるよう取り組む。

⑬人権教育小集団学習会が継続されるよう、またできるだけ参加しやすいものとするため、昨年度に引き続き、更に要件を緩和するとともに、PTAに対してもPRを行う。また、人権問題を学ぶ機会を幅広く提供するため、じんけん学習サポート事業の制度利用についてホームページへの掲載に加え、市内等の大学や生涯学習プラザの活動グループに呼びかける。人権教育小集団学習会の市民リーダーである人権啓発推進リーダーについては、学習会の中から同リーダーが生まれるよう人材育成に引き続き取り組む。

⑭⑮多様化する人権問題に対応し、人権課題を「誰かのこと」ではないということを引き続き親しみやすい形で啓発を行うとともに、尼崎市人権・同和教育研究協議会とも連携し、様々な手法による啓発に引き続き取り組む。

6 評価結果

評価と取組方針

・人権文化いきづまちづくり計画の「進捗管理まとめシート」を作成し、審議会の意見も付した上で公表するなど、人権施策を推進するための仕組みが整ってきており、同シートを活用して的確に人権施策を推進する。

・また、時宜に応じてアンケート調査等による実態把握を行うことで、マイノリティへの配慮や多様な人を尊重した取組を展開していく。

主要事業の提案につながる項目

【地域における人権の学びを支える人権学習・啓発の推進】

⑦人権に関する市民意識調査について、前回実施から6年が経過することから、人権文化いきづまちづくり計画に基づき、令和6年度に実施する。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|------------|------|----|------------------|
| 施策名 | 02 | 人権尊重・多文化共生 | 展開方向 | 02 | 人権に関する相談体制と支援の充実 |
| 主担当局 | 総合政策局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--|----|----------|---|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の市民の割合 | ↑ | 73.9 | % | 80.0 | 72.8 | 70.8 | 77.2 | 73.9 | 76.3 |
| B 「女性だから・男性だから」という理由で生きづらさを感じるという市民の割合 | ↓ | 32.6 | % | 16.0 | — | — | — | 32.6 | 31.3 |
| C 「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した市民の割合 | ↑ | 81.2 | % | 90.0 | 80.1 | 81.1 | 80.6 | 81.2 | 84.0 |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

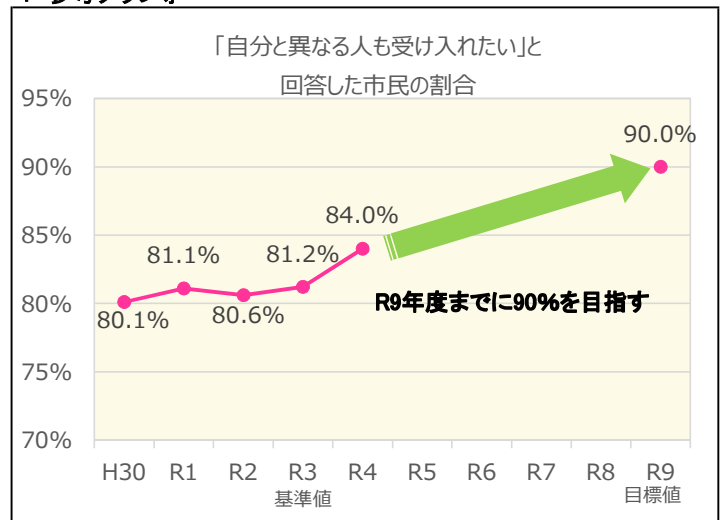
5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載) | |
|---|--|
| 【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】 | <p>(目的)男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等を解消するための取組を推進する。</p> <p>(成果)①性的マイノリティ当事者等を対象とした電話相談(第4火曜、年間実績32件)のほか、当事者とその理解者が集う居場所(当事者団体と共催、参加者237人)では、カミングアウトした人、できない人等当事者の話を聴き、当事者を取り巻く状況について共有することができた。</p> <p>②ALLY(性的マイノリティ問題の解決に向けて共に歩み、主体的に行動する人)養成に向け、職員には研修動画、市民・市内事業者には学習用動画を作成し、ALLYステッカー等を配付する取組を開始した。(受講者886人、うち約8割に配布)(目標指標A・B・C)</p> <p>③複雑多岐化するDV被害者支援を適切に行うため「第3次配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」を策定し、「DVとは」の説明を冒頭に記載し、SNSの普及等の昨今の社会状況に合わせたDVの具体例を記載する等、被害に気づき、相談を促す内容となるよう工夫した。</p> <p>④困難な状況にある女性への支援として、就職活動に役立つスキルを学ぶ「しごと準備・パソコン講座」、「就活応援セミナー」を実施したほか、寄付による就活用スーツやバック等のグッズの無償提供と就労等の相談をセットにした「就労応援フェア」を実施した。(目標指標A・B)</p> <p>(課題)①②事業者等へのALLYステッカー配付については始めて間もないことから、市内事業者への周知を行っていく必要がある。</p> <p>③関係機関が連携し、複雑多岐化するDV被害者支援に取り組む必要がある。</p> <p>④不安や様々な課題を抱える女性への支援について、関係団体等と連携する必要がある。</p> <p>④男女共同参画推進拠点施設として、公共施設マネジメント計画を踏まえ、トレビエの今後の方向性について整理していく必要がある。</p> |
| 【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】 | <p>(目的)互いの生活や文化を理解・尊重するとともに、外国籍住民が安心して生活できる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する。</p> <p>(成果)⑤外国人相談窓口において、令和3年度比で相談件数が約1.7倍となるなど、多言語相談員の常駐化による機能強化によって、よりきめ細やかな支援が可能となり、口コミによる周知につながった。(R4:755回、延べ929件、R3:464回、延べ550件)(目標指標C)</p> <p>⑥外国人アンケートを日本語を含む10言語で実施し、外国籍住民の意見を幅広く聴取した。(11,038人対象 回答率9.6%)</p> <p>⑦やさしい日本語の活用促進に向け、受講者が言い換えた「やさしい日本語」を、外国人を交えたワークで実証するなど実践的な講座に取り組んだ。また、外国籍児童・生徒の日本語支援のため、「外国にルーツを持つ子ども向け夏休み宿題きょうしつ」を実施した。</p> <p>⑧ベトナム語のニーズが高いことから、ごみべんりちょうのベトナム語版を新たに作成した。また庁内案内板のベトナム語表示を行った。</p> <p>⑨ウクライナ避難民について、県と連携し、支援金の申請補助や生活物資の提供、公営住宅の入居手続き補助等の支援を実施した。</p> <p>(課題)⑤外国人相談窓口において、ネパール人からの相談件数が増加しており、ネパール語での対面相談が課題である。</p> <p>⑥外国人アンケートの回答率は国籍・在留資格によってばらつきがあり、特に日本語能力に課題のある、生活が安定していない方からの回答が少なかった。</p> |
| 【その他人権問題への取組】 (主な取組を記載。個に寄り添った教育の推進は【施策3-2】、子どもの権利擁護は【施策4-3】、高齢者・障害者の権利擁護は【施策5-2】、障害者差別の解消・合理的配慮は【施策6-3】、認知症対策は【施策7-1】)に掲載。) | <p>(目的)様々な人権問題について、課題を把握し適切な取組を行う。</p> <p>(成果)⑩ハンセン病問題を考える市民の会とともに、隔離政策の歴史や今なお続く患者や家族の苦しみについて学び、理解を深めた。</p> <p>⑪SNSでの誹謗中傷により自死したプロレスラーの母を講師に「インターネットと人権」に関する講演会を実施し、SNSの書き込みを削除することの難しさや裁判の話などを聞くことができ、市民のインターネット上の人権問題への関心を高めることができた。</p> <p>⑫防災総合訓練において英語や中国語等による避難の呼びかけを行ったほか、人権侵害防止の観点から、配慮が必要な要介護者等の受入を想定した地域防災訓練を実施した。また、障害のある人、女性等への配慮を踏まえ、備蓄計画に基づき備蓄品の更新を行った。</p> <p>⑬「災害対応力を強化する女性の視点」をテーマとして防災リーダー研修会を災害対策課と共催し、男性の視点や価値観で考えられがちな災害対応に男女共同参画の視点を持ち込むことが災害対応力を高めることなど意見交換会を実施した。</p> <p>⑭行政窓口で使用している外国語のテレビ通訳に新たに手話通訳を加えるよう業者選定を行うなど実施に向けて具体的検討を行ったほか、身体障害者福祉会館に、新たに情報支援に係る各種機器を設置するなど、障害特性に応じた情報・コミュニケーション支援に取り組んだ。</p> <p>⑮マスク着用、ワクチン接種等に関する差別に関する弁護士等による相談窓口(県等が設置)についてホームページ等で周知を図った。</p> <p>(課題)⑩行政が主導した政策の結果、今も差別、偏見が存在していることや、未知なる感染症への恐怖が背景にある点は新型コロナウイルスとも共通点があり、引き続き学ぶ必要がある。</p> <p>⑪インターネット上の人権侵害が深刻化しているが、相談できる専門的な窓口がなく、対応方法などについて被害者が把握する手段が乏しい。</p> <p>⑫⑬防災の取組については男女共同参画や要配慮者等の多様な視点を継続的に反映していく必要がある。</p> |

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 | 女性のつながりサポート事業(女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業) |
| 2 | 外国人総合相談窓口の拡充(多文化共生社会推進事業) |
| 3 | (仮称)多文化共生社会推進指針の策定(多文化共生社会推進事業) |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 外国籍住民アンケート調査(多文化共生社会推進事業) |
| 2 | 外国人総合相談窓口の拡充(多文化共生社会推進事業) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 多文化共生社会推進事業(外国人総合相談窓口の設置) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



令和5年度の取組

【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】

- ①②商店街など市内事業者へ積極的に働きかけ、ALLYステッカーの活用を促していく。
- ③複雑多岐化するDV被害者支援に取り組めるよう関係部局と情報共有を図るとともに時宜に応じたテーマで研修を実施する。
- ④不安や様々な課題を抱える女性が気軽に相談したり必要な支援につながりやすいよう、支援者のネットワークを構築し、相談や居場所等を提供する女性のつながりサポート事業を実施する。
- ④貸館機能等ハード部分の整理も意識し、トレピエの今後の方向性について、女性センター運営委員会の意見も聴きながら検討を始める。

【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】

- ⑤外国人相談窓口、ネパール語の相談員を週1回配置する。
- ⑥アンケート結果を受けて必要な支援策を関係部局と検討するとともに、多文化共生社会推進指針の策定を見据え、留学生、外国人労働者、外国人を雇用する事業者等、対象者別にヒアリングを実施し、幅広く意見を聴取する。

【その他様々な人権問題への取組】

- ⑩本市におけるハンセン病問題の歴史等、より身近な問題として理解する方法を検討する。
- ⑪インターネット上の人権問題に関する法律相談を人権啓発協会との協働により開始し、職員がその人権侵害の実態や対応策について学べるよう研修を実施する。
- ⑫男女共同参画や要配慮者の視点を意識した防災訓練等を実施し、多様な避難者に対応できるよう備蓄計画に基づき着実な備蓄品目の更新に取り組む。
- ⑬地域防災に関する重要事項を審議する防災会議の委員として新たに女性センタートレピエの指定管理者が参画する。

6 評価結果

評価と取組方針

・就業面から生活面にわたり様々な困難や課題を抱える女性に対しては、男女共同参画推進の拠点である女性センタートレピエと連携しながら、社会との絆やつながりを回復できるようなサポートしていく。

・また男女共同参画社会の実現や女性が抱える様々な問題等の解決に向け、今後求められる機能など女性センターのあり方について検討を進めていく。

・多文化共生社会の実現に向けては、昨年度実施した外国籍住民へのアンケート結果や今年度実施する対象者別のヒアリング結果を庁内に幅広く共有することで、各施策において実態に応じた政策を展開していく。

主要事業の提案につながる項目

【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】

- ⑥外国人アンケート、対象者別ヒアリング等を踏まえ、多文化共生社会推進指針を策定する。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|------------|------|----|------------------|
| 施策名 | 02 | 人権尊重・多文化共生 | 展開方向 | 03 | 学校園などにおける人権教育の推進 |
| 主担当局 | 教育委員会 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|------------------------------------|----|------------------|---|----------------------------|------------------|------------------|------|------------------|------------------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「一人ひとりの心や命を大切にすると答えた児童生徒の割合」 | ↑ | 67.3 | % | 84.0 | 55.1 | 57.5 | 65.9 | 67.3 | 65.7 |
| B 「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合 | ↑ | 小 95.9 中 95.7 | % | 全国平均以上 小 96.8 中 96.3 | 小 95.2 中 94.2 | 小 95.9 中 93.9 | — | 小 95.9 中 95.7 | 小 95.6 中 96.2 |
| C | | | | | | | | | |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【子どもの自己肯定感と他者尊重の気持ちの醸成】

(目的)人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を推進することにより、児童生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる人権感覚を育む。

(成果)①人権意識や道徳心の向上を図るため、全ての小・中学校で「生命を尊重する心」、「規範意識」、「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施したほか、授業参観や学校通信を通じて人権教育についての啓発を行った。また、中学校においては、令和4年度から在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」及び「性的マイノリティ」の3つのテーマを学習することとし、全中学校で取り組んだ。自他の権利については、各小・中学校で、特別活動や社会科等で学習した。(目標指標A)

②日本語指導が必要な児童生徒については、県の子ども多文化共生サポーターや、市の多文化共生支援員を派遣し、日本での生活適応や学習支援等、学校生活での心の安定を図る支援を実施した。学校や関係課と就学状況を共有し、登校開始日に合わせて支援ができるようにするとともに、支援の必要性が高い場合は、派遣回数の追加を行った。また、必要に応じてポケットークの貸出を行い、言語支援を行った。

③教育委員会や学校等に訪問し、包括的なセクシャルティ教育の推進について聞き取りを行った。

④情報モラル向上支援員を派遣して、小・中・高等学校合わせて、48校で出前授業を実施した。児童生徒がインターネットのより良い使用法や身近にあるトラブルについて、どうすればよかったのかを考え、情報モラルの向上や情報の取り扱い方に関して学習した。また、スマホサミット等を通してネットルール作りについても時間を設けて、児童生徒が家庭でのルールを共有した。(目標指標A・B)

⑤令和4年文部科学省の生徒指導提要の改正を受けて、「校則の見直しに関するガイドライン」を策定した。校長会や生徒指導担当者会等において、生徒主体や、生徒と教員が議論を行っている事例等を共有し、校則の見直しがより積極的に進むよう支援している。また、各校の校則が必要かつ合理的であるかどうかの視点で見直しを行えるよう取り組んでいる。(目標指標A)

(課題)①こころの教育推進事業における講師招へい一覧表を全小・中学校に送付し、各種人権教室の案内等を周知することで、今後も引き続き幅広い人権教育の推進を図るよう取り組んでいく必要がある。

②3月にネパールから来日する児童生徒が増え、県の子ども多文化共生サポーターや、市の多文化共生支援員を派遣できず、ポケットークのみの対応となり十分な支援ができなかった。今後も、来日する児童生徒が増加することが考えられ、より一層充実した支援体制を整える必要がある。

③児童、生徒、青少年その他子どもに関わる大人等、幅広い世代に許容される内容で周知を図っていく必要がある。

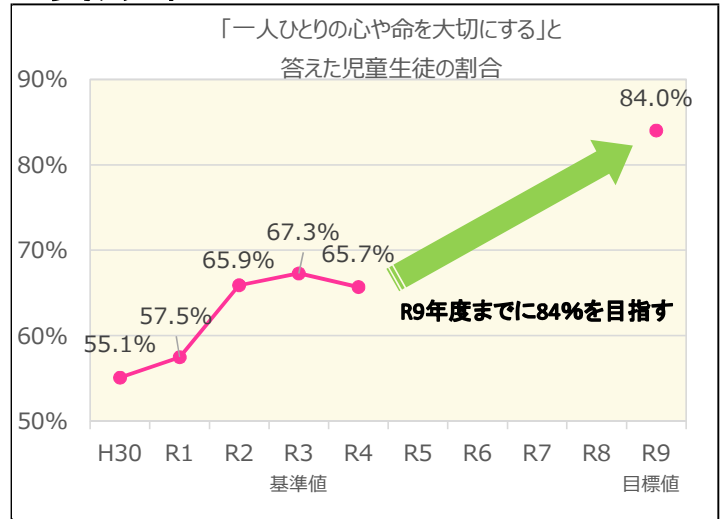
④スマホルールだけでなく、タブレットが一人一台支給されている現状になっており、スマホに限定するのではなくネットルールとして、学校と家庭で一緒に考えていく必要がある。

⑤学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、現状に合う内容に変更する必要があるか、本当に必要なものか、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、影響を受けている児童生徒がいないか等、検証・見直しを図ることが常に求められる。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



令和5年度の取組

【子どもの自己肯定感と他者尊重の気持ちの醸成】

- ①「生命を尊重する心」、「規範意識」、「人権教育の推進」については引き続き学習し、加えて中学校では、授業等において在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」、「性的マイノリティ」の3つのテーマの全てを必ず学べるよう、計画・実施する。また、児童生徒が自らの人権について学べる視点や他者の権利を尊重する気持ちを醸成する視点を確認するためのアンケートの実施方法や内容について引き続き検討する。
- ②日本語指導が必要な児童生徒の就学状況について、学校や関係課と共有するとともに、支援員の登録の推進や学校の受入体制を整え、支援の必要性に応じて支援の迅速化と充実を図っていく。令和5年度から、来日7か月以降の児童生徒については、県の子ども多文化共生サポーターと、必要に応じて市の多文化共生支援員をあわせて派遣する。
- ③こころの教育推進事業の中で、中学生に対して実施している「予期せぬ妊娠」、「デートDV」、「性的マイノリティ」といった「性」に関するテーマの延長線上の取組として、今後の「(仮称)尼崎市セクシャルティ教育ガイドライン」の策定を見据え、若者等を対象にした研修等を実施する。
- ④ネットを介したいじめ事案が市内の学校であるため、情報モラルの出前授業は引き続き実施し、モラルの向上やネットルール作りなどを通して主体的に考える時間を設ける。
- ⑤校則の内容について、児童生徒の人権に十分に配慮され、意見を表明する権利が守られているかなど、絶えず積極的に見直ししていく必要がある。各学校は主体的に、ガイドラインに記した以下3つの観点から校則の見直しへ取り組む。(1)児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築する。(2)必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定する。(3)校則(学校の決まり等)を公表する。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・学校における人権教育については、計画的な取組が始まっており、効果検証を含めて引き続き取組を進めていく。
- ・児童生徒の主体的で積極的な校則の見直しを通して、人権教育の推進とともに学校ごとの特色づくり、魅力向上につなげていく。

主要事業の提案につながる項目

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-----|------------|------|----|--------------------|
| 施策名 | 02 | 人権尊重・多文化共生 | 展開方向 | 04 | 市職員・教職員などへの人権教育の推進 |
| 主担当局 | 総務局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-----|----|----------|---|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A | ↑ | — | % | 100 | — | — | — | — | 90.2 |
| B | ↑ | — | % | 100 | — | — | — | — | 89.3 |
| C | ↑ | 93.0 | % | 100 | 60.6 | 79.7 | 99.0 | 93.0 | 84.8 |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【市職員への人権研修】

(目的)市職員への人権問題に関する研修を実施し、人権問題の正しい理解を深め、人権に対する感度を上げていくとともに、すべての職員が市民の人権を実現するという姿勢で業務に取り組んでいくよう職員の資質向上を図る。

(成果)①令和元年のSOGI(性的指向、性自認)ハラスメント事案での課題を踏まえ、職員向けSOGIに関する相談窓口の開設、係長級以上の職員を対象とした性の多様性及びSOGIハラスメントの基礎知識を学ぶ研修、実態を把握するための職場におけるSOGIハラスメントに関するアンケートを実施した。多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決にむけて共に歩む人を示すALLYを職員の中に増やし、当事者が相談しやすく、働きやすい環境づくりを行った。また、組織マネジメントの課題(部下への指導方法、上司と部下とのコミュニケーション)の解決に向け、全所属長を対象に「アサーティブ・コミュニケーション(自分の主張を一方向的に述べるのではなく、相手を尊重しながら適切な方法で自己表現すること)を目指す職場の活性化」をテーマに人権研修を実施し、職員間のコミュニケーションの質を上げ、職場の活性化を図った。(目標指標A・B)

②新規採用職員等を対象に、尼崎市人権文化いきづまづくり計画の推進及び人権を考えるうえで有効な視点となるマジョリティ特権を盛り込んだ研修や、世界人権宣言をもとに自身の業務が人権にどう関連しているかを考えたりする研修を実施し、人権を考える動機付けを行った。(目標指標A)

③インターネットモニタリングを活用した人権研修では、従来の外部講師に加え職員も研修講師を担い、受講生が日常業務の中で課題に気づく人権感度を高めることに取り組んだ。(目標指標A)

④新たな取組として、特に人権に関する知識を要する職場の職員を「ひょうご人権総合講座」に派遣し、多様な人権問題について定期的に学ぶ機会を提供することができた。(目標指標A)

⑤オンライン形式や動画配信の研修を行うことで、職員の研修受講の機会拡大を図ることができた。(目標指標A)

(課題)①～④人権行政を推進する役割と責務を担う市職員として、人権問題への知識や感度を高めるため、時宜をとらえたテーマで学んだり、マジョリティ特権という考え方を浸透させる必要がある。

①～⑤市民の人権を実現する役割をしっかりと果たしていくためにも、職員自身も自らの人権が守られていると感じることが大切であり、組織風土の課題や職場でのコミュニケーション不足、マネジメント等の課題を解決するため、風通しのよい職場づくりに向けた取組が必要である。

【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】

(目的)教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じるように育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見、対応・体罰のない教育環境づくりに取り組む。

(成果)⑥1～3年次研修において、子ども達の望ましい行動を育てる「ポジティブ行動支援」について学ぶ研修を実施した。また、全教職員を対象とした「情報モラル・セキュリティ研修講座」や「特別活動研修講座」においてもいじめ予防をテーマに取り上げた。更に、高等学校教職員を対象に、いじめの問題点やいじめに関連した発達特性等への理解を深める研修を実施した。(目標指標C)

⑦一般教職員にアンガーマネジメント・ストレスコントロール研修、部活動指導教員に体罰防止指導法研修、管理職には体罰防止マネジメント研修を各2回実施した。各研修で「体罰等防止ガイドライン」の周知を行い、教職員、部活動指導教員を対象とした研修では、事例研究とともにトップアスリートの講演会を行った。これらの研修により、組織運営、コーチング理論、アンガーマネジメント等を学んだ。

⑧「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修を実施し、幼児・児童・生徒自らの人権に関する指導等、校内の人権教育の推進について振り返った。

⑨尼崎市人権・同和教育研究協議会(尼同教)に設置されている専門部の活動において、教員が4専門部(就学前教育部(保育所・幼稚園)、小学校教育部、中学校教育部、高等学校教育部)に各々所属し、各々所属して実施する人権教育について情報共有を行うとともに輪番制により、人権・同和教育実践研究大会で事例発表を行っている。専門部における部会や報告書の作成等を通して、各教員自身が所属する学校園の人権教育の目標や成果、課題について理解を深めるとともに、他校園の取組について情報を共有した。なお、兵庫県人権教育研究大会中央大会が近年は書面発表のみとなっていたが、令和4年度は尼崎市で開催され、同大会の主催者の方針で初のオンライン開催となり、実践研究の発表を新たな手法で実施することにつながった。

(課題)⑥教職員がいじめに関する感度の更なる向上や、いじめの早期発見・対応等に向けた体制の強化につなげるための、より効果的な研修を実施する必要がある。

⑦「体罰等防止ガイドライン」の継続的な周知の取組が必要である。また、体罰防止へ向けた特別研修の内容を引き継ぎ、更に教育現場に浸透させる必要がある。

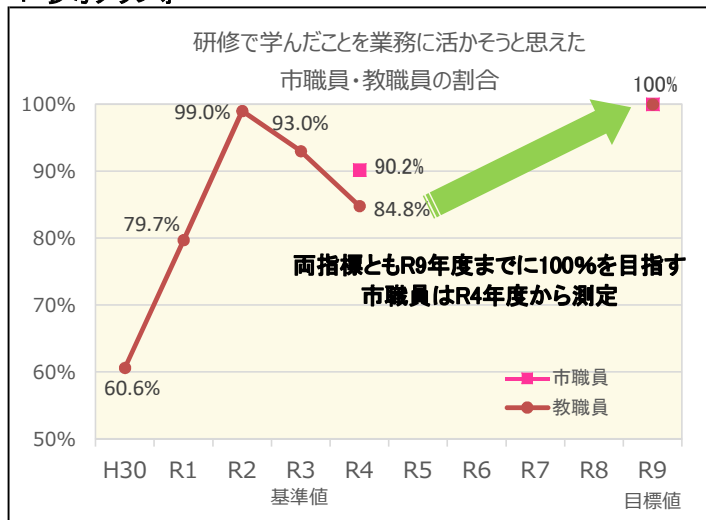
⑧いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもを取り巻く様々な人権問題に対し、多様な研修を通して教職員の人権意識を高めていく必要がある。

⑨人権教育に関する知識を深めるという視点から、引き続き各種取組を推進していく必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 | |
|---|--|
| <p>【市職員への人権研修】</p> <p>①SOGIハラスメントに関するアンケートの結果を分析し、職員の意識と行動の向上策を検討する。</p> <p>①引き続きアーカイブを活用したALLY研修の動画配信を行い、ALLYを職員の中に増やすとともに、SOGIに関する相談窓口の周知・浸透を図り、職員が働きやすい環境づくりを進める。</p> <p>①～④新規採用職員や新任役職者研修などの階層別研修において、引き続き、基本的な人権理念を学ぶとともに、マジョリティ特権などの考え方について理解を深める。また、インターネット上での人権侵害に関する問題がここ数年で深刻化していることから、現状や課題を認識し、対応方法等について学ぶための研修を企画・実施する。</p> <p>①～④階層別研修も含め、アサーティブコミュニケーションを身につけるための研修等を引き続き、企画・実施する。</p> | |
| <p>【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】</p> <p>⑥教職員一人ひとりのいじめに対する感度の更なる向上を図り、いじめの早期発見、対応等に向けた体制の強化につなげることができるよう、様々なテーマの研修においていじめ防止について取り上げるなど、より効果的な研修を実施する。また、高等学校教職員を対象としたいじめ防止研修も、引き続き実施していく。</p> <p>⑦外部の専門機関に委託して行った3年間の特別研修は、令和4年度で終了したが、引き続き、全校園種を対象に、「体罰等防止ガイドライン」の周知を含め、アンガーマネジメントやコーチング理論など、実践的な内容を盛り込んだ体罰等防止研修を実施する。</p> <p>⑧全校園種の人権教育担当者を対象とした研修では、引き続き自校内の人権教育を振り返る研修を実施し、児童・生徒が自らが持つ人権について学ぶとともに、他者の権利を尊重する気持ちを醸成できるような指導力の向上を図る。また、人権教育研修講座において、ヤングケアラー、子どもの権利条約、LGBTQなど、人権教育に関する知識を深める内容を盛り込む。</p> | |

| 評価と取組方針 | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民対応にあたっては、当事者の目線に立ち、多様な意見・要望に耳を傾け、より適切な対応につなげられるよう、職員の意識と行動の向上に取り組んでいく。 ・人権研修の実施にあたっては、時流に応じた研修テーマを設定するなど、様々な人権課題について学び・考える機会を創出していく。 ・特に、虐待や差別事案への対応にあたっては、適切な判断と迅速な対応ができるよう、研修などを通じた人権意識の醸成・向上に取り組む。 | |

| 主要事業の提案につながる項目 | |
|----------------|--|
| | |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | |
|------|---------|------|----------------------|
| 施策名 | 03 学校教育 | 展開方向 | 01 確かな学力の保証と健やかな体づくり |
| 主担当局 | 教育委員会 | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--|----|------------------------------------|------|----------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較 | ↑ | 小(国)△2(算)0 中(国)△4(数)△2 | ポイント | 全国平均以上 | — | 小(国)△4(算)△2 中(国)△3(数)△2 | — | 小(国)△2(算)0 中(国)△4(数)△2 | 小(国)△2(算)△1 中(国)△3(数)△2 |
| B あまっ子ステップ・アップ調査におけるD層の児童生徒の割合 | ↓ | 小 25.6 中 26.2 | % | 24.0 | 小 31.6 中 25.3 | 小 28.4 中 27.9 | 小 27.6 中 26.7 | 小 25.6 中 26.2 | 小 22.8 中 26.0 |
| C 授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合 | ↑ | 小(国)79.6(算)83.6 中(国)71.8(数)70.5 | % | 小 85.0 中 75.0 | 小(理)84.5(算)78.6 中(理)66.6(数)61.3 | 小(国)78.1(算)78.5 中(国)75.7(数)65.6 | — | 小(国)79.6(算)83.6 中(国)71.8(数)70.5 | 小(国)77.7(算)79.1 中(国)71.7(数)69.6 |
| D 「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童生徒の割合 | ↑ | 小 46.1 中 36.4 | % | 全国平均以上 小 51.4 中 40.7 | 小 39.8 中 27.6 | 小 41.5 中 28.2 | — | 小 46.1 中 36.4 | 小 44.8 中 34.4 |
| E 小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点 | ↑ | 小 51.2 中 40.2 | ポイント | 県平均以上 小 52.4 中 42.6 | 小 50.0 中 41.0 | 小 51.5 中 40.2 | — | 小 51.2 中 40.2 | 小 51.3 中 39.7 |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【確かな学力の保証と他者や地域とのつながり】

(目的)学力や非認知能力の向上に向けた取組、学校現場のICT環境整備等を通じて、子どもたちが変化に柔軟に対応し、これからの社会を生き抜くことができる力を育成する。

(成果)①小学校においては、放課後学習や短時間学習に取り組むとともに、個に応じた支援をする人材の配置や、多層指導モデルMIMの実施、デジタル学習支援ドリルの活用等、つまづきに対して早期に対応できるよう支援を行い、基礎学力の定着を図った。「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果において、同一母集団における学力層別人数割合については、小学校の2～6年生で前年度よりD層の割合が減少した。また、小学校の1年生においてもD層が国語22.7%、算数19.3%とともに減少している。(目標指標A・B・C)

②中学校においては、令和2年度末に策定した「授業デザイン3つの視点」(中学校版学力向上の手引き)の活用において、令和4年度には重点実践校を3校から6校に増やし、指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業の質的改善、校内研究推進の発展に取り組んだ。また、学校司書を新たに全校に配置し、令和4年度は新刊の紹介や学校行事に合わせたコーナー(平和学習等)等、図書館の環境整備を進めた。

③全ての小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手(ALT)を、小学校の5～6年生の全クラスに外国語活動指導補助員(JTE)を派遣・配置した。また、臨時講師を含む全英語教員へ向けて、実践的な教員研修を実施した。令和4年度「あまっ子ステップ・アップ調査」で「英語の授業が楽しい」と答えた小・中学生の割合が73%、文部科学省調査の「生徒の英語を用いた言語活動」の割合は中・高等学校で28.2%(*文部科学省調査の内容項目が今年度から変更されたため数字としては大きく変化しているが実情としては大差ないと、前年度と横ばい状態であった。

④課題解決に必要な力や主体的に地域社会に参画し行動する力を育成するため、社会力育成事業において各校の生徒会執行部の代表者2名ずつが参加し、夏季研修会を実施した。研修会では、生涯・学習！推進課と連携したカードゲーム「ATTF2」を通して、地域の特徴や課題に目を向けることで、自校の取組や課題を見直し、これまでの取組や新たな取組を考えるきっかけを与えることができた。(目標指標D)

(課題)①「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果においては、小・中学校の全教科のD層の割合は、平均して24.4%であり、前年度より1.5pt減少しているものの、引き続きD層の割合の減少に向けた取組が必要である。今後も、個人票及び調査結果に基づいた復習プリントを児童生徒や保護者へ年度内にフィードバックすること等、個に応じた指導の一層の充実を図っていく必要がある。

②「授業デザイン3つの視点」や学習支援ドリルも活用しながら授業改善に取り組んでいるものの、令和4年度全国学力・学習状況調査の結果では、平均正答率において全国平均値と△2～3ptの差が見られた。

③ALT派遣や教員研修により英語に対する興味関心は引き続き高い成果を見せている反面、中・高等学校における言語活動の時間の割合においては伸び悩みが続いている。教員研修の更なる充実を図りながら、コミュニケーションを重視した授業改善を進めていく必要がある。

④生徒自ら地域や学校をより知ることで自校の課題を認識し、課題解決に向け主体的・実践的に取り組むような働きかけが必要である。

【学びと育ち研究所】

(目的)子ども一人ひとりの状況に応じ、実社会を主体的に生きていく力を伸ばしていけるよう、多様な実践、中長期的な政策効果の測定を行い、科学的根拠(エビデンス)に基づく政策立案に活かす。

(成果)⑤令和4年2月から3月にかけて実施した小・中学生(小4～中3)を対象としたヤングケアラーに関するアンケート調査(対象数20,085人回答数15,258人)の結果、ヤングケアラーと考えられる者の人数は1,110人で7.3%となった。また、研究所外の取組として、大学との共同研究を令和4年10月から開始した。

(課題)⑤所管局の依頼に基づく分析を学びと育ち研究所が行い、随時、その分析の進め方について、所管局、研究所及び研究員間で協議を重ねることで、分析結果が本市の政策課題に対応するよう、研究を進める必要がある。

【健やかな体づくり】

(目的)児童生徒の体力向上を図るとともに学校給食などの活用による食育の推進に取り組む。

(成果)⑥運動指導員派遣を前年度と比べて多く実施することができ、小学校の5年生男子の新体力テスト合計点の平均は前年度を上回ることができた。また、小中連携の実技研修会を開催し教員の指導力向上に取り組んだ。(目標指標E)

⑦新たにあまっ子特別支援学校の給食調理業務を委託するとともに、契約期間満了に伴う6校を加えた計7校に係るプロポーザルによる業者の選定を行った。また、安定した運営を行うため従事者の調理業務の経験年数など、募集要件の見直しを行った。

⑧中学校給食事業者に対して調理、配送、維持管理などの業務について、要求水準書等に適合しているかを確認するモニタリング(月次・随時)を実施するなど、安定した事業運営に努めた。また、今後の中学校給食の取組の参考とするため、生徒へのアンケート調査を実施した。学校給食センターの栄養教諭が、各中学校において配膳等の給食指導等を行った。

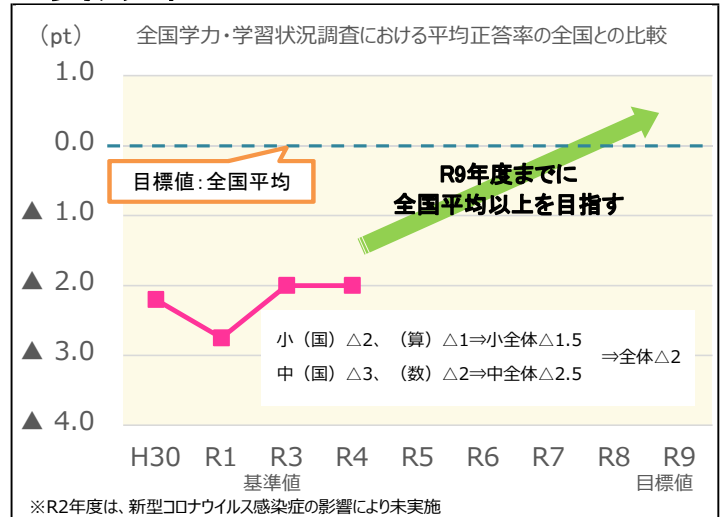
(課題)⑥「あまっ子体力向上プラン」にある体力向上の取組を各校で行っているが、小・中学校ともに新体力テスト兵庫県平均を下回っている。特に持久力の種目で大きな差があり、児童生徒の持久力を高める取組を進める必要がある。

⑧学校における日常の衛生管理の徹底やアレルギー事故等を防止するため、教職員が学校給食に関する知識を身につけ活用し、学校が組織的に対応することが不可欠である。また、生徒の自発的な活動を促すことにより自らの健康に関心をもち栄養バランスのとれた食事の実践など、将来に向けて食に関する自己管理能力を育むよう市教委・学校・家庭が連携して食育に取り組む必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---|
| 1 | オンライン英会話事業(英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業) |
| 2 | 中学校給食献立コンクールの実施(学校給食食育推進事業) |
| 3 | 小学校等学校給食調理業務の見直し |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 教員研修の拡充(英語教育推進事業) |
| 2 | 中学校図書室への学校司書の配置 |
| 3 | 理数探求事業の見直し |
| 4 | 外国語活動指導補助員の配置及び英語コミュニケーション力調査の見直し(英語教育推進事業) |
| 5 | 小学校等学校給食調理業務の見直し |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 学力定着支援事業(ICT教材の導入) |
| 2 | 未来の学び研究事業(「ICT等を活用した学習モデル」の研究) |
| 3 | 学力定着支援事業(中1夏季勉強会の廃止) |
| 4 | 中学校給食の開始 |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 | |
|-------------------------------|--|
| 【確かな学力の保証と他者や地域とのつながり】 | <p>①②動画での解説が充実したデジタル学習支援ドリルの継続、放課後学習や短時間学習の充実により、基礎学力の定着及び習熟度に合わせた「個別最適な学び」の実現を日常的に支援し、D層の割合の減少を図る。加えて、授業づくりのためのハンドブック「よりよい授業をめざして」を作成し、小・中学校への指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業改善に取り組む。</p> <p>②学校現場の実情を踏まえながら、学校司書向けに中央図書館による研修を行うなど学校司書と中央図書館や小学校との連携にも取り組んでいく。更に、教育振興基金を活用した英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業において、グローバルな人材育成を目指し、全ての中学校の1～2年生を対象にオンライン英会話を実施し、英語学習への興味関心を高める。</p> <p>③ALT派遣は継続し、中・高等学校の更なる言語活動の充実に向け、オールイングリッシュによる教員研修の更なる充実を図りながら、授業力向上を目指す。</p> <p>④生徒が課題解決等に向けて主体的・実践的に取り組めるよう、夏季研修会の充実を図る。</p> |
| 【学びと育ち研究所】 | <p>⑤新たな研究者を迎え、本市のこども政策・サービスの利用実態及び効果を分析する。また所管局と必要な分析等について協議をする。</p> |
| 【健やかな体づくり】 | <p>⑥児童生徒の持久力を高められる取組を推進する。各校の体育的行事の充実を図るとともに、休み時間や放課後に取り組める運動例を小学校に配布し、児童の運動への意欲の向上につなげる。また、小・中学校で体育科指導について連携を図り、教員の指導力向上を目指す。</p> <p>⑧事業者に対して効率的かつ効果的にモニタリングを実施するなど、安全で安心なおいしい給食の提供に取り組む。また、教職員の資質向上を図るための各種研修を実施するとともに生徒が自ら考えた給食の献立を募集・表彰する中学校給食献立コンクールや保護者試食会を実施するなど食育の推進に取り組む。</p> |

| 評価と取組方針 | |
|---|--|
| ・学力向上の取組については、ステップアップ調査の結果を踏まえ、デジタル学習教材の活用も推進することで、個別最適な学びの実現につなげていく。また、グローバル人材の育成を目指した英語学習については、生徒の興味関心が高まり、主体的な学びとなるよう、引き続き、学習内容の工夫を行う。 | |
| ・体力向上については、あまつき体力向上プランに基づき、運動指導員派遣や小・中学校で連携した実技研修を通して、教員の指導力向上を図るとともに、スポーツ団体との連携などによるスポーツに親しみきっかけづくりや運動機会の確保にも努める。 | |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
| |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|------|------|----|--------------|
| 施策名 | 03 | 学校教育 | 展開方向 | 02 | 個に寄り添った教育の推進 |
| 主担当局 | 教育委員会 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--|----|------------------|---|----------------------------|------------------|------------------|------|------------------|------------------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合 | ↑ | 75.4 | % | 87.7 | — | — | — | 75.4 | 76.0 |
| B 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合 | ↑ | 小 74.8 中 77.3 | % | 全国平均以上 小 79.3 中 78.4 | 小 83.4 中 77.5 | 小 79.2 中 72.1 | — | 小 74.8 中 77.3 | 小 76.6 中 77.6 |
| C 「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合 | ↑ | 小 95.9 中 95.7 | % | 全国平均以上 小 96.8 中 96.3 | 小 95.2 中 94.2 | 小 95.9 中 93.9 | — | 小 95.9 中 95.7 | 小 95.6 中 96.2 |
| D 不登校児童生徒における教育支援室等による支援割合 | ↑ | 21.4 | % | 26.0 | — | 18.5 | 20.2 | 21.4 | 17.4 |
| E | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【個の尊厳や人権の尊重】

(目的) 持続可能な未来社会の形成には、個の尊厳や人権が尊重されることが不可欠であることから、多様性を受容し他人の気持ちに分かる児童生徒の育成や道徳教育の充実を図る。
 (成果) ①人権意識や道徳心の向上を図るため、全ての小・中学校で「生命を尊重する心」、「規範意識」、「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施したほか、授業参観や学校通信を通じて人権教育について啓発を行った。また、中学校においては、令和4年度から在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」及び「性的マイノリティ」の3つのテーマを学習することとし、全中学校で取り組んだ。自他の権利については、各小・中学校で、特別活動や社会科等で学習した。(目標指標B)
 (課題) ①こころの教育推進事業における講師招へい一覧表を全小・中学校に送付し、各種人権教室の案内等を周知することで、今後も引き続き幅広い人権教育の推進を図るよう取り組んでいく必要がある。

【安全・安心な学校づくり】

(目的) 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消により、子どもたちにとって安全・安心な学校園づくりに取り組む。
 (成果) ②小学校で24校、中学校で13校、高等学校で2校、出前授業を実施し、新たに令和4年度においては小学校で7校、中学校で3校、高等学校で2校が校内でネットについてのルールを作成することができた。ルールの作成では、児童会や生徒会で案を作り、全校生が投票して、学校としてのルールを定めたという取組例があった。(目標指標A・C)
 ③指導主事による年2回の学校訪問において、取組状況を確認し指導助言をするとともに全教員を対象に研修を行った。教員のいじめに関する感度が向上し、いじめの認知件数は令和3年度4,995件から令和4年度5,800件に増加し、早期発見、早期対応につながった。
 ④教育支援室「ほっとすてっぷ」では、不登校児童生徒の強みや興味・関心を大事にしたカリキュラムを作成し、一人ひとりの思いに寄り添った支援を行った。また、「ほっとすてっぷ」やサテライト教室の周知を図るために、「不登校ポータルサイト」を作成し発信した。(目標指標B・D)
 ⑤スクールソーシャルワーカー(SSW)と学校との連携強化を図るため、SSW活用研修および成果報告会を実施したことにより、幼小中高の一貫した学校園支援体制が一部構築できた。
 ⑥登校しにくい、教室で授業を受けることが難しい児童生徒に対して、子ども自立支援員による家庭訪問や校内別室における学習支援等を行った。また、「多様性の理解」を深めるため、不登校担当教員を対象に、発達課題や特別な支援が必要な子ども理解に関する研修を実施した。更に、個々の状況に応じた支援を展開していくために、「不登校の子ども理解・支援ハンドブック」を作成し、学校への周知を行った。
 ⑦いじめ問題対策連絡協議会において、学識経験者等を交えて思春期の心の特徴や、子どもの意見表明権等の子どもの権利に関する知識を深め、助けを必要とする子どもへの関わり方などについて意見交換し、各関係者が果たす役割について共通認識を図った。
 (課題) ③いじめ対応については、情報共有を含め組織的な対応や統一アンケートの活用等に学校間格差等が見られるため、今後も継続した研修等の取組が必要である。
 ⑤相談件数の増加及び相談内容の複雑化・多様化に伴い、SSWによる支援を十分に行うことが難しくなっている。
 ⑥学校が不登校児童生徒の状況に応じて、工夫した取組を行っているが、その実践が十分に共有されていない。不登校児童生徒への切れ目ない支援を行っているため、小学校から中学校への引継ぎや多職種の専門家、関係諸機関等の連携体制をより強化していく必要がある。
 ⑦昨今のいじめ問題はSNS絡みや背景要因が複雑な事案等があり、子ども自身や学校現場だけでなく、学校外においても適切な対応や早期発見の取組が推進できるよう、地域社会全体で連携して対応するという考え方について、改めて共通理解を図る必要がある。

【インクルーシブな教育の推進】

(目的) 全ての支援の必要な子どもたちの自立と社会参加に向け、関係機関との連携を進め、学校園全体で一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うとともに、誰もが多様性を理解し尊重し支え合う共生社会の担い手となる子どもたちの育成を目指す。
 (成果) ⑧全ての小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等に個別の支援や、落ち着いた場面での寄り添い等の学習面・行動面における支援を行うことができた。また、市民団体による勉強会の講師として参加し、本市のインクルーシブ教育についての理解、啓発を図るとともに、意見交流の場を持つことができた。
 (課題) ⑧特別支援教育支援員が2校兼務をしている20校は、継続的に支援を行うことができないため、効果的な支援を行うことが難しい。
 ⑨教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加や支援の多様化に伴い、バリアフリー法の趣旨を踏まえた基礎的環境整備が必要である。

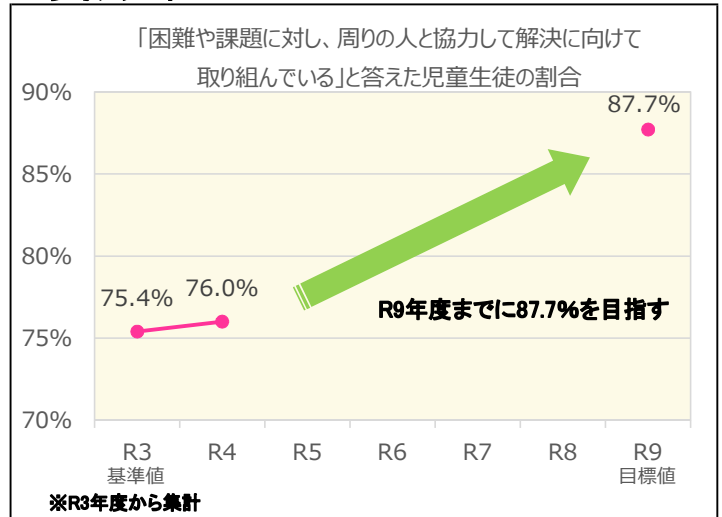
【医療的ケア児への支援】

(目的) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布、施行を踏まえ、尼崎市立学校園に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が健康で安全な学校園生活を送ること及び保護者負担の軽減を図る。
 (成果) ⑩尼崎市特別支援教育検討会議を設置し、学識経験者、医師、関係機関等により、基本方針及びガイドラインを踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制の課題と今後の取組を検討した。また、市報及び市HPを通じて特別支援教育に係る意見聴取を行った。
 ⑪病院と委託契約を結び、看護師を派遣することにより、あまよう特別支援学校及び小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童等に対して、喀痰吸引や経管栄養など必要な医療的ケアを行い、安全に学校生活を送ることができた。
 (課題) ⑩医療的ケアの高度化及び多様化に伴い、支援体制の充実や保護者負担の軽減を図る必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | インクルーシブな教育の推進(生活介助員の増員) |
| 2 | インクルーシブな教育の推進(特別支援教育支援員の増員) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | インクルーシブ教育システムの推進及び医療的ケア児への支援の充実(インクルーシブ教育システム検討事業、看護師派遣業務委託事業) |
| 2 | 教育支援室におけるオンライン機能の充実(教育支援室運営事業) |
| 3 | 情報モラル向上支援事業 |
| 4 | 教育支援体制の充実 |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 教育支援室運営事業(ほっとすてっぷSOUTHの設置) |
| 2 | 療養児等学習支援事業(ICT機器を活用した学習機会の確保) |
| 3 | 情報モラル教育支援員派遣事業 |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



令和5年度の取組

| 評価と取組方針 |
|--|
| <p>【個の尊厳や人権の尊重】</p> <p>①「生命を尊重する心」、「規範意識」、「人権教育の推進」については引き続き学習し、加えて中学校では、授業等において在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」、「性的マイノリティ」の3つのテーマの全てを必ず学べるよう、計画・実施する。また、児童生徒が自らの人権について学べる視点や他者の権利を尊重する気持ちを醸成する視点を確認するためのアンケートの実施方法や内容について引き続き検討する。</p> <p>【安全・安心な学校づくり】</p> <p>③様々な層の教員を対象とした研修と、指導主事による学校訪問の際、教員を対象としたいじめ対応研修を継続し、いじめに関する教員の認知力、対応力の向上を目指す。市内各校のいじめ対応について、好事例を学校訪問の際に伝えていくことで、学校間格差の解消に努める。</p> <p>⑤緊急課題に対応するため、配置体制を見直し、迅速な対応を目指す。また、切れ目のない、幼小中高の一貫した学校園支援体制構築の更なる充実を目指す。</p> <p>⑥不登校児童生徒への対策支援を、具体的・計画的・継続的に行うため、「不登校児童生徒支援シート」を作成し活用する。多様性を認める学びの場を作るため、先進事例の視察や有識者会議から知見を得る等、不登校特例校の調査研究を行う。</p> <p>⑦子どもの変化や困り事に関心を持ち、子ども自身や学校現場にとどまらないいじめの防止等の対策を推進するため、当協議会で得た知識や情報を各関係者を通じて発信していく。</p> <p>【インクルーシブな教育の推進】</p> <p>⑧小・中・高等学校において生活介助員を増員し、生活上の困難にかかる支援体制を充実させるとともに、小・中学校において特別支援教育支援員を一枚に1人ずつ配置し、発達の特性などにより、個別に支援を必要とする児童等が増加していることに伴う支援体制を充実させる。また、特別支援教育検討会議に市民委員を加え、様々な立場からの意見を聴取する。</p> <p>⑧こども家庭庁が実施するこどもデータ連携実証事業に取り組むことで、幼保小の連携を図り、教育上特別の支援を必要とする児童の早期支援につなげる。</p> <p>【医療的ケア児への支援】</p> <p>⑩⑪「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、学校、病院、教育委員会が連携を密にし、それぞれの役割を果たしつつ、市立学校園における医療的ケア児に対し適切な医療的ケアを実施できる体制の整備を目指す。</p> |

6 評価結果

| 主要事業の提案につながる項目 |
|---|
| <p>【個の尊厳や人権の尊重】</p> <p>⑧こども家庭庁が実施するこどもデータ連携実証事業を活用し、教育・保健・福祉が連携した支援を可能とするシステムを構築していく。</p> <p>⑨インクルーシブな教育の推進のため、引き続き基本方針の共有を徹底し、更なる支援体制の充実及び学校施設マネジメント計画を踏まえ、エレベーターの設置等を検討する。</p> |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|------|------|----|---------------|
| 施策名 | 03 | 学校教育 | 展開方向 | 03 | 他者とつながる学校園づくり |
| 主担当局 | 教育委員会 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|---|----|----------|---|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合 | ↑ | 24.7 | % | 50.0 | 23.6 | 25.5 | 20.4 | 24.7 | 26.9 |
| B 学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活気に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値 | ↑ | 3.2 | 点 | 4.0 | 3.2 | 3.2 | 2.9 | 3.2 | 3.3 |
| C 市内警察署による青少年の補導件数 | ↓ | 2,025 | 件 | 1,600 | 1,597 | 1,769 | 1,967 | 2,025 | 1,892 |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【就学前教育】

(目的) 幼児期に求められる5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に係る教育の充実を図り、後伸びする力や生きる力を育成する。
 (成果) ①「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」の素案公表に向けて、就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や市立幼稚園での保育年齢の見直し、特別な支援が必要な幼児の受入れの拡充策等について検討を進めた。
 ② 幼保小接続カリキュラムの実践校園所(立花・塚口)では、令和4年度のスタートカリキュラム期間中に児童が学校に登校できない事例はない。また、実践校園所の増に向けた調整や幼保小連携推進委員会を2回実施し、全校園所での交流連携の実施、特別な支援が必要な幼児の引継資料の統一化等の意見交換を行った。更に、全小学校等の参加のもと市立幼稚園で公開保育を行ったところ、小学校の全教職員から子どもたちが主体的に考え行動できることを知ること等により幼児期の子どもの育ちについて理解が深まったという感想が聞かれた。
 ③ 長期休業日を含めた通年による一時預かりを実施することにより、働きながら子育てする家庭等を支援した。なお、延べ利用者数は、令和2年度は7,001人、令和3年度は10,154人、令和4年度は13,330人であった。
 (課題) ①素案の公表が遅れている状況にあるが、就学前教育施設に共通する教育内容について充実を図る必要がある。また、市立幼稚園は園児数が大幅に減少する一方で、特別な支援が必要な幼児の入園希望者が増加傾向にある状況が続いているため、速やかに「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」の内容について調整を行い公表していく必要がある。
 ② 幼保小接続カリキュラムの実践校園所が少なく、交流連携は実施できていない校園所がある。そのため、幼保小連携推進事業等の効果を校園所に十分周知すること等により、連携を推進する必要がある。また、特別な支援が必要な幼児については、小学校に円滑に受入れができるように、就学前教育施設から同一基準(資料の統一化等)で小学校に引継ぎを行う必要がある。
 ③ 通常教育後の預かり保育の延長や通常教育前の朝の預かり保育の実施について、一定のニーズがあることから、事業拡充の必要性について検討が必要である。(アンケート結果によるニーズ:(在園児)保育の延長33.0%朝37.7%(未就園児)保育の延長34.2%朝47.2%)

【地域とつながる市立高校改革の推進】

(目的) 地域社会を担う人材創出のため、地域とつながる市立高校改革を推進する。
 (成果) ④ 尼崎高等学校においては、スポーツを科学的視点で学ぶため、導入した機器の活用や大阪体育大学等の講師による特別講座等を通じて理論と実践を融合した学習を展開した。また、生徒が幼児運動や幼児体育を科学的な視点で探究し、市立幼稚園と連携してその成果を幼稚園児の遊び(運動)につなげる取組を実施した。尼崎双星高等学校においては、専門学科に設置した高性能PC等を活用して専門教育やプログラミング教育等を実施した。また、学校や生徒が持つ専門性を活かし、民間企業と連携しながら、小学生を対象にロボットの操作体験を通じて学ぶプログラミング教室を実施するほか、模擬人工衛星の製作のノウハウやSTEAM教育の成果を活かして小・中学生を対象にロケットづくり等の科学的体験事業を実施した。琴ノ浦高等学校においては、基礎学力に不安のある生徒や特別な支援を必要とする生徒に対してスタディーサポート事業等を活用しながらきめ細かな学習指導を行った。また、社会力育成や地域貢献の一環として尼崎商工会議所と連携したイベントに出店する等、市立高等学校3校それぞれで地域に開かれた学校づくりに取り組んだ。
 ⑤ 市立高校改革の取組として、「体罰根絶アクションプラン」で掲げた具体的取組を着実に進めるとともに、市立高校改革の趣旨を踏まえながら生徒や教職員等が一丸となって各校でスクール・ポリシーを策定した。
 (課題) ④ 尼崎高等学校においては、市ニフェスタ等の地域に開かれた学校づくりを一層推進するため、より学校と生徒が主体となって企画・実施できるよう支援するとともに、高校改革の一環として国際総合類型(特色選抜入試)の特色化や魅力化を推進していく必要がある。尼崎双星高等学校については、地域とつながる高校改革を進めるため、普通科においても民間企業や地域の大学等の協力のもと体験的な授業を展開するとともに、プログラミング教育等において小・中学校と連携をしながら体系的な教育を進めていく必要がある。琴ノ浦高等学校においては、生徒への自立支援や社会力育成の一環として地域や民間企業との交流・連携は有益であるため、地域に開かれた学校づくりにより一層取り組むとともに、更なる特色化や魅力化を図る必要がある。
 ⑤ 体罰のない学校づくりに向けて、今後も「体罰根絶アクションプラン」で掲げた具体的取組の進捗管理を行い、スクール・ミッション及び各校のスクール・ポリシーに基づき教育活動を進めていく必要がある。

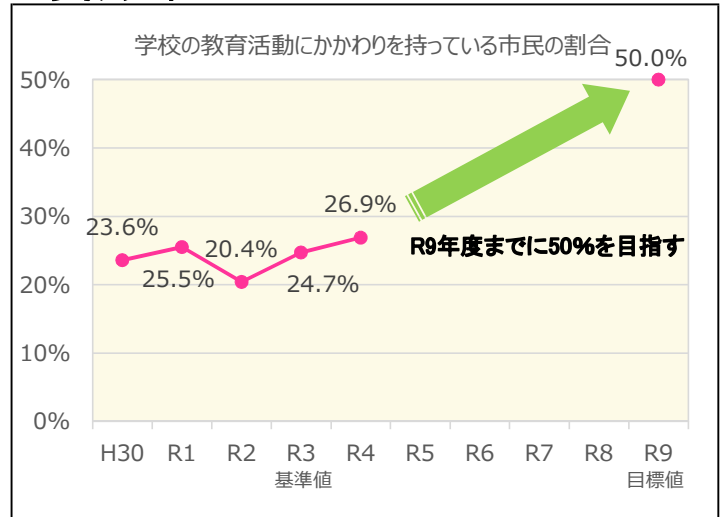
【地域とともにある学校づくり】

(目的) 「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校と地域住民等が力を合わせて子どもの学びや育ちを支える。
 (成果) ⑥ 学校運営協議会を小学校11校、高等学校1校に新たに設置し、コミュニティ・スクールを8校から20校に拡大した。また、学校管理職向けに既設置校の実践報告を中心とする研修を実施するなど、関係者に対する制度の周知に努めた。中学校への学校運営協議会導入拡大については、令和5年度設置希望の3校に対して支援を行い、設置に向けた道筋を付けることができた。(目標指標A・B)
 ⑦ 地域開放制度について、市や学校のHP及び生涯学習情報誌「あまナビ」を活用しPRを行った結果として、令和4年度16件の利用があった。
 ⑧ 少年補導委員の活動を支援するため、関係機関等から収集した青少年の非行状況や不審者情報等を少年補導委員と共有することにより、活動の際、留意いただきたいポイントの周知を図った。(目標指標C)
 (課題) ⑥ 学校運営協議会制度の定着に向け、学校管理職や教員、学校運営協議会委員に研修等を通じて周知を図るとともに、各学校の状況に合わせた支援を継続的に行っていく必要がある。また、地域における学校支援の輪が広がるよう、広く一般にコミュニティ・スクールに係る周知を図るため、継続的にPRに努める必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---|
| 1 | 国際総合類型の充実(尼崎高等学校特色づくり推進事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | コミュニティ・スクールの拡大 (コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)推進事業、学社連携推進事業) |
| 2 | 模擬人工衛星製作・研究事業(尼崎双星高等学校特色づくり推進事業) |
| 3 | (仮称)就学前教育ビジョン策定事業 |
| 4 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 施設維持管理事業(地域学校協働本部と地域開放制度の一体的再構築) |
| 2 | 幼稚園教育振興事業(市立幼稚園のあり方検討) |
| 3 | 教育支援体制の充実 |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



令和5年度の取組

【就学前教育】
 ①③今後の就学前教育の方向性や取組等を示す「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」の策定を進める。
 ②幼保小接続カリキュラムの実践校園所を2から4か所に増やすとともに、交流連携については全校園所での実施を目指す。また、引き続き幼保小連携等の効果検証方法について検討を行う。更に、特別な支援が必要な幼児については、就学前教育施設から小学校への引継資料の統一化や市立幼稚園への入園基準等の整備を行う。

【地域とつながる市立高校改革の推進】
 ④尼崎高等学校においては、国際総合類型で入学した生徒に対して、グローバル社会で活躍するために必要な語学力(英語)の向上や資質・能力の育成を目的とした新たな教育プログラムを実施し、更なる国際総合類型の特色化や魅力化を図る。尼崎双星高等学校においては、普通科の生徒が民間企業や地域の大学等の協力のもとプログラミング教育を実施するとともに、小・中学校との連携を深めていく。琴ノ浦高等学校においては、今後も生徒の特性や状況に応じたきめ細やかな学習支援や自立支援を図るとともに、スクール・ポリシーの策定を契機に更なる特色化や魅力化を図っていく。
 ⑤「体罰根絶アクションプラン」で掲げた取組の進捗管理を行うとともに、入学説明会等でスクール・ミッションや各校のスクール・ポリシーの周知を図るとともに、それらに基づく教育活動等を実施し、市立高等学校の更なる特色化・魅力化に努めていく。

【地域とともにある学校づくり】
 ⑥令和7年度までの全市展開に向け、小学校においては、令和6年度までに全41校に設置することとし、計画的に立上げ支援を行う。また、令和5年度設置の中学校3校については、中学校におけるモデル校として、他の中学校の立上げ準備に資するよう必要な支援を通じてノウハウを蓄積する。
 ⑧尼崎市社会福祉協議会に対する令和6年度・7年度委嘱の少年補導委員の推薦依頼に向けて、推薦方法の簡略化などに取り組むとともに、少年補導委員が効率的な活動をすることができるよう、継続して各種事業等の見直しを行う。

6 評価結果

評価と取組方針

・就学前教育ビジョンを策定するとともに、その取組の推進にあたっては、関係機関との丁寧な協議を重ねて進めていく。

・コミュニティ・スクールについては、既に実施している学校での好事例を共有することで、地域学校協働活動と一体的な取組として推進し、全市展開を着実に進める。

主要事業の提案につながる項目

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|------|------|----|------------|
| 施策名 | 03 | 学校教育 | 展開方向 | 04 | 良好な教育環境の確保 |
| 主担当局 | 教育委員会 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-------------------------|----|----------------------|---|----------|------|------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 学校園における洋便器率 | ↑ | 64.4 | % | 80.0 | 52.0 | 52.2 | 59.5 | 64.4 | 67.4 |
| B 教職員の時間外在校時間の上限時間内の達成率 | ↑ | 小 58.6 中 48.4 特 74.5 | % | 100 | — | — | 小 60.2 中 54.6 特 66.0 | 小 58.6 中 48.4 特 74.5 | 小 53.1 中 35.7 特 68.2 |
| C | | | | | | | | | |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【学校施設マネジメント】

(目的)本市では高度成長期から人口急増などにより多くの学校施設を建設し、現在では築後40年以上経過した校舎等が6割を占めている。今後は改築や改修に莫大な経費が必要となる見込みであることから、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保することが必要であり、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図る。

(成果)①「学校施設マネジメント計画」に基づき、令和5年度から令和14年度まで(10年間)における学校施設の建替・改修の実施校や内容を明らかにし、事業の計画的かつ効率的な取組を推進するための「学校施設マネジメント計画(実施計画)」を策定した。

②トイレ整備(ドライ化)については、令和3年度に全ての小・中学校で1棟以上のトイレ棟整備が完了したため、今後は洋便器率が低い学校園から順次改修を進めることとしており、令和4年度においては小学校3校(名和小・塚口小・園和北小)、中学校1校(大庄北中)の整備を実施した。(目標指標A)

(課題)①ICTや少人数学級、多様な児童生徒への対応など社会情勢の変化に応じた新しい学校施設や今後さらに児童生徒が減少した際の余裕教室の活用方法などを検討し、実施計画で建替等が予定されている学校について具体的に反映していく必要がある。

【教職員の負担軽減に向けた取組】

(目的)教職員が、ワークライフバランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう教職員の業務削減や職場環境づくりに取り組む。

(成果)③スクール・サポート・スタッフを令和元年10月から全ての小学校と特別支援学校に、令和2年度、令和3年度、令和4年度は中学校へ拡充配置したことで、学校からは児童と向き合う時間が増えたなどの声もあり、一定の効果が得られた。令和4年4月から出退勤システムを市内小・中・高等学校に導入した。(目標指標B)

④これまでに継続して部活動指導員を中学校に5人配置したことにより、顧問の教員の負担軽減につなげることができた。また、学校からは、専門的な技術指導により生徒の意欲や技術力向上にもつながったという声があった。

(課題)③出退勤システムの導入により時間外在校時間をより正確に把握することが出来るようになり、その上限時間内達成率の悪化がみられた。今後、時間外在校時間における業務内容について把握する必要がある。

④配置校における教員の負担軽減等の効果を踏まえ、未配置校にも配置できるように増員するため、予算と適切な人員の確保に向けた取組を進める必要がある。

【校務員業務の執行体制の見直し】

(目的)児童生徒が安全に学校生活を送ることができ、また、教職員が安心して児童生徒の指導などにあたることができるよう、学校の環境整備を行う。

(成果)⑤令和3年度までに計13校(小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校)の委託を行ってきたところであり、令和4年度からはプロポーザル方式による業務委託を実施している。特に、業者ならではの専用機材を活用した作業や児童生徒との関わり方などについて、学校からは一定の評価を得られている。

(課題)⑤これまでの委託の実績を踏まえ、安定的な体制での委託校拡大を進める必要がある。

【教育環境の整備】

(目的)教育ICT環境の一層の充実と適正化を図るため、児童生徒及び教職員のICTを活用した学習基盤を整備する。また、経済的理由により、就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を支給することによって、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、義務教育の円滑な実施を図る。

(成果)⑥児童生徒及び教職員のICTを活用する基盤を適切に維持管理するとともに、学校におけるICT機器を活用した授業や業務効率化の支援を行った。

⑦経済的理由により、就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対し、日々必要となる学用品費のみならず、修学旅行費等の一時的な経費を支給対象とすることで保護者の経済的な負担軽減を行った。また、オンライン環境未整備の準要保護児童生徒がいる81世帯に対してオンライン学習通信費を支給することで学習環境の整備を進めることができた。

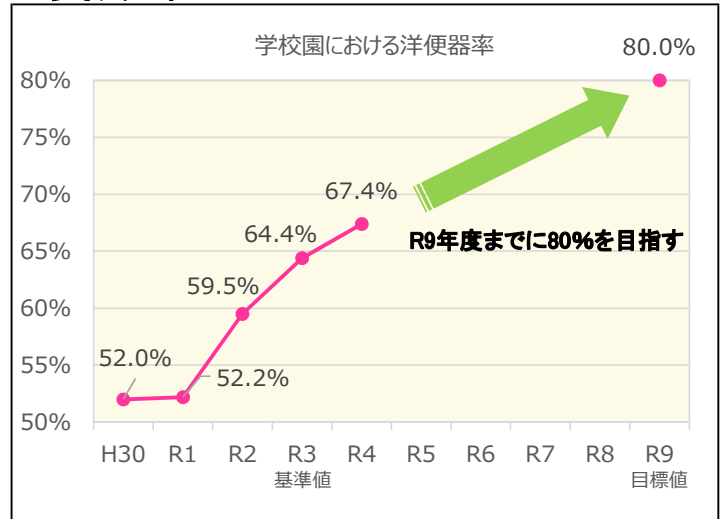
(課題)⑥学習者用デジタル教科書等のICT機器を活用した新しい授業スタイルに対応した基盤の検証を進めていくとともに、国の取組や社会情勢の変化に応じたICT環境の整備を進めていく必要がある。

⑦学用品費の支給単価の増額には新たな財源確保が必要となる。また、学用品の種類によって、保護者に必要以上の負担となっていることも考えられることから、引き続き、各学校の状況調査や把握を行い、保護者の負担軽減に向けた取組の検討を行う必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---|
| 1 | 小学校等への電子黒板の導入(教育ICT環境整備事業) |
| 2 | 中学校地域部活動のモデル実施(部活動指導員配置事業) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 通信環境整備のための一時金の支給(要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費) |
| 2 | 中学校部活動指導補助員派遣事業(課外クラブ関係事業) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置 |
| 2 | 校務員業務の執行体制の見直し |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 | |
|-------------------------|--|
| 【学校施設マネジメント】 | ①学校施設マネジメント計画(実施計画)に基づき、下坂部小学校については建替に係る官民連携手法の導入可能性調査及び耐力度調査を実施し、大島小学校・南武庫之荘中学校・園田中学校については設備改修設計の実施、また、全校を対象にLED改修設計を実施する。 |
| 【教職員の負担軽減に向けた取組】 | ③教職員の時間外在校時間の上限時間内の達成率向上を図るためにその時間における業務内容の把握を行い、改善策を検討する。 ④さらなる教員の負担軽減を図るために、部活動指導員を5人増員(5人→10人)する。また、将来的には部活動指導員が地域の指導者としての役割を担うことにより、生徒の運動機会の充実を目指す。 |
| 【校務員業務の執行体制の見直し】 | ⑤これまでの委託内容や評価を踏まえて、引き続き学校の環境整備を充実させるとともに、今後の委託に向けた検討を行う。 |
| 【教育環境の整備】 | ⑥引き続きICT支援員等を活用し、学校におけるICT機器を活用した授業支援の検討を行っていく。令和5年度には、小学校とあまよう特別支援学校(小学部)の全ての普通教室及び特別教室の一部に電子黒板を導入する。 ⑦引き続き新たに通信環境を整える準要保護世帯に対して、オンライン通信学習の環境整備を進める。 |

| 評価と取組方針 | |
|--|--|
| ・学校施設の整備については、学校施設マネジメント計画(実施計画)に基づく長寿化に加え、トイレの洋式化やエレベーターの設置も含めて優先順位を決定したうえで、計画的に推進する。 | |
| ・また、老朽化が進む学校プール施設の更新等の必要性を検討するにあたっては、より専門性の高いプール授業の実施に向けても、民間の施設やノウハウの活用について研究する。 | |
| ・これまでに整備してきた教育ICT環境をより有効に活用し、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業改善を進めていく。また、ICT技術を活用することで、各種プリントの配布・回収など保護者や学校・教員の負担軽減を図る。 | |
| ・各家庭が負担している教材費等の経済的負担については、できるだけ低額になるよう、方策の検討を行う。 | |

| 主要事業の提案につながる項目 | |
|-------------------------|---|
| 【教職員の負担軽減に向けた取組】 | ③④教職員の負担軽減に向けたさらなる取組について、他都市の事例や有効性を踏まえて検討する。 |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|---------|-----------|------|----|-------------------------|
| 施策名 | 04 | 子ども・子育て支援 | 展開方向 | 01 | 安全に安心して産み育てることができる環境づくり |
| 主担当局 | こども青少年局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|---------------------------|----|----------|----|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合 | ↑ | 56.9 | % | 69.2 | — | — | — | 56.9 | 50.4 |
| B こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率 | ↑ | 91.3 | % | 100 | 90.8 | 91.7 | 85.9 | 91.3 | 93.2 |
| C 乳幼児健康診査受診率 | ↑ | 96.7 | % | 97.0 | 95.7 | 96.5 | 96.1 | 96.7 | 97.2 |
| D 子どもの居場所の登録数 | ↑ | — | 箇所 | 74.0 | — | — | — | — | — |
| E 実施回数が増加した子どもの居場所数 | ↑ | — | 箇所 | 43.0 | — | — | — | — | — |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援】

(目的)親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。

(成果)①妊娠届出時に全員と面談を行い、母子健康手帳の交付や様々な制度を紹介するとともに、妊婦の困りごとを確認し必要な相談・助言を行っている。また、リスクを抱える妊婦については、支援計画を作成し、継続的な支援につなげている(令和4年度1,215人分作成)。令和5年1月からは、妊婦への経済的支援と相談支援の充実を目的として、国において創設された「出産・子育て応援給付金事業」の運営を開始した。

②妊婦の歯周病を早期に予防する歯科検診は、保健所での集団検診を実施していたが、日程や利便性に課題があり、受診率(8%)が低い状態であったため、受診率の向上に向けて歯科医師会と協議を行う中で、令和5年度からは医療機関で実施する個別検診へ移行することとした。

③身体的負担が大きい多胎妊婦の健診について、超音波検査を従来の6回から12回に増やし、経済的負担の軽減を図ることで、継続的な受診がしやすいように助成内容を充実した。

④マタニティセミナーにおいては、コロナ禍に開始したオンライン講座や市内6地域振興センターとの共催を継続しながら、対面実施やペア参加、休日開催を増やし、より参加しやすい環境を整えた(75回(内、休日6回)参加実人数 妊婦374人 夫148人)。

⑤出産後の心身の不調を抱える産婦については、産後ケア等の必要な支援につなげているが、より早期に対象者を把握し、家事育児の負担軽減等も含めた支援の充実を図れるように「産婦健診」、「産前産後ヘルパー派遣事業」を令和5年度から実施することとした。

⑥乳幼児健診は、緊急事態宣言等の発令に備え個別健診を実施する体制を整備していたが、感染症対策を講じ年間を通して集団健診を行うことで、育児不安等を多職種で共有し早期の支援につなぐことができた。また、未受診児対応では、適切な時期に受診できるよう「いくしあ」との連携で得た情報を活用しながら受診勧奨を行い、休日健診には3回74人が受診するなど、受診率の向上を図った。(目標指標C)

⑦3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入し、検査結果も踏まえ精密検査の必要性を説明したところ、精密検査の医療機関受診率が令和元年度の35.8%から令和4年度は76.4%まで上昇し、弱視の早期発見、治療につながった。

⑧子ども等に係る医療費の一部を助成することにより、本人及びその家族等の経済的負担の軽減を行っている。また、県内他都市の状況を踏まえ、本市の財政状況との整合性を図りつつ、持続可能な制度の拡充として、令和4年7月より所得制限を撤廃し、入院については18歳までを対象に自己負担額の全額助成を、通院については中学3年生までを所得と年齢の区分に応じた自己負担額の軽減を行った。

(課題)①「出産・子育て応援給付金事業」の実施に伴い、新たに導入する妊娠8か月時のアンケート調査の実施を踏まえ、課題を抱える妊産婦へのより効果的な支援体制を構築していく必要がある。

②すこやかな胎児の成長及び妊娠期を過ごすため、重症歯周病による早産等のリスクについて効果的に周知することにより、受診率の向上につなげていく必要がある。

⑤いさき健康プランあまがさ策定に向け実施したアンケートにおいて、産後1年以内に利用したい支援は、家事の手伝い63.8%、上の子の送迎48.4%と令和5年度から導入する「産前産後ヘルパー派遣事業」に含まれる内容であったが、次に多かった支援は、子どもと一緒に休め育児相談もできる産科病棟等の産後ケアが46.6%であり、産後ケアの更なる充実が必要である。

⑥乳幼児健診の受診率は97.2%(R4)であり、引き続き未受診者への把握に努め、適時適切な受診勧奨が必要である。

⑧制度拡充後も近隣市の状況を把握するとともに、財源を含め、持続可能な制度設計に向けて、引き続き検討を行う必要がある。

【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】

(目的)育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートし、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。

(成果)⑨新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数は減少したものの、回復基調にある(件数:R1 1,851件 ⇒ R2 1,071件 ⇒ R3 1,106件 ⇒ R4 1,343件)。

(課題)⑨登録後コーディネートまでに時間を要するため、急に援助が必要となった場合に対応が困難である。

【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】

(目的)地域の子ども・子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子どもコミュニティソーシャルワーカー(CSW)による情報提供等の働きかけ、地域活動や社会資源のつながりの創出及び持続への支援により、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。

(成果)⑩食事の提供、学習支援、遊びなどを通じて、全ての子どもが継続的に安全・安心して過ごせる居場所が地域で広がるよう、「子どもの居場所推進事業」の創設に取り組んだ。(目標指標D・E)

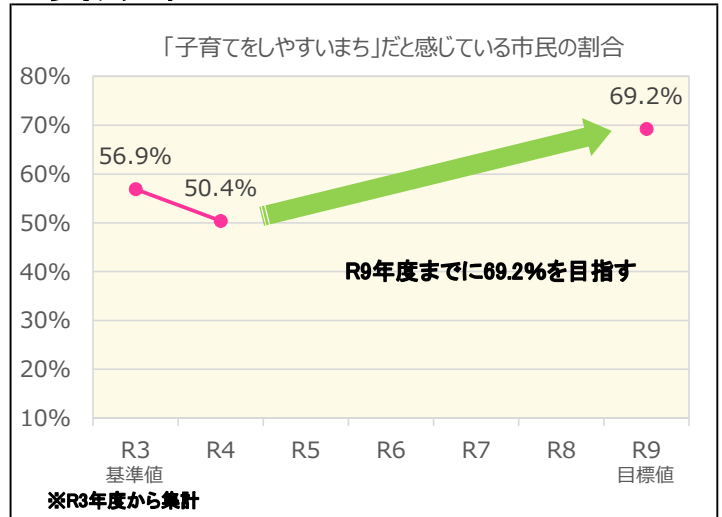
①食材寄付の受入れについては、保管場所の確保が難しい冷凍食品についても、CSWが寄付者と日時や受取方法を相談し、希望する子ども食堂等に配布できるよう、調整を行った。(目標指標A)

(課題)⑩補助金については、煩雑な手続は運営者にとって大きな負担になることから、申請手続等においては、その点を十分に配慮した制度設計をする必要がある。また募集するにあたっては、子どもの居場所等の運営者に丁寧な説明をする必要がある。更に、これまで市で把握できていなかった子どもの居場所も含め、子どもが安全に安心して過ごせる居場所として、市民に広く周知する必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | 子どもの医療費助成の拡充(乳幼児等医療費助成事業、福祉医療費支給関係事業) |
| 2 | 産婦健康診査費用助成の創設(妊産婦健診事業) |
| 3 | 産前産後ヘルパー派遣事業 |
| 4 | 妊婦歯科健診の個別受診化(母子歯科保健対策事業) |
| 5 | 子どもの居場所推進事業 |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 子どもの医療費助成の拡充(乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業、福祉医療費支給関係事業) |
| 2 | 多胎妊婦への健診の充実(妊婦健診事業) |
| 3 | 児童手当現況届に係る提出対象者の見直し |
| 4 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 乳幼児健康診査事業(3歳児健康診査における屈折検査機器の導入) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



令和5年度の取組

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】

- ① 妊娠期から子育て期にわたり、母子健康包括支援センターの機能を基に、よりきめ細かな支援を実施するとともに、出産・子育て応援給付金制度の運営を行う中で、支援を必要としている妊産婦への伴走型の支援に努めていく。
- ② 妊娠届出の面接時に、個別に歯科検診の受診券を交付するとともに、検診の必要性を説明する等、効果的な受診勧奨に努める。
- ⑤ 令和5年度から実施する「産婦健診」において、医療機関との連携強化を図りつつ、課題を抱える産婦を早期に把握し、必要な支援につなげていく。また、子育て世帯の負担を軽減するための「産前産後ヘルパー事業」が幅広く利用されるよう周知を図っていく。あわせて、産後ケア事業の更なる充実に向けた検討を行う。
- ⑥ 乳幼児健診については、引き続き「いくしあ」との連携により、子の保育園や幼稚園等への所属状況や家庭の状況を踏まえつつ、きめ細やかな未受診者の対応を進める。
- ⑧ 令和5年7月より、通院にかかる医療費について、1歳から就学前までの市民税所得割額23万5千円(県の所得基準額)以上の一部自己負担額があった対象者に対して全額助成とする。また、これまでの医療費助成による効果・影響の分析を進めるとともに、近隣市の状況も踏まえ、財源の確保や他の施策との総合的な検討を行う。

【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】

- ⑨ 引き続き尼崎市ファミリーサポートセンターと連携し安全・安心な子育て環境を整えていく。

【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】

- ⑩ 補助金については、申請手続等を簡素化するとともに、説明会を実施する。また、子どもの居場所を登録制にし、その要件等をしっかり精査・検討したうえで、市内の子ども食堂を含めた居場所に目印となるステッカーの掲示やホームページ等で情報発信していく。
- ⑪ 子ども食堂をはじめとした子どもの居場所の情報収集を行い、市から各団体へ情報発信するためのツールとしてメール等を活用する。

6 評価結果

評価と取組方針

・これまでから行っている妊娠届出時の全員面談や新たに開始する妊娠8か月時のアンケート調査の実施等、引き続き妊娠期からの切れ目のない支援を充実させていくとともに、特に支援が必要な妊産婦への支援につなげていく。

・出産・子育ての不安や負担感の軽減に向け、幅広い取組を部局横断的に検討する。

主要事業の提案につながる項目

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】

- ⑤ 心身の負担が増す産婦世帯の育児負担感の軽減や不安・孤立感の解消に向け、産後ケア事業の更なる拡充を図る。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|---------|-----------|------|----|-----------------------|
| 施策名 | 04 | 子ども・子育て支援 | 展開方向 | 02 | 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり |
| 主担当局 | こども青少年局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-----------------------------------|----|----------|---|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合 | ↑ | 56.9 | % | 69.2 | — | — | — | 56.9 | 50.4 |
| B 保育施設等未入所児童数(翌年度当初) | ↓ | 607 | 人 | 0 | 671 | 895 | 865 | 607 | 597 |
| C 保育施設等待機児童数(翌年度当初) | ↓ | 76 | 人 | 0 | 148 | 236 | 118 | 76 | 48 |
| D 保育料(法人保育園分)の収納率(現年) | ↑ | 99.1 | % | 98.5 | 97.3 | 97.3 | 98.8 | 99.1 | 99.1 |
| E 児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点。R2のみ7月1日時点) | ↓ | 481 | 人 | 0 | 403 | 380 | 414 | 481 | 416 |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

(目的) 保育施設では、児童の受入増により早急に待機児童を解消するとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。また児童ホームでは、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導等を行い、こどもクラブでは、小学校の放課後等において子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。

(成果) ①認可保育所新設費用の補助により認可保育所を2か所(定員180人)新設するなど、前年度4月と比べ244人の定員を増やした。(目標指標A・B・C)

②子ども・子育て支援事業計画については、令和4年4月の保育ニーズの実績値が計画よりも600人以上上回っていたことから、直近の実績等を踏まえて中間年見直しを行い、令和5年及び6年の保育ニーズ及び確保方策を見直した。(目標指標A・B・C)

③老朽化により建替えが必要な公立保育所のうち、次屋については東消防署跡地を候補地とした。

④公立保育所の民間移管については、第4次民間移管計画に基づき、元浜の移管を行い、0歳児保育や一時預かり等を実施し、また、移管に向けて七松の引継ぎ等の事務や南武庫之荘の移管法人の選定を行った。

⑤不適切な保育に関する事案が全国的に発生している為、令和5年2・3月にアンガーマネジメント研修を行うなど適切な保育の徹底を図った。また、保育士等の資質向上のため小規模事業所や認可外施設への巡回支援を行い、各園の保育内容を注視し必要な助言を行った。

⑥医療的ケア児の受け入れに向け、10月に医療的ケア実施ガイドラインを策定した。また、医療的ケア児保育支援事業を実施し、医療的ケア児を受け入れている1施設に補助を行い、保育を行う体制を支援した。

⑦令和4年度の未入所児童を対象に、休日夜間も含めたフォローコールを実施し、85人の未入所解消につなげた。令和5年4月向けの利用調整においては、AIの活用により業務に係る時間の短縮を図り、追加調整を行ったことで更に57人を入所につなげた。(目標指標B・C)

⑧保育料の収納に関して、分納誓約や児童手当申出徴収の誓約を勧奨するとともに、コンビニ収納やキャッシュレス納付など納付環境を整備したことにより、現行の債権管理計画に掲げる目標収納率(98.3%)を上回る99.1%の収納率となった。(目標指標D)

⑨公設児童ホームは土曜日及び長期休業期間の朝の開所時間を延長した。また民間は3か所(定員75人)新設した。加えて、職員の欠員解消を図るため、資格等を有する派遣職員を配置した。(目標指標E)

⑩こどもクラブは保護者ニーズに対応するため、令和4年4月から開所時間を午後5時まで延長したことや昼食時間帯の開所を行ったことにより利用登録率が前年より増加した。また職員の欠員解消を図るため、代替職員として資格等を有する派遣職員を配置した。

(課題) ①②待機児童解消の取組を進めている中、一方で、少子化が進み将来的な保育ニーズの頭打ちが想定されるため、今後の中長期的な保育ニーズを見定めるとともに、利用者への利便性の配慮や既存事業者の持続可能な運営を踏まえ、次期計画の策定等に取り組む必要がある。

③杭瀬・武庫南については、近隣の公共施設等の有効活用の検討や民有地の所有者とも交渉するなど、用地確保を行う必要がある。

④南武庫之荘の民間移管をもって、現行計画が完了するが、引き続き多様化する保育ニーズへの対応や保育環境改善、待機児童解消等を進めていくため、今後の公立保育所が担うべき役割を踏まえた上で、次期民間移管計画に係る検討を行う必要がある。

⑤適切な保育が行われるよう専門研修を充実させるとともに、質の向上のため巡回支援を実施する必要がある。

⑥医療的ケア児は病状や必要な支援が様々であるため、関係機関との調整や看護師の配置等、受入体制の整備に時間を要する。

⑦児童ホームの開所時間の更なる延長に向けて関係者等と協議を進めるとともに、引き続き待機児童解消に取り組む必要がある。

⑩こどもクラブの開所時間延長等について、更なる周知を図る必要がある。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】

(目的) 保育士の確保・定着化を図ることで、待機児童の解消を目指すとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保を図る。

(成果) ①市内在住の保育士資格を有する方(4,535人)へのDMの送付や市報の巻頭特集、2週間のWeb広告を実施した結果、保育士・保育所支援センター(あまのかけはし)の利用者が増加し、39人の保育士等を法人保育施設への就労につなげた。

②保育士の確保・定着化を図るため、新卒保育士確保事業として、46園・87人の新卒保育士等に対し10万円の補助を行うとともに、潜在保育士の対象者に短時間勤務者を含めた、潜在保育士確保事業として、22園・29人の潜在保育士等に対し5万円の補助を行った。そのほか、保育士奨学金返済支援事業(39園・102人)や宿舍借り上げ支援事業(74園、243人)を継続して実施した。

(課題) ①近隣市在住や本市に転入してきた保育士等に対し、支援センターの更なる認知度の向上が必要である。

②保育士実態調査の結果から、尼崎市の保育士確保策が魅力的であるとの回答を得られなかったことから(「尼崎市の保育所に就職した理由」について、「尼崎市の実施していた保育士確保策が魅力的であった」と回答した保育士は323人中1人のみ)保育士不足を補うにあたり、現行施策も継続しつつ、これまでと異なる視点からの支援を検討する必要がある。

【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】

(目的) 就労と子育ての両立や保護者の自主的な活動ができるよう子育て支援を推進する。

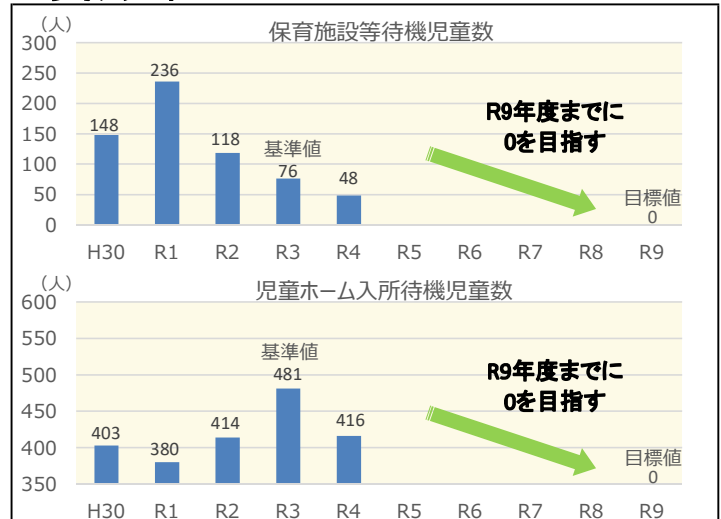
(成果) ⑬保育所や児童ホームの他、一時預かりや病児保育等により一時的な保育の提供体制を確保し保護者ニーズに対応した。

(課題) ⑬病児保育室の創設や再開を検討している医療機関が抱える課題を把握し、解消に向けた支援施策を検討するとともに、地域毎の設置施設数の偏り等の課題解決を図る。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | 認可保育所新設費用の補助(保育の量確保事業) |
| 2 | 認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業) |
| 3 | 保育支援者の配置補助(保育体制強化事業) |
| 4 | 医療的ケア児保育事業 |
| 5 | あまのかけはし認知度向上のための取組(尼崎市保育士・保育所支援センター設置運営事業) |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業) |
| 2 | 認可保育所新設費用の補助(保育の量確保事業) |
| 3 | 保育施設等における衛生整備(保育環境改善事業、新型コロナウイルス感染症対策事業) |
| 4 | 医療的ケア児保育支援事業 |
| 5 | 児童ホーム・こどもクラブ開所時間の延長(児童ホーム運営事業、児童育成環境整備事業) |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 保育の量確保事業 |
| 2 | 保育環境改善事業 |
| 3 | 児童ホーム運営事業(おやつ提供事業) |
| 4 | (仮称)保育士・保育所支援センター設置運営事業 |
| 5 | キャッシュレス納付の推進 |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・保育の量の確保については、待機児童の状況の他、将来的な少子化やエリア別保育ニーズ等も踏まえた分析を進める。また、保育士の確保と就労の定着化に向けて、他都市の取組や潜在保育士のニーズの把握等、様々なデータを基に検討を進める。

・子育てと仕事の両立に向けては、経済的な負担や時間的な制約など解決すべき課題があることから、それらの軽減につながる施策の検討を進める。加えて、誰もが子育てしやすいまちとして積極的な情報発信に努めていく。

・児童ホームの開所時間の延長に向けて、児童の受入体制の整備を進める。

令和5年度の取組

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

- ①保育施設の新設に際しては、待機児童の状況や今後のエリア別の保育ニーズの推計など詳細に分析を行った上で丁寧に実施するとともに、将来推計や事業者の意見も踏まえ、保育の量の確保など、適切な待機児童対策に取り組む。
- ②次期計画(期間:令和7～11年度)の策定に向け、就学前の子どもの保護者に対しニーズ調査を実施するとともに、審議会において調査・審議をいただき、適切な保育ニーズの算出や教育・保育施設の提供体制の確保に係る検討を進める。
- ③建替用地を確保するため、公共施設マネジメント基本方針及び策定を進めている就学前教育ビジョンの動向を踏まえる等、早期建替えに向けた検討を行う。
- ④七松を令和5年4月に民間移管し、また令和6年4月に移管予定の南武庫之荘の引継ぎ等を進める。今後の公立保育所が担うべき役割を含め、次期民間移管計画の策定作業等を進める。
- ⑤不適切保育には厳格に対応する。また適切な保育が行われ保育の質が更に向上するよう研修を充実するとともに、巡回支援に取り組む。
- ⑥医療的ケア児の受入体制の整備に相当な時間を要する為、入所申込の時期を通常より前倒しする等、万全の体制で受け入れできるよう関係機関等と連携を図る。また、職員等の医療的ケアに関するスキルを高める為の研修を実施する。
- ⑦令和6年4月向けの利用調整においては、幼稚園の預かり保育等の保育サービスの情報提供を行うなど、丁寧な利用者支援に努める。
- ⑧分納誓約や児童手当申出徴収を粘り強く勧奨するとともに、催告に応じない滞納者については、滞納処分を進めていく。
- ⑨平日(長期休業期間含む)の開所時間を令和6年度から午後7時まで延長することに向けて関係者等と運営体制について協議する。民間は引き続き補助事業の活用により待機児童解消に向けて事業者の参入を図る。
- ⑩こどもクラブの開所時間延長等について対象児童に対し、チラシを配付し周知を徹底する。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】

- ①近隣市在住や本市に転入してきた保育士等への認知度を向上するため、Web広告の期間等を拡充する。また、就職後のアフターフォローにも対応することにより、離職防止を図る。
- ②保育士の業務負担軽減を図り、保育士の就業継続及び離職防止につながる為、保育支援者の配置補助事業を実施するとともに、保育士確保につながる支援策について検討する。

【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】

- ③病児保育室の創設及び改築を検討している医療機関から設置に伴う課題について聞き取りを行い、国の交付金の活用を含めた費用負担や保育士の確保など課題解決に向けた効果的な設置促進施策を立案する。

主要事業の提案につながる項目

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

- ①待機児童解消に向け、様々な方策を検討し、適正な保育の量を確保する。
- ④令和6年度に南武庫之荘保育所の民間移管を行う。
- ⑨平日(長期休業期間含む)の開所時間の延長に向けて取組を進める。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】

- ①②あまのかけはしを活用してより多くの保育士等を法人保育施設への就労につなげるとともに、更なる保育士の確保・定着化に資する取組を検討する。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|---------|-----------|------|----|---------------------|
| 施策名 | 04 | 子ども・子育て支援 | 展開方向 | 03 | すべての子どもが健やかに育つ環境づくり |
| 主担当局 | 子ども青少年局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-----------------------------------|----|----------|----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合 | ↑ | 56.9 | % | 69.2 | — | — | — | 56.9 | 50.4 |
| B 要保護児童対策地域協議会の相談支援件数 | — | 3,301 | 件 | — | 2,566 | 2,709 | 2,952 | 3,301 | 3,738 |
| C 虐待程度が中度以上の要保護児童で支援を受け重症度が低下した割合 | ↑ | 40.6 | % | — | — | — | — | 40.6 | 35.4 |
| D ひきこもり等に関するユース相談支援事業申請件数(累計) | ↑ | 79 | 件 | 295 | — | 6 | 43 | 79 | 105 |
| E 面会交流支援事業利用家族数 | ↑ | — | 家族 | 20 | — | — | — | — | 1 |

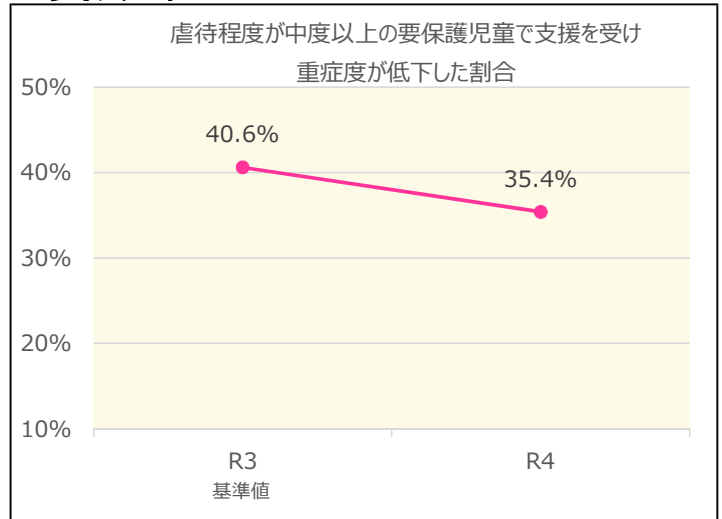
5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載) | |
|--|--|
| 【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】 | |
| (目的) 多機関による連携を深めることで、様々な困難や課題を有する子どもや家庭に対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。 | |
| (成果) ①子どもの育ち支援センター(いくしあ)ではいくしあ内支援会議を定期開催することで、子どもに対し連携した支援を進めた。 ②要保護児童対策地域協議会(要対協)の相談支援件数が年々増加する中、要対協の受理会議を月1～2回から週1回開催に改め、より効率的に支援を進めたほか、支援のモニタリング等の改善に向けた検討を行った。(目標指標B) ③切れ目のない発達相談支援に向けて関係部局と課題整理と対策を協議・検討し、その中でいくしあ・南北保健福祉センター間の年齢区分による支援を撤廃し、相互に情報共有することで市民を中心にした支援を行う体制とした。(目標指標A) ④国の実証事業に参加し、子どもの育ち支援システムに教育が持つ情報を付加することで、リスク分析を行う機能追加を行った。 | |
| (課題) ①いくしあ内支援会議の協議により支援方針を定めるが、その意図が支援担当者に十分に伝わっていないことがあった。 ②支援業務が増大する中、要対協の運営をより効率的なものとする必要がある。また、いくしあと南北保健福祉センターのサテライトの情報共有・協議等が即時に行えないことが支援業務の効率を下げていることが課題である。 ③保健所・南北保健福祉センター・いくしあが行う発達相談支援に係る各事業を、より効果的・効率的なものとする必要があるほか、乳幼児健診後のフォローにおける支援の進捗管理や、いくしあ・南北保健福祉センター間の情報共有を更に進める必要がある。 ④新システム運用開始の令和5年2月以降、リスク分析結果の検証・改善を進めている段階で、プッシュ型支援には至っていない。 | |
| 【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】 | |
| (目的) 切れ目のない支援に向け、地域資源も活用した一体的な支援を進めることで、支援が制度の狭間に陥ることのないよう取り組む。 | |
| (成果) ⑤面会交流支援事業を活用することで別居親と子どもの面会交流が実現できた。(目標指標E) ⑥要保護・要支援児童等見守り強化事業では、委託事業者と月1回支援状況を共有し連携した支援を行った(宅食支援58世帯、居場所支援40人)ほか、年3回事業運営について意見交換を行うことで改善を図るなど、官民協働による取組を進めた。(目標指標B・C) ⑦幼保小連携を円滑に行う仕組みづくりの一環として、教育委員会と連携し、就学時健診における児童面接を集団面接とする小学校を40校に上げたほか、モデル校3校で配慮が必要と思われる子どもの情報を、在籍園全園と連携し小学校に伝える取組を進めた。 ⑧施設支援事業では、事務改善を図ることで障害サービスを受ける子どもも事業対象とし、支援の充実を図った。 ⑨NPO法人との協働による研修会を5回実施し、子どもの支援に携わる市職員と民間事業者の相互理解を深め、協働体制の強化を図った。また、過去他県への派遣で得られた知見をいくしあ全体の学びとし、いくしあで実践可能なことを考える研修会を開催した。 | |
| (課題) ⑤面会交流支援事業の利用促進に向け更なる市民啓発が課題である。 ⑥地域資源と協働して児童虐待防止を進める中で、担い手となる地域資源の確保が必要となっている。 ⑦集団面接で要配慮とする判断基準が必要であるほか、モデル校の取組を全市展開する際の体制等を検討する必要がある。 ⑨行政と民間の協働体制の構築には、それぞれが行う業務内容や支援の強みなどについて相互理解を進める必要がある。 | |
| 【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】 | |
| (目的) いくしあと一体的な支援を行う児童相談所(児相)の設置に向け、人材確保・人材育成、体制・機能等の検討・準備を行う。 | |
| (成果) ⑩児童福祉司や児童心理司等の専門職確保に向け職員採用を実施したほか、県・他市の児相に職員派遣し人材育成を進めた。 ⑪シンポジウム・ワークショップ・県と里親会共催の里親セミナー開催や、学校等関係機関との意見交換等により連携強化を図った。 ⑫いくしあと児相が一体的に支援を行えるよう、事務室のワンフロア化を図りながらいくしあ新館の設計業務を進めた。 | |
| (課題) ⑩令和8年度の組織・人員体制が定まっておらず、全国的に専門職の確保が困難な中、人材確保・人材育成が喫緊の課題である。 ⑪地域の支援団体や学校園・警察・病院等の関係機関とのより緊密な関係性の構築や相互理解の推進が不可欠である。 ⑫要対協の相談支援件数が増加する中、支援に注力するためには、効果的・効率的な業務に向けた環境整備が必要である。 | |
| 【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】 | |
| (目的) 子どもの人権を尊重し、さまざまな困難を抱える子どもの理解を深め、複雑化・複合化する福祉課題に重層的な支援を推進する。 | |
| (成果) ⑬若者支援を行う支援者等を対象に各地域でユース相談支援事業の講習会を実施し、早期支援に向け取り組んだ。(目標指標D) ⑭支援を要するヤングケアラー等に訪問支援員を派遣し、負担軽減を図りながら必要な支援を行った。(実績:16世帯、派遣回数188回)また、当事者同士で交流や情報交換ができるイベントを実施し、参加者の相談等にも応じた。(実績:18回開催) ⑮子どもの権利侵害に関する相談の調整等(33件)、窓口及び活動内容の周知・啓発の他、校則を再点検すべきと提言した。 ⑯子どもの人権アンケートの回答手法にデジタル媒体を追加し、調査・対応を行った。(調査対象事案数38件) | |
| (課題) ⑭家庭環境上支援が必要なヤングケアラー等は、自ら支援を求めることが難しく、相談・支援につなげることが困難である。 ⑮子どものための権利擁護委員会の欠員委員1名を補充し、体制強化を図る他、子どもを対象に当委員会の周知だけでなく児童の権利条約等に関する啓発の取組が必要である。 ⑯調査対象事案数は減少したが、「心を傷つける言葉遣い」に該当する事案が一定割合あったため、対応策を検討する必要がある。 | |

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | ヤングケアラー支援事業 |
| 2 | 面会交流支援事業 |
| 3 | 要保護・要支援児童等心理的ケア事業 |
| 4 | 児童相談所設置に向けた整備の開始(児童相談所整備事業) |
| 5 | 児童養護施設運営に係る補助金の見直し |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 要保護・要支援児童等見守り強化事業 |
| 2 | 子どものための権利擁護委員会運営事業 |
| 3 | 尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業(要保護児童等に関する情報共有システムの導入) |
| 4 | 児童相談所設置準備事業 |
| 5 | ユース相談支援事業 |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 |
|--|
| <p>【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】</p> <p>①支援方針の共有や支援の進捗管理を推進しながらチーム支援に取り組む。 ①②③児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置に向けていくしあ・南北保健福祉センターの機能を基に切れ目のない支援体制の整備を進める。 ②業務増大の中、更に支援に注力するため要対協の運営改善を図るほか、ICT機器の導入やサテライトの体制整備など3拠点間の業務効率化を検討する。 ④児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカーが学校園などの関係機関と連携し、プッシュ型支援を実施することで早期支援につなげていく。</p> <p>【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】</p> <p>⑤市Webサイトやチラシなどの媒体を活用し広く市民に向けて事業周知を図る。 ⑥委託事業者と児童ケースワーカーが支援情報を共有しながら、協働した支援を推進していく。また、担い手となる地域資源の開拓・確保に向け検討を進める。 ⑦モデル校入学者のフォローアップにより判断基準の策定を行う。また、モデル校の拡大とともに、全市展開に向けた体制整備を検討する。 ⑨民間との協働体制の強化に向けて、協働研修等の取組を継続して実施する。</p> <p>【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】</p> <p>⑩関係部局と共に、早期の専門職確保と職員派遣による人材育成を進める。 ⑪地域の支援団体や学校園など関係機関と相互理解を深め、支援のネットワーク機能を強化するほか、兵庫県や里親会と連携し、里親制度の啓発に取り組む。 ⑫児相業務に対応するシステム導入のほか、効果的・効率的な業務に向けて、AIを活用した相談支援システム導入、オフィスのあり方について検討を進める。</p> <p>【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】</p> <p>⑭ヤングケアラーの早期発見のため、相談フロー図を作成し、学校等関係機関とも共有するなど連携を一層進める。 ⑮欠員委員1名の人選を進めると共に、子どもを対象に広報活動を強化する。 ⑯教育委員会と連携し、事例を活用した振り返りや、子どもの個性等を理解するため必要な研修を行う。</p> |

| 評価と取組方針 |
|--|
| <p>・児童福祉法改正に伴うこども家庭センター機能の整備については、南北保健福祉センター・いくしあのそれぞれの機関の強みを生かしつつ、切れ目のない支援が行えるよう、ICT活用の検討などにより連携体制を整備する。</p> <p>・さまざまな困難を抱える子どもの支援相談件数が増える中、引き続きNPO法人等の民間団体との連携を進めながら、こども支援の協働体制づくりを進めていく。</p> <p>・児童相談所の開設に向けては、いくしあとの一体的な支援が効果的・効率的に行われるよう、他市の実施状況も参考にしながら、人材の確保・育成に取り組む。</p> |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|---|
| <p>【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】</p> <p>【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】</p> <p>①②③「こども家庭センター」設置に向けた体制整備を検討する。 ②⑫効果的・効率的な業務の推進に向け、ICT機器導入、児相対応のシステム構築、AIを活用した相談支援システム導入等を検討する。</p> <p>【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】</p> <p>⑥児童虐待の未然防止・支援に向けて、支援の担い手確保等を検討する。</p> |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|---------|-----------|------|----|----------------------|
| 施策名 | 04 | 子ども・子育て支援 | 展開方向 | 04 | 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり |
| 主担当局 | こども青少年局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--|----|----------|---|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合 | ↑ | 56.9 | % | 69.2 | — | — | — | 56.9 | 50.4 |
| B 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合 | ↑ | 79.4 | % | 82.8 | — | — | — | 79.4 | 80.2 |
| C ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合 | ↑ | 89.5 | % | 92.5 | — | 91.9 | 89.0 | 89.5 | 85.2 |
| D ユース交流センターの月平均利用者数 | ↑ | 4,518 | 人 | 6,300 | 3,654 | 4,825 | 3,626 | 4,518 | 5,844 |
| | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【子どもの自尊心・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】

(目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。(小学5年生の自然学校の実施を含む。)

(成果)①青少年いこいの家の再整備に向け、アスベスト調査を実施したほか、青少年団体や障害者団体を含めた関係機関への聞き取り調査を行い、これらを踏まえ、再整備後施設の基本理念、必要な機能、施設で提供するプログラム内容等を盛り込んだ「再整備の方向性(再整備方針)」を策定した。

(課題)①青少年いこいの家の豊かな里山環境を生かしつつ、全ての人にとって利用しやすい施設づくりを進めていくため、利用者ニーズの把握に努め、再整備に向けた実施設計等に反映させていく必要がある。

【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】

(目的)ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、青少年自らが企画したイベント等を行うことで、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性や自己肯定感を育む。

(成果)②次代の社会を担う子ども・若者を応援し、ユースワークを一層推進するため、子ども・若者応援基金(旧青少年健全育成基金)の活用方針を策定のうえ、基金条例の改正等を行い、基金の活用範囲を広げて、ユース世代の活動や子ども・若者育成支援団体の活動、先駆的・試行的取組を行う団体の活動を支援する新たな補助制度「子ども・若者応援基金活用事業補助金」の創設に取り組んだ。(目標指標B)③ユース交流センター(指定管理者:尼崎ユースコンソーシアム)において、ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、若者自らが企画したイベントやユースカウンスル事業(23人参加)のほか、公共施設等を活用しながら地域の若者を対象にしたサテライト事業(72回3,420人参加)を実施し、中高生をはじめとした若者が様々な人と接し、経験を積みながら社会性や自己肯定感を育むことができるよう取り組んだ。(目標指標A・B・C・D)

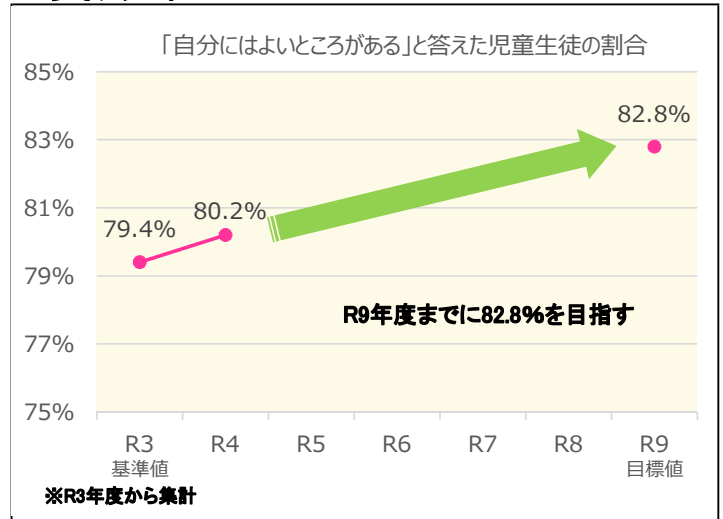
(課題)②ユース世代や子ども・若者支援団体への事業周知を図るとともに、各団体が適切に事業遂行できるよう支援する必要がある。また、補助事業の審査にあたってユース世代の意見をしっかりと審査に反映させるための仕組みづくりが必要である。

③ユース交流センターのサテライト事業では、地域によってイベント回数や内容に隔りがあるため、各地域振興センターと連携しながら、居住地域に関わらず市内の若者がユース交流センターの取組に関連した様々な事業に参加できるよう全市展開を図り、各地域においてユースワークが展開されていく必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 | 青少年いこいの家の再整備の開始(青少年いこいの家施設整備事業) |
| 2 | 子ども・若者応援基金活用事業補助金 |
| 3 | 丹波少年自然の家事務組合負担金の見直し |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



令和5年度の取組

【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】

①施設の再整備に向け、実施設計等を予定しており、引き続き関係機関と調整しながら、再整備後も多くの人に利用される施設づくりを目指していく。

【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】

②基金活用事業の選定にあたっては、審査を行う付属機関に若者を加え、その意見を聴くとともに、補助事業の実施にあたっては、必要な側面的支援を行う。
 ③ユース交流センターのサテライト事業実施にあたっては、各地域振興センターと緊密に情報交換や意見交換を行うとともに、各地域においてユースワークが展開されるようユースワーカーの養成に取り組んでいく。

6 評価結果

評価と取組方針

ユースカウンスル事業をはじめ若者の自主的な活動への支援を通じ、若者の社会性や自己肯定感の育成に取り組む。また、活動を通じて得られた若者の意見を関係部局で共有し、ユースワークの推進に取り組む。

主要事業の提案につながる項目

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-----|------|------|----|-------------------------------------|
| 施策名 | 05 | 地域福祉 | 展開方向 | 01 | 「ささえあい」をはぐむ人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり |
| 担当当局 | 福祉局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--------------------------------------|----|----------|------|----------|-----|-----|-------|-------|-------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 困りごとを抱えている人を「ほっとかない」と考えている人の割合 | ↑ | 56.5 | % | 70.0 | — | — | 45.0 | 56.5 | 59.5 |
| B 「支え合いを育む人づくり支援事業」利用グループ数 | ↑ | 16 | グループ | 33 | 13 | 15 | 15 | 16 | 17 |
| C 「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数 | ↑ | 315 | 件 | 396 | — | 418 | 176 | 315 | 348 |
| D 地域において新たな地域福祉活動を実施した団体数(延べ) | ↑ | 1,128 | 団体 | 1,224 | 887 | 947 | 1,080 | 1,128 | 1,458 |
| E 要支援者等見守り活動地域数 | ↑ | 49 | 地区 | 75 | 43 | 45 | 46 | 49 | 50 |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【福祉学習の推進】

(目的)市民が“生きづらさ”の背景にある多様な福祉課題の学びを通して「ささえあい」の意識を醸成するため、様々な手法における学びの場づくりや情報発信を進める。
 (成果)①地域の当事者理解に向け、当事者団体や支援関係者と連携した要援護者災害シンポジウムの開催や、立花地域課と連携し、防災をテーマに福祉協会や消防団、障害福祉サービス事業所等と地域のつながりを考える意見交換会や防災訓練を実施した。参加者から地域住民同士の関係づくりや学び・情報共有の場づくりが大切といった意見があり、地域防災力の向上と支え合う意識の醸成につながった。
 ②尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンターと各地区ささえあい地域活動支援センター「むすぶ」では活動団体と連携し担い手づくり等の多様な講座等を実施した。(市社協主催講座等数、延べ参加者数R2:60回/1,167人、R3:122回/2,206人、R4:115回/3,063人)
 (課題)①実施地区では参加者の意識醸成につながったものの、それ以外の地区においても防災等の市民共通課題をテーマに支え合う意識の醸成を進める必要がある。
 ②講座等参加者数は前年度に比べ増加しているものの、コロナ禍以前の水準まで回復しておらず、効果的な情報発信が課題となっている。

【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】

(目的)市民が地域でささえあい活動に気軽に参加したり、取り組みやすいよう、必要な情報の提供を行うとともに、活動を希望する市民と市民活動団体とのマッチングを推進する。
 (成果)③将来の担い手育成に向け、防災や教育を学ぶ大学生を自主防災会等とつなぐことで、新たに地域住民や小学生向けの防災教育やパラスポーツによる地域交流事業等、10校17グループの市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。(目標指標A・B)
 ④令和3年度に開始した兵庫県立尼崎小田高校(小田高校)の生徒と民生児童委員による見守り活動において、新たに2地区、計3地区で実施され、参加した生徒からは地域コミュニティや民生児童委員の大切さを学んだといった意見があった。また、関西国際大学の学生が地域の高齢者等の見守り活動に参加することで、防災、防犯における地域活動の重要性の理解が醸成された。
 ⑤若い世代が活動するきっかけとなるよう、大学等と連携し、市民まつりで学生等が防災すごろく体験会等を実施したほか、市ホームページや市民活動の広場あまがさきポータルサイト、あまなび等で学生等の活動内容を発信した。また、民生児童委員や保護司の担い手確保に向けて、市ホームページ等で活動紹介を行った。
 ⑥ボランティアセンター等では、既存制度で対応困難な障害のある児童の通学支援に向け、交流会等を通じたボランティアグループの立ち上げや、若年女性の自立支援団体と連携したボランティア養成講座の開催による担い手確保に取り組んだ。(目標指標C)
 (課題)⑤⑥地域を支える民生児童委員等の役割や活動の周知とともに、既存制度で十分に対応できないニーズを支えるボランティアの育成とマッチングが課題となっている。

【地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり】

(目的)支援を必要とする、していないにかかわらず、誰もが孤立することなく、地域の「つながり」の中で安全・安心に暮らし続けるために、地域住民や福祉事業者が地域課題を共有し、解決に向けて話し合うためのネットワークの構築に取り組む。
 (成果)⑦各地区地域福祉ネットワーク会議では、高齢化、核家族化に伴う共通課題の見守りや居場所づくり等について協議が行われ、園田地区では高齢者、障害者、子ども分野の支援機関と地域住民による移動困難者の買い物支援の協議や、立花地区では生活支援サポーターと地域活動者との交流会等が行われた。これら好事例を、各地区地域福祉ネットワーク会議メンバー対象の研修や、庁内の地域づくり関係課と市社協の合同研修で共有した。(目標指標A・D)
 ⑧地域福祉推進のパートナーである市社協の委託・補助事業について、市社協の運営状況等を確認し、見直しを行った。
 (課題)⑦一部の地区では地域住民の抱える課題に対応する福祉専門職との協議により、専門職視点で将来必要となる地域課題の検討が進んだことから、様々な専門機関と課題を共有・協議する場が必要となる。

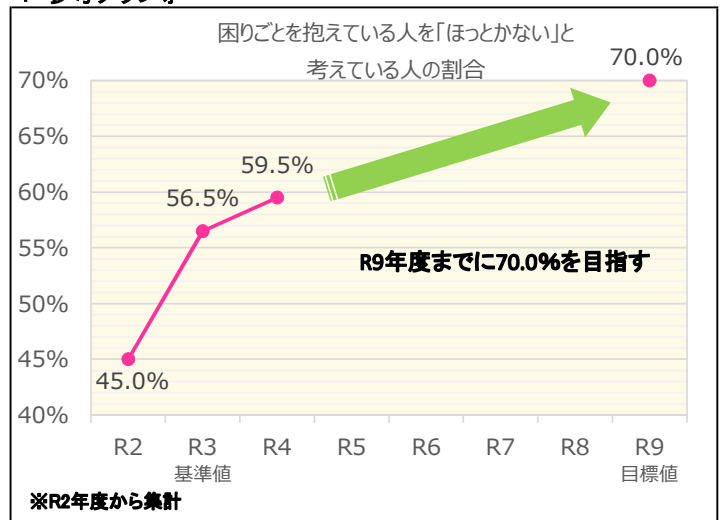
【地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実】

(目的)誰もが地域で安全・安心に暮らし続けるために、多様な見守り・ささえあいの活動を推進する。
 (成果)⑨地域福祉活動専門員が地域の会議に定期的に参画し、実施地区活動者の取組の報告等により、新たに1地区が増え、計50地区で見守り活動が行われた。(目標指標A・E)
 ⑩社会福祉連絡協議会(連協)圏域に限定しない見守り活動の推進に向け、地域振興センターや市社協と連携し、小田・立花地区では地域のつながりづくりを目的とした地域住民、民生児童委員、消防団、障害・高齢者施設等の多様な主体が参画する防災訓練や、中央・立花地区では地域の活動希望者の状況把握のために生涯学習プラザ登録グループに見守り活動希望アンケートを実施した。(目標指標A・E)
 ⑪支え合いを育む人づくり支援事業を通じて、関西国際大学と地域団体が連携し、新たにパラスポーツ等を通じた地域住民の交流イベントや、地域貢献活動を体験した小田高校卒業生のボランティアグループによるふれあいサロン等の活動が行われた。(目標指標A)
 (課題)⑨⑩⑪連協圏域での活動においては、活動者の担い手不足や高齢化等による負担感に加え、コロナ禍による活動継続への不安等により、見守り活動の新規地区立ち上げが低調となっている。また、新たな地域福祉活動の立ち上げには、地域の活動希望者の把握とともに、地域の多様な活動主体が高齢者の見守りや災害時の避難支援等の地域課題や各主体の強みを共有・協議する場づくりが必要となる。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



令和5年度の取組

【福祉学習の推進】
 ①引き続き、地域振興センターや市社協等と好事例を共有し、各地区で「防災」等の身近な地域課題をテーマに、当事者と交流する学びの場づくりに取り組む。
 ②各種講座等の情報をボランティア登録者・団体にメール発信する等、効果的な情報発信に取り組む。

【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】
 ③④⑤引き続き、地域振興センターなどの関係各課や市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生等の市民主体の活動を支援していくとともに、民生児童委員等の理解を深めるために役割や活動の効果的な周知手法を検討する。
 ⑥引き続き、地域の様々な支援ニーズに対応したボランティア講座を開催するなど、担い手の確保とマッチングを一体的に進める。

【地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり】
 ⑦市社協と連携し、引き続き、各地区地域福祉ネットワーク会議を通じて好事例の共有を行うとともに、地域の各分野の専門機関が課題や情報を共有する場づくりを進める。

【地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実】
 ⑨⑩⑪見守り活動支援の好事例集を地域振興センターや市社協と共有するとともに、生涯学習プラザ登録グループに対するアンケートで協力意向のあったグループや活動者に働きかける等、活動未実施地区での見守り活動の立ち上げに取り組む。また、新たな地域福祉活動の立ち上げに向け、地域振興センター等と連携し、地域課題に取り組む地域団体と福祉事業者・高校・大学等の多様な主体とのマッチングとともに、活動希望者に対する地域課題の学びの場づくり等を進める。

6 評価結果

評価と取組方針

・地域福祉活動の担い手不足は引き続き課題となっているため、まずはすべての世代に関係する防災をテーマとするなど、関係部局と連携し、ささえあい意識の醸成や担い手の育成につながるよう取組を進める。

・高齢者等見守り安心事業における活動未実施地区に対しては、関係部局との連携を強化し、地域に応じた見守りのあり方について引き続き検討し、取組を進める。

主要事業の提案につながる項目

| |
|--|
| |
|--|

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-----|------|------|----|----------------------|
| 施策名 | 05 | 地域福祉 | 展開方向 | 02 | 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり |
| 主担当局 | 福祉局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|------------------------------------|----|------------------------------------|---|----------|------|------|------------------------------------|-----|------------------------------------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「スムーズに支援の連携ができてい」と考えている支援関係者等の割合 | ↑ | 民生児童委員31.5 保護司24.2 相談支援機関7.7 | % | 50.0 | — | — | 民生児童委員31.5 保護司24.2 相談支援機関7.7 | — | 民生児童委員25.4 保護司39.3 相談支援機関5.9 |
| B 支援会議におけるケース検討数 | ↑ | 14 | 件 | 60 | — | 6 | 4 | 14 | 51 |
| C 成年後見制度の決定までに時間がかかると考えている福祉事業者の割合 | ↓ | 61.5 | % | 31.0 | — | — | 61.5 | — | 88.2 |
| D 市長申立案件における受任調整の実施割合 | ↑ | 6.1 | % | 100 | 26.1 | 13.6 | 15.8 | 6.1 | 69.2 |
| E | | | | | | | | | |

※指標A及びCにおける基準値は、令和2年度実績値を記載

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】

(目的)各分野の相談支援機関が連携して困りごとを受け止め、様々な施策や地域でのささえあいの取組による支援を一体的に提供することで、困りごとを抱えた方に寄り添い、つながり続ける包括的な相談支援を推進する。

(成果)①包括的な相談支援体制を推進するために重層的支援推進担当を設置し、保健福祉センターや地域振興センター等との情報共有による適切な支援につなぐための支援会議や尼崎市社会福祉協議会(市社協)と重層的支援推進事業の協働実施に関する協定締結等、組織横断的な連携を促進する体制や情報共有の手順等を整備した。

②複雑・複合化した課題を抱えた方の早期把握と包括的な支援に向け、保健、福祉、税、国保、住宅、教育部局等で構成する「重層的支援推進会議」を設置し、多機関での包括的な対応事例の共有や連携促進に向けた協議を行ったほか、庁内研修を計33回、ケアマネジャー協会、医療・介護連携協議会等における事業周知や協力要請、意見交換を計28回実施した。

③福祉課題を抱えた方の再犯防止に向け、保護観察所、地方検察庁、弁護士会等の司法関係機関との2カ月に1回の定例会議を開催し、事例検討や支援策の共有等を実施し、司法関係機関との連携強化に取り組んだ。

④身近な相談窓口となる民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修や一斉改選後の新任委員研修において、各福祉分野の支援機関の役割やひきこもり等支援事業等の研修を行った。(研修回数R2:5回、R3:9回、R4:8回)(目標指標A)

⑤一般就労困難者に対する就労支援セミナーや職業体験等を通して就労意欲等の向上を図るとともに、一般就労可能な方にはハローワークやしごと支援課と連携し、雇用条件調整によるマッチング等を行ったことで、就労・増収の割合が増加した。

⑥多分野の支援機関や民生児童委員等が参画する支援会議で計51ケースの検討を行った。ケース検討数は目標を達成していないものの、多機関での情報共有や多角的な視点でのアセスメント、支援プランの作成等に取り組んだ。(目標指標B)

⑦令和4年7月からひきこもり等支援事業を開始し、15世帯17人に対してアウトリーチを実施するとともに、ひきこもりの方の居場所や家族交流会を定期開催した。

⑧DV被害者支援に関わる関係職員による業務内容理解や課題共有、顔の見える関係づくりによる連携促進のための交流会を実施した。

(課題)①②③⑥支援会議での検討事例の多くは、障害者手帳の交付に至らない境界層の方や障害福祉サービス等の利用が定着しない方など、既存の制度や地域資源の利用が難しく、社会的孤立状態にあるといった課題がある。また、複雑・複合化した事例に対する多角的な視点でのアセスメントや適切な支援策の検討には、直接支援に携わる支援機関だけではなく、多様な支援機関・団体の連携意識の醸成が必要となる。

①②③⑥多分野多職種等の支援機関や支援関係者をコーディネートする職員の体制整備や人材育成が課題となる。

⑤一般就労困難者を支援するためには、既存の社会資源・制度の有効利用や中間的就労や福祉的就労が可能な事業所の開拓を行う必要がある。

⑦長期間ひきこもり等状態にある事例の多くは課題が深刻化し、適切な支援につなぐことが難しいといった課題がある。

⑧DV被害者を早期支援につなぐためにも、DV被害者と接する可能性がある様々な窓口職員に向けた周知が必要となる。

【権利擁護に関する支援】

(目的)成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。

(成果)⑨成年後見制度利用のための家庭裁判所への申立から決定までの期間短縮に向けて、成年後見等支援センターにおいて、申立前から後見人候補者を選任する受任調整会議の充実を図り、成年後見制度の利用申立を行う親族のいない対象者の市長申立13件のうち9件の受任調整を行い、成年後見制度利用決定平均日数の短縮化を行った。(R3:64.5日、R4:53.4日)(目標指標C・D)

⑩成年後見制度の周知啓発のため、民生児童委員や精神障害者家族会等に向けて、18回の出前講座を実施した。また、市民向けに「権利擁護フォーラム」を開催したほか、成年後見等支援センターのパンフレット等を生涯学習プラザや地域包括支援センター等に加え、あまよう特別支援学校や関西労災病院等にも配付した。

⑪市民後見人登録者の知識とスキルの向上に向けて、市民後見人の役割と倫理についての講座や後見人の実務への同行支援などのフォローアップ研修を6回実施するとともに、生活支援サポーター養成研修や市社協のボランティア登録案内等を実施した。

(課題)⑨後見人候補者の申立前の受任調整においては弁護士会等の専門職団体を通じて後見人候補者を決定しているが、個々が抱えている業務に加え後見人業務を担う負担等を理由に既存の受任調整会議参画団体から後見人候補者の選出が困難な場合がある。

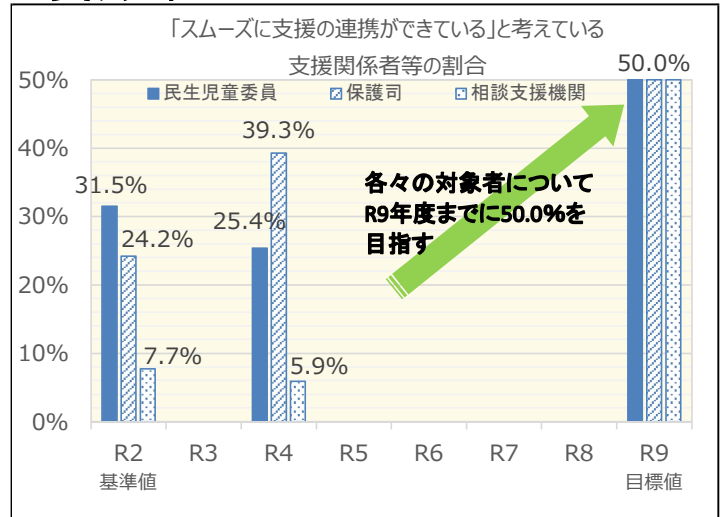
⑩成年後見制度の周知を更に進めるため、より多くの市民に周知ができるよう取り組む必要がある。

⑪後見人を受任していない市民後見人登録者に対する、更なる知識等の向上の支援やモチベーションの向上への取組が必要である。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 | つながり支援プロジェクトの実施(重層的支援推進事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 成年後見等支援センター地域連携ネットワークの強化(権利擁護推進事業) |
| 2 | 重層的支援推進事業 |
| 3 | ひきこもり等支援事業 |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



| 令和5年度の取組 | |
|---|--|
| 【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】 | <p>①②③⑤⑥新規事業「つながり支援プロジェクト」により、個別性の高い支援ニーズのある対象者の受入先を開拓し、就労機会や社会参加の場の提供を行う。</p> <p>①～④⑥⑦⑧引き続き、ひきこもり等の対象者の早期把握に向け、市ホームページ・市報、市民向けの啓発講座、支援会議・福祉専門職団体が参画する各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法についての周知を行う。</p> <p>①～④⑥⑦⑧引き続き、重層的支援やDV被害者支援に関わる保健福祉センター、地域振興センター等の庁内関係機関や庁外専門機関等との相互理解による連携意識の醸成に向けて、多機関等での支援対応事例を活用した事例検討会等を実施する。</p> <p>⑤引き続き、多様な就労ニーズに対応するため、しごと支援課等と密に連携を図るとともに、多様な受入先事業所の開拓を行う。</p> |
| 【権利擁護に関する支援】 | <p>⑨⑩専門職団体との更なる連携を図るとともに、受任調整における他団体の参画等について検討を行う。また、成年後見制度のパンフレット等の配付先を拡充するなど、更なる周知啓発を図る。</p> <p>⑪活動機会のない市民後見人登録者に対して、引き続き、知識の向上や市民後見人の意義、やりがいを感じてもらえるような取組について検討する。</p> |

6 評価結果

| 評価と取組方針 | |
|---------|---|
| | <p>・更なる重層的支援の充実に向け、課題が複雑・複合化する前の早期発見に組織横断的に取り組むとともに、既存の医療介護連携の枠組みの活用や、効果的・効率的な情報共有の仕組みづくりを検討するなど、様々な活動団体や関係機関との連携の強化を進める。</p> |

| 主要事業の提案につながる項目 | |
|---|---|
| 【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】 | <p>①②③⑦断らない相談支援体制を構築するための必要な体制整備や支援会議等を通して把握した課題への対応策について検討を行う。</p> |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-----|-------|------|----|-------------------------------|
| 施策名 | 06 | 障害者支援 | 展開方向 | 01 | 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり |
| 主担当局 | 福祉局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|---|----|----------|---|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合 | ↑ | 37.5 | % | 47.7 | 35.3 | 38.3 | 39.7 | 37.5 | 40.9 |
| B サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率 | ↑ | 78.0 | % | 100 | 62.2 | 70.8 | 78.2 | 78.0 | 77.7 |
| C 委託相談支援事業所における延べ相談回数 | — | 27,896 | 回 | — | 20,780 | 22,902 | 27,818 | 27,896 | 30,392 |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

※指標Cは、委託相談支援事業所において、福祉サービスの利用援助や権利擁護、専門機関の紹介などの支援を行った延べ回数

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【健康に暮らす(保健・医療)】

(目的) 障害につながる病気などの早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。

(成果) ①コロナ禍により休止していた「医療的ケア児支援部会」については、保健や保育など参画メンバーを増やして再開し、医療的ケア児等コーディネーターによるリスト管理や対象児への支援状況など本市の取組について、地域の関係機関等への共有を図り、一定の評価を得られた。また、コーディネーターが阪神圏域の相談支援フォローアップ研修に講師として参画し、本市の取組を通じて、各市と支援課題の共有や広域連携につながる意見交換等を行うことができた。

(課題) ①人工呼吸器の装着など重度の医療的ケア児から優先してアウトリーチを進めているが、計画相談につながっていない重度対象児(5名)への早期対応やその他のケア児へのアウトリーチも求められており、その対応策について検討が必要である。

【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】

(目的) 地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。

(成果) ②障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和3年度末の6,986人から令和4年度末は7,423人に増加(+437人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。(目標指標A)

③サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成については、基幹相談支援センターを中心に引き続き作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析等を進め、その結果を考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対して作成依頼や必要な調整・助言等を行った。特に新規利用が多い「障害児(通所サービス利用)」については、早期作成につながるよう対象事業所との調整を密に図ったこと等で、作成数は319人増加(5,448人→5,767人)し、作成率は77.7%(5,767人/7,423人)となった。(目標指標B)

④利用計画の作成促進に向けては、未作成者の詳細な分析を行い、特に未作成者が多い「精神障害の居宅・就労系サービス利用者」については、利用する就労サービス事業所の把握も進めたこと等により、作成の優先度や対応策など今後の取組の方向性を整理することができた。

⑤支援ニーズの高まりや諸制度の周知・普及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和4年度30,392回)が依然高い水準で推移している中、その対応にあたっている。これら相談への適切な支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を13回開催し、支援状況の共有や事例検討のほか、尼崎市社会福祉協議会との連携などテーマ別の研修会(3回)を実施して支援力の向上につなげた。(目標指標C)

⑥あま相でリスト化した障害分野における「支援困難ケース」への対応に向けては、現状で相談支援事業所につながっていないケースの詳細な状況把握を進めた結果、これまでに支援歴のある者や介護保険(ケアマネ)等につながっている者を除いた「要介入ケース」は概ね90人程度であることが分かった。また、委託相談支援事業所が実際にこれら要介入ケースの支援に入り、課題の共有や必要な連携等の協議を進めながら、支援困難ケースの連携スキーム(フロー図)をまとめた。

⑦指定相談支援事業所のネットワーク会議を計9回(全体会2回、テーマ別開催5回、計画書き方教室2回)開催し、計画作成状況や児童虐待への対応等について情報共有を図るほか、各事業所からのニーズを基に介護保険のケアマネや薬剤師との連携、阪神特別支援学校を卒業後の進路等をテーマとした研修会を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。

⑧尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設については、運営法人が検討する現地建替や施設移転策を進めるにあたっての課題点やメリット・デメリット等について協議・調整を進め、今後の方向性や希望する機能移転策のイメージを共有することができた。

⑨日常生活用具については、給付実績等の調査・分析結果を基に、市場価格など実情にあわせた給付品目や公費負担限度額に整理するとともに、令和4年8月と12月に障害者団体(4団体)への説明・意見交換を行い、当事者ニーズに合った新たな品目を追加するなど制度の充実を図ることができた。

⑩新型コロナウイルスへの対応については、感染状況や重症化リスクの変化等を考慮し、適宜必要な運用変更や事業所への連絡調整を行いながら、引き続き陽性者等が発生した事業所のサービス継続に係るかかり増し経費の助成事業や陽性者等の在宅支援、一時受入れに係る市独自事業を実施することで、コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に努めた。

⑪コロナ禍における物価高騰対策として、市内のすべてのサービス事業所に対し、事業運営を支援するための給付金を交付(275法人・506事業所)することで、利用者への安定的なサービス提供に寄与した。

⑫障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価手法等の見直しについては、障害者福祉等専門分科会などで意見を伺いつつ、総合計画やその他関連する行政計画の取組との整合性を意識して、より効果的かつ効率的な運用へと見直すとともに、当該計画の「評価・管理シート」を改訂して分かりやすさの向上を図ることができた。

(課題) ②③④利用計画の作成数は着実に増えているものの、全体の作成率は依然8割弱に留まっているため、より効果的な取組や運用が求められる。

⑤⑥支援困難ケースのうち、今回把握を進めた「要介入ケース」については、できる限り早期に相談支援へとつないでいかなければならない。

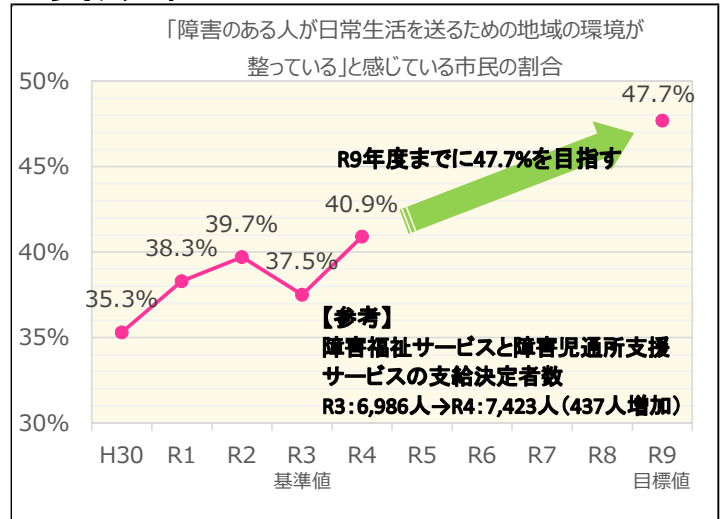
⑧対象2施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況・事情等を勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望移転策を整理していかなければならない。

⑩⑪令和5年5月から新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが5類感染症となることで、今後必要となる対策や支援も変わっていくため、サービス事業所の支援体制の維持・確保にあたっては、引き続き柔軟かつ丁寧な対応が求められる。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 | 日常生活用具の給付品目等の見直し(日常生活用具給付等事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 濃厚接触者等在宅支援提供事業 |
| 2 | 要介護者一時受入事業 |
| 3 | 障害者支援施設新規入所者PCR検査事業 |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 |
|--|
| <p>【健康に暮らす(保健・医療)】</p> <p>①重度対象児に対する早期支援にあたっては、引き続きコーディネーターが中心となり相談支援事業所との連携を進めるとともに、令和5年度から開催する「障害児通所支援事業所ネットワーク会議」においても、本市の取組や医療的ケア児の支援状況等を共有していく。また、より精度の高いリスト管理や効果的なアウトリーチの手法、医療機関との連携策等について、引き続き「医療的ケア児支援部会」で協議を進めながら、地域支援体制の充実につなげていく。</p> <p>【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】</p> <p>②～⑦利用計画の作成促進に向けては、未作成者の分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。また、相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続するほか、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っていきけるよう、引き続きあま相において各支援機関の役割等を協議するとともに、支援困難ケースのリストや連携スキーム(フロー図)を活用した早期支援や体制の充実に取り組んでいく。</p> <p>⑧対象施設の機能移転に向けては、それぞれの施設で希望する機能移転策が異なるため、各運営法人の運営状況や事情等も勘案しつつ、他の機能移転施設における対応を含め、一定の整合性と公平性を担保した具体的な機能移転策の検討を進めていく。</p> <p>⑨当該制度について、市報やホームページへの掲載のほか、当事者団体への説明を行うなど丁寧な周知に努めながら、特に新たな品目を希望する対象者へ適切に給付できるよう取り組んでいく。</p> <p>⑩⑪5類感染症への変更以降のサービス提供体制の維持・確保に向けては、国の方針や支援策等を踏まえながら、引き続きサービス事業所への情報提供や必要な支援・対応に取り組んでいく。</p> <p>⑫障害者計画・障害福祉計画の推進に向けては、3年毎に実施する障害のある人へのアンケート調査を通じて、生活実態やサービスの利用状況、支援ニーズ等の調査・分析を行う。また、令和6年度から施行される「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法」の内容や国の基本指針に掲げる事項への対応等について検討を進めるとともに、改訂した「評価・管理シート」の本格運用に取り組み、現行計画の進捗管理や評価も踏まえながら、次期障害福祉計画(第7期:令和6～8年度)の策定に取り組む。</p> |

| 評価と取組方針 |
|--|
| <p>・障害児の通所サービスを始めとして、毎年度サービス利用者が大きく増加している中、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成率を維持することができている。一方、目標の早期達成に向けては、未作成者の分析結果を基に、引き続きより効果的な取組や対策を検討していく。</p> <p>・セルフプラン導入の検討にあたっては、これまでの取組との整合性を図りつつ、国の計画相談に対する考え方や先行導入した自治体が抱える課題等も十分考慮した上で、進めていく。</p> |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
| |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-----|-------|------|----|-----------------------------|
| 施策名 | 06 | 障害者支援 | 展開方向 | 02 | 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり |
| 主担当局 | 福祉局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|------------------------------------|----|-------------------|---|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 市内のグループホームの定員数 | ↑ | 552 | 人 | 741 | 413 | 453 | 497 | 552 | 622 |
| B 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数 | — | 233 (H29~R3平均) | 人 | — | 223 | 269 | 262 | 190 | 199 |
| C 委託就労支援機関(就労生活・支援センターみのり)を通じた就労者数 | ↑ | 34 (H29~R3平均) | 人 | 54 | 54 | 31 | 27 | 24 | 20 |
| D 障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数 | ↑ | 17 | 回 | 25 | 10 | 16 | 15 | 17 | 26 |
| E 身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数 | ↑ | 28,742 (R1) | 人 | 41,848 | 35,011 | 28,742 | 13,921 | 12,644 | 18,399 |

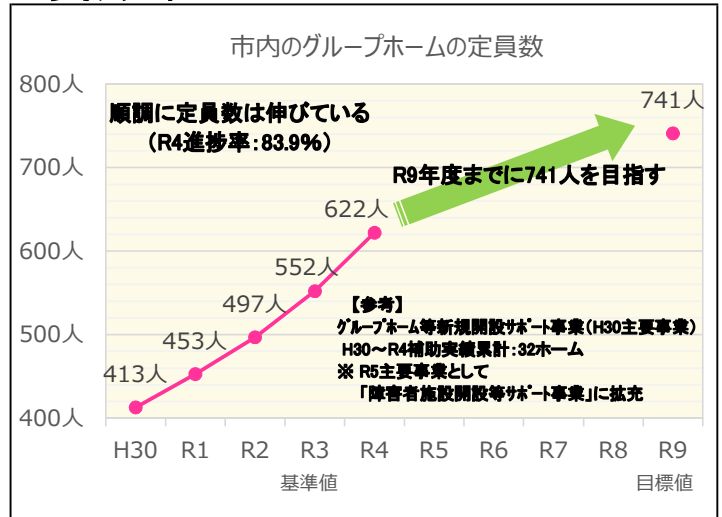
5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載) | |
|--|--|
| 【育つ・学ぶ(療育・教育)】 | <p>(目的) 障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。</p> <p>(成果) ①発達障害に関する相談は依然多い状況にあるが、保健福祉センターや「いくしあ」において、早期支援に取り組んでいることもあり、委託相談支援事業所等の相談者数は199人となっている。このような状況等も踏まえ、いくしあ連携会議で本市の発達相談支援体制のあり方について協議を進め、その中で「たじかの園」における児童発達支援機能と今後のあり方についての検討を進めた。(目標指標B)</p> <p>②障害児通所支援の適正給付や質の向上にあたっては、実地指導を再開して事業所による自己点検を実施したほか、主な指摘事項等を市ホームページに掲載した。また、自立支援協議会「あまっこ部会」の取組として事業所交流会を2回開催し、本市の支援状況やいくしあの児童虐待・発達支援の取組の周知、事業所が抱える課題やニーズの把握・共有を進めたほか、委託による本市の療育支援体制の集約と充実を図り、障害児通所支援事業所ネットワーク会議の設置の準備等を進めた。</p> <p>(課題) ①②障害児通所支援事業所の送迎車にも安全装置の装備が義務付けられるため、早期対応と安全管理の徹底が求められる。また、療育士による療育やリハビリのニーズが高まる中、たじかの園の外来利用も増加しているが、施設や体制上の課題もあり対応に苦慮している。</p> |
| 【働く(雇用・就労)】 | <p>(目的) 一人ひとりの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、さまざまな働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での工賃向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。</p> <p>(成果) ③委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても20人が一般就労につながった。(目標指標C)</p> <p>④市役所における障害者雇用として、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」でスタッフを10人雇用し、一般就労へのステップアップ等に取り組んだ。また、「障害者就労チャレンジ事業」では12人に就労実習を行うことで就労意欲の向上につながったが、近年就労系サービス事業所が大幅に増えるなど就労の機会や支援の場が充足し、当該事業の目的や役割が概ね達せられたため、令和4年度をもって終了した。</p> <p>⑤障害者就労施設の受注機会の拡大に向けては、コロナ禍で企業イベント等の機会が少ない中、庁内販売「尼うるフェア」を中心に物品等の販売会を計26回開催するほか、共同受注の支援により発注企業(16社・21件)から29施設への契約に結び付けた。(目標指標D)</p> <p>⑥「就労支援ネットワーク会議」をより効果的な開催へと見直すため、現行開催を一時休止し、委託就労支援機関や参画メンバーと現状課題の協議・検討を行い、今後の進め方を整理した。</p> <p>⑦県補助金が廃止となる小規模作業所(3か所)への対応については、作業所や利用者の意向等を丁寧に聞き取り協議・調整を進めた結果、全ての作業所が令和7年度までに市内施設(地域活動支援センターなど)への移行を希望していることが確認できた。</p> <p>(課題) ④市役所における障害者雇用にあたっては、精神障害により体調面に不安があるため出勤が安定しにくい職員への一層の配慮・対応のほか、今後予定される法定雇用率の引き上げ(現行:2.6%、R6:2.8%、R8:3.0%)等も考慮した取組としていかなければならない。</p> |
| 【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】 | <p>(目的) 地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、さまざまな生活環境の整備を進めることなどで、障害のある人の地域での生活を支える。</p> <p>(成果) ⑧市内グループホームの定員数については、新規開設サポート事業で7ホーム(定員37人)に開設経費の一部を助成するなどして、令和3年度の552人から令和4年度は622人と着実に増加(+70人)している。(目標指標A)</p> <p>⑨障害者団体や事業所への調査を基にグループホームの整備方策をまとめ、それを踏まえて障害者施設のバリアフリー改修の補助制度を創設した。また、日中支援型のグループホームの支援状況と評価について運営法人との協議を進めるなど重度化・高齢化への対応を進めた。</p> <p>⑩視覚障害のある人の外出支援サービスについては、令和4年4月に利用者・事業者向け説明会を開催するなど分かりやすい申請手続きと丁寧な窓口対応に努め、当事者ニーズに即した運用見直し(同行援護と通院等介助の一本化)を同年9月から開始することができた。</p> <p>(課題) ⑧⑨グループホームの利用者や市内定員数は着実に増加しているが、重度(障害支援区分4~6)の利用者の割合は4割程度(令和4年3月時点:39.4%)となっている。</p> |
| 【地域でつながる(生涯学習活動)】 | <p>(目的) 地域で行われるさまざまな催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。</p> <p>(成果) ⑪指定管理者(尼崎市身体障害者連盟福祉協会)と移転後の身体障害者福祉会館に設置する情報支援機器や運営の変更点等について協議するほか、令和4年7月に団体会員等を対象とした利用者説明会を開催するなど丁寧に調整を進め、同年8月から新会館の運営を開始した。移転後は施設の利便性が向上したこともあり、他の障害者団体や一般の利用も増えている。(目標指標E)</p> <p>⑫コロナ禍が続く中ではあったが、新会館の周知を図ることも含めて「自発的活動支援事業」を3年ぶりに再開したことで、障害者団体(3団体)の地域活動を支援することができた。</p> <p>(課題) ⑪⑫新会館の新規利用者は増えているものの、コロナ禍が続く中、施設の利用制限をかけていたことも影響し、全体の利用者数は大きく伸びていない。また、再開した自発的活動支援事業については、新規団体からの申請につながっていない。</p> |

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---|
| 1 | 重度化・高齢化に対応した施設のバリアフリー改修等費用の補助(障害者施設開設等サポート事業) |
| 2 | 障害児等療育支援事業の支援体制の集約と充実(障害者(児)相談支援事業) |
| 3 | 障害者就労チャレンジ事業の廃止(障害者就労支援事業) |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 障害者小規模作業所の法内施設への移行支援及び補助金の見直し(障害者小規模作業所運営費等補助金) |
| 2 | 情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化(身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業) |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・改正児童福祉法により、児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されること等から、その機能をもつ「あこや学園」と「たじかの園」について、役割と機能の再整理が必要である。その整理にあたっては、引き続き、いくしあ等の関係機関とより一層連携し、効果的な支援体制となるよう、検討を進める。

・障害種別や特性により、利用者の重度化・高齢化の状態等は様々であるため、新たに創設した障害者施設のバリアフリー改修の補助制度の実施にあたっては、事業者への丁寧な説明とニーズの聞き取りに努めるとともに、可能な限り幅広いニーズに応えられるよう、取り組んでいく。

令和5年度の取組

【育つ・学ぶ(療育・教育)】

①②適切な発達支援の提供等に資するため、新たに障害児通所支援事業所ネットワーク会議を設置・開催し、事業所間はもとより、障害福祉・保健・子ども・教育など各機関と当該事業所との連携強化に取り組んでいく。また、この会議の場を活用して、送迎バス等の安全装置への対応等も含め、必要な情報の提供や支援にあたっての助言等を行う。

【働く(雇用・就労)】

③⑤⑥障害者の就労支援にあたっては、法改正により今後新たに創設されるサービス(就労選択支援)への対応等も含め、引き続き多様な就労ニーズにも対応していけるよう、委託就労支援機関の役割や機能の再整理を進めていく。また、「就労支援ネットワーク会議」の効果的な運営に向けては、委託就労支援機関と阪神南障害者就労・生活支援センターを中心に再開後の運営を行うとともに、福祉的就労(就労継続支援)事業所の会議への参加意向や支援ニーズ等の把握も進めながら、段階的に会議の参画事業所(サービス)を増やしていく。

④市役所における障害者雇用については、「ハートフルオフィスup×3」で雇用するスタッフの働く機会の拡充に向け、これまでの担当課での集中的な配置とあわせて、今後は各所属への分散的な配置を検討していく。また、出勤が安定しないスタッフについては、引き続きジョブコーチ等職員が家族や就労支援・医療機関の支援者と連携するなどして、就労が継続できるよう支援していく。

⑦法内施設への円滑な移行に向けて、引き続き、具体的な進め方や対応策等の協議・調整を進めていく。

【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】

⑧⑨グループホームの整備促進や障害者の重度化・高齢化への対応に向けては、整備方策でまとめた課題や取組等に基づき、引き続き既存の開設補助制度を有効に活用するほか、指定事業所ネットワーク会議等において新たに創設したバリアフリー改修の補助制度の周知やニーズ把握等を進めながら、重度障害者の利用率の向上へとつなげていく。

【地域でつながる(生涯学習活動)】

⑩⑪新会館の利用者数や自発的活動支援事業の申請団体の増加に向けては、情報支援機器の設置等により、新会館の利便性が向上したことを地域で活動する障害のある人等に周知していくとともに、各生涯学習プラザや身体障害者福祉センターで実施されている活動や事業から、障害当事者による自主的な活動へつなげていく手法等について、各施設の関係者や自立支援協議会(あまのくらし部会)にも意見を伺いながら検討していく。

主要事業の提案につながる項目

【育つ・学ぶ(療育・教育)】

⑩⑪たじかの園については、公設施設として唯一、診療所機能を有する児童発達支援センターであることから、より地域ニーズに即した施設となるよう、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容も踏まえつつ、その役割や機能の再整理を進めていく。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-----|-------|------|----|----------------------------|
| 施策名 | 06 | 障害者支援 | 展開方向 | 03 | ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり |
| 主担当局 | 福祉局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-----------------------|----|----------|---|----------|-----|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 障害者差別解消法の認知度 | ↑ | 34.2 | % | 50.0 | — | — | — | 34.2 | 35.7 |
| B 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数 | ↑ | 45 | 人 | 70 | 62 | 56 | 46 | 45 | 60 |
| C 合理的配慮を知らない職員の割合 | ↓ | 36.0 | % | 0 | — | 51.0 | 37.9 | 36.0 | 10.5 |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

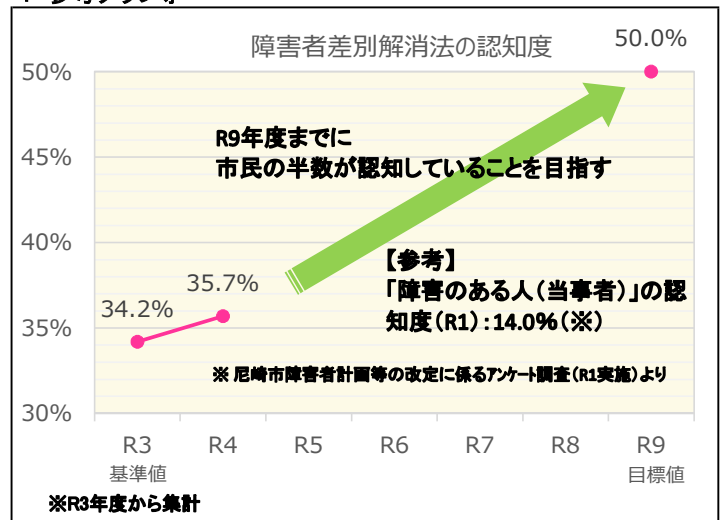
5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載) | |
|--|---|
| 【安全に暮らす(安全・安心)】 | <p>(目的)災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。</p> <p>(成果)①自立支援協議会「あまのくらし部会」において、被災者支援に携わるNPO法人を講師として招き、当該法人が考案した「避難所運営シミュレーション」の体験会を実施することで、避難所の開設手順や障害のある人に必要な配慮や対応等についての知見を広げたほか、本体験会を避難所運営に携わる地域にも体験してもらえるよう開催企画を進めた。</p> <p>②障害のある人の災害時の情報取得につながるよう、身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「アンブルボード」や「蓄光テープ」の設置を行うなど施設機能の向上に取り組んだほか、指定管理者等との協議を進め、福祉避難所として指定した。</p> |
| 【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】 | <p>(目的)障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。</p> <p>(成果)③障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(R4:通報・相談件数56件。うち、虐待認定11件)。また、全てのサービス事業所を対象に「虐待防止委員会」の設置等が義務化されたため、昨年度に引き続き、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活)の参加事業所に障害児通所支援事業所を加えた「合同研修会」を開催し、具体的な対応方法等について周知を進めた。</p> <p>④「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」はコロナ禍が続く中ではあったが、3年ぶりに大規模会場(橘公園軟式野球場)での開催とし、ステージプログラムのほか、これまで小規模で開催したノウハウを活かして発展させた様々な催し(雑貨・飲食店や体験型コンテンツ、ミーツ新喜劇など)を実施した。また、当該イベントの活用制度(提案型事業委託制度)が期限(原則3年間)を迎えたため、改めてプロポーザル方式による委託事業者の選定を行い、イベントの継続実施に取り組んだ。</p> <p>⑤令和5年2月に障害者差別解消支援地域協議会を開催し、合理的配慮に関連する法制度の動向の共有や相談対応事例等について協議を進めた。また、ユース交流センターの有志の学生達の協力を得て、障害者差別解消に関する啓発動画の作成を進めた。(目標指標A)</p> <p>(課題)③虐待防止に係る義務化対応の徹底や各事業所における適切な運営を進めていくためにも、一層の周知や助言等が求められる。</p> <p>④大規模会場でのイベントを再開できたが、依然コロナ禍ということもあり、最大規模であった3年前(2019年)ほどの参加には至っておらず、出店者数も7割程度に留まっている。</p> <p>⑤障害者差別解消法の認知度は依然低い状況にあるが、令和6年4月から民間事業者に対しても「合理的配慮の提供」が義務化されるため、これまで以上に幅広く制度の周知・啓発を進めていかなければならない。</p> |
| 【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】 | <p>(目的)障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続きなどを支える。</p> <p>(成果)⑥意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努め、令和4年度の養成講座修了者数は全体で60人、新規の派遣登録者は8人であった。(目標指標B)</p> <p>⑦意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けては、委託団体(尼崎市聴力障害者福祉協会)や手話言語条例施策推進協議会で協議を重ねながら、支援者(手話通訳・要約筆記)の処遇面の向上(派遣単価の引上げ等)や養成講座修了者の派遣登録を促すための「(仮称)チャレンジ派遣制度」の創設など制度の拡充に取り組んだ。</p> <p>⑧手話の普及等に向けては、市民等向け啓発講座全体(4講座11回)の参加者数は77人と参加人数は昨年度よりは減少したものの、そのうち従前から参加者数が少なかった事業者向け手話講座の参加人数は14人に増加した。また、福祉学習の一助となるよう市内公立小学校の5・6年生を対象に「手話パンフレット」を配布することで、手話やろう者等への理解・啓発につなげた。</p> <p>⑨これまで外国籍住民向けに窓口で活用していた「テレビ通訳」の言語に新たに手話を加えるほか、市の発出通知等の点字作成マニュアルを作成・共有することで、情報取得のしやすさにつなげた。</p> <p>⑩身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイドラゴン4)」や「音声認識アプリケーション(声文字)」、「音声読み上げ装置(プレクストーク)」など情報支援機器を設置し、施設機能の向上を図った。また、これら専門機器のメーカー等を招いた利用者説明会を開催することで、施設や機器の利活用につなげた。</p> <p>⑪市職員への理解・啓発に向けては、新たに「職員ハンドブック」を作成・周知するほか、必須研修(障害者活躍推進研修、メンタルヘルス及び合理的配慮研修)や障害者週間(12月3日～9日)における掲示板を活用した合理的配慮の事例紹介を実施したこと等により、合理的配慮を知らない職員の割合は大きく改善している。(目標指標C)</p> <p>⑫福祉分野職員のキャリア形成や資質向上に向けて、新採職員等を対象とする「福祉事業所短期インターン研修」の実施企画を進めた。</p> <p>(課題)⑥⑦⑧令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、意思疎通支援のニーズが高まる中、手話通訳の派遣登録者数も十分ではなく、また、市の窓口等に設置する手話通訳者の役割や配置等についても整理する必要がある。</p> <p>⑩合理的配慮を知らない職員の割合について、職員全体としては低下(改善)してきているが、一般職、再任用、会計年度任用職員については、知らない割合が比較的高く、改善の余地がある。</p> |

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---|
| 1 | 意思疎通支援事業 |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化 (身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館 指定管理者管理運営事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 |
|--|
| <p>【安全に暮らす(安全・安心)】</p> <p>①②避難所運営の体験会を実際に地域でも開催してみて、障害のある人に必要な対応等を地域住民や近隣事業者等と共有し、そこから得られる気付きや備え等を発信していくことで、地域の災害意識の向上と理解・啓発につなげる。また、これらの知見等も考慮しながら、情報支援機器の設置等により施設機能の向上を図った新会館の災害時における有効活用について、引き続き指定管理者等との協議・調整を進めていく。</p> <p>【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】</p> <p>③虐待防止に係る義務化等の対応については、引き続き、各ネットワーク会議における当該制度に係る研修の実施や、サービス事業所に対する集団指導等の機会をとらえて一層の制度周知を図っていく。</p> <p>④「ミーツ・ザ・福祉」については、企画段階から福祉や障害について考える機会と障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、そこに幅広い世代のボランティアが関わるなど多様な人を巻き込み実施することで、障害のある人とない人の交流や相互理解を深めてきている。これらの取組を継続しつつ、更なる付加価値を生み出していくとともに、イベントの出店数を増やしていくなど、より良いイベントへと発展していけるよう、実行委員会や市民等との協働に取り組む。</p> <p>⑤障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、引き続き啓発パンフレットを活用し市政出前講座を実施するほか、啓発動画を市公式YouTubeチャンネルへ掲載するなど協議会での意見を踏まえて活用していく。また、協議会において民間事業者に対する効果的な周知方法や協議会を活性化するための体制についても協議していく。</p> <p>【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】</p> <p>⑥⑦⑧拡充後の意思疎通支援事業の効果的な実施に取り組むとともに、手話の普及や啓発や不足する意思疎通支援者の確保の方策、また、新たな法律の趣旨等を踏まえた本市の意思疎通支援体制のあり方などについて、委託団体や手話言語条例施策推進協議会と協議・検討を進めていく。</p> <p>⑩会館機能を有効活用し、情報支援にも配慮した障害のある人の活動拠点としていくため、引き続き併設する「身体障害者福祉センター」や自立支援協議会「あまのくらし部会」等にも意見を伺いながら、今後の運用方法等について検討していく。</p> <p>⑪新任課長や新採職員を対象とした必須研修を継続実施していくことで、職員の障害者差別解消法の認知度を高めていく。また、合理的配慮に係る研修の受講対象者を一般職、会計年度任用職員まで拡大するなど取組の強化を検討していく。</p> <p>⑫「福祉事業所短期インターン研修」については、職員の福祉現場への理解をより深めることができるよう、引き続き研修内容や受入事業所との調整等を進め、令和5年度下半期から実施していく。</p> |

| 評価と取組方針 |
|--|
| <p>・障害者差別解消法の市民の認知度は依然として低い状況にあることから、令和6年4月から民間事業者への「合理的配慮の提供」が義務化されることも踏まえ、認知度を向上するための効果的な取組を検討していく。</p> <p>・「福祉事業所短期インターン研修」の実施にあたっては、研修先での経験等について、派遣された職員のみならず職場全体で共有を図ること等で、より良い職場風土の醸成につながる取組としていく。</p> |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
| |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | |
|------|----------|------|---------------------|
| 施策名 | 07 高齢者支援 | 展開方向 | 01 介護予防の取組や認知症施策の推進 |
| 主担当局 | 福祉局 | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|------------------------|----|----------|---|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 認知症サポーターの数 | ↑ | 24,080 | 人 | 45,507 | 19,519 | 22,341 | 23,297 | 24,080 | 25,399 |
| B 介護予防体操の登録者数 | ↑ | 4,028 | 人 | 5,737 | 3,128 | 3,540 | 3,800 | 4,028 | 4,374 |
| C 自分が健康であると感じている高齢者の割合 | ↑ | 68.6 | % | 72.9 | 68.6 | 64.7 | 67.2 | 68.6 | 65.8 |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【介護予防の取組】

(目的)介護予防については、関心を持つだけでなく、運動・栄養口腔・社会参加が大切だと感じ、自らが実践できるよう取組を進める。

(成果)①いきいき百歳体操(百歳体操)は、8グループが新規開始となったが、参加者数減や代表者不在等により活動停止するグループがあり、グループ数は150グループで微減、参加人数は4,374人で増となった(令和3年度158グループ4,028人)。また、高齢者ふれあいサロンとの合同交流会の開催や、健康チェックを活用した集団・個別指導を行い、活動の活性化を図るとともに、百歳体操のグループの9割が3年以上活動継続していることから、新規参加者獲得・活動のマンネリ化防止に向けて、グループのニーズに合わせ、専門職を講師として派遣する講座等をメニュー化した。(目標指標B・C)

②フレイルチェック会は、市民フレイルサポーターがフレイルの啓発や測定機器などを用いてフレイルの兆候のチェックを行うもので、26名のサポーターが21回実施し、275人の参加があった(令和3年度21回294人参加)。また、測定結果を集約し、他都市の測定結果と比較したところ、握力と栄養・口腔機能に課題がある高齢者が多かったことから、その結果をフレイルサポーターと共有し、栄養・口腔機能維持に関する研修等を複数回実施した。

③本市の介護予防関連事業について、各事業がフレイル対策の3要素(運動・栄養口腔・社会参加)のどの要素を目的とした事業であるのか整理を行った。その上で、百歳体操に栄養口腔に関する講座の支援メニューを追加するなど、3要素をできる限り多く取り入れてもらうための取組を進めた。

④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、国保データベース(KDB)システムを活用した分析により、医療費が上位で介護の原因ともなる疾病予防の取組として、事業に専従する医療専門職を2名確保し、個別訪問・指導や地域の集いの場での健康相談等を行い、適切なサービスにつなげた。

⑤(仮称)武庫健康ふれあい体育館については、新築工事の地元住民向け説明会を実施し、工事に着手するとともに、他都市への視察や民間スポーツクラブとの意見交換等、健康づくりや介護予防教室等の検討を行った。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館については、大庄体育館と老人福祉センター千代木園の利用者向け意見交換会を実施した。

⑥店頭で何気ない会話から必要に応じ、地域包括支援センター等の関係機関に案内するシニア情報ステーションを公共施設や店舗等168か所に設置した。令和3年度に設置店舗へ実施したアンケート結果から、不特定多数が来場するスーパー等の大型施設への設置により、多くのパンフレット等を配布できることが分かったため、高齢者に広報したい関係課に呼びかけを行い、新たなチラシ等を設置するなど、全庁横断的な情報の発信を開始した。また、介護予防の取組等を紹介する「尼崎市シニア元気UPパンフレット」や「地域情報共有サイト(あましえあ)」等については、高齢者の利用状況もみながら、高齢者への情報発信のあり方について検討を進めた。

(課題)①百歳体操は、グループの9割が3年以上活動継続しており、活動の活性化に向けた取組を進めているが、今後もより効果的な取組となるよう検討する必要がある。

②フレイルチェック会の参加者数が伸び悩んでいることから、より多くの人が参加できる取組を検討する必要がある。

③3要素をできる限り多く取り入れてもらうための取組を進めているが、その効果がまだ参加者に十分認識されていないことから、日々の取組がフレイル予防にどのような効果があるのか理解を進める必要がある。

④アウトリーチ等で把握したデータを基に、効果的な支援策を検討するための分析を進める必要がある。

⑤(仮称)武庫健康ふれあい体育館の事業開始に向け、ソフト事業の実施内容を整理する必要がある。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館については、地域住民の意見を踏まえた施設整備を行う必要がある。

【認知症施策の推進】

(目的)認知症の正しい理解や早期発見・対応につなげるとともに、認知症の人やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう取組を進める。

(成果)⑦認知症サポーター養成講座は、地域振興センターと共催で生涯学習プラザでの開催を開始し、受講者数は、コロナ禍前までの回復とはならなかったが、昨年度を上回った。(目標指標A)

⑧認知症サポーターや認知症本人の活躍の場「チームオレンジ尼崎」は、新たに11名のボランティアを養成し、合計38名となった。また、モデル事業として認知症カフェを開催し、認知症本人・家族の困りごとの把握をするとともに、安心して地域で暮らすために必要と感じるボランティア活動の検討や、百歳体操等地域の集い場での認知症ミニ講座の実施、認知症に関する普及啓発動画の作成等を行い、サポーターの資質向上に向けた認知症の正しい理解や早期発見に向けた各種研修を実施した。

⑨認知症カフェについては、令和4年度に10か所立ち上がり(令和3年度3か所)、24か所(令和3年度14か所)となったことで、認知症の人やその家族が集える場づくりにつながった。また、その内14か所(令和3年度8か所)が認知症カフェ運営助成を活用した。

⑩認知症疾患医療センター等関係機関と連携するなどし、対象者への周知を図るとともに、若年性認知症カフェを定期開催し、本人同士・家族間の交流や介護専門職へ介護相談を実施した。また、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員の対応力向上に向け、若年性認知症に関する研修や交流会を実施した。

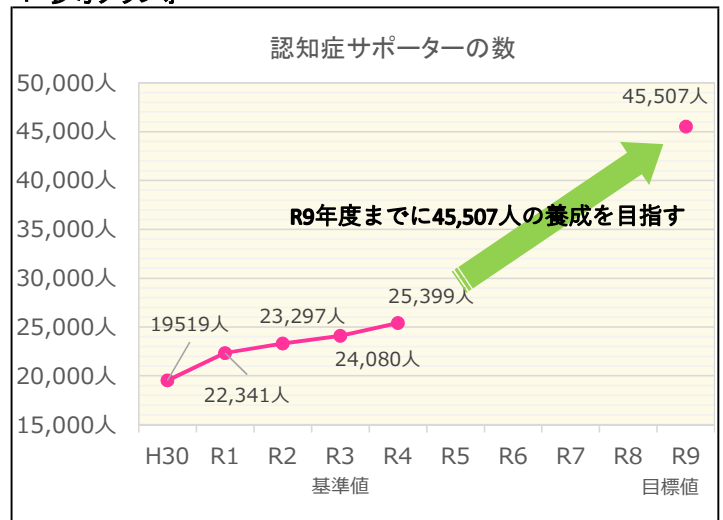
(課題)⑦⑧認知症サポーター養成講座の受講者増に向けた取組を検討する必要がある。また、「チームオレンジ尼崎」の取組として認知症本人・家族の支援ニーズに対応した新たなボランティア活動等の検討を進める必要がある。

⑨⑩認知症カフェは一定数立ち上がったが、参加者が少ないため、活動内容の質の向上を目指す必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 老人福祉センターワークセンター和楽園の予防保全(老人福祉センター施設整備事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・介護予防の取組については、フレイル対策の3要素(運動・栄養口腔・社会参加)を複合的に取り入れることが重要であることから、参加者の声を聞きながら、より効果的な事業実施を行う。

・認知症施策の推進にあたっては、認知症に対する理解を広めるため、引き続き認知症サポーターの養成者数を増やす取組を進めるとともに、認知症の人やその家族のニーズに対応するため、チームオレンジ尼崎の取組の強化を図るなど、更なる支援の検討を進める。

令和5年度の取組

【介護予防の取組】

①②③百歳体操やフレイルチェック会については、参加者等からの意見を聞きながら、参加者増や活動の活性化など、より効果的な事業となるよう検討を進める。また、市民が自身に合った事業に参加できるよう各事業効果を周知するとともに、どの事業に参加してもフレイル予防に効果的に取り組めるよう関係機関と連携し、引き続き、支援内容等の検討を行う。

④引き続き、医療専門職による高齢者の健康状態の把握に努めるとともに、適切なサービスにつなげていく。また、把握したデータを基にヘルスアップ戦略推進会議等において健康課題の分析を進め、分析結果に基づく支援を行うとともに、市民の健康寿命の延伸に向けた関連事業との連携や関係課の役割整理も視野に入れ、実施体制について検討を行っていく。

⑤(仮称)武庫健康ふれあい体育館については、事業開始に向け、効果的な健康づくりや介護予防教室等の整理をするとともに、(仮称)大庄健康ふれあい体育館については、タウンミーティング等を開催し、施設整備に向けた取組を進める。

【認知症施策の推進】

⑦⑧認知症サポーター養成講座等の各種講座については、より市民が参加しやすいよう、オンラインでの開催を検討する。また、「チームオレンジ尼崎」で行うボランティア活動モデルの1つとして、認知症の人の移動支援等の検討を始める。

⑨⑩関係機関と連携し、認知症本人や家族、認知症カフェ運営者等を対象に、認知症カフェに関するアンケートを実施し、その結果を基に、より効果的な支援内容の検討を行う。

主要事業の提案につながる項目

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | |
|------|----------|------|-----------------------------|
| 施策名 | 07 高齢者支援 | 展開方向 | 02 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり |
| 主担当局 | 福祉局 | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|---------------------|----|----------|---|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 生きがいを持つ高齢者の割合 | ↑ | 58.7 | % | 75.9 | 64.3 | 66.3 | 61.5 | 58.7 | 64.6 |
| B 高齢者ふれあいサロンの登録者数 | ↑ | 2,841 | 人 | 5,130 | 2,808 | 2,869 | 2,660 | 2,841 | 2,968 |
| C 地域の中で頼れる人がいる割合 | ↑ | 51.5 | % | 54.8 | 51.9 | 52.3 | 50.8 | 51.5 | 54.2 |
| D 地域包括支援センターの認知度 | ↑ | 59.9 | % | 100 | 63.2 | 63.5 | 61.3 | 59.9 | 64.1 |
| E 生活支援サポーター養成研修修了者数 | ↑ | 742 | 人 | 3,300 | 510 | 613 | 645 | 742 | 854 |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【社会参加の促進】

(目的) 地域で支え合いの風土が醸成され、高齢者がサービスを受ける側にとどまらず、「支える・支えられる」関係を超え、支え合いの一員となり、日々の生活で生きがいを得られることができる仕組みづくりを行う。

(成果) ①高齢者ふれあいサロン(サロン)については、132か所・登録者2,968人(令和3年度123か所・登録者2,841人)となり、団体数・登録者共に増加した。また、参加者を対象とした健康チェックを実施し、その結果の返却や、結果に基づく医療専門職の健康教育、支援が必要な人への訪問・電話による個別指導を行った。(目標指標B・C)

②高齢者生きがい就業(就業)の周知のために、新聞の折り込みチラシや市報、市ホームページなどで広報を行ったところ、1週間で約70人から問い合わせがあり、就業希望の高齢者が多いということがわかった。また、就業活動支援コーディネーターが地域包括支援センター・尼崎市社会福祉協議会(市社協)等の関係団体やサロン等の集いの場に出向き、事業周知・啓発を実施したところ、集いの場で就業の作業を実施することで、「更なる活動の活性化につながる可能性がある」「生きがい就業であれば、集いの場に行きたがらない高齢男性の参加が見込める」という意見が出された。(目標指標A)

③各地区の地域福祉ネットワーク会議では、地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)を中心に、地域住民や地域団体、福祉事業所等で地域の居場所づくり等の協議が行われ、中央地区では、孤立しがちな高齢男性の参加のきっかけやニーズを把握するため、高齢男性の興味・関心が高いと考えられる写真展や就業説明コーナー等を集めたイベント「KIYOTTE中央」を生涯学習プラザで開催し、各団体を通じて気になる高齢者に案内を行った。イベントを通じて、高齢男性には仕事や特技、趣味を披露する場づくりや、孤立しがちな高齢男性への継続した声掛けの重要性を確認した。

(課題) ①実施団体へ行ったアンケートでは、参加者の9割がサロンに参加することで、主観的健康観は向上したと感じているが、フレイル予防に関する意識は低く、フレイル予防の意識啓発が必要である。

②更なる参加者の受入や集いの場での作業実施を実現するためには、老人福祉工場や集いの場に対応できる人員増を行う必要がある。

③外出機会が少ない高齢男性等が社会参加したいと思うきっかけやニーズを把握していく必要がある。

【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】

(目的) 高齢者自らが望む場所で安全・安心に暮らせるよう、介護サービスの基盤確保・質の向上等に取り組む。

(成果) ・要介護認定者数:令和3年度 29,837人→令和4年度 30,595人

④地域包括支援センターについては、南北保健福祉センターと連携して、複雑・複合化したケースへの支援を行うとともに、地域包括支援センター職員への対応力向上のため、高齢者虐待に関する研修等を実施した。また、地域ケア会議の参加者にアンケートを実施したところ、ケース例によっては、専門職の助言を受けにくいものもあったことから、地域ケア会議の対象とする事例を整理し、ケアマネジャー等に周知を行った。(目標指標D)

⑤コロナ在宅患者の情報共有ツールとして活用した医療・介護連携専用SNSを、平時からの支援者間の情報共有にも活用するため、「尼崎市医療・介護連携支援センター(あまつなぎ)」のホームページに活用の好事例を掲載するとともに、多職種向けの研修会において周知を図った。

⑥第3期介護保険事業計画の整備目標の達成に向け、公募により介護医療院と認知症対応型共同生活介護の整備予定事業者を各1者選定した。

⑦生活支援サポーターの確保に向けては、生活支援コーディネーターと連携し、市内2地区(小田・園田)の生涯学習プラザで養成研修を開催し、地域活動に興味のある人に対して、研修参加を呼びかけるとともに、研修内容に地区の地域課題・活動の事例を加え、受講後の活動につながる啓発を行い、12回の研修を通じて新たに112人を認定し、15人が就業し、46人が地域活動等を行った。(目標指標E)

⑧介護職員初任者研修等受講料助成金交付事業では、個人・法人あわせて72人(令和3年度 83人)に交付するとともに、介護福祉士等学びなおし研修では、受講者が8人(令和3年度 9人)であった。また、介護支援ボランティアポイント交付事業では、介護支援ボランティアポイント(あま咲きコイン)を12人(令和3年度 12人)に付与した。

(課題) ④地域ケア会議等に対応した個別課題のうち、全地区に共通した課題のケース例については、情報共有を行うことで、職員の対応力向上につながることから、会議体を再編する必要がある。

⑤医療・介護連携専用SNSについては、活用実績が少なく、活用メリットが支援者に理解されていない。また、緊急連絡先や持病などを記載して冷蔵庫に保管するヘルプキットなどの医療・介護連携ツールについても、使用する場面等に応じて有効活用できるよう、周知する必要がある。

⑥整備目標を達成していない地域密着型サービス等の整備予定事業者について、募集を行う必要がある。

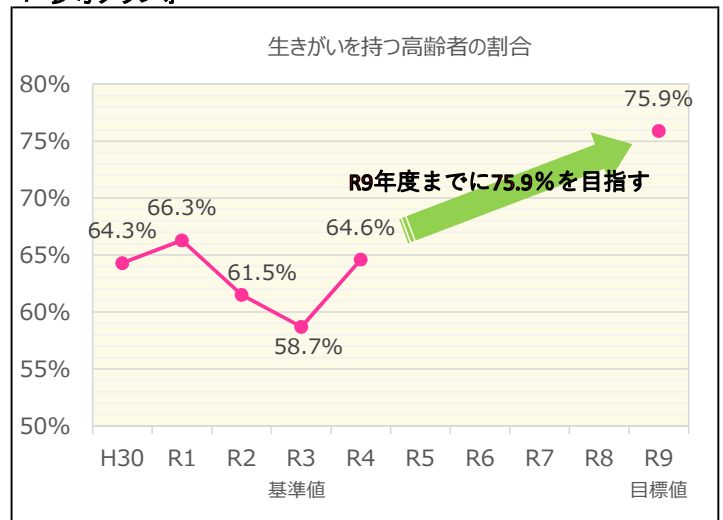
⑦研修の受講者数並びに修了者の就労者及び地域活動者数が少ないことから、各地区の関係機関との連携を強化する必要がある。

⑧介護福祉士等学びなおし研修では、受託業者が求人情報サイトへの掲載や新聞の折り込みチラシ等で当該研修の周知を行ったが、受講者が少数であるなど、効果的な事業実施や多数の就労につながっていない。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 高齢者生きがい就労事業 |
| 2 | 老人福祉工場の見直し(老人福祉工場指定管理者管理運営事業) |
| 3 | 認知症確定診断体制整備事業の廃止 |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 訪問型サービス事業(訪問型支え合い活動補助事業) |
| 2 | 特別養護老人ホーム等整備事業(軽費老人ホームからの転換促進) |
| 3 | 介護保険施設等新規入所者PCR検査事業 |
| 4 | 濃厚接触者等在宅支援提供事業 |
| 5 | 高齢者ふれあいサロン運営費補助金 |

4 参考グラフ等



| 令和5年度の取組 | |
|-----------------------------|--|
| 【社会参加の促進】 | <p>①サロンは、開催を通じた高齢者の社会参加支援が中心であったが、フレイル予防を意識した活動内容となるよう、フレイル予防に関する周知啓発を積極的に行うとともに、サロン活動にフレイル予防に向けた講座を取り入れるよう促していく。</p> <p>②参加者増となるよう、老人福祉工場や集いの場に対応できる人員を増やすとともに、作業メニューの拡大に向け、産業界への営業を強化していく。また、集いの場での作業実施に向け、市社協や地域包括支援センター等との連携を強化するとともに、既存の集いの場で試験的に作業を実施し、本格的な実施に向けて課題等の整理を行っていく。</p> <p>②③より多くの高齢者の社会参加の促進に向け、生活支援コーディネーターと就労的活動支援コーディネーターが関係団体と連携し、地域の課題や高齢者のニーズ等の情報共有を図りながら取り組んでいく。</p> |
| 【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】 | <p>④地域ケア会議の質の向上のため、専門職同士が円滑に議論できるよう、手引書を作成する。また、個別ケア会議で対応した課題のケース例について、全地区で情報共有ができるよう、会議体の再編を行い、各地区の地域ケア会議の開催状況や情報共有の必要なケース例の選定等を実施する(仮称)地域ケア課題共有会議を設置する。</p> <p>⑤医療・介護連携専用SNSを実際に体験できる研修会を実施するとともに、医療・介護連携ツールについても、多職種向けの研修会等の機会を通じて周知・啓発を進めていく。</p> <p>⑥介護保険事業計画で定めた整備目標の達成に向けて、地域密着型サービス整備予定事業者等の公募に取り組んでいく。また、次期介護保険事業計画で掲げる整備目標数の検討を行う。</p> <p>⑦生活支援サポーターの確保に向けては、生活支援コーディネーター等の関係機関と連携し、地域活動に興味がある人に対して研修参加を呼びかけるとともに、研修参加後の活動相談や就職活動の支援、活動に対する意識啓発等を行い、受講者数や就労者、地域活動者数の増加につなげていく。</p> <p>⑧各事業の分析や申請者等から意見を聞いていく中で、効果的な事業実施に向けた検討を行っていく。</p> |

6 評価結果

| 評価と取組方針 | |
|---------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ふれあいサロンで生きがい就労を実践する取組を試験的に実施する等、集いの場の活性化に取り組むことで、高齢者の社会参加や生きがい創出の更なる促進を図る。 ・超高齢社会が進展する中、高齢者を対象とした補助事業等については、持続可能な制度となるよう、適宜見直しを図る。 |

| 主要事業の提案につながる項目 | |
|----------------|--|
| | |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-----|------|------|----|---------------------------------|
| 施策名 | 08 | 健康支援 | 展開方向 | 01 | 生活習慣病予防対策(ライフステージに応じた健康づくりへの支援) |
| 主担当局 | 保健局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|----------------------------|----|--------------------|---|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 健康寿命の延伸 (健康寿命と平均寿命の差) | ↑ | 男△1.55 女△3.39 | 歳 | 平均寿命の増加分 を上回る健康寿命の 増加 | 男△1.60 女△3.46 | 男△1.57 女△3.59 | 男△1.63 女△3.59 | 男△1.55 女△3.39 | - |
| B 尼っこ健診受診率 | ↑ | 11歳37.6 14歳26.8 | % | 11歳50.0 14歳30.0 | 11歳41.1 14歳26.8 | 11歳34.1 14歳25.6 | 11歳37.3 14歳24.1 | 11歳37.6 14歳26.8 | 11歳35.7 14歳26.2 |
| C 特定健診受診率 | ↑ | 31.4 | % | 60.0 | 32.9 | 31.4 | 26.9 | 31.4 | 31.1 (速報値) |
| D 保健指導実施率 | ↑ | 31.6 | % | 60.0 | 40.8 | 35.1 | 25.4 | 31.6 | 29.3 |
| E がん検診の受診率 (肺がん検診受診率) | ↑ | 5.4 | % | 増加 | 6.2 | 5.2 | 3.3 | 5.4 | 6.8 |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【全庁横断的な生活習慣病にかかる取組の推進】

(目的)生活習慣病予防・重症化予防、介護予防の取組の推進に関連する施策の連携を図り、すべてのライフステージを対象にした総合戦略を関係部局横断的に進めることにより、健康寿命の延伸、結果としての医療費介護給付費の適正化を目指す。

(成果)①ヘルスアップ尼崎戦略推進会議では、機動性と柔軟性を重視し、構成委員等の見直しによる会議運営のコンパクト化を図り、アウトカム指標による施策の進捗管理に加え、各事業データから得られた新型コロナウイルス感染症感染拡大による市民の健康への影響を共有するとともに、課題解決に向けた協議を行い、高血圧対策の強化など新規事業の立案につなげた。(目標指標A)

(課題)①健康寿命の延伸という政策目標の達成に向けて、より効果的にPDCAを回せるよう、会議における既存の評価指標や施策体系を見直す必要がある。

①コロナ禍の影響により肥満の増加や血圧有所見率の悪化がみられた。

【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】

(目的)望ましい生活習慣を選択できる力を早期から獲得することにより、将来の生活習慣病の発症、重症化予防を目指す。

(成果)②尼っこ健診受診率が低下傾向にあるため、受診率向上につながるよう、広報物に健診の意義や昨年度の健診結果を掲載するなど内容の見直しを行った。尼っこ健診実施期間が、新型コロナウイルス第7波による感染拡大期と重なり、11歳受診率35.7%(前年比1.9ポイント下降)、14歳受診率26.2%(前年比0.6ポイント下降)と受診率は低下した。健診の実施結果を教育委員会と情報共有し、保健指導時にリスクの高い生徒102人に対し、「小児肥満対策事業」への参加勧奨を行ったが、勧奨期間途中で定員(50人)に達したため、勧奨できたのは20人であった。(目標指標B)

(課題)②受診率の向上及び保健指導の対象となる生徒の生活習慣の改善が継続できるよう、養護教諭及び担任教諭との役割分担、情報共有を行い連携を図っていく必要がある。

【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】

(目的)各種健・検診事業等を通じた、生活習慣改善や疾病の早期発見・治療による生活習慣病の発症、重症化予防を目指す。

(成果)③特定健診の受診率向上対策として、令和4年度は特に、コロナ禍以降受診控えをしている対象者を重点的に勧奨した。また、新規対象者においては国保年金課や各サービスセンターの窓口などと連携し健診の案内を行った。(目標指標C)

④健診データの読み取りや病態に関する研修などの事例検討を行うことで、保健指導の質の向上に取り組んだ。また、委託業者と連携し、対象者へのはがきの送付や訪問などによる勧奨を行うことで、特定保健指導の実施率の向上に努めた。(目標指標D)

⑤がん検診について、令和4年度から巡回バスによる単独の肺がん検診を本格的に実施し、9回の検診で109人の受診があった。受診者が30名を超えたのは1か所のみであったが、企業と連携し薬局等へのがん検診受診啓発ポスターの配布や、乳がん月間に尼崎城をライトアップしたことなどにより、受診率の向上が図れた。(目標指標E)

(課題)③コロナ禍以降、集団健診での受診控えが続いている。また新規加入者層の受診率も低下している(R3年:30.8%→R4年:30.1%)ため、コロナ禍以降受診控えしている層や新規加入者層に継続した受診を促し、受診率の底上げとして未受診者の掘り起こしが必要である。

④対象者が健診の大切さを理解し、継続的な受診につながるよう、保健指導の質を更に向上させるため、定期的な研修会などを継続する必要がある。また、保健指導を行う人員の体制確保についても検討が必要である。

⑤がん検診の受診率は、令和4年度は若干上昇したものの、依然として兵庫県下でも低い水準にある(兵庫県平均 R3:12.5%)。

【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】

(目的)生活習慣病の重症化予防や介護予防の取組により、介護を要する状態になることや、重症化の予防を目指す。

(成果)⑥「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」では、国保データベース(KDB)システムを活用した医療、介護データ等の分析結果に基づきフレイル予防等を強化するため、既存の取組に加え、つどいの場への保健師・看護師等(包括支援担当の派遣職員等)のより積極的な介入(184か所)や栄養口腔機能低下予防事業(118か所)等を実施した。また、健康状態不明者(健診、医療、介護未利用者)へは保健師・看護師が366人に家庭訪問等を実施し、必要に応じ医療機関受診や、地域包括支援センター等への接続の支援を行った。

⑦後期高齢者医療制度被保険者の多剤、重複服薬者1,622人に服薬情報通知を送付し、送付後のレセプト情報から、約4割に減薬や重複服薬の解消効果がみられた。

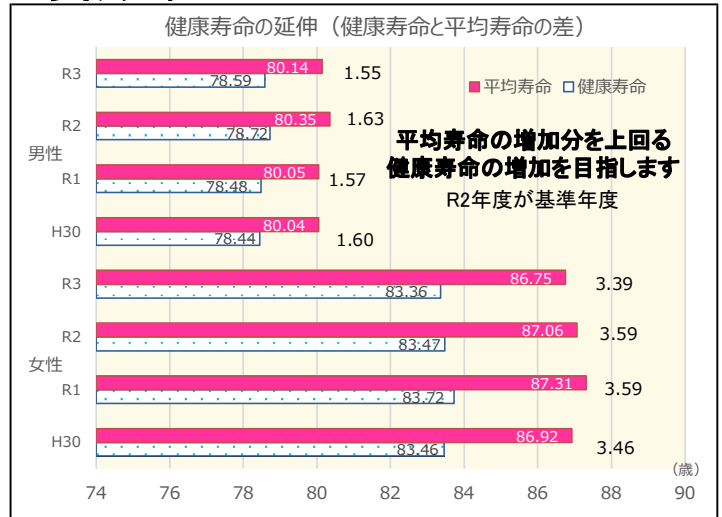
(課題)⑥健康状態不明者への訪問事業で明らかとなった閉じこもりや疾病の治療中断などについて、高齢者の行動変容を促すには、課題に応じ、様々な事業を通じ多機関が重層的に関わる必要がある。

⑥高齢者のフレイル、生活習慣病予防に資する効果的な取組について、引き続き検討が必要である。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 | 「高血圧ゼロのまち」推進事業(生活習慣病予防ガイドライン推進事業) |
| 2 | 未来いまカラダ戦略事業の見直し(生活習慣病予防ガイドライン推進事業) |
| 3 | 口腔衛生事業の見直し |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 多剤服薬者への服薬情報の提供(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業) |
| 2 | 肺がん検診の受診機会の拡充(がん検診事業) |
| 3 | 地域いきいき健康プランあまがさき策定事業 |
| 4 | 胃がん検診の見直し(がん検診事業) |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

- ・ヘルスアップ戦略事業については、市民の健康寿命の延伸に向け、今日的な視点で見直すべき事業は整理する中で、より効果的な取組の推進を図る。
- ・尼っこ健診の実施結果の共有等を通じ、子どもたちの健やかな成長と将来の生活習慣病の予防に向け、学校現場と協力・連携し子どもたちの日々の生活指導を行う仕組みづくりを進める。
- ・がん検診の受診率については、依然として低い水準にあるため、その原因を明らかにし、それに基づくより効果的な受診率向上策を検討する。

令和5年度の取組

- 【全庁横断的な生活習慣病にかかる取組の推進】**
- ①引き続き、ヘルスアップ尼崎戦略会議での議論と情報共有を進めるとともに、生活習慣病予防も含む健康づくりの基本計画「第4次地域いきいき健康プランあまがさき」(「第3期尼崎市国民健康保険保健事業実施計画」も含む)の令和6年度運用開始と併せて、同計画の内容も踏まえた施策体系や指標の見直しを行う。
- ①定期的な血圧測定や適塩化の必要性を啓発するため、血圧記録帳の配布、イベントの開催、公共施設での血圧計設置等の高血圧対策強化に取り組む。
- 【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】**
- ②効果的な受診勧奨(PTAを通じた周知)及びリスクの高い生徒が、保健指導後も生活習慣の改善に取り組めるよう、継続的な支援について引き続き教育委員会等との連携を促進させる。
- 【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】**
- ③受診者の各層別の特徴・属性に応じた受診勧奨を引き続き行い、広報の場を拡大する。また、医療機関での受診者が増加傾向にあるため、未受診者の医療機関受診状況を分析しつつ、医師会と連携し、かかりつけ医の利点を生かした個別健診の受診を促す。
- ④研修会等を実施することで、保健指導の質についての充実を図り、ひいては実施率の向上に努める。また、各種保健事業の必要性の検証を行う。
- ⑤巡回バスによる単独肺がん検診は、前年度の受診動向を踏まえて実施していくことにより、受診者数の増加を図る。また、30歳・50歳・60歳の特定の年齢に受診勧奨はがきを郵送していたが、20～60歳までの5歳刻みで郵送することで更なる受診率の向上を図る。
- 【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】**
- ⑥引き続き、医療介護データや家庭訪問、つどいの場への介入で把握した高齢者の心身の状態、閉じこもりや疾病の治療中断等の健康課題について、関係部局間や地域包括支援センターと情報共有、連携を進めることでより効果的な取組につなげる。

主要事業の提案につながる項目

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | |
|------|---------|------|--|
| 施策名 | 08 健康支援 | 展開方向 | 02 地域や団体などと取り組む健康づくり(ライフステージに応じた健康づくりへの支援) |
| 主担当局 | 保健局 | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|----------------------------|----|----------|---|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 自分が健康であると感じている市民の割合 | ↑ | 74.4 | % | 100 | 72.6 | 72.3 | 72.5 | 74.4 | 72.3 |
| B 市や地域と連携して食育活動に取り組む組織・団体数 | ↑ | 69 | 件 | 100 | 71 | 103 | 65 | 69 | 85 |
| C 自殺による死亡率(人口10万人対) | ↓ | 16.6 | 人 | 16.1 | 18.4 | 13.4 | 16.2 | 16.6 | 21.5 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

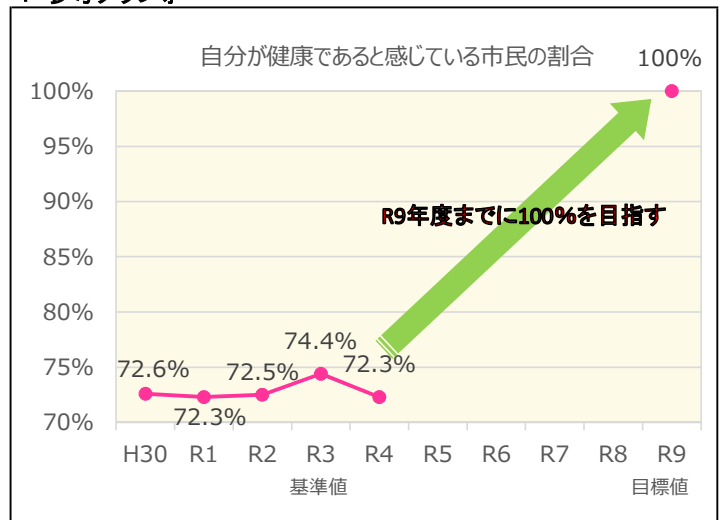
5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載) | |
|--|--|
| 【健康行動を促すまちづくりの推進】 | <p>(目的)健康寿命の延伸のため、市、市民及び事業者等が連携し健康づくりの取組を促進させる施策を推進し、誰もが健康行動を起こすことができる環境づくりを目指す。</p> <p>(成果)①本市と協定を締結した企業が、市内4社の従業員116人の定期健診結果についてデータ分析を行い、各経営者に分析結果の説明や改善に向けた助言を行った。</p> <p>②未来いまカラダポイント事業について、市報やガイドブック等で広報を行った結果、健康行動が定着したと考えられる人(継続特典チケットを10枚貯めた方)の数が、令和3年度721人から令和4年度1,000人に増加した。</p> <p>(課題)①参加事業所の更なる増加に向けて、市内企業への事業周知の強化が必要である。</p> <p>②健康行動が定着したと考えられる人の数は増加したが、同時に配布しているあま咲きコインの付与実績が低かったため、付与内容を見直す必要がある。</p> |
| 【食育の推進】 | <p>(目的)生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進する。</p> <p>(成果)③広く市民へ食育の実践に向けて、市ホームページに加えクックパッド「あまがさきの食 アマメシ」(R5.3開設)による情報発信のほか、適塩や食品ロス、災害時の食の備えなど幅広いテーマによる啓発を行うとともに、コロナ禍で中止していた調理・試食体験を取り入れた講座実施(前年度実績より23回、1,324人増加)に取り組んだ。また、「第4次地域いきいき健康プランあまがさき」の策定に伴うアンケート調査(健康づくりアンケート調査)では、ライフステージ別に市民の食育への関心や食生活の状況など現状把握に努めた。(目標指標B)</p> <p>(課題)③健康づくりアンケート調査において、食育への関心度(全国83%、本市73%)や小学生の共食状況(朝食を一人で食べる割合:全国12.1%、本市23.0%)は、いずれの数値も全国と差がある。また、朝食の喫食状況や食事バランスは、39歳以下の若年層に課題が見られたことから、就学前に規則正しい食習慣を確立して維持できるよう、家庭における食育の実践に向けた食育活動を継続して取り組む必要がある。</p> |
| 【心と体の健康回復や療養のための支援】 | <p>(目的)精神疾患・難病患者等に係る相談・支援体制の整備によるこころとからだの健康回復や療養のための支援を行う。</p> <p>(成果)④精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議を3回開催し、精神障害者の地域での生活を支援するために、必要な訪問看護等の社会資源やその活用方法について情報共有を図った。また、措置入院中の患者が退院後も継続的な支援を受けられるよう、継続支援チームが退院後支援計画を作成し、計画に沿った支援を実施した(R4:支援対象者3名)。</p> <p>⑤自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等に対してゲートキーパー研修を行った(10回実施、205人参加)。思春期の自殺関連行動事案に対しては、連携シートの活用について関係部局間での協議を進めるとともに、思春期の自殺リスクが高まる夏休み明けにおいては、家庭や学校以外に過ごせる地域の居場所を確保し、広く周知した(思春期相談対応ケース件数 R4:148件実施)。(目標指標C)</p> <p>⑥常時、在宅において人工呼吸器を使用している者が、災害等による長期間の停電発生時に、在宅避難が出来る環境や精神的に落ち着いた状態で避難行動をとる環境を整えることができるよう、「常時在宅人工呼吸器非常用外部バッテリー整備事業」を新たに構築した。更に、災害時等において人工呼吸器使用者を受入可能な病院を訪問し、緊急時に病院間で連携を図りながら、人工呼吸器使用者の受入を迅速に進めてもらうよう協力を要請した。</p> <p>⑦アスベスト検診の受診者数は減少傾向であったものの、電話等による受診勧奨を行った結果、令和4年度の受診者は399人にまで増加した(令和3年度:378人、令和2年度:267人)。更に、石綿読影調査事業において、石綿関連疾患の早期発見等を図るため、胸部CT検査が不要と診断された者が胸部CT検査を希望した場合に、その費用を助成する「石綿ばく露胸部CT検査助成事業」を新たに構築した。また、国や石綿健康被害救済小委員会に対して石綿健康被害救済制度の更なる拡充等について要望を行った。アスベスト問題に係る啓発及び次世代への伝承の取組として、新規採用職員への研修を行うとともに、アスベスト患者と家族の会と協力して小田南生涯学習プラザにてアスベスト写真展を開催した。</p> <p>(課題)④精神障害者が再入院に至らないよう、推進会議において、地域社会資源や精神障害者が抱える現状の課題について情報共有するとともに、市内に単科の精神科病院がないという実情を踏まえながら、地域における支援の在り方について検討を行う必要がある。</p> <p>⑤研修や相談窓口カード等による啓発を行うとともに、若年層の自殺対策として、長期休暇明けに児童・生徒の自殺リスクが高くなるという分析に基づき、引き続き、夏休み明けの対策について関係部局と連携しながら実施する必要がある。</p> <p>⑥災害時等における常時在宅人工呼吸器使用者への支援を充実させるため、他都市の事例を参考にしながら、病院受入体制等の更なる整備に取り組む必要がある。</p> <p>⑦アスベスト検診の受診者、とりわけ新規受診者の増加に向けて、精力的に受診勧奨を行うとともに、石綿ばく露関連疾患の早期発見等につながる取組として、胸部CT検査が不要と診断された者に対して石綿ばく露胸部CT検査助成制度を周知し、受検を勧める必要がある。また、石綿健康被害救済制度の充実や恒久的な健康管理制度の構築に向け情報収集を行い、適宜、国へ意見を述べる必要がある。</p> |

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---------------------------|
| 1 | たばこ対策推進事業 |
| 2 | 子ども食堂における食育の取組の実施(食育推進事業) |
| 3 | 常時在宅人工呼吸器非常用外部バッテリー整備事業 |
| 4 | 石綿ばく露胸部CT検査助成事業 |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 |
|--|
| <p>【健康行動を促すまちづくりの推進】</p> <p>①より多くの事業所に健康意識を高めてもらえるよう、経済部を通じて市内企業に働きかけ参加事業所の増加につなげる。</p> <p>②事業参加者の増加に向け、あま咲きコインの付与単価を予算の範囲内で見直す(特定健診受診20→100ポイント)とともに、協賛企業等の協力も得ながら幅広い広報活動に取り組む。</p> <p>【食育の推進】</p> <p>③市民の食育の関心度を高め、就学前からの規則正しい食習慣の確立や維持につながるよう、幅広い分野の関係者が連携・協働して家庭における食育の実践に向けたイベントや啓発活動を行う。併せて、地域における食育実践の場である子ども食堂に管理栄養士が出向き、地域における食育活動の充実を図るとともに、野菜・果物を使ったバランスの良い食事が提供できるよう、食材の購入に対する補助を実施する。</p> <p>【心と体の健康回復や療養のための支援】</p> <p>④精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、医療や地域、行政で地域における支援の在り方について協議し、重層的に連携した支援につなげていく。</p> <p>⑤関係部局間の役割分担を明確にし、連携シートを活用する中で、個々のケースへの迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>⑥新たに実施する常時在宅人工呼吸器非常用外部バッテリーの購入に係る費用の助成について、対象者に向けた事業周知を行う。また、常時在宅人工呼吸器使用者の受入病院の確保と病院間連携に向けて更なる協力要請を行っていく。</p> <p>⑦アスベスト関連疾患の早期発見等につなげるため、電話等による受診勧奨を行うとともに、巡回検診バス等を活用して受診機会を拡充することで、受診者数の増加を図る。更に、「石綿ばく露胸部CT検査助成事業」を推進するため、対象者宛てにダイレクトメールを送る。また、甚大なアスベスト健康被害を受けた本市として、様々な機会を捉え、石綿健康被害救済制度の充実や恒久的な健康管理制度の構築等について、引き続き、国に要望していく。</p> |

| 評価と取組方針 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市民へ食育の実践に向けて様々な機会を通して周知するとともに、将来にわたる健康づくりの基盤として、家庭・地域と連携した子どもたちへの食育を推進する。 ・自殺対策について、支援者間の情報連携の効率化に向けた連携シートの活用方法について関係部局と協議を進めるとともに、相談者の悩みや課題に寄り添った支援へとつながるよう取組を推進していく。 |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
| |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | |
|------|---------|------|------------------------------|
| 施策名 | 08 健康支援 | 展開方向 | 03 健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実 |
| 主担当局 | 保健局 | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-------------------|----|----------|---|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 結核罹患率 (人口10万人対) | ↓ | 15.1 | 人 | 10.0 | 18.8 | 20.4 | 17.3 | 15.1 | 14.5 |
| B 猫の譲渡率 | ↑ | 72.4 | % | 80.0 | 57.9 | 53.8 | 75.7 | 72.4 | 65.0 |
| C | | | | | | | | | |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【結核・感染症対策】

(目的) 感染症の発生予防及びまん延防止を図る。

(成果) ①新型コロナウイルス感染症対応について、派遣職員の活用範囲の拡大や陽性者へのSMS(ショートメッセージサービス)による情報伝達、陽性者情報のデータベース化を図るなど、業務を効果的・効率的に進めることで医療専門職が陽性患者への対応により注力する環境を整備し、市医師会等とも連携しながら適時適切に医療を必要とする方への支援を実施した。

②高齢者入所施設のクラスター発生時に、市医師会クラスター班から、感染制御に関し専門的知識を有するICN(感染制御看護師)の派遣を早期に導入し、感染不安の軽減、効果的な感染予防対策の啓発を行った。また、市医師会や感染症対応医療機関とのカンファレンスを通じて情報共有を行い、顔の見える関係性を築き、医療機関と連携した新型コロナウイルス感染症の救急患者の医療提供体制を整備した。

③結核患者への継続的な服薬支援、積極的疫学調査、接触者健康診断、及び管理検診等を確実に実施し、結核のまん延防止に取り組み、結核罹患率は0.6ポイント減少した(R3:15.1→R4:14.5)(登録患者数 R3:136人 R4:132人)。(目標指標A)

④令和元年度から令和4年度まで、市独自の取組として、風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する女性及びその同居者等を対象に予防接種費用の一部助成を行った(助成件数:R1:197件、R2:112件、R3:113件、R4:88件)。

⑤HPVワクチン接種については、中1と高1の女子に加えて、キャッチアップ対象となる平成9年度から平成17年度生まれの女子にリーフレット等を送付したほか、医療機関、学校及び公共施設に啓発ポスターを掲示することにより、接種率向上に向けた取組を行った(R3:27.0%、R4:27.3%、キャッチアップ接種者数1,691人)。

⑥新型コロナウイルスワクチン接種について集団接種や個別接種を通じて乳幼児から高齢者までの希望する人へ1~5回目接種を実施した(R5.5.29現在12歳以上の接種率 1回目:86.1%、2回目:85.7%、3回目:68.3%、4回目:42.8%、5回目:23.3%)。

(課題) ①令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上5類への移行に伴い、国が示す段階的な移行方針に沿った県の医療提供体制等に関する移行計画を踏まえながら、市医師会等と協議し、市民へ着実に医療を提供する体制を整備していく必要がある。

②重症化リスクの高い高齢者施設等には、5類移行後も医師会等と連携した医療提供や感染予防対策に取り組む必要がある。

③継続した対策の効果もあり、結核罹患率は0.6ポイント減少した。しかし、国(R3:9.2%)や県(R3:10.8%)と比べると高い水準で推移していることから、今後も引き続き対策に取り組んでいく必要がある。

④尼崎市内において先天性風しん症候群の発生はなかったが、令和元年度から全国で実施している風しん抗体検査及び第5期定期接種がコロナ禍の影響により目標に達しておらず、新たな感染拡大につながる恐れがあることから、先天性風しん症候群の発生を防ぐため取組を継続して実施していく必要がある。

⑤積極的勧奨が再開されたことに加え、令和5年度からは9価ワクチンも定期接種として用いることが決定されたため、接種率向上に向けた取組を継続して実施する必要がある。

⑥新たな追加接種(春夏、秋冬接種)が令和5年5月8日から開始されることに伴い、接種体制を引き続き確保し、希望する人へ接種機会を提供していく必要がある。

【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】

(目的) 安定的かつ安全・安心な一次救急医療体制を確保する。

(成果) ⑦令和7年度の移転・建替えに向け設計業務を進める中で、関係部局、関係団体と協議を重ねつつ、近隣住民への説明会を実施し理解を得ながら平面計画等を決定した。

(課題) ⑦建替え後の休日夜間急病診療所の運営方法や現建物の解体手法、及び市へ運営主体移行後の公益財団法人尼崎健康医療財団の在り方について関係団体と協議を行う必要がある。

【動物愛護】

(目的) 動物愛護に関する取組の推進に努める。

(成果) ⑧令和4年10月に動物愛護センターの改修工事が完了し、猫の収容可能頭数を最大30匹まで増加することで、動物福祉の向上を図るとともに、譲渡機会の拡大につなげた。また、関係機関と連携する中で、喫緊の課題である多頭飼育問題に関する支援の仕組みを構築したほか、動物の愛護及び管理に関して市が取り組むべき新たな方針として「動物愛護管理推進計画実施方針」を策定し、この方針に沿いながら理由なき殺処分ゼロに向けた取組を関係団体と共に進めた。(目標指標B)

(課題) ⑧施設整備により譲渡機会を増やすことができたが、依然として多くの猫を引き取っていることから、今後はTNR活動をより促進するなど、猫の収容数を減らすための取組を更に進め、殺処分に至るケースを減らしていく必要がある。

【弥生ヶ丘斎場・市墓園】

(目的) 今後の死亡者数の増加による火葬需要への対応、墓地区画の整備により、生活衛生面での安全・安心を図る。

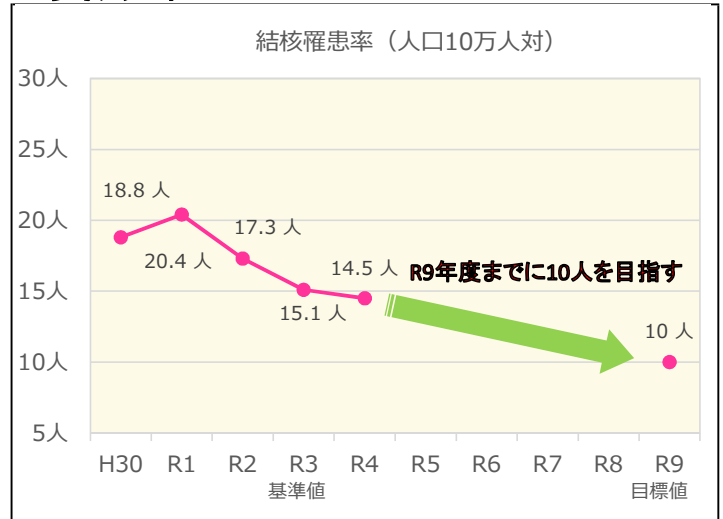
(成果) ⑨業務の安定性等に加え、費用の低減を含めた管理運営の更なる効率化を図るため、令和6年度からの次期指定管理者を公募で選定することを決定し、斎場・市墓園設置管理等関係条例の一部改正を行った。

(課題) ⑨今後更に高齢化が進むことに伴う火葬需要への対応について検討する必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 休日夜間急病診療所建替えに向けた整備の開始(休日夜間急病診療所整備事業) |
| 2 | 費用助成期間の延長(風しん予防接種推進事業) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 動物愛護推進強化事業(動物収容譲渡施設整備) |
| 2 | 感染症対策事業(入院待機陽性患者医療提供支援事業) |
| 3 | 尼崎口腔衛生センター事業補助金(障害者歯科診療に係る人材育成事業) |
| 4 | ネズミ駆除薬剤配布の見直し(そ族昆虫駆除事業) |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

- ・休日夜間急病診療所について、令和7年度からの指定管理者制度を活用した新たな運用に向け、引き続き関係団体と協議を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症対策については、感染法上の位置付け変更後も市医師会と連携した医療提供体制の確保や感染予防対策に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症対策の経験を活かすため、本市としての振り返りを行うとともに、改正感染症法に基づく予防計画を策定し、災害対策等へ活かしていく。
- ・動物愛護については、適正飼養の徹底やTNR活動の促進、重層的支援の枠組みを活用した多頭飼育の予防・早期発見など、地域や関係団体との連携・協働による取組を進める。

令和5年度の取組

【結核・感染症対策】

- ①新型コロナウイルス感染症の感染症法上5類への移行に伴う県の移行計画に基づき、市医師会等と本市の医療提供体制について協議し、当面の間のコロナ対応に努める。また、変異株や新興感染症の流行に備えた予防計画を関係機関と共に策定する。
- ②高齢者施設等に対するサーベイランスを継続し、重症化リスクが高い方の集団感染の発生予防に努めるほか、平時からコロナ対応を踏まえた感染症に関する啓発に取り組むことで、関係機関と共に感染症対応への意識の醸成を図る。
- ③結核感染症の発生動向を注視し、結核患者への継続的な服薬支援、積極的疫学調査、接触者健康診断、及び管理検診等適切に患者支援に取り組んでいく。
- ④全国的にも抗体検査と第5期定期接種が進んでいないことから、市HPや市報、個別勧奨による啓発等を実施し検査及び接種率の向上を図るとともに、予防接種費用の一部助成を継続実施する。
- ⑤積極的な接種勧奨が再開されたこと及び9価ワクチンの定期接種化を踏まえ、中1と高1の女子に加えて、令和5年度から新たにキャッチアップ対象となる平成18年度生まれの女子にリーフレット等を送付するなど、接種率向上に向けた取組を推進する。
- ⑥国からは「個別接種を中心とする体制へ移行することが適当」という旨の方向性が示されていることから、個別を中心とした接種体制の構築を行い、引き続き希望する人への接種機会の確保を行う。また、安心して接種できるように相談体制の確保や情報発信に努める。

【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】

- ⑦指定管理者制度を活用した運営方法や建物解体時期等につき関係団体と協議を進める。また、公益財団法人尼崎健康医療財団の今後の在り方について、当財団の設立趣旨を踏まえ検討を行い、必要に応じて市医師会とも協議を行う。

【動物愛護】

- ⑧多頭飼育問題について、関係機関との連携を密にししながら迅速かつ適切な対応に努めるとともに、日頃からの地域住民による見守り等と連携しながら、予防や早期発見、再発防止に努める。また、TNR活動に係る普及・啓発により注力することで、猫の収容数減少に向けた取組を進める。

【弥生ヶ丘斎場・市墓園】

- ⑨今後の火葬需要を踏まえた具体的な対応について、近隣他都市の事例を研究しながら、冬季における友引日開場の拡大等について検討を行うとともに、効果的・効率的な管理運営となるよう、公募により次期指定管理者の選定を行う。

主要事業の提案につながる項目

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|---------|------|------|----|----------------------|
| 施策名 | 09 | 生活安全 | 展開方向 | 01 | 防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成 |
| 主担当局 | 危機管理安全局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--|----|----------|---|----------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごしている」と感じている市民の割合 | ↑ | 60.6 | % | 80.0 | 60.8 | 59.7 | 60.8 | 60.6 | 55.6 |
| B 市内の刑法犯認知件数 | ↓ | 3,837 | 件 | 2,817 | 5,734 | 5,097 | 4,384 | 3,837 | 4,362 (速報値) |
| C 市内の特殊詐欺認知件数 | ↓ | 102 | 件 | 72 | 121 | 48 | 93 | 102 | 113 |
| D 市内の自転車関連事故認知件数 | ↓ | 549 | 件 | 265 | 924 | 785 | 512 | 549 | 485 |
| E 市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合 | ↑ | 82.6 | % | 90.0 | 86.0 | 86.5 | 89.3 | 82.6 | 81.0 |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】

(目的)犯罪種別に応じて戦略的に対策を講じ、安全で安心な地域社会の実現を図る。

- (成果)①暴力団組事務所使用差止等の取組によって、市内において複数あった暴力団組事務所が令和4年9月に無くなった。(目標指標A)
 ②新型コロナウイルス感染防止の行動制限が緩和される中、全国的に刑法犯認知件数が増加傾向となり、本市でも特に自転車盗難認知件数が前年比276件増加し、1,280件となった。このため、令和4年8月から啓発チラシのポスティングや防犯パトロールを実施し、令和5年1月からは新たに自転車盗難が多発している駅周辺駐輪場等で、メッセージタグを用いた夜間巡回啓発パトロールを実施した。(目標指標B)
 ③特殊詐欺対策として、県自動通話録音電話機普及促進事業を活用し、満65歳以上の高齢者を対象に補助事業を実施した(601人)。また、警察や協力金融機関等と実施しているATM前警戒パトロールなどの取組では、計10件の被害を防いだ。(目標指標B・C)
 ④町会LED化助成については、市内の全町会である約600町会に対してお知らせの郵送、市報・ホームページへの掲載により周知し、79町会・367灯への補助を行った。また町会からの要望が多かった電気代の支援について、令和5年度の実施に向けて制度の構築を図った。
 ⑤組事務所が全て無くなった際には、市単独で記者会見を実施し、市民の体感治安向上につながるよう情報発信を行った。(目標指標A)
 (課題)①特定抗争指定暴力団の警戒区域の指定は解除されておらず、引き続き暴力団の動きを警戒する必要がある。また、警戒区域の指定が解除されたとしても、将来にわたる安全・安心を確保するため、より抑止効果の高い取組が必要である。
 ②前年比で増加している自転車盗難については、未施錠車の被害が多いことから、施錠率を上げ被害を抑制する取組が必要である。
 ③特殊詐欺認知件数は依然として増加傾向にあり、被害の約7割が固定電話を介していることから、固定電話への詐欺対策が必要である。
 ④電気代支援に伴う電気事業者への支払い事務は、町会による毎年の処理が必要となり、事務を軽減できる手法を検討する必要がある。
 ⑤従前の取組に加え、目標指標Aに対して不安を感じている方の属性分析等を行った上、目標指標Aに掲げる割合の改善に向けた取組を行い、市民の防犯意識や体感治安の向上を図る必要がある。

【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】

(目的)警察をはじめ、様々な関係機関と連携し、交通安全教室や交通安全指導等の取組を実施することで、交通事故の防止を図る。

- (成果)⑥事故データ分析等に基づく事故防止対策の結果、自転車事故は485件と過去最少となった。また、事故対策重点地区である「水堂小学校区」では市職員による指導等を実施し、前年の22件から9件となり、41小学校区で最も減少数が多い地区となった。(目標指標A・D)
 ⑦第11次交通安全計画上の目標である交通事故死者数8人以下を達成した。(目標指標A・D)
 ⑧令和5年4月1日より年齢を問わず努力義務とされる自転車乗用中のヘルメットの着用について、警察と連携し、高校生や地域とも協力しながら、ヘルメットを着用して自転車レーン上を走行するといった市民の関心を高めるような手法で周知啓発パレードを行った。(目標指標A)
 ⑨令和3年度に各学校から要望を受け、路面標示や防護柵などの対策が必要と判定した55件のうち、地先との調整が難航している4件を除く51件の対策が完了した。また令和4年度も各学校から要望を受け、対策が必要な箇所の洗い出しを行った。
 (課題)⑥かつてないほど自転車関連事故が減少していることから、事故が増加しないよう事故防止を目的とした継続した取組が必要である。
 ⑧自転車乗用中のヘルメット着用は努力義務であるが、着用の推進を啓発していく必要がある。
 ⑨要望に基づく対策予定箇所、地先との調整に時間を要する箇所が増えつつあるが、交通安全対策を継続的に行う必要がある。

【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】

(目的)高齢者や成年年齢が引き下げられた若年者などの消費者被害に遭いやすい市民に対する消費者トラブルの増加や、更なるデジタル化の進展によるサービスの多様化に伴い新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に迅速に対応する。

- (成果)⑩来訪、電話、FAX等に限定されていた消費者からの相談について、受付フォームを設置することで、相談しやすい体制を整えた。
 ⑪年代に関わらず定期購入などインターネットを介した取引に伴う相談の多さ(全体の3割程度)や、SNSを契機としたもうけ話などの被害が目立つ中、相談者へ必要な助言(全体の9割)や事業者との交渉等によりトラブルを解決するためあっせん(全体の1割)を行った。(目標指標E)
 ⑫成年年齢が引き下げられた若年者などが賢い消費者になれるよう、市内企業新規採用者向けの巡回講座、市内小中高校と連携した啓発活動、教職員向けセミナー、市民まつり、成人式等での啓発活動を実施し、様々な機会を通じて消費者啓発に取り組んだ。(目標指標E)
 (課題)⑩デジタル化が進む中、高齢者等には対面や電話などによる相談対応や啓発を実施するなど配慮していく必要がある。
 ⑪デジタル化の進展に伴い消費者問題が多様化・複雑化するなか、これに対応した相談の質の向上を図っていく必要がある。

【旧かんなみ新地に係る取組について】

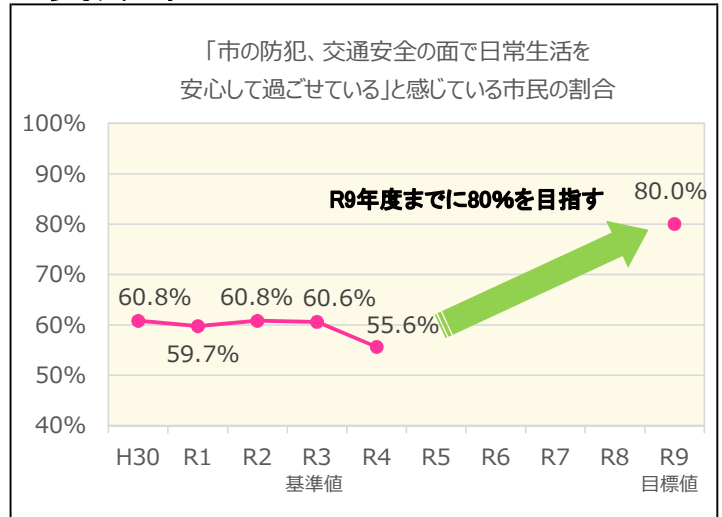
(目的)当該地域を通学路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。

- (成果)⑬土地建物の買取りについては、権利者への説明会や訪問による意向調査・交渉を行い約8割の権利者から同意を得ることができた。
 ⑭警察等との連携により定時パトロールなどを実施し、新規許可申請のあった飲食店に対し認可調査や消防法に基づく立入検査を行った。
 ⑮旧かんなみ新地で働く事業者や従業員の生活支援対策として、権利者への個別説明会の際に相談窓口を設置した。また、支援を必要としている困難を抱えた関係者等が適切な支援を受けられるよう、関係窓口間で支援制度の情報共有を行うなど支援体制を整えた。
 (課題)⑬同意が得られていない権利者に対して、引き続き粘り強く交渉を行う必要がある。
 ⑭当該地域の買取りを進める中、建物解体までの間、空き家状態の長期化による治安面の懸念に対し、引き続き警戒する必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 | 町会灯電気代支援事業の実施(町会灯助成事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 町会灯のLED化更新工事への助成(町会灯助成事業) |
| 2 | 歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 街頭犯罪防止等事業(防犯カメラ更新設置補助事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 |
|--|
| <p>【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】</p> <p>①弁護士や関係団体等で構成する有識者会議を設置し、市の暴力団排除の取組について意見を聴取し、市暴力団排除条例の改正も視野に入れ、実効性のある暴力団排除の取組を検討・実施していく。</p> <p>②自転車盗難の未然防止及び施錠促進を図るため、盗難が発生しやすい夕方以降に、駅周辺の集合住宅等の駐輪場で、未施錠自転車に犯人及び持ち主の双方に向けたメッセージタグを貼るなどの自転車盗難警戒パトロールを実施する。</p> <p>③特殊詐欺対策として、前年度に引き続き県事業を活用し、着信時の警告や自動録音機能を有する電話機等の購入補助事業(400台)を実施する。</p> <p>④引き続き町会灯のLED化助成を進めるとともに、新たに電気代の支援を実施することで、町会の負担を軽減し地域の防犯性向上に資する取組を行う。また、電気代の支援にあたっては、電気事業者と協議を行ったうえで、町会の事務を軽減できる手法を検討する。</p> <p>⑤目標指標AIに対して不安を感じている方の分析を進める中で、体感治安向上に向け、市民意識調査で不安を感じている年齢層をターゲットにポジティブな情報を伝えるなど、手法を変えた情報発信に取り組む。</p> <p>【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】</p> <p>⑥引き続き、事故データの分析を行うとともに、戦略的に自転車の事故防止対策に取り組む。また、令和5年は二つの小学校区を重点地区に定め、これまでより対策エリアを広げて事故防止対策に取り組んでいく。</p> <p>⑦引き続き、交通安全計画に沿った事業の実施を推進していく。</p> <p>⑧ヘルメットの着用により致死率が下がることから、自転車交通安全教室などのあらゆる機会を通じて、ヘルメット着用の重要性を周知していく。</p> <p>⑨令和4年度も各学校から要望を受け点検した結果、新たに対策が必要と判定した箇所(25件)を着実に実施していく。また、令和3年度分の未実施箇所(4件)についても引き続き調整を行う。</p> <p>【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】</p> <p>⑩多様化するデジタル的手法と従前からある手法の特性を踏まえ、引き続き消費者のニーズや属性、相談内容に応じた相談手法の検討に取り組む。</p> <p>⑪新たな消費者トラブルへの対応力をより強化するため、日々の情報収集及び研修の機会を捉えた相談員のスキルアップに取り組み、知識及び技術の向上に努める。</p> <p>【旧かんなみ新地に係る取組について】</p> <p>⑬旧かんなみ新地の土地・建物の買取りについて、引き続き権利者との交渉を進めるとともに、同意を得られている権利者との売買契約の締結を順次進め、市が取得する区画の部分的な建物解体も視野に入れた取組を進めていく。</p> <p>⑭地域住民が安全・安心して生活できるよう、引き続き警察等の関係機関との密な連携により、パトロールなどを実施する。</p> |

| 評価と取組方針 |
|---|
| <p>・市の防犯・交通安全の面で安心して過ごせている市民の割合が減少した要因について、詳細な分析を進めるとともに、市民から直接意見を聞く機会を設けるなど実態を把握し、改善につなげていく。</p> <p>・市内に二度と暴力団組事務所を作らせないよう、有識者会議での議論も踏まえ、今年度中に条例改正の提案を目指すとともに、その規定に基づく取組を速やかに進められるよう準備する。</p> <p>・自転車関連事故については着実に減少傾向にあり、事故対策重点地区における市職員の指導等を強化することで更なる改善を目指す。</p> <p>・旧かんなみ新地の土地・建物の買取りについては引き続き、権利者と粘り強い交渉を続けるとともに、買い取った部分の当面の利活用に向けて検討を進める。</p> |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
| |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|---------|------|------|----|--------------|
| 施策名 | 09 | 生活安全 | 展開方向 | 02 | 自転車のまちづくりの推進 |
| 主担当局 | 危機管理安全局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-------------------------------------|----|----------|---|----------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「市において自転車のまちづくりが進んでいる」と感じている市民の割合 | ↑ | 41.5 | % | 60.7 | — | — | — | 41.5 | 41.8 |
| B ポータルサイト「尼っ子リンリン」の新規ユーザー数 | ↑ | 21,231 | 人 | 42,462 | 7,385 | 9,582 | 14,192 | 21,231 | 27,041 |
| C 自転車走行環境の整備割合 | ↑ | 26.9 | % | 59.2 | 16.3 | 21.5 | 23.1 | 26.9 | 30.1 |
| D 市内全駅の駅前の放置自転車台数 | ↓ | 83 | 台 | 62 | 257 | 158 | 131 | 83 | 94 |
| E | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】

(目的)「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち“あまがさき”を目指す。

(成果)①尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」への誘引を図るためのSNSについては、従来のTwitterに加え、Instagram及びnoteを開設した。また、ポータルサイト及び同SNSを用いて、無料の空気入れスポットや給水スポットを紹介するなど自転車で訪れてもらいやすいまちであることを発信した。この結果、新規ユーザー数が前年から約1.2倍に増加した。(目標指標A・B)

②電動アシスト付自転車を好きなポートで借りて好きなポートで返せるコミュニティサイクルについては、ポートの維持及び拡大に努めた結果、新たに54か所設置し、累計83か所(令和5年3月21日)となった。また、コミュニティサイクルについて、西宮市や豊中市など本市と同種のコミュニティサイクルがある近隣自治体と、より具体的な連携を行う目的で設置された協議会において課題の共有や意見交換を行い、豊中市と本市共同事業の検討を行った。(目標指標A)

③自転車駐輪場の協定に基づく民間事業者の運営については、コミュニティサイクルのポート設置など、公益的な取組を増進できるよう、協定内容の変更について当該民間事業者と協議を行った。

(課題)①ポータルサイトについては、更なる新規ユーザーの獲得とサイト内のコンテンツの充実を図るため、現状の当該サイトにおけるユーザーの利用状況を分析する必要がある。

③コミュニティサイクルポートの設置や施設改修による利便性向上などの公益的な取組及び大規模修繕などの施設管理を進めるように協定内容の整理について継続協議が必要となる。

④自転車活用による都市魅力の創造については、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられるなど様々な規制が緩和された後の取組の検討が必要である。

【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】

(目的)安全・安心な自転車走行環境の創出を図る。

(成果)⑤自転車ネットワーク路線に位置付けている道路(道意線や尾浜区画第31号線他)の路肩に自転車レーンや矢羽根型の路面標示を行い、また補完路線(山手幹線)の歩道に歩行者の通行ルールを示すシールの設置など、合計2.76kmの整備を行った。路面着色のルールについてホームページ等による周知を図るとともに、自転車ネットワーク整備方針を改定し、自転車ネットワーク路線の追加や事業の進捗を図るための整備手法の見直しを行った。(目標指標C)

⑥自転車関連事故の相手方である自動車の運転者に対して、自転車レーンを含む車道上に駐車することで自転車の安全通行を阻害し、自転車側がルールを守っていても危険とを感じるケースがあることから、春及び秋の全国交通安全運動のチラシを活用した注意喚起を行った(主な配布先:民間事業所、PTA連合会、老人クラブ連合会等、小中高等、配布枚数:約1,850枚)。

(課題)⑤自転車ネットワークに位置付けている路線の整備率の向上を目指すとともに、自転車のルールの理解促進に向け、引き続き啓発活動を実施する必要がある。

⑥自転車利用者が自転車レーンを含む車道を安全に、安心して、快適に通行できず歩道を通行することとなり、結果として、歩行者にも危険が及びかねないため、自転車の交通ルールについて、自動車の運転者に対しても、引き続き啓発を行う必要がある。

【市立駐輪場の老朽化対策の推進】

(目的)老朽化が進んでいる市立駐輪場の施設について適切な維持管理・更新を図る。

(成果)⑦指定管理者と協議のうえ対症療法による小規模な修繕を実施し、施設の維持に努めた。

⑧阪急塚口駅南駐輪場の老朽化状況を踏まえ、今後建替えを進めるにあたり、駐輪場機能の一部を阪急塚口駅前の複合施設内に先行して整備した(令和5年4月1日から仮設駐輪場約180台を含む約300台を収容予定)。

(課題)⑦⑧尼崎市市立駐輪場のうち、老朽化が進んでいる施設については建替え等の予防保全型の修繕が必要である。特に老朽化が著しい阪急塚口駅南駐輪場については優先的に建替計画の策定が必要である。

【迷惑駐輪対策の推進】

(目的)駅周辺の放置自転車の問題について、行政や市民、事業者等の取組により改善を図る。

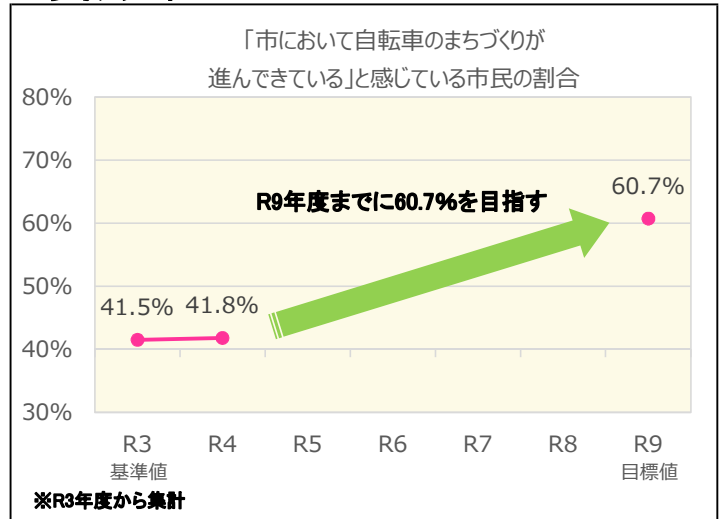
(成果)⑨土曜日の放置自転車撤去については、令和元年度から実施しており、1駅の撤去平均台数が6割減少した。(目標指標D)

(課題)⑨新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、人の流れが増え、放置自転車が増加することが予想されるため、新たな撤去方法や駅周辺の夜間の放置状況を調査する必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--------------------------|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 駅周辺放置自転車対策事業における執行体制の見直し |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



令和5年度の取組

【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】

- ①ポータルサイトについては、ユーザーの利用状況を分析するとともに、その結果に基づくサイト内の更新を行っていく。
- ①②④自転車活用による都市魅力の創造について、市内の見どころなどをポータルサイト等で市民に意見を募り、フィールドワークを行ったうえで学識経験者の助言も反映し、「散走(＝散歩するように自転車でゆつくりと巡る)マップ」を作成する。
- ②コミュニティサイクルについては、官民連携の協定の最終年度であり、移動利便性の向上、観光施策の展開等を含めた効果検証を行い、令和6年度以降のあり方について方針を決定する。
- ③大規模修繕を含む利用者の利便性向上となる施設改修や、稼働率向上につながるコミュニティサイクルポートの設置場所の確保など、内容を整理した協定の再締結を目指す。

【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】

- ⑤長洲線などの自転車通行環境整備を早急に進めるとともに、近松線や阪神本線附属街路4号線の整備に向け関係機関との協議を進めていく。また民間事業所や学校などに向けた啓発活動を実施し、引き続き自転車のルールを理解を促進する。
- ⑥引き続き、警察と連携し、自動車の運転者に対して、自転車の安全通行を阻害する交通行動について啓発チラシを配布するとともに、必要に応じて尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく指導を行っていく。

【市立駐輪場の老朽化対策の推進】

- ⑦⑧老朽化が著しい阪急塚口駅南駐輪場については、阪急塚口駅南側駅前広場の整備と連携し、令和8年4月1日供用開始を目標とする駐輪場施設建替計画を策定するとともに、プロポーザル方式による事業者選定に向けて取組を進める。

【迷惑駐輪対策の推進】

- ⑨新たな自転車等の放置対策として祝日の撤去を試験的に実施し、更なる放置自転車の減少を図る。また、担当職員による駅周辺の夜間における自転車等の放置状況の調査を併せて実施する。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・コミュニティサイクルの更なる利便性の向上に向け、一部の返却ポートに集中することへの対策や自転車の不具合への対応等、運営事業者とともに今後のあり方について検討を進める。
- ・また、自動車の運転者に対しても、自転車の交通安全を阻害する交通行動について啓発することで、安全・安心な自転車走行環境を整える。
- ・阪急塚口駅南駐輪場の整備に向けては、駐輪場の老朽化対策はもとより、その他施設の合築などによる駅前の複数の課題解決や魅力の増進につながるような手法も視野に入れて検討を進める。
- ・駅前の放置自転車台数は着実に減少傾向にあるが、週末時の駅前や民有地における放置車両が多いことなど新たな課題が見えてきたことから、解決に向けた検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

【市立駐輪場の老朽化対策の推進】

- ⑦⑧老朽化が著しい阪急塚口駅南駐輪場について、民間活力等を活用した建替えによりイニシャルコスト等を低減させるとともに、事業者のノウハウにより利便性向上を図る。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|---------|------|------|----|-------------|
| 施策名 | 09 | 生活安全 | 展開方向 | 03 | ルール遵守やマナー向上 |
| 主担当局 | 危機管理安全局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 | | 目標値 | 実績値 | | | | |
|---|----|------|------|------|-----|------|------|------|------|
| | | (R3) | (R3) | (R9) | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合 | ↑ | 56.3 | % | 75.9 | — | — | — | 56.3 | 62.2 |
| B 歩きタバコを禁止する条例の認知度 | ↑ | 43.9 | % | 100 | — | 32.3 | 35.7 | 43.9 | 55.8 |
| C 駅周辺に喫煙所を設置した駅数 | ↑ | 3 | 駅 | 13 | 1 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| D 資源物の持ち去りを禁止する条例の認知度 | ↑ | — | % | 100 | — | — | — | — | 46.8 |
| E 市内鉄道主要駅で歩きスマホを行っている人の割合 | ↓ | 6.3 | % | 0 | — | — | — | 6.3 | 5.6 |

※目標指標Eの令和3年度実績値は、JR尼崎駅で実施した調査の結果である。

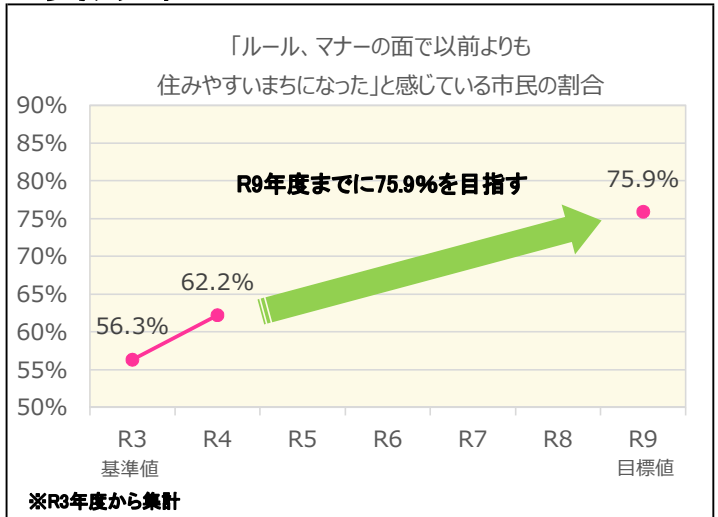
5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載) | |
|--|---|
| 【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】 | <p>(目的) 現行のルール遵守の取組の継続のほか、マナー向上の取組の拡大や体制の整備を行い、市の魅力向上につなげる。</p> <p>(成果) ①「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」を所管する各部局で組織された「尼崎市マナー向上推進チーム」を設置し、取組状況や課題、今後の取組について情報共有を行い、各部局が主体性を持ち、連携を強化してマナー向上に取り組んでいくことを確認した。また「駅前クリーンキャンペーン」では「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」の各種ルール遵守やマナー向上に向け一体的に取り組んだ。(目標指標A)</p> <p>(課題) ①各種取組の実施状況等について、着実な進捗管理を行っていく必要がある。</p> <p>②マナー向上については、市民のモラルに基づくものであり一朝一夕には改善することが困難であることから、目標を明確にし、関係部局と連携を図りながら、市民の生活に根付かせるような取組を行っていく必要がある。</p> |
| 【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 | <p>(目的) 歩きタバコの禁止をはじめとする受動喫煙の防止に向けた取組を進めることにより、ルールの遵守・マナーの向上を図る。</p> <p>(成果) ③たばこ対策の推進を図るため、たばこ対策推進プロジェクトチーム会議(4回)を通じて、市内13駅前の路上喫煙禁止区域の指定に向けた進め方、指定時期の考え方を整理するとともに、市内灰皿設置状況の現地調査を実施し、令和4年度以降の主な取組項目のロードマップを整理した。そのなかで、エリアブランディングを進めている阪神出屋敷駅や阪急塚口駅南における駅前喫煙所の設置等の検討を優先的に進め、令和5年3月30日に阪神出屋敷駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、区域内に喫煙所を設置した。加えて、新たな駅前での路上喫煙禁止区域指定の拡大の検討を進めるとともに、市民等への喫煙に関するマナー向上と条例周知を目指して、市内13駅周辺では巡回啓発(延べ228回/年・月1回職員同行)を実施し、駅周辺等に年2回(5月、3月の各1か月間)受動喫煙防止等ののぼりを設置(105本)し、各地域等への啓発については、行事等でチラシやポスター等啓発物の配布や、市民等の協力を得ながら新たな啓発プレートの掲示(940枚)などを行った。また、域内におけるたばこ対策の課題やあり方を踏まえるなかで、令和5年1月に大阪・関西万博を見据えた路上喫煙禁止区域の拡大のロードマップを整理した。(目標指標B・C)</p> <p>(課題) ③路上喫煙禁止区域においては、喫煙所以外で喫煙が行われているなどマナー違反に対する市民からの意見等があることから、啓発の強化が必要である。また、新たに禁止区域を指定する市内4駅について、地域等から意見を聞く中で、区域の範囲や喫煙場所の設定を行う必要がある。</p> <p>④市内全域における路上喫煙禁止も視野に入れた本市の考え方を整理する必要がある。また、その実効性を担保するための取組を検討していく必要がある。</p> |
| 【廃棄物に関するルール遵守の推進】 | <p>(目的) 一般廃棄物に関するルールの周知・啓発等を行い、適正処理を徹底することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。</p> <p>(成果) ⑤廃棄物の適正処理を推進するため、改正廃棄物条例において、ごみの分別排出義務や資源物の持ち去り禁止等を規定し、説明会や「家庭ごみべんりちょう」の配布など、様々な機会を通じ、改正内容や適正処理方法等を周知するとともに、早朝パトロール(7:00~9:00)を72回実施し、延べ530人の持ち去り行為への声掛けなど、資源物の持ち去り禁止の周知を図った。また、効率的・効果的な周知を目指す中、駅前での清掃活動にあわせ、ポイ捨て、フードロス、たばこ対策、歩きスマホ等の啓発を同時に行う「マナー向上キャンペーン」を新たに実施(2回・242人)するとともに、市民ボランティアによる駅前定期清掃活動(8駅・各駅年2~3回)における1回あたりに回収した、たばこのポイ捨て数は、前年度比50%減の390本となるなど、成果を上げつつある。(目標指標D)</p> <p>(課題) ⑤改正条例について、更なる周知を図るとともに、資源物の持ち去りについて、生活困窮のために行っているケースへの丁寧な対応に加え、繰り返し行うなど、悪質なケースに対する取組が必要である。また、ごみの分別の徹底やポイ捨ての根絶に向け、更なる取組を進める必要がある。</p> |
| 【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】 | <p>(目的) 幼児、児童や高齢者向けの交通安全教室や交通安全運動等を実施することで、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図り、交通安全意識を醸成する。</p> <p>(成果) ⑥道路交通法などの法令遵守を中心に、自転車交通安全教室や事故データ分析に基づく事故防止対策に取り組んできた結果、令和4年の自転車関連事故は485件(前年比64件減)と、記録が残っている昭和46年以降、過去最少となった。(目標指標A)</p> <p>⑦事故につながるおそれのある「歩きスマホ」の対策として、大阪大学との連携による仕掛学((意識的に)ついしたくなる仕組みを作ること)を用いた「選挙ポスター掲示場風看板」の設置や、JR西日本・警察と連携した著名人による「1日駅長キャンペーン」の実施等により、市内鉄道主要駅(3駅)で歩きスマホを行っている人の割合が5.6%となった。(目標指標E)</p> <p>(課題) ⑥かつてないほど自転車関連事故が減少していることから、事故が増加しないよう事故防止を目的とした継続した取組が必要である。また、ファミリー世帯の定住・転入を阻害している要因のひとつである自転車の交通安全について、他のマナー対策を所管する部署と連携し、取り組んでいく必要がある。</p> <p>⑦仕掛学による歩きスマホを行う人に対する効果は徐々に薄れていくことから、継続した取組を行っていく必要がある。</p> |

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 | マナー向上のための取組の実施(マナー向上推進事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 |
|---|
| <p>【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】</p> <p>①「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」のマナーについて総括的役割を担う「マナー向上推進担当課」を新設し、各マナー対策を所管する部局の一体的な取組を推進する。また、市民にも分かりやすい目標設定を行った上で、確実にPDCAサイクルを回し、これまでの知見やノウハウを活かして、効率的・戦略的な取組を実施していく。</p> <p>②マナー向上のためには、市民の日常の習慣となることが何より重要であることから、キックオフイベントをはじめとする各種啓発キャンペーンの実施など、市民運動として全市的に展開していく取組及び有名声優の音声を活用したマナー向上の呼び掛けや啓発ポスターの掲示など、市民生活の様々な場面で啓発を行い、市民等のマナー意識の醸成を図っていく。</p> <p>【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】</p> <p>③喫煙禁止区域については、現在の路上喫煙禁止区域内におけるマナーの徹底及び新たに市内4駅に地域ごとの課題や特性に応じた路上喫煙禁止区域の指定拡大を図る。また、令和6年度に禁止区域に指定する予定の駅についても同様に調査・検討を進めていく。</p> <p>④たばこ対策については、新たに会議体を設置し、大阪・関西万博を見据え、本市の路上喫煙禁止に向けた方向性の整理を行うとともに、条例に過料徴収の項目を追加することなども含め、実効性を担保できる取組についても検討する。</p> <p>【廃棄物に関するルール遵守の推進】</p> <p>⑤資源物の持ち去りについて、市内全域でのパトロールの実施など、周知啓発を充実するとともに、生活困窮のために行っている者に対しては、相談先の紹介など、福祉的側面を意識した取組を継続する一方、違反事例については、職員による啓発指導を行うほか、悪質事例については、行政指導に加え、命令や罰則適用も視野に入れ、対応する。また、ごみの分別やポイ捨て禁止について、リーフレットやポスターによる周知を行うとともに、昨年度開始した「マナー向上キャンペーン」を拡充し、6か所の駅前で実施するほか、分別排出ルールが遵守され、適正な管理が行われている共同住宅のごみ集積施設を優良管理集積施設として認定する、新たな制度の浸透を図る。</p> <p>【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】</p> <p>⑥引き続き、警察から提供された事故データを活用し、自転車の交通ルール遵守・マナー向上を図る取組を実施するとともに、関係部局と連携し、市民の更なる交通安全意識の醸成につなげていく。</p> <p>⑦令和5年度は阪神尼崎駅にて、仕掛学を活用した歩きスマホ対策に取り組む。また、令和4年度に実施したJR尼崎駅においても、引き続き啓発キャンペーンを実施し交通安全意識の定着を図る。</p> |

| 評価と取組方針 |
|---|
| <p>・本市の課題である「ファミリー世帯の転出超過」の要因の一つである、たばこ・ごみ・自転車マナーなど、住民のマナー改善に向けては、各種啓発キャンペーンを一体的に実施するなど組織横断的に連携を図りながら取組を進めていく。</p> <p>・たばこ対策については、駅前のブランディングを進めるといった視点も持ちつつ、路上喫煙禁止区域の拡大を速やかに進めるとともに、同区域における喫煙所のあり方などを改めて検討していく。あわせて、令和7年の大阪・関西万博の開催を見据え、過料に関する規定の整備なども含めた多角的な対策を検討していく。</p> |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
| |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-----|-------|------|----|--------|
| 施策名 | 10 | 消防・防災 | 展開方向 | 01 | 消防力の充実 |
| 主担当局 | 消防局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|---|----|----------------|---|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「市の消防・防災体制が安心だ」と感じている市民の割合 | ↑ | 80.8 | % | 90.0 | 78.5 | 77.6 | 79.7 | 80.8 | 74.5 |
| B 人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)※下段()は全国平均値 | ↓ | 1.30 (0.93) | 人 | 全国平均 値以下 | 1.51 (0.93) | 0.65 (0.95) | 0.65 (0.87) | 1.30 (0.93) | 0.44 (0.95) |
| C バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生法の実施率 | ↑ | 55.2 | % | 60.0 | 53.2 | 56.8 | 55.8 | 55.2 | 56.0 |
| D 消防法令違反の是正率 | ↑ | 46.3 | % | 70.0 | 36.3 | 51.8 | 45.8 | 46.3 | 52.0 |
| E 消防団員の充足率 ※下段()は全国平均値 | ↑ | 78.9 (87.2) | % | 全国平均 値以上 | 89.9 (91.8) | 89.4 (90.4) | 86.2 (88.5) | 78.9 (87.2) | 78.4 (-) |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【消防・救助・救急体制の充実強化】

(目的) 複雑多様化する災害から市民の生命、身体及び財産を守るために必要な消防施設(車両・資機材・消防水利等)及び隊員の教育訓練体制の充実強化に取り組む。また、心肺機能停止傷病者等の救命のため、市民、事業者による心肺蘇生法等の応急手当を普及するとともに、予防救急(高齢者等の救急搬送につながる家庭における転倒、転落による事故等を予防する方策)を普及啓発する。

(成果) ①令和4年中の火災による死者は、前年より5人減の2人であったことから、人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)は0.44人となり、目標値である全国平均値を下回ることができた。(目標指標B)

②火災防ぎょ戦術の更なる強化のため、年間を通して実践的な訓練及び研修を実施した。また、消防指令管制システム及び指揮タブレットの有効活用により、消防活動の連携強化を図ったものの、住宅火災における延焼阻止率は75%に留まった。

③救急車適正利用に関する動画を医療機関や金融機関など市内40か所で放映し、市民等に対する普及啓発に取り組み、不要不急な救急要請の抑制に取り組むとともに、コロナ禍のため実施することができなかった福祉部局や医療機関等とひとり暮らしの高齢者の対応等についての協議を令和4年度には5回実施し、高齢者等の救急搬送に係る課題解決に向けて協議を行った。

④令和4年中、心原性でかつ一般市民により心肺機能停止が目撃された救急事案は100件あり、そのうち56件がバイスタンダー(救急現場に居合わせた人)により心肺蘇生法が実施され、前年より0.8ポイント増であった。(目標指標C)

(課題) ①火災による死者の多くが住宅火災における高齢者であることから、住宅防火対策の強化及び高齢者に対する防火指導の徹底が必要である。

②消防隊員の警防力維持及び向上を目的とした、より高次元な訓練ができる施設の確保が必要である。

③新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類相当から5類に移行することに伴い、医療機関の選定等に苦慮することが想定されるため、保健部局、医療機関等と調整が必要である。また、令和4年の救急・救助件数が過去最高件数となり、今後も高齢化の進展に伴う需要の増加が見込まれることから、不要不急な救急・救助要請の抑制のため、今後も予防救急、救急車適正利用及び室内閉じ込め救助事案予防の普及啓発が必要である。

④バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生法の実施率等の向上につなげるための普及啓発が必要である。

【違反是正の促進】

(目的) 防火対象物の消防法令違反を改善指導することにより、災害の未然防止とともに被害の軽減を図る。

(成果) ⑤不特定多数の者や自力避難が困難な者が利用する特定防火対象物を重点的に、防火対象物全体で4,376件(23.5%)の立入検査を実施した。また、予防研修計画等により査察員の育成を図り、予防査察体制を強化する中で、立入検査で発覚した4,663件の消防法令違反に対し、2,427件(52.0%)の違反が是正された。なお自動火災報知設備未設置などの重大な違反のあった20対象物に対して、24件(警告11件、命令13件(重複含む))の違反処理を実施した結果、12対象物の違反が是正された。また、予防業務のDX化について、一般住宅に関する消防同意の電子化を行った。(目標指標D)

(課題) ⑤防火対象物の用途変更や増築等により、消防用設備等の未設置などの消防法令違反になるケースや、また無届等が原因で発生する未把握防火対象物が散見されることから、今後も予防査察体制の更なる充実を図り、消防法令違反の是正を促進する必要がある。また、予防業務のDX化について、危険物関係を含めた申請等の受付業務の拡充に向けた体制構築を検討する必要がある。

【消防団の充実強化】

(目的) 地域防災力の中核である消防団の充実強化を図り、地震や風水害等の大規模災害に対応できる消防力を確保する。

(成果) ⑥消防団本部に創設した企画広報分団を中心に、YouTube、InstagramのSNS等の新たなツールによる入団促進活動を実施した。その成果の一つとして、総務省消防庁主催の消防団PRムービーコンテストでは最優秀賞を受賞した。しかしながら、コロナ禍により消防団活動が制限されたこと、また地域に密着した入団促進活動を十分には実施できなかったことから、若年層(30歳未満)の入団者は8人(昨年度比6人減)であり、消防団員数は784人と5人の減少となった(退団者36人・新規入団者31人)。(目標指標E)

(課題) ⑥更なる組織の活性化を図るため、引き続き、若年層を中心とした消防団員の確保が必要である。

【持続可能な消防体制の構築】

(目的) 高齢化の進展と人口減少の両面を見据える中で、消防体制の確保を継続しつつ、消防署所の将来的な適正配置を図る。

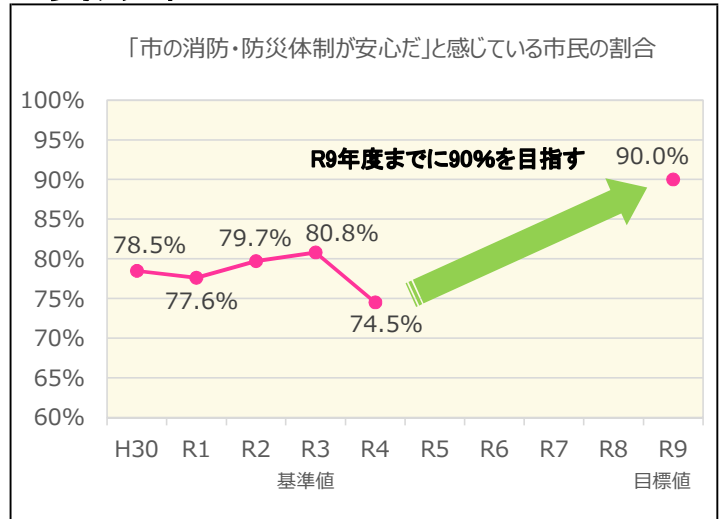
(成果) ⑦将来的な消防体制や消防署等の配置について、部隊の配置換えや新たな人員配置等により消防力を強化しつつ、消防署について10署所体制から8署体制へ再編する「尼崎市消防署等配置計画」を策定した。また、更新時期を迎える消防救急無線設備について、関係部局と更新の方法や時期等の調整を図った。更に、定年引上げにおける課題を抽出した。

(課題) ⑦計画に基づく消防庁舎の建替え、定年引上げにおける現場活動人員の確保については、今後も関係部局と調整を図りながら進める必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--------------------------|
| 1 | 東消防署の建替え(消防庁舎等整備事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 防災センターの予防保全(消防庁舎等整備事業) |
| 2 | 北消防署園田分署の建替え(消防庁舎等整備事業) |
| 3 | 消防団員の処遇改善等 |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 消防庁舎等整備事業(北部防災センターの長寿命化) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

- ・高齢化の進展に伴い、更なる救急・救助需要の増加が見込まれるため、引き続き予防救急や救急車の適正利用に関する普及啓発を推進し、救急事案の未然防止、適時・適切な救急利用の促進につなげていく。
- ・新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類へ移行し、救急要請時における保健所による入院調整等が終了することから、次なる感染拡大や新たな感染症の流行に備え、関係機関との救急搬送体制に関する協議を着実に進めていく。
- ・消防団における若年層の入団促進に向けて、魅力あるPR映像が生み出されていることから、引き続きSNS等を活用した情報発信に取り組んでいく。
- ・定年の引上げに伴い、段階的に増加する高齢期職員の配置先の確保が喫緊の課題であるため、高齢期職員の活躍の場の確保とともに、消防力の強化・維持に努める。

令和5年度の取組

【消防・救助・救急体制の充実強化】

- ①住宅火災における死者を発生させないため、引き続き共同住宅に対する消防法令違反の是正を徹底する。また市内住戸への戸別訪問や福祉部局等関係機関と連携した中で高齢者向けの防火指導を実施する。
- ②火災によるトータル被害(生命・身体・財産)を軽減するため、現存施設において工夫しつつ実践的な訓練及び研修を実施し、火災防ぎよ戦術の更なる強化を図るとともに、住宅火災における延焼阻止率100%を目指す。
- ③新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類相当から5類に移行後も引き続き、救急隊員の感染防止対策を徹底する中で医療機関等と調整を図り、迅速な救急搬送体制の確立を図る。また、福祉部局や総合政策局等と連携し、高齢者等に対する予防救急の普及啓発を図り、救急の適時・適切な利用の促進や室内における閉じ込め救助事案発生抑制に努めるほか、SNS等を有効活用した広報を実施するとともに救急車適正利用に関する動画を引き続き市内各所で放映し、不要不急な救急要請の抑制を図る。
- ④救命講習の機会等を捉え、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生法の重要性を普及啓発し、救命率の向上を図る。

【違反是正の促進】

- ⑤予防研修計画に基づく効果的な査察員育成により予防査察体制の充実を図り、立入検査実施率20%以上を維持した中で、消防法令違反に対し、引き続き、徹底した違反処理(警告、命令等)を実施する。更に、予防業務のDX化について、危険物関係は受付業務の電子化を図り、防火対象物関係は消防同意を含めた受付業務の更なる拡充を検討する。

【消防団の充実強化】

- ⑥コロナ禍で制限されていた消防団活動を積極的に実施することで消防団の魅力発信を行う。また、地域に密着した入団促進活動を行うとともに、若年層向けにSNSを活用した広報活動についても推進していく。また、消防分団器具庫の建替えについて、用地確保等の条件が整った2か所の設計業務等を実施する。

【持続可能な消防体制の構築】

- ⑦「尼崎市消防署等配置計画」に基づき、東消防署と東消防署常光寺出張所の統合を前提とした東消防署の建替工事に係る基本設計及び事業者選定手続き業務を実施する。

主要事業の提案につながる項目

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | |
|------|----------|------|-------------|
| 施策名 | 10 消防・防災 | 展開方向 | 02 地域防災力の向上 |
| 主担当局 | 危機管理安全局 | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|------------------------------------|----|----------|---|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「市の消防・防災体制が安心だ」と感じている市民の割合 | ↑ | 80.8 | % | 90.0 | 78.5 | 77.6 | 79.7 | 80.8 | 74.5 |
| B 「自ら防災情報を取得している」と答えた市民の割合 | ↑ | 89.2 | % | 100 | 84.7 | 84.9 | 88.3 | 89.2 | 86.0 |
| C 「マイ避難カードを作成している」と答えた市民の割合 | ↑ | 1.0 | % | 100 | — | — | — | 1.0 | 1.6 |
| D 「非常用の食料や飲料水を3日以上準備している」と答えた市民の割合 | ↑ | 25.3 | % | 100 | — | — | — | 25.3 | 28.9 |
| E 災害リスクの高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成率(※) | ↑ | — | % | 100 | — | — | — | — | — |

※避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者)のうち、心身の状況及び居住地のハザードの状況から災害リスクが高いと考えられ、かつ計画作成の同意を得られた者に対する計画作成率

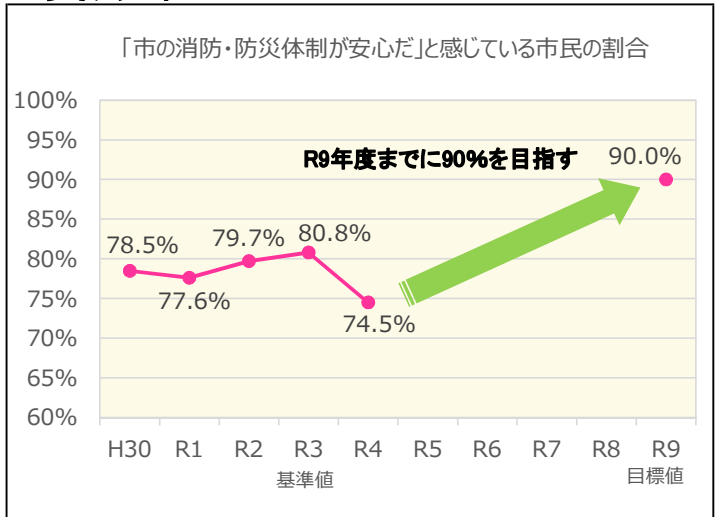
5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載) | |
|--|--|
| 【防災体制の整備、市民・事業者等との連携強化、対応訓練の充実強化】 | |
| (目的)大規模災害など危機事象への迅速かつ的確な対応や市民・事業者等との連携の強化を図るとともに、「自助」「共助」といった地域の力で災害に対処する能力(地域防災力)の更なる向上を図る。 | |
| (成果)①防災総合訓練で、災害マネジメントシステム、防災情報伝達システム等に関するシステムを連携させ、被害情報等の収集・整理、情報発信を行った。災害時のドローン活用について、企業と協定を結び、情報収集や訓練で実証を行い、性能等を確認した。(目標指標A) | |
| ②「1.17は忘れない」地域防災訓練にて、新型コロナウイルス自宅療養者の受入態勢等を反映した避難所運営マニュアル改正(案)を基に、関係部局や共助の担い手として期待できる中学生が初めて参加する等、実践的な避難所開設・運営訓練を実施し、実効性が確認できた。 | |
| ③自主防災会36団体が実施した防災活動の支援を行った。また、南部臨海地域(大高洲町)の事業者団体と津波避難訓練等を実施した。 | |
| ④マイ避難カードについて、出前講座や令和5年3月には作成に係る動画をホームページ等で公開し、周知啓発を図った。(目標指標C) | |
| (課題)①防災に関連するシステム連携は、運用等を研修を通じて職員が把握した上で、防災総合訓練等で熟度を高める必要がある。 | |
| ②感染症法の改正を踏まえた避難所運営を見直す必要がある。また、避難所開設後の「運営」を意識した訓練を行う必要がある。 | |
| ③地域の訓練において、より多くの団体に参画を促す工夫や南部臨海地域事業者等と連携した防災訓練等を進めていく必要がある。 | |
| ④マイ避難カードの普及について、より効果的な手法を検討し、出前講座や地域の防災活動等での周知啓発を継続する必要がある。 | |
| ⑤目標指標Aの割合が減少しているため、従来からの取組の強化、啓発手法の工夫・拡大等、改善に向けた取組を行う必要がある。 | |
| 【社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知】 | |
| (目的)大規模災害によるライフラインの途絶や物流の混乱、避難所生活の長期化等の想定される事態に備え、社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や平時からの家庭内備蓄の重要性について一層の啓発に努め、家庭内備蓄を促進する。 | |
| (成果)⑥備蓄場所について、これまでの20か所から、各地区小学校1校への配備を行い、26か所に拡大した。(目標指標A) | |
| ⑦家庭内備蓄について、本庁1階で防災グッズの展示、ポスター掲示のほか、出前講座や地域の訓練等で周知啓発を行った。(目標指標D) | |
| (課題)⑥備蓄場所の今後の更なる拡大について、災害時の対応や地域内のバランスを踏まえ、検討する必要がある。 | |
| ⑦家庭内備蓄の重要性について、市民や事業者に対し、効果的な啓発ができるよう取組手法を研究、実施する必要がある。 | |
| 【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】 | |
| (目的)災害時に必要不可欠な防災情報を確実に市民等に伝達するとともに、円滑な避難行動を支援するための取組を推進する。 | |
| (成果)⑧武庫地域振興センターと連携し、地域団体で構成される地域福祉会議に参加し、新たに4団体と関係を構築した。(目標指標A・B) | |
| ⑨防災情報伝達システムの運用を開始し、大雨、台風等で地域の共助の担い手等へ情報発信を行った。また、市内の郵便局や尼崎信用金庫の支店で災害情報の掲示が可能となり、地域の訓練にて応急給水拠点を活用した掲示板等による情報伝達に係るモデル事業を実施した。 | |
| ⑩高潮危険度予測システムの稼働に伴い、高潮に係る「避難情報判断、伝達ガイドライン(高潮編)」を策定した。 | |
| ⑪劣化が見られる避難誘導板について、サンプリング現地調査で現況把握を行った。 | |
| ⑫新型コロナウイルスに対する取組を多層的な情報伝達手段を活用して周知したほか、街頭での啓発活動を実施した。(目標指標A・B) | |
| (課題)⑧尼崎市社会福祉協議会(市社協)の加入率が低い地区と市社協に加入していない地区を特定し課題解決につなげていくためには、各地区の状況把握や丁寧な調整が必要である。また、地域福祉会議がない社会福祉連絡協議会(連協)への取組も検討が必要である。 | |
| ⑨共助の担い手による地域への情報拡散の更なる推進・強化や高齢者や障害者等に確実に情報を伝える取組を更に進める必要がある。 | |
| ⑩高潮に係る避難行動の際に混乱が生じないように、市民等に分かりやすく避難判断基準を周知する必要がある。 | |
| ⑪避難誘導板(市内計1,225枚)がほぼ全数劣化している状況であり、災害時の避難行動に支障があるため、更新が必要である。 | |
| 【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】 | |
| (目的)高齢者や障害者などの要配慮者(災害時要援護者)について、避難行動要支援者名簿(名簿)の作成及び名簿情報の提供並びに、福祉避難所の指定拡充などにより、災害が発生した際の支援体制の整備を行う。 | |
| (成果)⑬市社協、地域振興センターと連携し、名簿や個別避難計画等の「共助」の取組の必要性について理解を求め、新たに2つの連協が名簿を受領(R4:24連協、21福祉協会)したほか、市内5地区で進めている個別避難計画の試行的取組では14件の計画を作成し、この取組を通じて当事者と地域住民、福祉専門職との関係性が育まれ、平時からの緊急連絡体制の構築や当事者を含めた避難訓練に若い世代が参加するなど、地域全体の防災力向上につながった。(目標指標E) | |
| ⑭自主防災会や福祉専門職団体、当事者団体等の避難支援等関係者で構成する災害時要援護者支援連絡会等で、市の限られた体制にに応じた段階的な個別避難計画作成の考え方の意見交換を行い、避難支援等関係者の協力のもと取組を進めることとした。 | |
| ⑮移転にあわせて情報支援に係る機器の設置等を行った身体障害者福祉会館を新たに福祉避難所に指定した(R4:45施設)。また、福祉避難所のマニュアル作成の働きかけにより、新たに7施設(R3:7施設、R4:14施設)でマニュアルが作成されたほか、マニュアル作成等につながるよう防災総合訓練での福祉避難所指定4施設を対象に被災状況報告から開設までの情報伝達訓練等を行った。 | |
| (課題)⑬⑭共助の担い手である地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の理解と協力が欠かせないものの、避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、過度な負担とならないよう関係者の意向に留意し進める必要がある。 | |

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|-------------------------|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 防災情報通信事業(地域災害共有システムの導入) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・マイ避難カードについては、有事の際に活用してもらうことはもちろん、平時における防災意識の更なる向上のきっかけとなるよう、動画を活用するなど周知啓発手法も工夫しながら作成を促してい。

・高齢者や障害者に対しても多層的な情報伝達手段の更なる活用を図り、発災以降の各フェーズに応じた必要な情報を迅速かつ的確に伝える取組を進めていく。

・個別避難計画の作成に向けては、これまでの成果と課題を踏まえ、避難支援等関係者と要配慮者(災害時要援護者)の双方に作成することの意義等を引き続きイメージしやすい形で伝えていく。

令和5年度の取組

【防災体制の整備、市民・事業者等との連携強化、対応訓練の充実強化】

- ①各システムの連携において、情報整理や対応状況の入力等、迅速かつ正確な災害対応能力の向上を目的に職員研修を行い、実践的な防災総合訓練を行う。
- ②5類への移行後、避難所運営マニュアルの改正を行う。また、発災後3日目以降の避難所運営について、地域の主体と連携・調整を図りながら訓練を実施する。
- ③地域の共助による防災対策につながるよう地域の訓練に事業者等の参画を呼びかける。また、引き続き、南部臨海地域事業者と連携し防災訓練等を実施する。
- ④更なる避難行動の促進に向け、マイ避難カードの作成に係る動画の活用などによる効果的な周知啓発に取り組む。
- ⑤市の防災体制の更なる周知のため、啓発手法を検討し実施する他、公助や共助の取組に係る発信を強化する等の取組を行う。

【社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知】

- ⑥備蓄場所の更なる拡大については、引き続き、検討を行う。
- ⑦家庭内備蓄の重要性について、取組手法を工夫し、市民、事業者に対し、周知啓発を行う。特に、事業者への啓発を関係部局と連携し充実させていく。

【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】

- ⑧武庫地区において、引き続き、地域活動団体との連携や市社協の加入率が低い地区等の特定を進め、地域福祉会議がない連協への取組についても検討する。
- ⑨デジタル機器以外の情報伝達手段の拡大など確実に伝える取組を進める。また、防災情報伝達システムを活用した自主防災会等の共助の担い手による情報伝達訓練等を実施し、情報伝達の強化及び意識醸成を図る。
- ⑩高潮に係る避難行動の際の避難判断基準を分かりやすく伝える取組を行う。
- ⑪迅速な避難誘導のために、避難誘導板の更新に係る検討を行う。

【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】

- ⑬⑭大学等と連携し、個別避難計画の必要性等をわかりやすく伝える啓発パンフレットを作成し周知啓発を行うほか、本市の段階的な個別避難計画の作成の考え方にに基づき、災害リスクの高い対象者への意向調査を実施するとともに、避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取り組む。
- ⑮引き続き、避難行動要支援者の避難先の確保に向け、福祉避難所に協力意向のあった施設との協議や指定施設のマニュアル作成支援を行う。

主要事業の提案につながる項目

【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】

- ⑩⑪多層的な情報伝達手段による情報発信を行うほか、より効果的で円滑な避難行動につながるよう、大規模災害を想定した避難誘導板の更新、災害に対する更なる意識の醸成や正しい知識の習得につながる取組を行う。

【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】

- ⑬⑭災害時の支援に必要な情報を共有できるよう関係部局と協議し、障害支援区分情報を追加するなどのシステム改修を行う。
- ⑬⑭既存の取組を点検し経費捻出に努めるとともに、第4期あまがさき地域福祉計画の取組の方向性に沿った事業であるため尼崎市民福祉振興基金の活用を検討する。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|-----------|------|----|---------------------|
| 施策名 | 11 | 地域経済・雇用就労 | 展開方向 | 01 | イノベーションの促進に向けた環境づくり |
| 主担当局 | 経済環境局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|----------------------------------|----|------------------|-------|-----------------|----------------|----------------|---------------|------------|-------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 市内総生産(実質GRP)成長率(上段:GRP、下段:GDP) | ↑ | 19,826 (R1) | 億円 | 実質GDP成長率を上回る | 98.7% (100.2%) | 100.4% (99.2%) | 90.8% (95.9%) | - (102.6%) | - |
| B イノベーションに向けて新たな事業にチャレンジする人や事業所数 | ↑ | 2,302 (H27~R1合計) | 人・社・件 | 2,500 (R5~R9合計) | 418 | 483 | 341 | 392 | 508 |
| C 脱炭素やSDGsに取り組む企業数 | ↑ | 15 | 件 | 50 | 0 | 0 | 16 | 15 | 59 |
| D 製造業事業者支援件数 | ↑ | 1,791 | 件 | 2,100 | 2,212 | 1,775 | 1,872 | 1,791 | 1,618 |
| E 特定創業支援事業の支援を受けて創業した者の数 | ↑ | 75 | 件 | 92 | 47 | 55 | 40 | 75 | 65 |

※指標Aの基準値は市内総生産(実質GRP)の総合計画策定時の値を記載し、実績値は上段にGRP、下段にGDPの成長率を記載している。

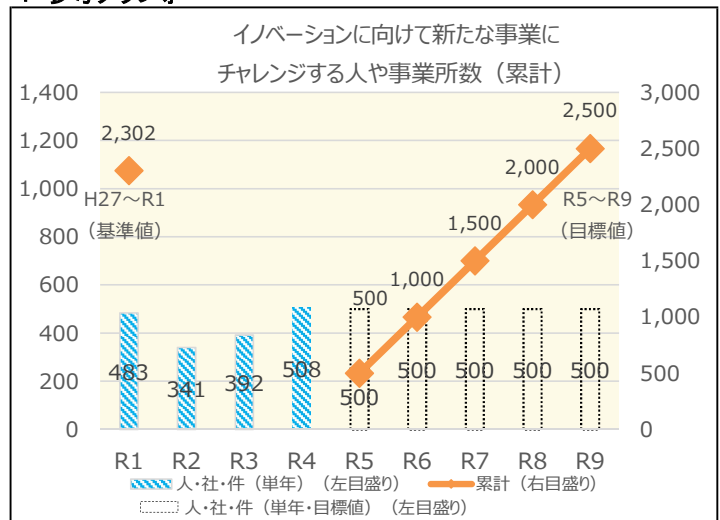
5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載) | |
|---|--|
| 【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化】 | |
| (目的)「脱炭素社会の実現」「地域経済の活性化」「市内のSDGsの達成」に向けた取組を行うことで、地域経済の持続的な発展を推進する。 | |
| (成果)①中小事業者の声を重視し、産業振興や雇用労働支援について一体的に調査審議を行うため、産業問題審議会と労働問題審議会を統合し、新たに「産業労働審議会」を設置した。(目標指標A) | |
| ②市内経済情勢のピックスをまとめた「尼崎経済ガイドブック」とデータ集「尼崎経済データブック」について、デザインを見直し、企業訪問時や来訪者への紹介ツールとしての機能を高めるとともに、各500冊から1,000冊に増刷するなど、市内経済の情報発信に活用した。(目標指標A) | |
| ③阪神電気鉄道㈱と共同提案した、阪神タイガースファーム施設や市内阪神電車の全駅をゼロカーボン化する事業計画が、地域課題の解決にもつながる今後の取組として、環境省の「脱炭素先行地域」に選定された。(目標指標C) | |
| ④(公財)尼崎地域産業活性化機構と「SDGs・脱炭素経営実態調査」を実施する中、太陽光発電設備等の創エネ設備の導入や事業所の節電対策を検討している事業者が多かったことから、企業の脱炭素経営に向けた取組支援に加え、共同購入事業による市内関連事業者への影響等を踏まえ、新たに「簡易省エネ診断」の取組を事業化した。(目標指標C) | |
| ⑤「SDGs企業登録事業」について、累計登録企業数が前年度比1.5倍の42社に増加するとともに、登録企業へのアンケート結果をもとに交流会を開催し、企業間での意見交換及び取組事例の共有を図った。また、新たに始めた、登録企業による市内中学校向けSDGs学習支援活動では、企業の取組例を示すことで、生徒の理解度を高めるなど、企業・生徒双方から好評を得た。(目標指標C) | |
| (課題)①産業団体や外部の有識者等が集まる各種会議体を運営する中で、産業振興や雇用就労支援施策及び企業立地の考え方について検討する必要がある。 | |
| ③脱炭素先行地域をロールモデルとして、地域経済の活性化や住民の暮らしの質の向上を実現しながら、脱炭素に向けた取組を進める必要がある。 | |
| ④市内企業の脱炭素経営に向け、「Eco未来都市尼崎」宣言団体(AG6)の支援策を充実するとともに、エネルギー価格高騰への具体的な対応を促すための支援が必要である。 | |
| ⑤登録企業の取組に対する支援の充実を図り、非登録企業への制度周知及び登録を促進する必要がある。 | |
| 【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】 | |
| (目的)ものづくり産業については、イノベーションを促進する成長分野への積極的な展開、生産現場の活力維持のための支援を行うことで、地域経済の持続的な発展と安定的な雇用の確保を目指す。 | |
| (成果)⑥臨海部における新産業創出に向けた拠点づくりや、成長産業の誘致等に向け、ベイエリアの活性化基本方針を策定した。(目標指標B) | |
| ⑦(一財)近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI)・ものづくり支援センターについて、効果的な製造業支援に向けた取組の検討に加え、「製造業生産性向上支援補助金」では、AMPIが個別相談に応じた助言を行うことで、目標の1.4倍の68件を交付する中、生産性向上を図ろうとする製造業事業者のDX・IoT化を促進した。(目標指標B・D) | |
| (課題)⑥ベイエリアの活性化について、万博後を見据え、フェニックス事業用地等の活用を検討する必要がある。 | |
| ⑦AMPI・ものづくり支援センターについて、効果的な製造業支援に向けた取組を再構築するために、事業者ニーズを把握する必要がある。 | |
| 【スモールオフィス機能(*1)(ハード)や創業塾(ソフト)などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】 | |
| (目的)創業者を支援することで、創業の実現及び事業の早期安定化を促進し、雇用の創出など、地域経済の好循環を図る。 | |
| (成果)⑧エーリックでは需要が高いレンタルラボを整備(入居率100%)したほか、入居者ニーズをもとに登録インキュベーションマネージャー(IM)(*2)による販路拡大、受注能力拡大及び協力企業マッチングを行うなど、事業の安定化に寄与した。(目標指標A) | |
| ⑨新型コロナウイルスの感染拡大により、非正規女性の雇用が悪化していることから、尼崎創業支援オフィス「アビーズ」において、女性をターゲットとしたセミナー等を34回実施し、279人の参加があった。(目標指標E) | |
| ⑩新たなビジネスに挑戦する創業者を対象に、創業時に要する経費の一部を補助することにより、前年度比1.5倍の92件の創業につながった。(目標指標E) | |
| (課題)⑨女性対象のセミナーを数多く実施したが、新規入居につながっていないため、更なるフォローアップを行うとともに、イノベーション創出に向けた取組を検討する必要がある。 | |
| (*1)小さなオフィスなどでビジネスを行っている事業者を支援する機能 | |
| (*2)創業志望者や創業後間もない人に対し、起業ノウハウやマーケティング等の相談・サポートを通して、安定した事業運営に向け支援する専門家 | |

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---|
| 1 | 脱炭素化設備等導入促進支援事業 |
| 2 | 産業イノベーションを目指す外部専門家会議（産業政策会議）の設置（産業振興基本条例関係事業） |
| 3 | |
| 4 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 製造業生産性向上支援事業 |
| 2 | 脱炭素化設備等導入促進支援事業 |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | コロナ対応小規模事業者向け製造業設備導入等支援事業 |
| 2 | 産業振興・雇用就労施策の再構築 |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



| 令和5年度の取組 | |
|---|---|
| 【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化】 | <p>①産業労働審議会や産業イノベーションを目指すために設置した産業政策会議において、企業立地における規制と緩和、イノベーション創出等の産業振興や雇用就労支援施策について、外部専門家等と意見交換を行い、施策展開につなげる。</p> <p>③「阪神大物ゼロカーボンベースボールパーク整備計画」を推進することで、脱炭素の認知度を高め、市内外の二酸化炭素排出量削減につなげる。</p> <p>④AG6として、セミナーやシンポジウムを開催するとともに、脱炭素経営に取り組む企業の魅力発信に加え、新たにオープンファクトリー（*3）を実施する。また、脱炭素経営に向けた支援として、省エネ診断・設備導入の費用補助を拡充するほか、市内企業と連携し、新たに簡易省エネ診断を実施する。</p> <p>⑤SDGs学習支援活動の機会の増加及び登録企業交流会の継続に加え、新たに「あまがさきSDGsリーディングパートナー」の称号を設け、SDGs達成に向けた先導的な役割を担う意欲の高い企業を後押しするとともに、未登録企業を対象とするSDGs活用セミナーを開催する。</p> <p>（*3）普段は一般人が立ち入ることのない工場（製造現場）を開放することで、ものづくりの魅力を発信することを目的としたイベント</p> |
| 【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】 | <p>⑥フェニックス事業用地等を活用したベイエリアの活性化について、万博後を見据え、新産業創出に向けた拠点づくりや、成長産業の誘致等に向けた取組を県と連携し検討するとともに、スタートアップ企業の誘致や設備投資を促進するため、企業投資活動促進制度の見直しを行う。</p> <p>⑦コロナ禍に実施した補助事業について、実績調査を行い、効果を検証する中、市内製造業のニーズにあった新たな事業の実施や機器利用等の支援につなげる。</p> |
| 【スモールオフィス機能（ハード）や創業塾（ソフト）などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】 | <p>⑨セミナー等を実施するだけでなく、IMIによるヒアリングを強化し、アビーズ、起業プラザひょうご尼崎の利用者獲得につなげるとともに、利用者間の連携を促進する。また、ものづくり企業の新規分野支援、若手起業家のスタートアップ支援等のイノベーション創出に向けた取組を検討する。</p> |

6 評価結果

| 評価と取組方針 | |
|---------|---|
| | <p>・企業の市内誘致施策や設備投資支援等については、国や県の支援制度も踏まえる中で、目的やターゲットを明確にし、企業投資活動促進制度等の支援策の充実を検討する。</p> |
| | <p>・市内企業における脱炭素経営やSDGsの取組が更に促進されるよう取り組むとともに、オープンファクトリー等を通じて、脱炭素・SDGsの認知度向上に取り組む。</p> |
| | <p>・イノベーションや起業の促進については、それらを支える仕組みづくりや、空き家や空き店舗の活用等の検討を行う。</p> |
| | <p>・これらについては、産業政策会議での意見交換や課題共有等を踏まえる中で、各施策の検討を進めていく。</p> |

| 主要事業の提案につながる項目 | |
|--|---|
| 【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化】 | |
| 【スモールオフィス機能（ハード）や創業塾等（ソフト）を活用した創業支援の充実による市内起業の促進】 | <p>①⑦⑨産業政策会議での意見交換や課題共有等を行うなど、ものづくり企業の新規分野支援、若手起業家のスタートアップ支援等のイノベーション創出に向けた取組を検討する。</p> |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|-----------|------|----|----------------|
| 施策名 | 11 | 地域経済・雇用就労 | 展開方向 | 02 | 地域経済の活性化や循環の促進 |
| 主担当局 | 経済環境局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | | |
|-----|--------------------------|----------|--------|----------|---------|----|----|----|--------|---------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | |
| A | あま咲きコインの累計利用者数 | ↑ | 59,937 | 人 | 150,000 | — | — | — | 59,937 | 104,495 |
| B | 企業・商店街原資負担によるあま咲きコインの流通額 | ↑ | 625 | 千円 | 10,000 | — | — | — | 625 | 3,800 |
| C | 事業継続支援事業の利用件数 | ↑ | 24 | 件 | 75 | 12 | 41 | 15 | 24 | 20 |
| D | 地元の農産物「あまやさい」を選ぶ市民の割合 | ↑ | — | % | 19 | — | — | — | — | 7.9 |
| E | | | | | | | | | | |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】

(目的)SDGs行動の推進、市内経済の好循環及び市民生活の向上を図る。

(成果)①あま咲きコインについて、プレミアムキャンペーン事業の実施や加盟店へのPR等により、利用者数10万人(前年度約6万人)、加盟店数1,250店(前年度約900店)、累計ポイント発行数40億ポイント、民間原資負担での発行数300万ポイント(前年度約60万ポイント)を突破するなど、コロナ禍や物価高騰の影響による経済の悪化に対し、家計や事業者への支援を行った。(目標指標A・B)

(課題)①あま咲きコインについて、持続可能な事業となるよう、取組を進める必要がある。

【事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成】

(目的)事業承継や減災対策の取組の促進により、事業者の持続力強化と危機意識の醸成を図る。

(成果)②事業承継支援について、専門家によるノックアウト診断等は8件の利用があるとともに、新たに開始した後継者向けセミナーには、延べ31名の参加があった。また、制度活用による承継成功事例を紹介するリーフレットを新たに作成した。(目標指標C)

③減災対策支援について、事業継続計画の策定費用を補助する「中小企業BCP策定支援補助金」を新たに実施したが、目標の35%の7件の利用に留まった。(目標指標C)

(課題)②事業所数は減少傾向にある中、中小企業白書によると、経営者年齢のピークは60～70代で、廃業理由の3割を占める「後継者不在」の割合は、70代の経営者で約40%であることから、承継を促すための効果的な支援が必要である。

③減災対策について、認知度向上と事業者の危機意識を醸成する更なる取組が必要である。

【市内産野菜「あまやさい」のPRなど市内農業者の営農環境の充実】

(目的)「あまやさい」を広く周知し、販路拡大につなげるとともに、営農者への支援を行うことで、都市農業の存続を図る。

(成果)④「あまやさい」について、農業祭等のイベントや観光案内所での定期販売、こども食堂への提供に加え、福祉事業所等との連携による新たな取組として、公共施設3か所に「あまやさい販売機」を設置するとともに、小松菜を使用したカレーパンや田能の里芋の加工品が商品化されるなど、「あまやさい」を広く周知し、販路拡大につなげた。また、持続的な都市農業の振興に向け、「あまやさい」のブランド力を高める付加価値の検討を始めるとともに、市内農業者への支援策について、実績や農家要望を踏まえ、補助対象品目を拡大したことで、申請件数19件増、申請額約900万円増加した。(目標指標D)

(課題)④「あまやさい」のブランド力を高めるとともに、販売機会の増加に加え、安定供給を図る必要がある。また、市内農業者への支援制度について、見直しを行う必要がある。

【生鮮食料品などの安定供給・取引の適正化】

(目的)取扱高の維持・向上を通じて生鮮食料品等の安定供給を図るとともに、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保し、安心できる消費生活の実現を目指す。

(成果)⑤市場活性化に係る場内事業者の取組に対する支援の継続に加え、市場見学会(4回263人)、市場開放フェアを再開(2回1,313人)したほか、新たに地域イベントへの出店を行い、市場の認知度・好感度の向上に努めた。

⑥「今後の市場のあり方」について、長期的な運営リスクの分析とその対策を検討したほか、民間開発事業者や食品等物流事業者への調査結果を踏まえ、官民連携による市場再整備・活性化の考え方を整理した。

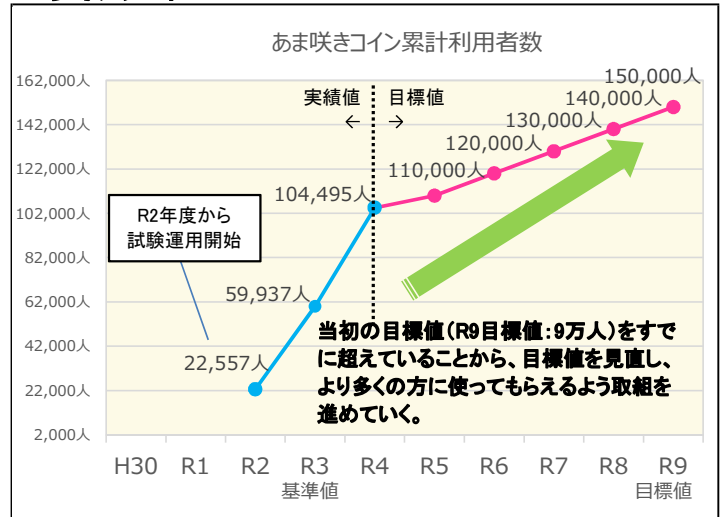
(課題)⑤取扱高の維持・向上を図るため、既存事業者の売上の上と新規事業者の入場に向けて取り組むとともに、停滞している「市場の利用促進」に資するPRIについて、具体的な手法を早期に検討し実施する必要がある。

⑥官民連携による市場再整備・活性化の考え方について、民間事業者の意見等を広く聴取し、調査結果を議会へ報告した上で、民間事業者が参画しやすくかつ市場に有利な公募要件等の検討を進める必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | SDGs「あま咲きコイン」推進事業 |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 中小企業BCP策定にかかる補助金の支給(中小企業減災支援事業) |
| 2 | SDGs「あま咲きコイン」推進事業 |
| 3 | 商店街活性化施策の推進(商業活性化対策支援事業) |
| 4 | コーディネーター連携による販路拡大と人材確保の推進(販路拡大・人材確保事業) |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | SDGs「あま咲きコイン」推進事業(旧SDGs地域ポイント制度推進事業) |
| 2 | 産業・雇用就労オンラインシステム関係事業 |
| 3 | 都市農業活性化推進事業(旧農業振興対策事業) |
| 4 | 産業振興・雇用就労施策の再構築 |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・あま咲きコインについては、加盟店拡大やプレミアムキャンペーンを行ったことなどにより、利用者数は10万人を超え、令和9年度の目標値(9万人)を早期に達成し、目標値の上方修正(15万人)を行った。

・今後、あま咲きコインが持続可能な事業となるよう、加盟店と利用者双方の視点から分析を進め、来年度からの加盟店決済手数料徴収に向けた検討など、自走化への取組を進める。

・「あまやさい」については、駅前や観光案内所等での販売機会を拡大し、市民だけでなく、市外の方への認知も広げ、ブランド力の強化を図る。

・卸売市場の再整備については、将来的な市場の競争力強化や市場活性化に資する敷地の活用等が図れるよう、公募要件や評価基準等の策定作業に取り組む。

令和5年度の取組

【あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】

①地域のコミュニティ機能を担う事業者への支援のため、商店街・市場単位での一体的な加盟を目指し、加盟店の開拓を行う。また、企業・商店街の原資負担によるあま咲きコイン発行の更なる拡大に加え、市が市民等に支払っている謝礼や観光事業での活用、コンビニATMでのチャージ導入並びに加盟店決済手数料徴収の検討等の取組を進める。

【事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成】

②事業承継にかかるアンケート調査を行い、結果を啓発セミナーや支援策に活用するとともに、成功事例の紹介や関連機関等との連携を進め、制度の周知及び利用を増加させる。
 ③減災対策支援について、認知度向上や事業者の危機意識の醸成を図るため、学術機関等との連携による啓発活動に取り組むなど、「中小企業BCP策定支援補助金」の利用も含め、企業の減災意識向上及び事業継続の体制強化を促進する。

【市内産野菜「あまやさい」のPRなど市内農業者の営農環境の充実】

④「あまやさい」の販路拡大及び農業者の安定供給に向けた支援に加え、認知度が低い地域において、市民の購入機会を増やすとともに、生産者と意見交換を行うなど、ブランディングを検討し、実施する。また、市内農業者への支援制度について、ニーズに応じた補助メニューを追加するなど、見直しを行う。

【生鮮食料品などの安定供給・取引の適正化】

⑤場内事業者の集荷及び販路開拓への支援、地域イベントへの出店等によるPRを実施するとともに、新規事業者の募集、水産物部卸売業者による加工場整備への支援を行うほか、「市場の利用促進」に向け、市内飲食店等への訪問PRを実施する。
 ⑥多様な業態の事業者へのサウンディング調査により、参画意向、市場敷地の活用形態や市場活性化に係る連携・相乗効果等について、意見等を聴取し、結果を議会に報告するとともに、公募要件や評価基準等の策定作業を進める。

主要事業の提案につながる取組

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|-----------|------|----|---------|
| 施策名 | 11 | 地域経済・雇用就労 | 展開方向 | 03 | 雇用就労の充実 |
| 主担当局 | 経済環境局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-----------------------------------|----|------------------|---|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 市内有効求人倍率の全国との比較 | ↑ | 国 1.16 市 0.97 | 倍 | 全国有効求人倍率を上回る | 国 1.62 市 1.65 | 国 1.55 市 1.51 | 国 1.10 市 1.01 | 国 1.16 市 0.97 | 国 1.31 市 1.08 |
| B しごと支援課の実施事業により、市内企業に就職した求職者数 | ↑ | 60 | 人 | 90 | 82 | 85 | 44 | 60 | 103 |
| C 無料職業紹介窓口の相談件数(延べ件数) | ↑ | 1,268 | 件 | 1,800 | 1,464 | 1,491 | 985 | 1,268 | 1,339 |
| D スキルアップ等による労働生産性向上に資する事業への延べ参加者数 | ↑ | 324 | 人 | 700 | — | 698 | 364 | 324 | 534 |
| E アマポータルの年間アクセス数 | ↑ | — | 件 | 150,000 | — | — | — | — | 112,858 |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】

(目的)職住近接を生かした雇用就労支援を実現するため、市内企業の魅力発信に加え、企業が求める人材斡旋を通じた雇用支援と市民に対する相談・無料職業紹介を通じた就労支援を実施し、雇用情勢に柔軟に対応した就労環境の維持向上と福祉の増進を図る。

(成果)①企業訪問を再開する中、延べ125社を訪問し、潜在求人の新規登録を促進するとともに、無料職業紹介窓口での丁寧な就労支援を行うなど、求職者の就職率の向上に努める中、市内有効求人倍率は上昇した。(目標指標A)

②魅力発信について、人手不足が深刻な分野を含む市内企業の紹介動画を作成し、令和4年3月に本格稼働した産業・雇用就労オンラインシステム(「アマポータル」)で発信するとともに、大学生を対象とした就活イベント(4回:22社・62人参加)で活用する中、参加企業の本選考へのエントリーにつながった。また、実践型インターンシップには、長期が6社に21人、短期が2社に5人参加する中、社内の活性化や社会貢献等の取組を促進するとともに、新たに尼崎小田高校の授業で、市内企業4社による出前講座を実施し、企業・生徒双方から好評を得た。なお、「アマポータル」の登録企業数は972社となるとともに、アクセス数は112,858件であった。(目標指標A・B・E)

③雇用就労支援について、「ものづくり就職フェア」(ハローワークと共催2回:27社・190人参加)や「マイナビ転職フェア」(2回:51社・166人参加)の実施に加え、社会人としての基礎能力や実践的能力の向上を図り、就職につながる「しごと塾」(3期:52社・142人参加)を実施したほか、無料職業紹介窓口の相談件数も増加する中、市内企業への就職者数は、前年度比1.7倍の103人となった。(目標指標A・B・C)

(課題)①有効求人倍率や失業率等の雇用情勢に柔軟に対応する支援策を進めるなど、雇用就労支援の取組を充実する必要がある。

②企業の人手不足が深刻さを増す中、市内企業の魅力を発信する取組を充実するとともに、実践型インターンシップの見直しに加え、新たに始めた高校での出前講座を充実するなど、若い世代への働きかけが必要である。

③業種に偏らず、中小・零細企業を含む、より多くの市内企業が参加できるよう、採用イベントの機会を増やすとともに、求職者のニーズを踏まえた効率的・効果的な就職活動につながる取組が必要である。また、女性の活躍に向け、実践的能力等の向上に加え、柔軟な働き方を促す就労環境の整備に向けた取組が必要である。

【労働者のスキルアップによる生産性の向上】

(目的)市内企業について、従業員の人材育成に加え、多様な人材獲得に向けた人権尊重や処遇改善の取組を促進することで、労働生産性の向上を図る。

(成果)④多様な人材を受け入れ、働き手一人一人の個性や強みが発揮されるよう、市内企業を対象とした人権啓発研修会を6回実施する中、107社から210人の参加があるとともに、外国人雇用にかかる課題の解決に向けた取組を進めるため、大学、市内の経済団体や国際交流協会等とともに、留学生支援について、意見交換を行った。(目標指標D)

⑤より小規模の事業所の実態を把握するため、労働環境実態調査の対象を従業員30人以上(約1,000社)から10人以上(約4,000社)に拡大する中、従業員30人未満の事業所における課題を把握した。また、市内企業の労働環境改善に向け、国の関係機関等と連携し、兵庫県下初の取組となる「最低賃金引上げ支援セミナー」を実施し、46人の参加があるとともに、働き方改革の法改正への対応や各種助成金制度の特設相談窓口を開設した。(目標指標D)

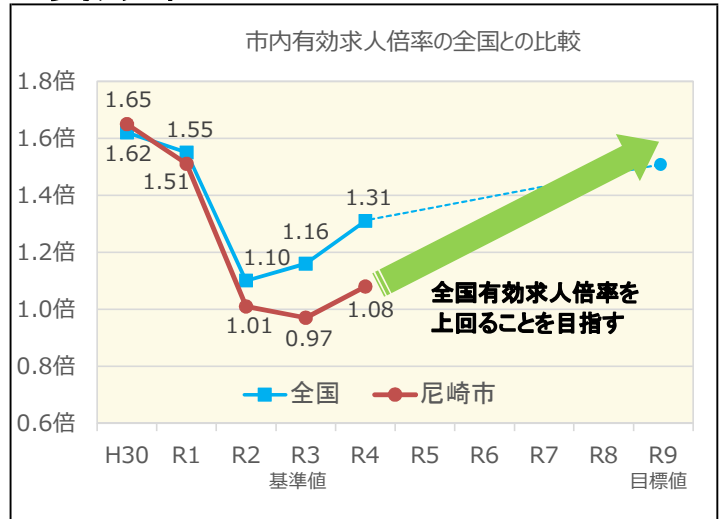
(課題)④企業への人権啓発の取組成果を分析し、研修内容の充実を図り、更なる市内企業の参加を促進するとともに、市内企業の人材確保及び生産性向上に資する外国人材の受入拡大に向けた取組を進める必要がある。

⑤労働環境実態調査の結果をもとに、より小規模の事業所の労働環境改善に向けた取組を行う必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---------------------|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | コロナに負けるな合同就職面接会開催事業 |
| 2 | 産業振興・雇用就労施策の再構築 |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・産業政策会議等での意見交換や課題共有等を踏まえ、雇用就労支援や学び直し(リスキリング)、女性活躍の推進、外国人材の雇用促進・社会参加等につながる取組について、検討を進める。

・女性活躍の推進にあたっては、トレビエとも連携し、正規雇用比率のL字カーブ(*1)解消に向け、専門的スキルが身に付く職業能力開発支援に取り組むとともに、性別を問わず柔軟な働き方ができる環境整備に向けて、市内関係事業者等と連携して取り組む。

(*1)女性の年齢階層別正規雇用比率をグラフ化した際、20代後半をピークに右肩下がりに低下していく現象

令和5年度の取組

【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】

- ①企業訪問による新規求人開拓を強化するとともに、無料職業紹介窓口の取組を充実する。
- ②「アマポータル」への登録企業数を増やし、魅力発信の充実を図るため、新たに企業に対する意向調査を実施するほか、就活イベントの周知にあたり、過去の参加者や内定者の声等を紹介するとともに、イベント当日、求職者に対し、市内企業紹介動画の視聴を促す。また、実践型インターンシップについて、企業の負担軽減の見直し等による新規受入企業の増加に加え、高校の授業での市内企業による「ものづくり講座」や大学生の就業体験を実施するなど、若い世代への魅力発信につなげる。
- ③市内企業の更なる採用機会を創出するため、新たに業界別等の「ミニ面接会」を実施するほか、無料職業紹介窓口について、現在の電話予約に加え、新たにオンライン予約を開始し、オンラインでの面談も始め、大学から要望がある学生のキャリア相談にも対応するとともに、来庁者へのパソコン貸出及び資料作成コーナーを設置するなど、求職者の利便性向上を図る。また、新たに女性限定の「しごと塾」を創設するとともに、市内企業に対し、育児や介護との両立を支援する制度を周知し、認定を促すなど、柔軟な働き方ができる環境整備に向けた取組を進める。

【労働者のスキルアップによる生産性の向上】

- ④人権啓発研修会参加企業のアンケート結果を分析し、多様な人材が活躍できる環境整備に向け、より実効性のある研修を実施する。また、外国人材の活用促進に向け、外国人材を雇用するモデル企業を抽出し、PRを行うとともに、留学生の市内企業への就職を促進するため、大学への出張講座や工場見学を実施する。
- ⑤国の関係機関等と連携する中、働き方改革推進支援等の助成金の活用についての相談窓口を設置し、より小規模の事業所の利用につなげるなど、市内企業の労働環境の改善を促進する。また、法改正や労働環境の改善に向けたセミナーについて、新たにYouTube動画での配信を実施する。

主要事業の提案につながる項目

【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】

【労働者のスキルアップによる生産性の向上】

- ②産業政策会議において、「次世代の人材育成や雇用就労支援」等に向けた新規政策を検討していく。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|-----------|------|----|----------------------|
| 施策名 | 11 | 地域経済・雇用就労 | 展開方向 | 04 | 観光振興による地域経済の活性化と魅力向上 |
| 主担当局 | 経済環境局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|---|----|-----------------|-----|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 市内の観光入込客数 (うち宿泊人数) | ↑ | 164.2 (29.2) | 万人 | 300 (50) | 242.5 (44.8) | 259.7 (43.7) | 136.3 (27.0) | 164.3 (29.2) | 241.6 (39.5) |
| B 尼崎城有料入城者数 | ↑ | 3.1 | 万人 | 15.0 | — | 14.6 | 2.8 | 3.1 | 4.7 |
| C 尼崎城再建によってまちに新たなにぎわいが 生まれたと感じている市民の割合 | ↑ | 9.9 | % | 17.5 | 9.8 | 9.0 | 7.0 | 9.9 | 5.1 |
| D あまがさき観光案内所における土産 等の売上額 | ↑ | 7,522 | 千円 | 15,000 | — | 4,852 | 2,877 | 7,522 | 8,155 |
| E 市内の観光GDP | ↑ | 11,286 | 百万円 | 15,305 | 17,622 | 18,498 | 9,647 | 11,286 | — |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【観光重点取組地域を中心とした観光地域づくりの推進】

(目的)本市のイメージを一新する歴史・文化を取り込んだ観光施策を重点取組地域(尼崎城を含む城内地区及び寺町や中央・三和商店街周辺)で展開するとともに、地域資源を活かした観光振興を進め、地域の稼ぐ力の向上、まちの魅力と価値の向上、シビックプライドの醸成を図る。

(成果)①尼崎城について、小学生向けの夏休みイベントの実施や供用時間外利用(夜間利用)、事業者との連携事業、小学校の社会見学の誘致など、幅広く取組を進める中、有料入城者数は、前年度比約1.5倍の47,706人となった。(目標指標A・B・C・E)

②尼崎城や中央公園をはじめとする阪神尼崎駅周辺一体での賑わい創出や維持管理経費の抑制を目指し、令和5年度からの包括マネジメントの指定管理者を選定した。(目標指標A・B・E)

③令和5年度に兵庫県とJR6社が実施する国内最大規模の大型観光キャンペーン「兵庫デスティネーションキャンペーン」について、旅行会社約200社が参加した販売促進会議で、(一社)あまがさき観光局(観光局)が、尼崎城御膳及び運河クルーズの旅行商品のPRを行い魅力を発信した。(目標指標A・B・C・E)

④ポストコロナを見据えた今後の観光周遊促進に向けた取組については、尼崎城及び歴史博物館、寺町周辺をフィールドミュージアムとして捉えた音声ガイドの整備を行うなど、大阪・関西万博や阪神タイガースファーム施設の移転等を見据え、国内外の来訪者の増加を目指し取組を進めた。(目標指標A・B・C・D・E)

⑤大阪・関西万博での兵庫フィールドバザリオン(*1)として、本市のフィールドミュージアムと運河クルーズが認定された。(目標指標A・B・C・D・E)

⑥観光GDPについては、令和3年度は令和2年度に比べて約117%増加した。(目標指標A・B・D・E)

⑦観光局の公式Instagramにおいて、飲食関連情報の保存率が高かった(全体:2.9%、飲食:36.2%)ことから、飲食店情報の投稿を充実しユーザーにとって有益な情報発信を行うとともに、観光局職員の取材活動を通じて飲食事業者との関係性を強化し、食を今後の尼崎の重要な観光コンテンツとして取扱っていくための基盤づくりを進めるなどにより、フォロワー数は、Instagramが前年度比2.5倍の4,585人、Twitterが前年度比2.6倍の5,163人となった。(目標指数A・B)

⑧観光土産認証制度を実施し、「尼みやげ」として19品の土産物を認証し観光案内所等で販売するとともに、市内企業へのPRや市内スーパー等での取扱いを開始するなど、販路の拡大に取り組んだ。(目標指標D・E)

(課題)①尼崎城については、来城者の更なる増加に向けた取組を行う必要がある。

②阪神尼崎駅周辺エリア一体での賑わいを創出する必要がある。

③兵庫デスティネーションキャンペーンについて、インバウンドを含む旅行者を獲得する必要がある。

④大阪・関西万博等に向け、インバウンドの獲得も視野に入れた取組を進める必要がある。

⑤兵庫フィールドバザリオンに認定されたプランについて、誘客ツールとしての活用を検討するとともに、地域が一体となり、観光地域づくりに取り組む必要がある。

⑥観光GDP等の数値の分析、実態経済との関連等を把握する必要がある。

⑦観光局の公式SNSのフォロワーを更に増やすことで、事業者にとって一つの広報用ツールのメディアとして認識してもらうとともに、来訪者にとって有益な情報発信を継続していく必要がある。

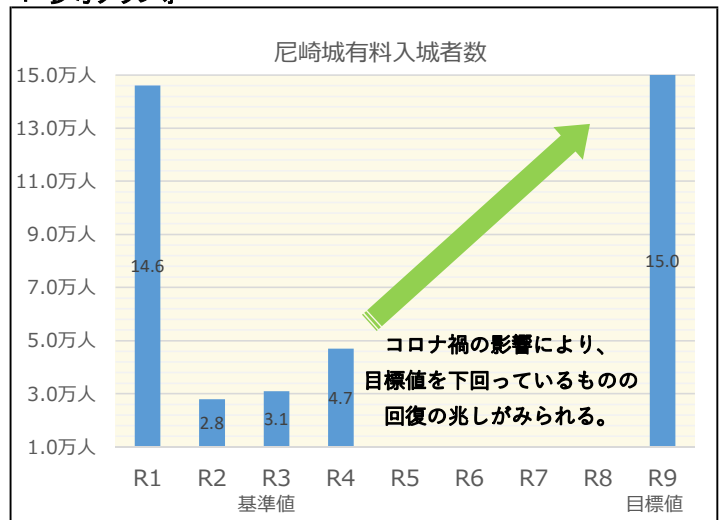
⑧「尼みやげ」について、更なる販路を開拓するとともに、魅力ある新たな商品の開発が必要である。

(*1)兵庫県が大阪・関西万博を契機に、県内各地域の気運を高めるために取り組む、地域資源を生かした体験型地域プログラム

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 尼崎城魅力向上事業 |
| 2 | 観光土産認証制度(あまがさき観光局補助金) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 観光地域づくり推進事業(ミーツ・アート・inあまがさき開催事業) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・阪神尼崎駅周辺における包括マネジメントの開始をきっかけに、市、観光局、指定管理者、民間事業者間の連携を更に強化し、周辺エリア一帯での賑わいづくりや尼崎城入城者数の増加等に取り組む。

・外国人観光客が増加している中、インバウンドを意識した観光施策やリピーターの増加につながる取組を進めるとともに、観光局と連携した効果的な情報発信や「尼みやげ」のブランド力強化・推進に取り組む。

・大阪・関西万博での新たな兵庫フィールドパビリオン認定に向け、企業や商店街等と連携した取組を進め、万博後にもつながる魅力あるプログラム開発に取り組む。

令和5年度の取組

【観光重点取組地域を中心とした観光地域づくりの推進】

- ①小中学校の社会見学や事業者の研修利用など、平日の団体客の誘客を図るとともに、集客が伸び悩む時期のイベント開催に加え、供用時間外の活用に向け、実証実験を行う。
- ②阪神尼崎駅周辺施設のエリアマネジメント等により、エリアの一体的な賑わいを創出するとともに、尼崎城について、来城者及び物販収入の増加を目指す中、収支の改善に取り組む。また、指定管理者との連携を図ることで、寺町や商店街、開明庁舎や歴史博物館、ユニチカ記念館など、歴史的資源をも活用した賑わいを創出する。
- ③尼崎城御膳や運河クルーズと関連付けたイベントを実施するなど、誘客を図る。
- ④大阪・関西万博の開催及び阪神タイガースファーム施設の開設等により、増加が見込まれるインバウンド向けの観光施策、尼崎ならではの土産物開発や販売促進等を意識した中長期的な観光戦略を策定する。
- ⑤兵庫フィールドパビリオンとして認定された、フィールドミュージアム及び運河クルーズについて、観光局をはじめとする関係者と連携しPRを行うとともに、新たな体験型地域プログラムのフィールドパビリオン認定に向け、商店街等と連携して取り組む。また、阪神タイガースファーム施設の開設に向け、事業者との連携等により、周遊する仕組みをつくるなど、機運の醸成を図るとともに、大阪・関西万博会場での兵庫棟の活用や会場外駐車場となるフェニックス事業用地の隣接地の活用等について、検討を進める。
- ⑥効果的・効率的な施策につなげるため、(公財)尼崎地域産業活性化機構と連携し観光GDP等に関するデータの分析・検証及びアンケートを実施する。
- ⑦市内飲食等事業者との関係性を強化しつつ、ニーズの把握に努め、プロモーションにおける民間の専門的な知識やノウハウを活かす中、来訪者にとって有益な情報となるよう、効果的なホームページやSNSでの発信を継続する。
- ⑧新たな土産物を認証し、ふるさと納税の返礼品への登録を促進するとともに、販売店舗を拡大するなど、販路を拡大する。また、阪神タイガースファーム施設の開設に向け、市オリジナルのタイガースグッズの製作等にも取り組む。

主要事業の提案につながる項目

【観光重点取組地域を中心とした観光地域づくりの推進】

- ①～⑧観光局の自主財源の一つである、物販業務の強化を図るとともに、新たな財源獲得による市補助金への依存度の軽減を検討する。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|---------|------|----|----------|
| 施策名 | 12 | 環境保全・創造 | 展開方向 | 01 | 脱炭素社会の形成 |
| 主担当局 | 経済環境局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|---------------------------|----|---------------|--------|----------|--------|--------|-------|-------------|--------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 市域における二酸化炭素排出量 | ↓ | 2,494 (R2速報値) | kt-CO2 | 2,049 | 2,571 | 2,449 | 2,496 | 2,289 (速報値) | — |
| B 地球温暖化を防ぐ行動をする市民の割合 | ↑ | 48.9 | % | 65.0 | — | — | — | 48.9 | 46.1 |
| C あまがさき環境オープンカレッジ推進事業参加者数 | → | 13,918 (R1) | 人 | 14,000 | 13,330 | 13,918 | 3,774 | 6,541 | 12,177 |
| D あまがさき環境教育プログラム実施校数 | ↑ | 20 | 校 | 41 | — | — | — | 20 | 29 |
| E | | | | | | | | | |

※指標Aの基準値は市域における二酸化炭素排出量の総合計画策定時の値(R2速報値)を記載し、実績値には実績を記載している。

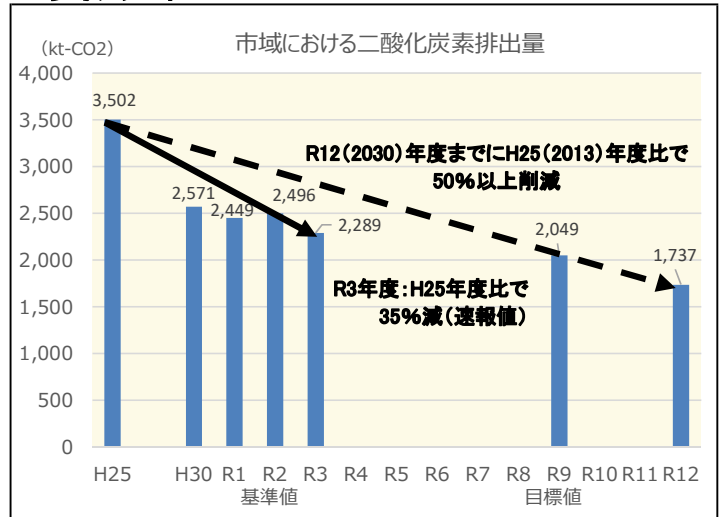
5 担当局評価

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)</p> <p>【環境配慮型の建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減】【再エネ設備の導入促進などCO2排出を伴わないエネルギーへの転換の推進】</p> <p>(目的) 2050年までに脱炭素社会の実現に向け、まずは2030年度のCO2排出量を2013年度比で50%削減する。</p> <p>(成果) ①阪神タイガースファーム施設の移転に際し、環境省が実施した第1回脱炭素先行地域に阪神電気鉄道㈱との共同提案が選定される中、2030年までに先行地域内の電力由来のCO2排出量ゼロを目指し、「ゼロカーボンベースボールパーク」として整備する取組を官民連携で進めることとなり、阪神電気鉄道㈱において、設計業務が行われ、整備工事の着手に至った。(目標指標A)</p> <p>②公用車のEV(C+pod)2台を休日に市民に貸し出すカーシェア事業を開始するとともに、イベントでのEVの展示やホームページに市内のおすすめドライブコースを掲載するなど、EVやEVカーシェアの普及啓発を行うことで、行動変容を促した。(目標指標A・B)</p> <p>③新たに開始した太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業について、スケールメリットを活かすため、阪神間9市町が連携し購入希望者を募り、一括発注することで、市場価格から20～25%安価となり、市内では想定を上回る33件が契約する中、約129kWの太陽光発電設備の設置につなげた。(目標指標A・B)</p> <p>④新たに設計に着手する新築公共建築物はZEB Ready(*1)を基本とし、PPAモデル(*2)を活用した太陽光発電設備の導入についても、関係部局と連携し検討を行った。既存の公共施設については、施設の更新状況等から約30施設を選定し、太陽光発電設備の導入の可否について検討を進め、半数以上の施設で可能性があることを確認した。(目標指標A)</p> <p>⑤エネルギーの地産地消について、一般のエネルギー価格高騰等の社会情勢を受け、事業者の関心が高まり、予定販売電力量の上限を超えた(契約:33事業者、年間CO2削減量:約6kt-CO2)。また、新たなエネルギーの活用に向け、国内の水素関連企業の多くが参加する水素バリューチェーン推進協議会(JH2A)に参加し、情報収集を行った。(目標指標A)</p> <p>⑥企業の脱炭素経営に向けた取組支援に加え、新たに「簡易省エネ診断」の取組を事業化した。(目標指標A)</p> <p>(課題) ①脱炭素化に向けた取組の認知度を向上させることで、市民・事業者それぞれの行動変容を促す必要がある。</p> <p>②運輸部門のCO2排出量削減に向け、市民・事業者に対し、EVをはじめとしたエコカーへの関心をより一層喚起するとともに、市が率先して行動する必要がある。</p> <p>③目標の200件を大きく超える409件の参加登録があったが、想定よりも成約率が低かったため、取組内容の改善が必要である。</p> <p>④⑤公共施設へのPPAモデル導入に加え、小規模な地域内の再生可能エネルギーを地産地消するシステムの構築など、脱炭素に向けた取組が必要である。また、水素エネルギーなど、新たなエネルギーの活用についても検討する必要がある。</p> <p>⑥市内企業の脱炭素経営に向け、自社のエネルギーの使用状況等を把握し、具体的な取組を促すための支援が必要である。</p> <p>(*1)外壁等の高断熱化と高効率な省エネルギー設備等を備えることにより、国が示すエネルギー消費性能基準からエネルギー消費量を50%以上削減した建築物</p> <p>(*2)企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うモデル</p> <p>【環境教育の充実、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】</p> <p>(目的) 市民一人ひとりが地球温暖化による危機を認識できるよう取り組み、それぞれの行動変容につなげる。</p> <p>(成果) ⑦省エネ行動を行った市民等に対し、CO2削減量に応じた電子地域通貨を付与する取組について、あま咲きコインと連動した周知活動等により、前年度比1.9倍となる101tのCO2排出量削減につなげた。特に「うちエコ診断」については、診断の実施団体であるひょうご環境創造協会と連携し、多くのイベントで実施したことにより、目標の1.7倍となる87件の受診につなげた。(目標指標A・B)</p> <p>⑧給水機設置によるマイボトルの普及促進について、給水スポットが35か所に増え、削減効果は500mlペットボトル134,730本となったほか、中核市4市(NATS)で働きかけを行う中、阪急電鉄㈱の協力により、4駅の構内で給水機設置の実証実験を行い、当駅での本格導入につなげた。また、尼崎市オリジナルマイボトルの販売本数については、前年度からの累計で3,600本を超えた。(目標指標A・B)</p> <p>⑨「エコあまフェスタ」を初めて生涯学習プラザで開催し、演劇と環境保全を組み合わせたエコ演劇など、新しい切り口も取り入れ実施することで、これまで事業に関わりがなかった層の参加につながるなど、あまがさき環境オープンカレッジの参加者は、前年度比1.9倍の12,177人となり、コロナ禍前の水準に戻りつつある。(目標指標B・C)</p> <p>⑩小学校で実施している「あまがさき環境教育プログラム実施事業」については、学校現場で定着しつつあることや、積極的な周知により、目標を超える29校で実施するとともに、尼崎の自然(生物多様性)を学ぶ講座について、関係機関と連携する中、内容の検討を行った。(目標指標B・D)</p> <p>(課題) ⑦周知活動の徹底等により、申請件数は上昇傾向にあるが、市民の更なる行動変容を促す必要がある。</p> <p>⑧民間施設の給水スポット拡大に向け、多様な業種へ働きかけを行うなど、更なる周知活動が必要である。</p> <p>⑨事業参加者や主催者の高齢化が課題であり、事業の継続性を保つ必要がある。</p> <p>⑩実施講座に偏りが生じているとともに、各年代における切れ目のない環境学習を実施する必要がある。</p> | |
|---|--|

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | 公用車へのエコカー導入実施(脱炭素社会推進事業) |
| 2 | 幼児木育事業(環境保全の啓発・活動支援事業) |
| 3 | 民間EVカーシェアの普及促進(脱炭素社会推進事業) |
| 4 | (仮称)市営若草住宅への再生可能エネルギー導入を核とした地域マイクログリッド構築の検討(脱炭素社会推進事業) |
| 5 | 公共施設照明のLED化 |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 公用車を活用したEVカーシェアの実施(脱炭素社会推進事業) |
| 2 | 太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入の実施(脱炭素社会推進事業) |
| 3 | PPAモデルを活用した公共施設への再エネ導入の促進(脱炭素社会推進事業) |
| 4 | 公共建築物における脱炭素化の推進 |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 環境保全の啓発・活動支援事業(給水機設置によるマイボトル普及促進事業) |
| 2 | 温暖化対策推進事業(低公害じんかい収集車導入補助の拡充) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



令和5年度の取組

【環境配慮型の建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減】【再エネ設備の導入促進などCO2排出を伴わないエネルギーへの転換の推進】

①脱炭素先行地域内で発生する約5万tのCO2を再生可能エネルギー設備等の導入により、抑制するため、国の交付金を活用し市内連携のもと、整備事業を円滑に進める。また、阪神電気鉄道㈱と協力し、プロモーション動画を制作するなど、市内外へ効果的な周知を行う。

②公用車20台をEVに転換するとともに、災害時におけるEVの活用方法を検討するほか、新たに公共施設を活用した民間のEVカーシェアサービスを実施する。

③阪神間の連携自治体や事務局を担う事業者との一斉の周知活動に加え、成約率向上に向け、施工業者選定方法の改善や消費者ニーズに合った製品の追加等を行う。

④令和4年度に選定した既存公共施設について、関係部局とPPAモデル等の導入について詳細な検討を行うほか、専門知識を有する事業者と連携し、(仮称)市営若草住宅における自立・分散型エネルギーシステムの構築について、検討を進める。

⑤水素エネルギーの活用について、JH2Aを通じ情報収集を行うとともに、事業者や関係団体、関係部局等と連携し、検討を進める。

⑥脱炭素経営に向けた支援として、省エネ診断・設備導入の費用補助を拡充するほか、市内企業と連携し、新たに簡易省エネ診断を実施する。

【環境教育の充実、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】

⑦EV購入やEVカーシェア利用、電気使用量の削減など、省エネ行動につながる取組メニューを増やす。

⑧関係部局やNATSとの連携等により、給水スポットの更なる拡大に取り組むとともに、継続した事業実施に向け、協力事業者と協議を進める。

⑨環境活動の担い手の育成に向け、企業や学校の協力を得る中、若年層の企画段階からの参加を促す。

⑩尼崎の自然(生物多様性)プログラムを追加するなど、様々なメニューを作成することで、児童に多様な学びの機会を提供する。また、就学前の幼児に「遊び」を通じ、自然への興味・関心を育む機会として、新たに「幼児木育事業」を実施する。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・市域におけるCO2排出量は減少傾向にあるが、CO2削減目標達成に向け、引き続き部門別の効果的な施策を実施していく必要がある。
- ・公用車のEV転換については、市が率先して進めるとともに、環境に配慮したEV等の利用に向け、市民や事業者への普及促進に取り組む。
- ・公共施設の脱炭素化については、新築公共建築物へのZEB Readyの導入を基本とすることや既存施設改修時の設備の省エネ化を着実に進める。また、太陽光発電設備導入等の創エネの取組についても、引き続き関係部局と連携し、検討を進める。
- ・環境教育プログラムについては、学校現場への周知等により、順調に実施校数の拡大が進んでいる。新たなプログラムの追加や実施にあたっての課題を分析し、更なる実施校数の拡大に取り組む。

主要事業の提案につながる項目

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|---------|------|----|----------|
| 施策名 | 12 | 環境保全・創造 | 展開方向 | 02 | 循環型社会の形成 |
| 主担当局 | 経済環境局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|------------------------------|----|------------------|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 焼却対象ごみ量 | ↓ | 127,784 | t/年 | 123,466 | 136,907 | 134,041 | 130,463 | 127,784 | 124,511 |
| B 「燃やすごみ」の排出量 | ↓ | 443 | g/人・日 | 423 | 462 | 457 | 452 | 443 | 428 |
| C 家庭系食品ロスの発生量 | ↓ | 73 (H29～R2平均) | g/人・日 | 65 | 56 | 79 | 61 | — | 51 |
| D 廃棄物処理にかかる不利益処分等(勧告・命令等)の件数 | → | 0 | 件/年 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| E クリーンセンター稼働実績 | → | 100 | % | 100以上 | 98 | 99 | 101 | 100 | 104 |

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】

- (目的)循環型社会の形成に向け、3Rによるごみ減量を推進し、環境負荷の低減を図る。また、社会的課題の解決にも寄与する食品ロスやプラスチックごみの削減など、ごみとしないリデュースの取組を推進するため、市民・事業者における主体的な削減行動を促進する。
- (成果)①焼却対象ごみ量は前年度比3,273t、「燃やすごみ」の排出量は前年度比15g/人・日減少した。(目標指標A・B)
 ②尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)を改正し、各主体の減量の責務や大規模な事業用建築物における減量計画作成義務等を追加した。また、改正条例の内容や食品ロス・プラスチックごみ等の具体的な減量の取組方法等を記載した「尼崎市家庭ごみべんりちょう」と「事業系廃棄物適正処理ルールブック」を新たに作成し、それぞれ全世帯、全事業者への配布、市民説明会(6回216人)、事業者説明会(2回181人)等で、啓発を行った。(目標指標A・B・C)
 ③新たに開始した「もったいない!あまがさき 推進店」制度では、食品ロス削減に取り組む飲食店等63店舗を認定するとともに、認定店にアンケートを実施し、食べ残し減少効果や認定店の更なる周知など、課題となるデータを集積したほか、環境イベント等でフードドライブを4回実施し、合計205.3kgの食品を回収した。(目標指標A・B・C)
 ④NATS4市で仕様を統一したバイオマスプラスチック製ごみ袋を製作し、清掃活動で活用したほか、マイボトル普及促進の一環として、尼崎市オリジナルデザインのマイボトルを600本販売するなど、プラスチックごみの削減につなげた。(目標指標A・B)
 ⑤事業系古紙リサイクルシステムについて、協定締結団体と協議を行い、成果や課題等について、検討を開始した。
 ⑥食品ロスやプラスチックごみ削減等についての市民・事業者の認識を高めるとともに、行動変容を促進する必要がある。
 ⑦事業系古紙リサイクルシステムの課題の整理等にあたっては、協定締結団体だけでなく、協力企業等とも協議を行う必要がある。

【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】

- (目的)循環型社会の形成に向け、一般廃棄物・産業廃棄物の適正な排出及び処理を徹底し、環境負荷の低減を図る。
- (成果)⑥廃棄物適正処理推進のため、条例でごみの分別排出義務や資源物の持ち去り禁止等を規定し、説明会や「家庭ごみべんりちょう」「事業系廃棄物適正処理ルールブック」の配布など、様々な機会を通じ、改正内容や適正処理方法を周知するとともに、早朝パトロール(7:00～9:00)を72回実施し、延べ530人の持ち去り行為者への声掛けなど、資源物の持ち去り禁止の周知を図った。(目標指標A・B・D)
 ⑦環境美化及び市民の良好な生活環境の確保するため、家庭系廃棄物の分別排出ルールが遵守され、適正に管理されている共同住宅のごみ集積施設を「優良管理ごみ集積施設」として認定する制度を構築した。(目標指標A・B)
 ⑧廃棄物の適正搬入及び適正処理を行うため、クリーンセンター条例を改正し、利用・搬入基準及び利用制限等を規定するとともに、検査員の時差出勤等により、計545回に及ぶ展開検査を行うなど、ごみ搬入車両の検査を強化した。(目標指標D)
 ⑨産業廃棄物については、事業者に対する立入検査等を通じ、法令に基づく適正処理を指導する中で、個別に処理ルールを説明し、分別の徹底、適正保管、処理委託契約につなげるなど、産業廃棄物の一般廃棄物への混入防止等に取り組んだ。(目標指標D)
 (課題)⑥廃棄物の適正処理の推進に向け、市民・事業者に対し、丁寧に周知し、理解、協力を得る必要がある。また、資源物の持ち去りについては、生活困窮のために持ち去りを行っている場合に配慮した対応が必要である一方、条例施行後も、持ち去りを行う者への取組が必要である。
 ⑦新たな取組である優良管理ごみ集積施設認定制度について、広く周知する必要がある。
 ⑧クリーンセンターへの不適正ごみや産業廃棄物の搬入を防止する必要がある。
 ⑨産業廃棄物の適正処理に係る事業所への立入について、効率的・効果的に実施する必要がある。

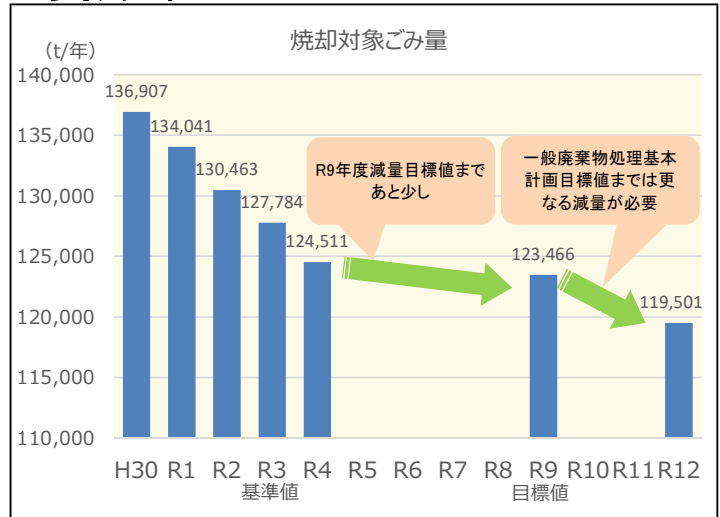
【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】

- (目的)循環型社会の形成に向け、安定的、効率的なごみ処理体制を構築する。
- (成果)⑩第1工場跡地整備・運営事業に係る環境影響評価を実施するとともに、事業者選定委員会を開催し要求水準書及び落札者決定基準等を作成したほか、第3工場跡地整備事業については、解体工事に着手した。また、第2工場において、自動燃焼装置、灰出設備及び蒸気タービンの部分更新等延命化工事を行うことにより、安定的なごみ処理に努めた。(目標指標E)
 ⑪持続可能なごみ処理体制の構築に向け、官民の役割分担のもと、効率的・効果的な業務執行体制のあり方を検討した。
 (課題)⑩新ごみ処理施設の建設に向けた取組を進めるとともに、完成までの間、既存施設を安定的に運用する必要がある。
 ⑪業務執行体制のあり方について、全庁的な検討が必要である。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|--|
| 1 | ごみ減量及び適正処理に向けた啓発・指導の実施(ごみ減量・リサイクル推進事業、産業廃棄物対策事業) |
| 2 | イベントにおけるプラスチックごみ削減の推進(ごみ減量・リサイクル推進事業) |
| 3 | 優良管理集積施設認定制度(じんかい収集事業) |
| 4 | 第1工場跡地整備・運営事業(次期焼却施設等整備事業) |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 新家庭ごみべんりちよう等の作成(ごみ減量・リサイクル推進事業) |
| 2 | 飲食店・小売店向け食品ロス削減の推進(ごみ減量・リサイクル推進事業) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 大型ごみ収集等事業(大型ごみ受付センター事業) |
| 2 | ごみ減量・リサイクル推進事業(食品ロス削減事業) |
| 3 | じんかい収集事業の見直し |
| 4 | 環境保全の啓発・活動支援事業(給水機設置によるマイボトル普及促進事業) |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 | |
|---|---|
| 【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】 | <p>①②新たに大規模事業用建築物(155事業者)への立入指導を開始するなど、事業者の主体的なごみの削減行動を促進する。</p> <p>③「もったいない!あまがさき推進店」の増加に向けた取組に加え、市民のフードライブへの参加機会の増加に努める。</p> <p>④イベントにおけるプラスチックごみ削減など、わかりやすい啓発に加え、楽しみながら循環型社会の形成につながる行動変容の機会を創出する。</p> <p>⑤協定締結団体及び協力企業等と課題や今後の展開等について、協議する。</p> |
| 【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】 | <p>⑥ルールだけでなく、その背景等についても丁寧に説明を行うなど、適正処理を推進する。また、市内全域でのハトロールの実施など、周知啓発を充実するとともに、生活困窮のために持ち去りを行っている者に対しては、相談先の紹介など、福祉的側面を意識した取組の継続に加え、違反事例については、職員による啓発指導を行うとともに、悪質事例については、行政指導に加え、命令や罰則適用も視野に入れ、対応する。</p> <p>⑦優良管理ごみ集積施設認定制度の周知・浸透に向け、市ホームページ等での広報に加え、業界団体を通じた周知を行う。</p> <p>⑧前年度に強化したごみ検査を継続するなど、廃棄物の適正搬入及び適正処理を推進する。</p> <p>⑨展開検査における一般廃棄物への産業廃棄物の悪質な混入事案を抽出するなど、ターゲットを絞った指導を行う。</p> |
| 【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】 | <p>⑩事業者決定に向け、事業者選定委員会を着実に運営するとともに、適正な入札業務実施のため、事業者との書面对応やホームページでの情報公開など、コンプライアンスの徹底を図る。また、安定したごみ処理のため、第2工場の自動燃焼装置や機器冷却器の部分更新等を行い、故障の未然防止及び延命化を図る。</p> <p>⑪業務執行体制のあり方について、関係部局と協議を進める。</p> |

| 評価と取組方針 | |
|--|--|
| ・ごみの減量については、減少傾向であるものの、ごみ処理施設の集約整備を踏まえ、着実に進めていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行による経済活動の回復に伴って、事業系ごみ量の増加の可能性もあることから、今後の推移を注視していく。 | |
| ・廃棄物の適正処理の推進に向け、持ち去りを行っている者に対しては、粘り強く周知啓発を行うとともに、福祉的側面に配慮した対応など、多角的な対策を進めていく。 | |

| 主要事業の提案につながる項目 | |
|---|---|
| 【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】 | <p>⑩令和7年度の一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約の更新時期に合わせ、業務執行体制の見直しを検討する。また、クリーンセンター管理運営体制の見直しを検討する。</p> |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|---------|------|----|-------|
| 施策名 | 12 | 環境保全・創造 | 展開方向 | 03 | 環境の保全 |
| 主担当局 | 経済環境局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--------------------------|----|----------|----------------|----------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 行政処分件数 | → | 0 | 件/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B 自然観察や自然保護活動に参加している人の割合 | ↑ | 0.5 | % | 4.0 | — | — | — | 0.5 | 0.8 |
| C 市民農園の新規開設面積 | ↑ | 3,055 | m ² | 7,050 | 0 | 2,166 | 3,055 | 3,055 | 3,525 |
| D 防災協力農地の登録面積 | ↑ | — | ha | 8 | — | — | — | — | 4.7 |
| E 尼崎21世紀の森又は運河に関する取組の認知度 | ↑ | 17.9 | % | 30.0 | 22.5 | 18.5 | 22.4 | 17.9 | 18.1 |

※指標Cは、平成30年度以降に新規開設した市民農園面積の累計

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【環境監視と規制、立ち入りによる指導】

(目的) 大気汚染等の常時監視を行い、市内環境の状況を把握する。また、届出等審査、事業所・解体現場への立入検査等を実施し、環境汚染の未然防止を図るとともに、市民からの相談等に対し、速やかな現地調査及び事業者への指導等を行い、その解決を図る。
 (成果) ①届出等審査の適正な実施、立入検査等の継続により、改善命令等の行政処分はなかった。石綿飛散防止対策として、石綿含有建材の見落としを防ぐため、原則、把握した全ての解体等工事現場へ立入検査を実施するとともに、飛散性石綿の除去作業については、開始前の養生等確認検査、作業中の抜き打ち検査、完了後の石綿の取り残し確認検査を実施した。また、災害起因での石綿の飛散・ばく露防止を目的として、災害発生時の石綿飛散対策をまとめた「尼崎市災害時石綿飛散防止マニュアル」を作成した。(目標指標A)
 (課題) ①石綿対策が強化される改正大気汚染防止法が令和5年10月に施行されるため、改正内容を解体業者等に周知する必要がある。

【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】

(目的) 身近な生き物や自然に興味をもつことにより、自然環境や生物多様性の保全・創出を推進する。また、市民農園など、市民が直接土に触れ農業に親しめる機会を提供するとともに、都市農地の多様な機能の発揮と有効活用、都市農業の安定的な継続を支援し「都市にあるべき農地」の減少を食い止める。更に、周辺の自然と調和した農業公園について、有効活用を図る。
 (成果) ②自然に触れ、生物多様性の保全・創出の意義への理解を促すため、あまがさき環境オープンカレッジのイベントとして、森の手入れや生き物観察会、ヒメボタルの観察会等を行い、参加者は前年度比約1.7倍の289人となった。また、本市における自然環境や生物多様性の中長期的な考え方を取りまとめるため、生物の生息・生育状況の調査や、環境保全型農作物の選択など、生物多様性に配慮した市民生活の普及といった視点から、施策の検討を行った。(目標指標B)
 ③農家に対する開設支援を行う中、市民農園のない地区(若王寺)での開設につなげた。(目標指標C)
 ④特定生産緑地について、農地の大幅な減少も懸念していたが、所有者に丁寧な個別対応を行う中、対象農地の約9割が移行された。また、新たに4件(4,721m²)の農地貸借が実現する中、農福連携の取組として、新たな担い手となった福祉事業所を支援することで、農地の有効活用に加え、障害者等の生きがいづくりに寄与した。
 ⑤新たに開始した防災協力農地登録制度について、4.7haの農地を登録するとともに、公共施設3か所に新たに設置した「あまやさい販売機」について、「ひょうご安心ブランド」の看板を設置するなど、有機農産物の消費者への普及・啓発に努めた。(目標指標D)
 ⑥農業公園で初めて開催した梅祭りには約2,000人もの来園があり、「あまやさい」を使ったキッチンカー等は1時間で完売するなど、「農業公園」及び「あまやさい」の認知度向上につながった。また、来園者へのアンケート結果や地域・関係団体との協議内容を踏まえ、四季折々の花が楽しめることに加え、「農業体験」や「環境学習」ができる施設及び「あまやさい」を通じた農業振興の拠点としての活用を目指すという方向性を定めた。更に、農業公園内の農地所有者2名から、新たに農地の寄付をいただいた。
 (課題) ②生物多様性に配慮した市民生活・事業活動を普及させる必要がある。
 ③市民農園について、ニーズに対応できるよう、更なる新規開設に向けた取組が必要である。
 ④新たな農地の担い手となる人材の確保と育成に努めるとともに、農福連携について、農業者の理解と協力を得る必要がある。
 ⑤防災協力農地について、目標達成に向け、登録が少ない地区を中心に新規登録に向けた取組が必要である。
 ⑥農業公園について、施設整備も含め、魅力を高めるための取組が必要である。

【尼崎21世紀の森構想の推進】

(目的) 臨海地域(運河含む)を魅力と活力のあるまちに再生する。
 (成果) ⑦来園を促す取組として、従来のイベントに加えて新たに冬季の集客イベントとして「森のクリスマス」を実施し、尼崎の森中央緑地の魅力をはじめ、特色ある森づくりをPRした。臨海地域におけるニーズを把握するため、臨海部で活動する団体と意見交換会を行った。尼崎市市民提案制度にNPO尼崎21世紀の森より『自ら変ろう。水から川ろう』Activation On "The Yomo River"という環境学習を推進する提案がなされ採択された。(目標指標E)
 (課題) ⑦臨海部に関する多様なニーズを把握し、実現化に向けた検討を県とともに進めていく必要がある。

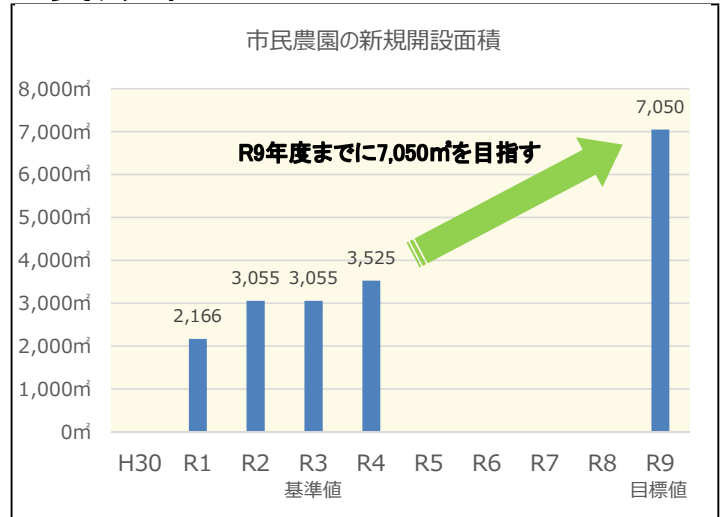
【運河における環境学習】

(目的) 運河という資源を生かし、その魅力を発信することで臨海部の活性化を図る。
 (成果) ⑧小学生の親子を対象とした環境体験学習会では、「生き物のすみかづくり工作会」を新規学習メニューとして実施した。(目標指標E)
 ⑨尼崎チャンネルガイドの会は、チャンネルウォークの実施に加え環境体験学習にも参加し運河の魅力を発信した。
 (課題) ⑧HPの掲載内容の充実やバス広告による広報を行ってはいるものの、認知度向上への効果は限定的であった。引き続き認知度向上に向けた取組を行うとともに、環境体験学習会がより気軽に参加できるものになるようメニューを検討していく必要がある。
 ⑨引き続き、運河の魅力を発信する団体を支援していく必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 尼崎市生物多様性地域戦略の策定(環境基本計画改定事業) |
| 2 | 尼崎市防災協力農地登録制度の制定(都市農業活性化推進事業) |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



| 令和5年度の取組 | |
|---|---|
| 【環境監視と規制、立ち入りによる指導】 | ①大気汚染防止法の改正内容について、市報やホームページへの掲載に加え、関係事業者へ個別に周知を行うとともに、解体等工事現場への立入検査を継続して実施するなど、法令違反等での環境汚染の未然防止を図る。 |
| 【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】 | ②生物多様性という概念が身近でない中、生物多様性地域戦略の策定にあたっては、市民にもわかりやすい内容とするほか、関係部局と連携しながら、関連計画とも整合が図れたものとして取りまとめることで、生物多様性に配慮した市民生活・事業活動の普及を促進する。 ③市民農園のメリットを伝えるチラシを作成し、農会長会で丁寧に説明を行うなど、新規開設につなげる。 ④新たな担い手の確保・育成に向けた農業塾の開設について、農業者等と連携し、検討を行うとともに、農福連携について、農業者の理解と協力を得るため、成功事例をPRする。 ⑤防災協力農地制度については、登録が少ない園田地区で個別に依頼を行うなど、登録増加に向けた取組を進める。 ⑥農業公園について、市民からの要望が多い老朽化しているトイレの改修等の施設整備に加え、地域団体と連携し、ソフト事業を充実するなど、魅力を増進する取組を進める。 |
| 【尼崎21世紀の森構想の推進】 | ⑦引き続き、来園者の増加を目指したイベント等を県とともに検討・実施していく。臨海地域におけるニーズに対し、森づくり協議会の場においても検討を進めるほか、県に対して要望を行っていく。 |
| 【運河における環境学習】 | ⑧⑨引き続き、団体の支援や、運河への興味・関心につながる環境学習のメニューを充実させることにより認知度の向上を図る。 |

6 評価結果

| 評価と取組方針 | |
|---------|---|
| | ・自然環境や生物多様性の保全・創出については、緑の基本計画等の関連計画とも整合を図った中で、生物多様性地域戦略の策定を行うとともに、関係部局と連携し、戦略に基づいた取組を進める。 |
| | ・農業公園の活用手法については、令和4年度に定めた方向性を踏まえ、地域団体等と連携したソフト事業の充実や自然環境の保全も考慮した施設整備について、調整を進める。 |
| | ・その調整にあたっては、「あまやさい」を通じた農業公園の活性化を図るとともに、ファミリー世代が集まる賑わいのある施設となるよう、活用手法の検討を進める。 |

| 主要事業の提案につながる項目 | |
|---|--|
| 【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】 | ②令和5年度に策定予定としている生物多様性地域戦略に基づき生物多様性に配慮された緑地の具体的な維持管理方法などの検討を進める。 ⑥農業公園の再整備に向けた取組の検討を進める。 |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|----------|------|----|---------------|
| 施策名 | 13 | 都市機能・住環境 | 展開方向 | 01 | エリアブランディングの推進 |
| 主担当局 | 都市整備局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-----------------------------------|----|----------|----|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「現在の住環境は快適でくらしやすい」と感じている市民の割合 | ↑ | 83.8 | % | 90.0 | 83.4 | 82.0 | 83.8 | 83.8 | 83.7 |
| B 都市機能・住環境指数 | ↑ | ▲3 | pt | 2 | — | — | — | ▲3 | ▲2 |
| C 「居住する地域には自慢できる特長がある」と感じている市民の割合 | ↑ | 51.5 | % | 61.8 | — | — | — | 51.5 | 53.4 |
| D | | | | | | | | | |
| E | | | | | | | | | |

※指標Bは、地域推奨意欲、転入者の5年定着率、生活利便施設カバー率、公園利用満足度より算出

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【鉄道駅周辺の特色を生かしたまちづくりと公共空間(道路・公園等)の利活用促進】

(目的)公共空間の利活用の機会を増加させることでエリアの特色を生かした魅力向上につなげ、住んでみたいと選ばれるまちを実現する。

(成果)①ブランディングの進め方として、既存資源の集積や整備の機会を活かしながら、まずは、阪神沿線を中心に協働の手法により、賑わいづくりと魅力向上のための取組を進めた。(目標指標A・B・C)

②大物駅周辺の小田南公園では、工事期間中の広場機能を補う措置等を講じた上で、整備工事に着手した。(目標指標A・B・C)

③阪神尼崎駅では、複数ある公共施設の包括管理・運営に向け、事業者選定をはじめ、イベントや社会実験も行いながらスタートの準備を整えたほか、中央公園の再整備のための協定を締結した。(目標指標A・B・C)

④出屋敷駅では、寄付による駅前広場のリニューアルが実現した。(目標指標A・B・C)

⑤阪急沿線では、塚口駅駅前広場が居心地よく歩きたくなる空間となるよう、ベンチや電源の設置を含む第一期整備を完成させた。(目標指標A・B・C)

⑥(仮称)武庫川周辺阪急新駅について、周辺住民等へのアンケート調査の結果(回答数3,732件、31.5%)から、新駅検討箇所に近いほど、また、若い年齢層(15~44歳)ほど、望ましいとする回答の傾向が高いことが見えた。また、交通流動調査により、特に、通勤・通学時間帯に南北に通行する自転車通行量が多いといった現状と課題の把握を進めた。さらに、西宮市と阪急電鉄とともに、新駅の設置等を通じて、周辺のより良い地域社会の形成及び持続的発展等に資することを目的に、相互に協力して取り組むことに合意し、発表した。

⑦公共空間の利活用については、日常的な暮らしの場として駅前広場を使っていたため、阪急塚口駅周辺での「はんつかパブリックハック宣言」の実施や、出屋敷でのオンラインによる利用相談受付などを通じて、公共空間の利活用を促した。

(課題)①~⑤駅周辺の再整備のタイミングを捉えることや、協働する主体を見つけることなど、民間投資を呼び込むことまで見据えて、ブランディングを進めるために必要な条件をうまく整える必要がある。特に、指定管理者をはじめ、多様な主体との関係では、協働の取組によるまちへの効果を意識して、調整を進めていく必要がある。また、JR沿線において、駅周辺における利便性の向上に取り組む必要がある。

⑥(仮称)武庫川周辺阪急新駅を含む周辺整備について、交通安全対策や良好な住環境保全といった課題解決に向けた具体的な計画立案を進める必要がある。

⑦ブランディングの取組への相乗効果が高まるよう、公共空間の利活用をより促進するためには、多様な主体と連携しながら将来的な担い手を増やしていくことや、他市の先進事例も参考にしつつ、新たな制度の活用も視野に入れて検討していく必要がある。

【住民が主役となるまちづくりに向けた支援等】

(目的)まちの発展の経過で培われた様々な特色や地域資源などを活かし育てながら、市民と共に地域の特性に応じた彩り豊かなまちづくりを進め、快適で暮らしやすさを実感できるようにする。

(成果)⑧住民が「地区まちづくりルール」を定めた4地区(潮江、塚口北、下坂部川出、東園田町6丁目地区)においては、良好な住環境の形成や防災性の向上に向けた建築前の建築主等との協議や定期的な地域の見回りなどの住民主体のまちづくり活動を支援した。また、阪神大物駅周辺において、新たに地区のまちづくりに取り組みたいという地元住民の有志に対して出前講座や勉強会等を計5回実施し、地区まちづくりに対する意識の醸成を図るなど、新たな活動の支援も行った。その他、意識啓発として、建築協定や地区まちづくりルールに係るリーフレットを分かりやすい内容に刷新し、市民や開発事業者等に配布した。

⑨出屋敷駅において、定期的にイベントを主催する主体が生まれ、地域とのコミュニティが生まれつつあるほか、公共空間の使い方をみんなで考える先駆けとなるよう、まちを観察するワークショップを実施した。阪急塚口駅において、みんなの尼崎大学及び地域振興センターと協働で、「はんつか青空ミーティング」を実施し、主体の掘り起こし、活動を支援するなどの取組を行った。

(課題)⑧各地区のまちづくり活動団体は、参画住民の輪の広がりに課題を抱えていることから、地区ごとの状況に応じた支援を行う必要がある。また、地区の課題を主体的に解決したいというまちづくりへの市民意識の醸成に向け、庁内連携をさらに強化し、取組を進める必要がある。

⑨民間主導によるマネジメントに向け、活用する団体を増やし、プレイヤーを育てて行く必要がある。

【地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上】

(目的)市民・事業者等と連携する取組や活動を発信することで、まちづくりを身近なものとして捉えられるよう意識の醸成を図るとともに、これらを参考に新たな取組や活動の創出につなげていくことで、さらなる魅力向上を実現する。

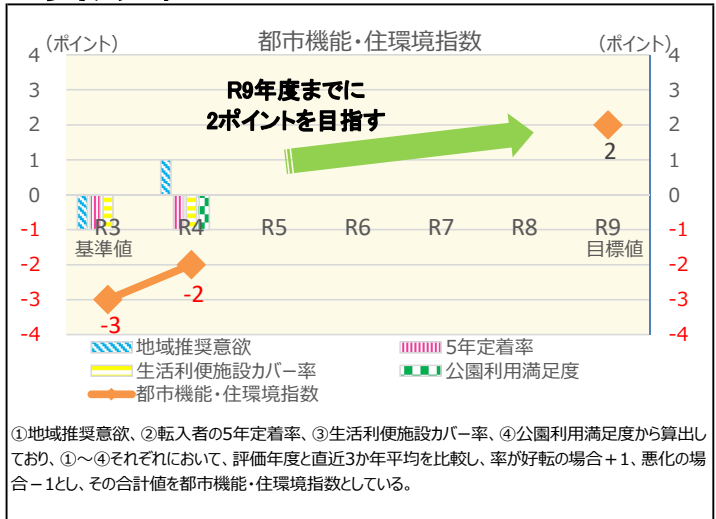
(成果)⑩市の公式サイトでの情報発信の工夫として、「鉄道駅周辺のまちづくり」と題したページを作成し、そこから各取組へリンクさせるなど、駅周辺の取組を一元化して発信する入口を作った。

(課題)⑩エリア別の取組内容について、AMANISMのページ更新を継続して実施していく必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|---|
| 1 | 中央公園のリニューアルの実施(阪神尼崎駅周辺の特徴あるまちづくり推進事業) |
| 2 | (仮称)武庫川周辺阪急新駅の「まちづくり」に向けた周辺住民の参画機会を創出(交通政策推進事業) |
| 3 | 公用地活用による地域コミュニティの活性化(地域のエリアマネジメント支援事業) |
| 4 | 阪神尼崎駅周辺施設の管理の効率化 |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 阪神大物駅周辺整備の実施(小田南公園関係事業) |
| 2 | (仮称)武庫川周辺阪急新駅に係る状況調査(交通政策推進事業) |
| 3 | 阪神出屋敷駅周辺での社会実験等の実施(阪神出屋敷駅周辺の特徴あるまちづくり推進事業) |
| 4 | 阪神尼崎駅周辺施設の管理の効率化と社会実験の実施(阪神尼崎駅周辺の特徴あるまちづくり推進事業) |
| 5 | |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業(阪急塚口駅南側駅前広場の整備) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 | |
|--|---|
| 【鉄道駅周辺の特色を生かしたまちづくりと公共空間の利活用促進】 | ①～⑤阪神沿線では、阪神尼崎駅周辺公共施設の指定管理者やあまがさき観光局とともに、定期的なイベントの企画・運営や老朽化した施設の美装化も含め、賑わい創出、魅力向上に取り組むとともに、中央公園のリニューアルに向けた設計を進める。大物駅周辺では、大物川緑地の整備に着手し、小田南公園への主要動線とするほか、施設等の管理運営体制の検討や屋外広告物の規制緩和に向けた条例改正を進める。阪急沿線では、塚口駅の駅前広場周辺道路の歩行空間を広げるリニューアルを行う。また、阪急園田駅周辺では、ロータリーに代え、駅前に広場を整備することをきっかけに、周辺のまちづくりをスタートさせる。JR沿線では、立花陸橋などへのアクセス改善による利便性の向上策を検討する。 |
| | ⑥(仮称)武庫川周辺阪急新駅について周辺住民の参画機会を創出するため、テーマに沿った意見交換会等を開催し、周辺整備を含めた「まちづくり」の考え方の整理や意識の醸成を図る。 |
| | ⑦阪急塚口駅における「はんつかパブリックハック宣言」の継続やロータリー機能の再編に加え、出屋敷駅周辺でも、これまでつながった団体等とともに、社会実験等を行うことで利活用の輪を広げるほか、例えば、道路に関しては、「ほこみち」制度(歩行者利便増進道路制度)の活用など、新たな仕組みを検討する。 |
| 【住民が主役となるまちづくりに向けた支援等】 | ⑧引き続き地区まちづくりのために活動する団体に対しては、地区ごとの課題に応じた支援を継続することに加え、開明地区については、地域にお住まいのより多くの方にまちの状況を知る機会を作れるよう工夫しつつ、中央地域振興センター、災害対策課と連携して働きかけを行う。また、その他の地区においても住民主体のまちづくり活動が行われるよう、広く市民等に向けた動画配信や出前講座、住宅開発事業者との協議など様々な手法を用いて働きかけを行う。 |
| | ⑨公園などの公用地が地域活動の場となるよう、使い方の周知や手続の改善、活動資金の確保も視野に入れた制度設計を行う。 |
| 【地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上】 | ⑩人流等ビッグデータの活用や、指定管理者等と連携することで、より効果的かつ効率的な地域ごとの魅力の発掘や情報発信に取り組む。また、AMANISM等によるエリアに視点をおいた情報発信により、新たな協働相手や連携のきっかけを見つけ、特色あるまちづくりにつなげる。 |

| 評価と取組方針 | |
|---------|---|
| | ・阪神尼崎駅や大物駅、阪急塚口駅など複数の鉄道駅周辺で公園や駅前広場等の整備により、地域の賑わいづくりと魅力向上に向けた取組が着実に進みつつある。 |
| | ・そうした中、改めて、鉄道駅周辺を中心としたエリアごとのまちづくりに係るコンセプトを明確にした上で、情報発信を進め、まちの魅力とイメージのさらなる向上を図る。 |
| | ・また、駅前広場や公園の整備のみに留まることなく、エリア全体を通じた効果的な施設整備を行うとともに、施設整備を活かしたエリアの活性化にあたっては、地域振興センター及び関係部局はもとより、市民・事業者等と連携して取組を進めていく必要がある。 |

主要事業の提案につながる項目

| |
|--|
| 【鉄道駅周辺の特色を生かしたまちづくりと公共空間の利活用促進】 |
| ①～⑤地域の活性化とさらなる魅力の向上や自主財源確保の観点から、公共施設等への民間の屋外広告物の設置が可能となるよう条例等の改正を行う。 |
| ⑥(仮称)武庫川周辺阪急新駅について、令和7年度からの事業着手を目指し、具体的な計画の合意形成を図るとともに、国庫補助の採択を見据えた関係者協議に取り組む。 |

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|----------|------|----|-----------|
| 施策名 | 13 | 都市機能・住環境 | 展開方向 | 02 | 豊かな住生活の実現 |
| 主担当局 | 都市整備局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|---------------------------------------|----|----------|----|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「現在の住環境は快適で暮らしやすい」と感じている市民の割合 | ↑ | 83.8 | % | 90.0 | 83.4 | 82.0 | 83.8 | 83.8 | 83.7 |
| B 都市機能・住環境指数 | ↑ | ▲3 | pt | 2 | — | — | — | ▲3 | ▲2 |
| C 令和2年度に把握した不良度Dランクの空家等の除却件数(累計) | ↑ | 16 | 件 | 170 (R8) | — | — | — | 16 | 34 |
| D 新築一戸建て住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積100㎡以上)の割合 | ↑ | 63.9 | % | 66.5 | 59.6 | 61.3 | 64.4 | 63.9 | 63.4 |
| E 身近にある公園に満足している市民の割合 | ↑ | 66.3 | % | 85.5 | — | — | — | 66.3 | 66.3 |

※指標Bは、地域推奨意欲、転入者の5年定着率、生活利便施設カバー率、公園利用満足度より算出

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【安全安心のまちづくり】

(目的)建築物の耐震化を促進するなど、建築基準法に適合した建築物を普及し、安全安心なまちづくりを促進する。
 (成果)①耐震化への啓発活動として、あまがさきキューズモールでの相談会、食満地区自主防災訓練や崇徳院・蓬川連協自主防災会での防災イベントの中で説明会を実施し、計101名の参加者を得た。令和4年度の簡易耐震診断推進事業の活用件数は32件(118戸)で令和3年度の28件(45戸)に比べ少し増えた。(目標指標A)
 ②建築計画概要書等の自動閲覧・申請システムについて、令和5年11月からの稼働を目指し、データ整備及びシステム構築を進めた。
 (課題)①建築物の耐震化の重要性を広く認識してもらうため、まずは効果的かつ効率的な啓発方法について更に検討し、実施していく必要がある。それに加え、耐震化を促進するための新たな対策の検討も併せて必要である。

【空家等の対策・利活用】

(目的)各法令に基づく取組により、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、安全で安心な市民生活を確保する。
 (成果)③一団の土地上に存する老朽危険空家等に該当する住宅等の除却費補助を創設し、除却につなげた(10戸)。(目標指標C)
 ④老朽危険空家等のうち、住宅用地特例の適用除外となる対象住宅の所有者に、令和5年1月1日付けで適用除外となることを事前に通知し、除却につなげた(16戸通知、解体済み6戸、解体の意思表明5戸)。
 ⑤居住中からの取組として、尼崎市社会福祉協議会、民生委員及び地域包括支援センターの役員など、高齢者と関わり深い団体等へ「空き家対策は早めに取り組む必要があること」「空き家(予備軍)の相談を受けたら専門家へつなぐこと」の2点に的を絞って、早めの空き家対策について周知等に協力を求める講座を開催した(計10回、参加人数143人)。
 (課題)③令和5年度までの期間限定としている除却費補助について、効果を検証し、今後の制度のあり方を検討する必要がある。
 ③④⑤「住まい・空き家に関して悩みのある市民が、相談しやすく適切な支援を受けられる環境」をつくるためには、不動産に関する経験が豊富で、かつ、様々な分野の専門家から具体的な支援を受けることができる相談窓口が必要である。

【良好な住環境の保全・形成】

(目的)市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。
 (成果)⑥良質な住宅・住宅地の誘導に向け、関係部局による検討会において民間開発に関する情報共有を図り、民間事業者の土地利用への働きかけを行うとともに、具体的な誘導手法として誘導制度のたたき台や誘導基準となるガイドラインのロードマップを作成した。(目標指標D)
 ⑦マンション管理計画認定制度の利用促進に向け、管理組合への個別の情報発信を行うことで、県下初となる認定につなげた。
 ⑧マンション管理の実態調査においては、管理組合アンケートのオンライン化や実態調査内容のWEBデータベース化に取り組むとともに、マンション管理の専門家団体と連携し、現地調査や管理組合アンケートで得られた管理状況の改善点や評価のフィードバックを行った。
 ⑨建替え等により募集を停止している市営住宅の空き室を活用した「REHUL事業」を通して、地域支援や居住支援を行う団体計14団体に、31戸の空き室を提供(令和5年3月末現在)し、市営住宅の自治会支援、地域コミュニティの形成及び居住支援などの取組を実施した。
 ⑩宮ノ北住宅の建替え事業が完了した。更に、今後の円滑な建替えに向け、対象になっている入居者に対し、他の市営住宅への住替え希望の調査を実施し、希望に沿った移転が可能となるよう取組を進めた。
 (課題)⑥民間住宅開発の誘導を実効性のあるものとするため、住宅の供給主体である民間事業者の考え方を把握する必要がある。
 ⑦⑧特に、高経年マンションにおいては、適切な管理が行われなまま放置されると、深刻な問題を引き起こすため、その兆候を早期に把握し予防的な対策を講じるなど、把握した管理状況をもとに、管理組合への能動的な関与を進め、適切な支援につなげていく必要がある。
 ⑨市営住宅については、持続可能な管理運営の観点から、建替えなどに合わせて、管理戸数の削減を進めて行く必要がある。その一方で、高齢者などの住宅確保配慮者に対するセーフティネットとして、居住の安定の確保の一端をより一層担っていく必要がある。
 ⑩宮ノ北住宅の建替え事業で捻出した余剰地について、ファミリー世帯の定住・転入の安定につながるよう、売却条件等を検討する必要がある。

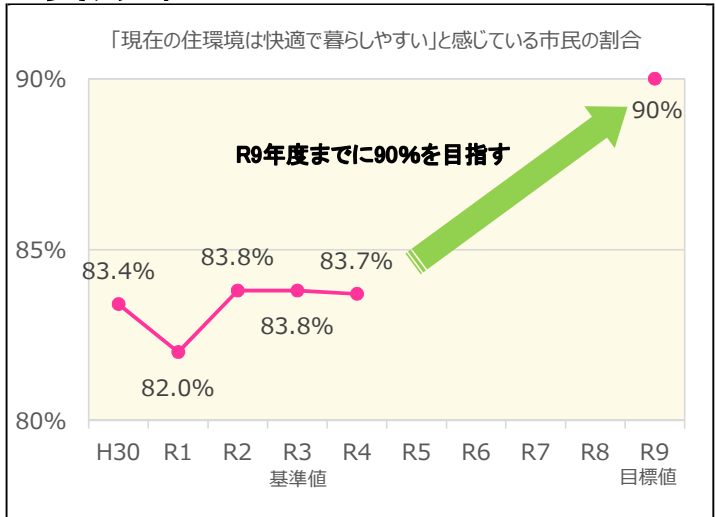
【公園緑地の維持・整備・更新】

(目的)安全で快適な公園及び子ども広場等を供用する。
 (成果)①公園の配置状況やアンケート調査結果等を踏まえ、近隣の公園と合わせた機能分担について、公園緑地分科会で審議を進めた。
 ②尼崎市公園施設長寿命化計画に基づき、4公園の老朽化した遊具の改修を実施した。(目標指標B・E)
 ③市内のすべての公園樹、街路樹において、倒木等の恐れがある危険木調査の結果から対象樹木の優先順位を定め、令和4年度には約800本の樹木を撤去した。
 (課題)①近隣の公園と合わせた機能分担の検討を引き続き進めるとともに、街路樹の再整備のあり方についても検討を進め、改定する緑の基本計画へ反映していく必要がある。
 ②障がいの有無などに関わらず誰もが楽しむことができるインクルーシブな公園の整備が求められている。
 ③安心・安全のため、倒木等の恐れのある樹木の撤去を最優先に進めており、また、巨木化した街路樹等が密に植樹された歩道について、歩行者等の通行障害が発生しており、維持管理を適切に行っていく必要がある。
 ④芦原公園市民プール再整備等について、民間事業者へのサウンディング調査に続き、市民アンケート調査に向け検討する必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 | 総合的な空家等対策のより一層の推進(空家対策推進事業) |
| 2 | 住環境アドバイザーボードの設置(すまい・まちづくり促進事業) |
| 3 | 建築基準適合判定資格者登録助成の実施(建築指導関係事業) |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 良好な住環境を目指すための老朽危険空家等の除却促進(空家対策推進事業) |
| 2 | 魚つり公園事務所の予防保全(有料公園施設整備事業) |
| 3 | 建築計画概要書等の自動閲覧・申請システムの導入(建築指導関係事業) |
| 4 | 公園灯維持管理事業の見直し(公園灯のLED化) |
| 5 | 住宅耐震改修促進事業の見直し |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 空家対策推進事業(空家等除却補助事業等) |
| 2 | 空家利活用推進事業(空家改修費補助事業) |
| 3 | 公園灯維持管理事業の見直し(公園灯のLED化) |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

| 令和5年度の取組 |
|---|
| <p>【安全安心のまちづくり】</p> <p>①地域の集会やイベント等で、耐震化促進の意識啓発を行うとともに、耐震化の第一歩となる簡易耐震診断促進事業を継続実施する。また、簡易耐震診断を受けた方へのアンケート等により課題等を再検証し、耐震化につながる施策の検討を行う。</p> <p>【空家等の対策・利活用】</p> <p>③密集市街地建物除却促進事業補助を老朽危険空家等除却費補助と統合する。また、跡地を地域活性化に活用する場合の除却費補助制度を創設する。</p> <p>③老朽空家除却費補助の効果を検証し、今後の制度のあり方について検討する。</p> <p>④第三者に危害を及ぼす可能性が高い老朽危険空家等は、代執行も視野に入れて早期解体を目指す。</p> <p>④⑤住まいと空き家の悩みを解決するため、専門家による相談窓口の設置を検討する。また、市が保有する空き家等の情報を一元化し、関係部局と共有して、空き家対策をより一層推進するため、空家等情報管理システムを導入する。</p> <p>【良好な住環境の保全・形成】</p> <p>⑥⑩誘導制度やガイドラインの作成に向けた検討を進めるとともに、外部有識者等から構成される住環境アドバイザーボードを設置し、良質な住宅供給を図るうえでの課題等を把握する。あわせて、良好な住環境の形成に向けた、市営住宅等の跡地活用や民有地の誘導に取り組む。</p> <p>⑦⑧引き続き、実態調査を進めるとともに、令和5年度から実施するマンション長寿命化促進税制の積極的な活用に向け、マンション管理計画認定制度と併せた効果的な情報発信に取り組み、管理組合主導による良好な維持管理の促進を図る。</p> <p>⑨母子・父子や高齢者など真に住宅を必要とする要配慮者が市営住宅に入居しやすくなるような方策について検討し、その実施に向けた取組を進める。</p> <p>【公園緑地の維持・整備・更新】</p> <p>⑪公園の機能分担や街路樹の再整備の方向性を整理し、新しい緑の基本計画における円滑な実施に向けた取組を進める。</p> <p>⑫一部のブランコをすべての子ども達が楽しめるインクルーシブな遊具へ改修し、使われ方等を評価する中で今後の遊具の選定方法を検討する。</p> <p>⑬倒木の危険性のある樹木は撤去し、交通を妨げる樹木は試験的に更新を図る。</p> <p>⑭市民アンケート調査実施後に、様々な課題を解決する方向性を整理し、公園全体の有効活用等を図る検討を進める。</p> |

| 評価と取組方針 |
|---|
| <p>・ファミリー世帯の定住・転入促進に向け、良好な住環境の形成を目指し、令和5年度に新たに設置した住環境アドバイザーボードにて本市の住環境・住宅供給の目指すべき方向性を明らかにし、公有地の有効活用、空き家対策の強化、ファミリー世帯向けの住宅誘導などの観点から、実効性のある政策立案につなげる。</p> <p>・空家等の対策・利活用について、特に老朽危険空家等の除却に向けては、現行補助制度の検証を行うこと。また、専門家による「住まいと空き家の相談窓口」の試行実施状況も踏まえながら、ニーズにあった適切な制度設計を行う。</p> <p>・大物公園や南の口公園などの大規模公園のリニューアルにあわせて、整備の目的や考え方を利用者や協議を行いながら、誰もが利用できるインクルーシブな視点を取り入れた公園整備を進める。</p> <p>・緑の基本計画の改定にあたっては、市民にとって身近な都市公園の機能分担に係る検討が進められており、都市公園の機能を補完する目的で設置している子ども広場においても、利用実態や施設状況、地域のニーズを踏まえ、必要となる機能を検証し、廃止も含めた見直しに係る方向性を盛り込む。</p> |

主要事業の提案につながる項目

| |
|--|
| <p>【空家等の対策・利活用】</p> <p>③④⑤住まい・空き家に関する相談窓口の開設及び運営の委託化を検討する。</p> <p>③老朽空家除却費補助について、制度のあり方を検討する。</p> <p>【良好な住環境の保全・形成】</p> <p>⑥住環境アドバイザーボードで得られた課題やニーズ等をもとに、実効性のある政策の立案に向けた検討を進める。</p> <p>【公園緑地の維持・整備・更新】</p> <p>⑭施設の課題解決を目的に引き続き官民連携手法の導入を検討する。</p> |
|--|

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | | | | |
|------|-------|----------|------|----|------------|
| 施策名 | 13 | 都市機能・住環境 | 展開方向 | 03 | 良好な都市環境の整備 |
| 担当当局 | 都市整備局 | | | | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|---------------------------------------|----|----------|----|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 都市機能・住環境指数 | ↑ | ▲3 | pt | 2 | — | — | — | ▲3 | ▲2 |
| B 「都市基盤が整い利便性と安全性が確保されている」と感じている市民の割合 | ↑ | 85.3 | % | 90.0 | 81.7 | 84.0 | 84.9 | 85.3 | 84.0 |
| C 日常における公共交通機関の利用意識 | ↑ | 67.7 | % | 85.9 | 79.7 | 77.9 | 74.0 | 67.7 | 74.5 |
| D 市内の緑化に関する展示会等の認知度 | ↑ | 14.9 | % | 30.0 | 22.5 | 21.6 | 20.3 | 14.9 | 14.9 |
| E 目標未達成の重点密集市街地(R2:5町丁目)における不燃領域率 | ↑ | 34.8 | % | 40.0 | — | — | 33.7 | 34.8 | 35.5 |

※指標Aは、地域推奨意欲、転入者の5年定着率、生活利便施設カバー率、公園利用満足度より算出

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定】

(目的)都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について、令和5年度を目標に改定し、よりよいまちづくりを推進する。
 (成果)①広く庁内外の意見を取り入れながら、今後のまちづくりの方針などを示す改定計画の骨子を作成した。また、6か所の生涯学習プラザ及び本庁舎において、本市におけるこれまでのまちづくりの経緯や計画骨子の内容等を示すパネル展を開催し、簡単なアンケート調査の実施や市民向けの都市計画読本の配布などにより市民等にまちづくりに関心をもってもらえるよう努めた。(目標指標A)
 (課題)①関連計画等との連携を図りながら、市民等がまちづくりに関心をもって参画してもらえるような内容に改定するとともに、この改定の機会を捉えて、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を広く周知していく必要がある。

【都市基盤の整備・維持】

(目的)都市防災機能の向上、及び利便性が確保された生活空間を創出し、災害に強いまちづくりを目指す。
 (成果)②園田西武庫線(御園工区・藻川工区)などの整備を進めた結果、都市計画道路の整備率は89.7%となった。波洲橋については、架替工事に於いて令和4年9月に事業認可を取得した。(目標指標B)
 ③教育委員会及び学校と協議を行い、武庫川流域内の常陽中学校で、校庭貯留施設を整備した。
 ④「あまレポ」の通報対象に公園を追加し、登録者数が879人となった。また、道路の補修につながる有益通報は約76%(R3:約64%)となり、危険箇所の効率的な通報受付ができた。更に、あまがさきキューズモールのデジタルサイネージへの掲示等により「あまレポ」のPRを行った。
 ⑤密集市街地での道路空間確保の補助制度化により、制度活用が増えた。また、密集改善の評価のため、火災時の延焼危険範囲をシミュレーションし、視覚化につなげた。隣地統合の促進は、取引のタイミングなどで偶発性が高い中、制度利用に至った。(目標指標E)
 (課題)②波洲橋の架替工事では周辺住民等への配慮や交通への影響を最小限にする施工方法の検討が必要である。
 ③教育施設であり、災害時の避難場所にもなることから、施設目的への影響が少なくなるように、施工段階においても教育委員会及び学校と協議を重ね、柔軟に施工する必要がある。
 ⑤補助制度化による効果を、引き続き確認する必要がある。シミュレーション結果を用いることで、いかに密集改善の行動につながるかを意識した周知・活用方法を検討する必要がある。
 ⑥臨海部では、大規模な物流関係企業の進出により、荷待ちや休憩等をするトラックの路上駐車が常態化し、道路交通を阻害しているだけでなく、排ガスや不法投棄による環境悪化を招いている。

【総合的な地域交通政策の推進】

(目的)「快適で魅力あふれるまち」の活動を支える交通環境の実現を目指す。
 (成果)⑦まちづくりとの連携を意識しつつ、新たな交通計画の策定に着手した。
 ⑧阪神バスとの協議等により、阪神尼崎駅～尼崎ドライブスクール前間(路線番号AD2番)の全停留所停車を実現するなど、利便性向上につなげた。また、路線バス・タクシー事業者に対する支援を通じて、燃料費上昇に伴う影響を抑制した。(目標指標C)
 (課題)⑦改定中の都市計画マスタープランや駅周辺の魅力向上の取組などと整合を図りながら計画を策定していく必要がある。
 ⑧地域公共交通会議の意見等を踏まえ、路線バス等の公共交通機関を含めた移動手段の連携による利便性の向上に向け、各事業者等とともに取り組む必要がある。

【都市景観の向上】

(目的)都市美の形成を図ることにより、住み続けたい、住んでみたい、住んでよかったと思われる魅力あるまちづくりを進める。
 (成果)⑨「第10回まちかどチャミング賞」受賞作品等の紹介動画の配信や啓発パネルの展示を行うなど、新たな工夫や手法も加えて市民等の都市景観に対する意識の向上に努めた。
 (課題)⑨まちの景観に影響を及ぼす屋外広告物への規制誘導等を通して、都市景観の基本的な水準を高める必要がある。また、地域と調和したまちなみに向け、市民・事業者等と連携し、景観向上に取り組む必要がある。

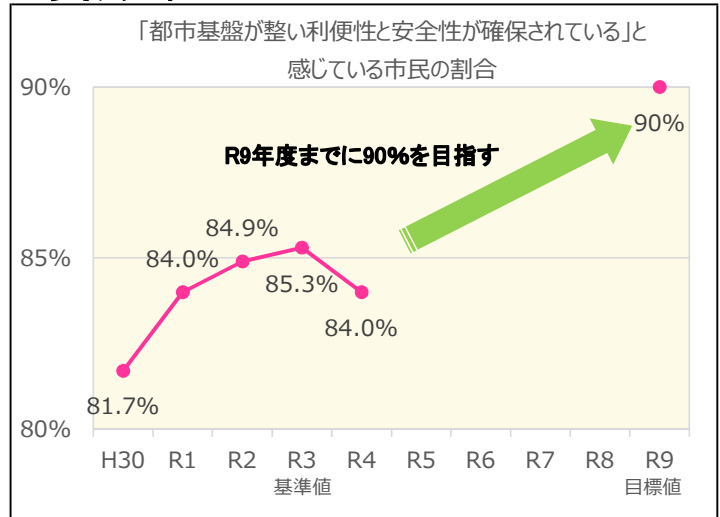
【緑化の促進】

(目的)緑の普及啓発を行うことで、美しいまちなみを創出するとともに、花づくりを通じてコミュニティの醸成を図る。
 (成果)⑩改定中の緑の基本計画については、市民アンケート調査結果に加えて関係部局の職員の意見を取り入れながら素案を作成し、公園緑地分科会にて基本方針や施策等の審議を進めた。(目標指標A)
 ⑪市の政策推進のパートナーである(公財)尼崎緑化公園協会との連携により、夏休み期間中以外の「みどりの学校」の増回、生涯学習プラザ等での出張講習の開催、「こども寄せ植え体験」などの体験型講習を実施し、受講機会及び内容の充実に取り組んだ。また、新たに作成した「あまがさき桜マップ」の周知や窓口配布などの情報発信の実施で、緑の普及啓発につながる取組を進めた。(目標指標D)
 (課題)⑩緑の基本計画の改定は、実行性のある内容とするともに、市民等にとってわかりやすい計画内容になるよう工夫する必要がある。
 ⑪生涯学習プラザ等での出張講習の開催並びに子育て世代への情報発信の強化及びその手法について、引き続き、(公財)尼崎緑化公園協会等と密接に連携していく必要がある。

3 主要事業一覧

| 令和5年度 主要事業名 | |
|-------------|------------------------------|
| 1 | 密集市街地建物除却促進事業補助金の見直し |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 令和4年度 主要事業名 | |
| 1 | 校庭貯留施設の整備(総合治水対策事業) |
| 2 | 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定事業 |
| 3 | 緑の基本計画改定事業 |
| 4 | 波洲橋の架け替え(常光寺難波線道路整備事業) |
| 5 | 密集市街地道路空間整備事業の見直し |
| 令和3年度 主要事業名 | |
| 1 | 公共土木施設情報整備事業(公開型地理情報システムの導入) |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・地域の特性を生かしたまちづくりを目指す都市計画マスタープランをはじめとするまちづくりの基礎となる各種計画の改定・策定が進められている。引き続き、関係部局はもとより、多様な主体と連携しながら、良好な都市環境の整備に向け、実効性のある計画となるよう取組を進める。

・都市基盤については、予防的視点を踏まえた計画的かつ効率的な維持・更新に努めている。引き続き、安全・安心はもとより、臨海部におけるフェニックス事業用地の利活用や道路網の充実に向けて関係機関と調整を行うなど、経済活性化の観点も含めて優先順位をつけて着実に取組を推進していく。

令和5年度の取組

【都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定】

①関連計画等との連携を図るため、都市計画審議会の各専門分科会等の意見を聴きながら、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を改定する。また、気軽に参加できる市民説明会や広く公開する動画配信等により、市民等が今後のまちづくりに関心を持てるよう計画の周知を図る。

【都市基盤の整備・維持】

②兵庫県社会基盤整備プログラムとの調整を図りながら、尼崎市道路整備プログラムの見直しを行う。波洲橋については、設計段階から施工者が関与するECI方式の導入を図り、課題解決に向けて最適で実現性の高い設計を進めていく。
 ③武庫川流域内の武庫北小学校の校庭貯留施設の整備に向け、教育委員会及び学校と協議を行い、令和5年度中に整備内容を決定、令和6年度に工事を行う。
 ⑤制度変更に対する考え等を把握するため、事業者等への意見聴取を行う。他都市の事例を収集し、シミュレーション結果の効果的な活用方法を研究する。
 ⑥関係機関と連携し、駐車中のトラックに対する指導や対策の検討を行うとともに、新規進出する企業には、敷地内にトラック待機場所を整備するよう経済部局とも連携しながら指導を行う。

【総合的な地域交通政策の推進】

⑦⑧日常的な移動や活動の目的等を定量的に把握しつつ、事業者等とともに、現状と課題の分析を経て、計画の策定に取り組むとともに、計画策定過程で整理する課題の解決や利便性の向上に資する取組についても検討する。

【都市景観の向上】

⑨景観向上に向けた啓発活動に加え、地域特性に応じた魅力的な景観を誘導するガイドライン等の策定を検討するほか、屋外広告物については、地域のにぎわい創出等に向けて許可基準等の見直しを行うとともに、主要幹線沿道の実態調査を順次進め、違反広告物等に対して正指導等を行うことで風致の維持に努める。

【緑化の促進】

⑩改定する緑の基本計画は、関連計画の改定内容との整合や庁内連携を引き続き図るとともに、わかりやすいイラストや図表を用いて、市民等と一緒に実践していくことができるよう取り組む。
 ⑪(公財)尼崎緑化公園協会が行う講習会について、実施場所、開催時期、回数について、引き続き拡充を図るとともに、効果的な情報発信を行っていく。

主要事業の提案につながる項目

【総合的な地域交通政策の推進】

⑦⑧交通安全上の課題があるバス停の改善や駅前の企業送迎バス対策、更に路線バスの利用促進策について、バス事業者等と協働で取り組むことが可能となる仕組みを検討する。

6 行政運営の評価

市民ニーズに応じた行政サービスの提供などによりセーフティネット機能を果たしつつ、本市において自治のまちづくりが推進されるよう、「協働」、「人材育成・組織体制」、「行財政」の視点から、市の経営資源の強化に取り組めます。

《行政運営の3つの視点》

- 1 【協働】ともにまちづくりを進めるために
- 2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
- 3 【行財政】市民生活を支え続けるために

【行政運営評価表の見方】

1 基本情報

| | |
|---------|--|
| 行政運営の視点 | |
| 展開方向 | |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | | |
|-----|----|-------------|-------------|-----|----|----|----|----|--|
| | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | |
| A | | | | | | | | | |
| B | | | | | | | | | |
| C | | | | | | | | | |
| D | | | | | | | | | |

展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、第6次総合計画前期まちづくり基本計画期間の最終年度の令和9年度とし、基準値は令和3年度としています。
また、これまでの経年変化を確認するため、実績値は平成30年度から記載しています。
指標の方向性については、「↑」、「↓」から選択しています。

3 これまでの取組の成果と課題(令和4年度実績内容を記載)

令和4年4月から令和5年3月末までの主な取組内容の成果や課題について担当当局が記載しています。

4 評価結果(令和5年度以降の取組方針)

目標指標の達成状況や、「これまでの取組の成果と課題」を踏まえ、令和5年度以降の取組方針を記載しています。

令和5年度 行政運営評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | |
|---------|---|---------------------|
| 行政運営の視点 | 1 | 【協働】ともにまちづくりを進めるために |
| 展開方向 | 1 | 市民の市政参画と情報の共有・発信 |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--|----|-----------|---|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 市政に関心がある市民の割合 | ↑ | 55.4 | % | 60.0 | 51.1 | 54.7 | 50.9 | 55.4 | 56.7 |
| B 市政に参画する手法を知っている市民の割合 | ↑ | 14.0 (R4) | % | 60.0 | — | — | — | — | 14.0 |
| C 尼崎市のイメージが良くなったと回答した市民の割合 | ↑ | 55.7 | % | 61.7 | 52.6 | 58.9 | 56.6 | 55.7 | 60.5 |
| D 尼ノ國サイトのページビュー数(月平均)※R5.3はAMANISMサイトの数字 | ↑ | 15,133 | 回 | 20,300 | 11,904 | 12,881 | 10,960 | 15,133 | 18,898 |

3 これまでの取組の成果と課題(令和4年度実績内容を記載)

【市政への参画の推進】

(目的) 政策形成段階における市民の市政参画の推進と政策提言機会のさらなる充実を図る。

(成果) ①改訂した協働ガイドブックにおいて、協働のまちづくりの入口として不可欠な「市民参画」を協働のツールの一つと位置付け、協働推進会議の場で総合計画策定時における市民意見聴取の手法を紹介するなど、市政参画の必要性を事例を用いて全庁的に共有した。

(課題) ①市政の運営にあたっては、「市民意見聴取プロセス」等の効果的で多様な市政参画の機会を設けることや、単に意見聴取を実施して終わりではなく、意見聴取手法が的確であったかどうかを振り返ることについて、全庁的な意識付けが必要である。(目標指標A・B)

【より透明で開かれた市政運営】

(目的) 市が保有している情報を分かりやすく保存・公開・発信し、市民が使いやすい形で共有する。

(成果) ②情報伝達手段の多様化に対応するため、市ホームページについて、スマートフォンでの操作性を考慮したコンテンツの配置、より視認性を高める配色を意識したデザインへの変更及びファミリー世帯を意識したカテゴリの見直しなどのリニューアルを実施した。また、コミュニティFM放送による市政広報の廃止にあわせ、市報あまがさきの強化や動画の活用など新たな情報発信手法の検討を進めた。

③公文書の簿冊等の分類、名称、保存期間等を記載した公文書管理簿を市ホームページで公表した。電子文書の取扱いについてガイドラインを策定した。歴史的公文書の利用請求制度の運用を開始した。

(課題) ②市報あまがさきについては、認知度調査では市政情報の入手先として50%を超えトップとなっている一方、全戸配布しているもののほとんど読まない・全く読まない人も30%程度おり、その一番の理由は「読むのが面倒」となっている。

②市公式SNSについては、より多くの市民に必要な市政情報を伝えるため登録者数の増加やわかりやすい情報発信に取り組む必要がある。

③公文書開示請求制度の適正な運営の継続に加え、市民が過去の市政等を検証し将来に生かすことができるよう、特定歴史的公文書利用請求制度の利用を促進する必要がある。

【より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進】

(目的) 魅力創造と発信を一体的に取り組むシティプロモーションを推進し、都市イメージの向上を図る。

(成果) ④定住・転入促進サイト「尼ノ國」については、「尼崎に住みたい、住み続けたい」と感じられるよう、エリアごとの魅力や尼崎の魅力データを等で紹介するより暮らしに焦点をあてた情報を発信する「AMANISM(アマニスム)」にリニューアルした。(目標指標D)

⑤広報分野の専門業者の支援を受ける中で、積極的なメディアへの情報発信を実施することで、マナー向上の取組や市内高校の専門的な取組がテレビ番組で紹介された。ブランドブックについては第2弾も多くのメディアに取り上げられるとともに、第3弾ではプロモーションも兼ねて実施したモデル公募に76人も応募がある等大きな反響があった。(目標指標C)

(課題) ④⑤シティプロモーション推進指針の改定に際し、本市のイメージが良くなったと回答した市民の割合は初めて60%を超えたものの、市民参画手法の認知度や市民参画指数(P.12参照)における地域推奨意欲が依然として低く、本市の取組や実態を市民にまだ十分に伝えきれていないことが改めて確認された。(目標指標A・B・C)

4 評価結果(令和5年度以降の取組方針)

【市政への参画の推進】

①「市民意見聴取プロセス」の様式の改定などを通じて、それぞれの政策形成のプロセスについて振り返りを行える仕組みづくりを行うとともに、引き続き、事例を全庁的に共有することで、各施策における効果的な市政参画につなげていく。

【より透明で開かれた市政運営】

②市報あまがさきはスマートフォン等で手軽に閲覧でき、日本語も含め15言語での読み上げが可能な「電子版(抜粋版)」を発行し、ライトユーザーの獲得など市政情報の伝達手段を強化する。あわせて、特集デザイン等をより魅力的な誌面とすることで、市報を手に取り読んでもらう。

②市公式SNSについては、YouTubeのトップページのカテゴリ整理を行い興味・関心のある動画を見つけやすくするなどの工夫をすることで登録者数の増加を目指すとともに、市ホームページに有料翻訳ソフトを導入し市政情報を多言語で安定して発信できる環境を構築する。

③引き続き、公文書開示請求制度を適正に運営していく。特定歴史的公文書については、利用請求制度を着実に運用していく。また、本市の新型コロナウイルス感染症への対応について、記録化や資料の収集を進める。

【より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進】

④⑤市公式YouTubeのトップページ(カテゴリ)の整理とあわせ、まちの魅力や市の施策を紹介する動画を作成するなど、動画による発信力を強化する。また、本市の多様な住宅地の魅力をAMANISMサイトに掲載していくほか、ブランドブックについても紙媒体での発行は終了とするが、AMANISMやSNS等のデジタル媒体を活用してのプロモーションを実施するなど、引き続き様々な媒体を活用しイメージと実態のギャップを埋め、本市のイメージ向上によるシビックプライドの醸成につなげる。

④⑤シティプロモーション推進指針の改定にあわせ、改めて職員一人ひとりが政策立案の段階からシティプロモーションを意識し、その取組の時宜に応じて戦略的に情報発信していくことの重要性などを全庁的に共有することで、本市イメージの向上を図る。

令和5年度 行政運営評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | |
|---------|---|---------------------|
| 行政運営の視点 | 1 | 【協働】ともにまちづくりを進めるために |
| 展開方向 | 2 | さらなる協働のまちづくりの推進 |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--|----|----------|----|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 市民提案制度の応募団体数(累計)(R1までは旧市民提案型制度の実績) | ↑ | 72 | 団体 | 104 | 47 | 50 | 62 | 72 | 80 |
| B 指定管理モニタリング評価の「適正性」が全て「適正」評価である施設の割合 | ↑ | 80.4 | % | 100 | — | — | 86.5 | 80.4 | 82.2 |
| C 「市の職員を身近に感じる(市民意識調査)」で6以上(11段階評価)の割合 | ↑ | 27.4 | % | 33.4 | 27.9 | 26.3 | 31.0 | 27.4 | 28.6 |
| D | | | | | | | | | |

3 これまでの取組の成果と課題(令和4年度実績内容を記載)

【協働のまちづくりに向けた環境の整備】

(目的)さらなる協働のまちづくりに向けて、地域発意の取組が広がる環境整備や地域を支える体制の充実に取り組む。

(成果)①協働の取組を更に進めていくため、「協働ガイドブック」の改訂を行い、市民と職員がともに使えるガイドブックとした。また、改訂の過程においては、市民やこれまで整備してきた各協働のツールを活用した団体等からの意見を受け、協働推進会議で共有するとともに、掲載する協働のツールがより多様なものとなるよう反映した。

②市民提案制度では、実施2年目の事業において、提案者と事業所管課等が対話を重ね、初年度より相互理解が進んだ内容となった。また、制度趣旨の理解も進んだことで、10団体から14事業の提案を受ける中で採択件数は昨年度より2件増えて3件となった。(目標指標A)

③指定管理者制度では、令和4年度に改善された新たなモニタリング評価表を用いた評価が行われた。チェックシートにおける評価項目が統一・具体的になったことや、手引きで評価基準が明示されたことで、より客観的な評価になったとともに、評価の過程で、制度に対する理解が深められることとなった。(目標指標B)

(課題)①協働ガイドブックを活用し、庁内の意識醸成や市民との事例共有等を進めることで、活動したいと思った市民が取組を始めるきっかけづくりを広げる必要がある。

②関係部局等と一層の情報共有や連携を図るとともに、市民提案制度の利用者には提案の採否に関わらず丁寧なフォローを行い、関係性を築いていく必要がある。

③指定管理施設の維持管理運営に必要な知識が多岐にわたることから、モニタリングの精度が個人の知識や経験に左右されることがないように制度所管課や関係所管課がサポートできる仕組みを整える必要がある。

【さらなる協働の推進に向けた職員の育成】

(目的)地域との信頼関係を築きながらまちづくりを進めるため、コーディネータ・コミュニケーション力向上に向けた研修の実施等による職員の資質向上に取り組む。

(成果)④地域担当職員のファシリテーション力を高めるため、研修で得たスキルを職場や地域で実践し振り返るフローを作り、学んだことを活用する機運を高めることができた。

⑤地域での好事例に至った地域担当職員の日々の行動を探るような研修を行い、地域担当職員としてのコンピテンシーの共有が図れた。

⑥地域のつながりを必要としている所管課と、地域の課題からまちへの関心を高めたい地域担当職員がお互いを知り合うような学習会を通じて、地域へのアプローチが行いやすくなったという事例が出てきた。

⑦新たに、本庁周辺でのプラットフォーム(相談を持ち寄れる場)「尼大ランチミーティング」の開催や、市民団体に市の職員が参加し体験レポートを届ける「新歓情報」の庁内への発信、キューズモールで行われた市民団体の紹介・体験会「尼大新歓」への参加という形による入庁3年目職員研修の実施など、市民と職員がフラットな関係で協働する意義を体感できる場づくりに取り組んだ。(目標指標C)

(課題)④⑤地域担当職員がこれまで築いた地域との関係性や経験を人事異動がある中でいかに引き継いでいくかを考える必要がある。

⑤蓄積されてきた地域担当職員の経験について地域の方と共有する中で気づきを得るという視点を研修に取り入れていく必要がある。

⑥地域担当職員と地域のつながりを必要としている所管課の結びつきを更に強める必要がある。

⑦フラットな場に参加した職員からは、業務を進めるにあたって良いきっかけになったとの声が多くあることから、こうした機会を更に作っていく必要がある。

4 評価結果(令和5年度以降の取組方針)

【協働のまちづくりに向けた環境の整備】

①協働の取組が一部のものとならず好事例の横展開が図れるよう、研修等の機会を捉え周知を行っていくとともに、市民との事例共有のあり方を検討する。

②制度開始から3年が経つ市民提案制度については、より使いやすいものとなるよう見直しを図るとともに、他機関の官民連携プラットフォームの利用も視野に、提案事業等の実現化の促進に努める。

③施設所管課が指定管理者制度における事務手続だけでなく、適切な維持管理運営のために必要な関係法令等についても、正しく理解し確認が行えるよう引き続き研修等を行い、全庁的に制度運用の熟度を高めていく。

【さらなる協働の推進に向けた職員の育成】

④⑤⑥地域担当職員の地域とのつながりを可視化したものや、蓄積した経験を報告書としてまとめ共有することで、新しく地域担当職員になる人への引き継ぎを行いやすくなり、地域のつながりを必要としている所管課との連携を図る。

⑤様々な人との出会いが地域担当職員の成長につながり、また、多くの人に評価を受けることがモチベーションの向上にもつながることから、地域担当職員の経験を知ってもらうという点も題材とし、地域の方を交えた研修の機会を作っていく。

⑦みんなのサマーセミナーや各地区のプラットフォームなど、市民とフラットに関わる様々な場に職員が参加しやすいようにコーディネートしていく。

令和5年度 行政運営評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | |
|---------|---|------------------------------|
| 行政運営の視点 | 2 | 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために |
| 展開方向 | 1 | 職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの実現 |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-------------------------------------|----|----------|---|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 「職員の接遇力(市民意識調査)」で4以下(11段階評価)の割合 | ↓ | 23.7 | % | 0 | 26.6 | 26.3 | 20.5 | 23.7 | 26.6 |
| B 「自己の成長(自己申告書)」が「非常にあった」「ややあった」の割合 | ↑ | 66.9 | % | 80.0 | 68.0 | 68.3 | 68.6 | 66.9 | 65.2 |
| C 部下の育成や職員を統率して事務事業を推進する能力(人事評価) | ↑ | 0.88 | 点 | 1.0 | 0.58 | 0.58 | 0.85 | 0.88 | 0.90 |
| D 「WLB(自己申告書)」が「やや悪い」「悪い」の割合 | ↓ | 14.6 | % | 0 | 13.5 | 12.8 | 12.6 | 14.6 | 14.9 |

3 これまでの取組の成果と課題(令和4年度実績内容を記載)

【キャリアマネジメントを踏まえた人材育成と専門職の人材確保】

(目的) すべての職員が自ら考え、変化を恐れず挑戦し、成長し続けていけるよう、人事評価制度の効果的な運用や、各種研修の充実に取り組むことにより、職員の資質向上を図る。また、今後一層進展するデジタル化やICT活用のほか、令和8年度開設予定の本市の児童相談所など、専門性が求められる分野(スペシャリスト)と、幅広い行政知識と経験を備え、企画力やマネジメント力が求められる分野(ゼネラリスト)について双方の人材育成を行う。

(成果) ①全所属長等を対象に「コンプライアンス研修」を実施し、汚職事件の再発防止に向け、今一度、各自がコンプライアンスに基づく意識や行動について点検・確認を行った。また、個人情報を含むUSBメモリーの紛失事案を踏まえて、市長・副市長をオブザーバーとして課長級以上の全職員を対象にワーク型研修を行い、リスクアセスメントに対する意識の醸成と能力の向上を図るとともに、情報リテラシーの向上を図るための研修を全職員に実施した。(目標指標A・C)

②風通しの良い職場環境づくりに向けて、「職員のエンゲージメント向上」や「アサーティブコミュニケーション」をテーマに研修を行い、一人ひとりがいきいきと活躍できるマネジメントスキルや、部下がやりがいや充実感を持てるようなコミュニケーションスキルの習得に取り組んだ。加えて、人事評価制度において、部長級コンピテンシーを作成・活用したり、管理職の目標設定に新たな項目(「コンプライアンス、人権意識の向上」「風通しの良い職場環境づくり」)を設けたりするなどし、管理職のマネジメント力の向上を図った。(目標指標B・C)

③法務能力向上研修などで公務員として必要な知識やスキルの向上に取り組むとともに、自主研修グループでは、職場を超えたメンバーが共に学習会を実施するなど、知識の習得だけでなく横のつながりを持つことができ、業務に生かすことができた。(目標指標B・D)

④児童相談所の開設に向けて、県の児童相談所への研修派遣を行ったほか、心理職や一時保護所の保育士など専門職の採用を行った。(目標指標B)

⑤市の政策を推進していく外郭団体との人事交流について、係長級職員を派遣し、派遣先団体で課長級の業務を担うことでマネジメント力の向上を図ったほか、外郭団体から新たに理学療法士の派遣を受ける等、団体との連携強化に取り組んだ。また、福祉職場に新転任した職員を対象に福祉事業所への短期インターン研修の実施に向けた検討を行った。(目標指標B・C)

(課題) ①②「職場お悩み相談」や職員アンケートで把握した、組織風土の課題や職場でのコミュニケーション不足、マネジメント等の課題を解決するため、引き続き風通しの良い職場環境づくりや管理職のマネジメント力の向上が必要である。

④各地で児童相談所の開設が予定されていることから、専門職の確保が難しくなっている。あわせて、福祉系窓口に従事する会計年度任用職員の人材確保策を検討する必要がある。

【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】

(目的) 職員一人ひとりがやりがいや充実感を持って仕事に取り組むとともに、社会貢献や自己啓発、育児、介護等に取り組めるようWLBを推進する。

(成果) ⑥超過勤務時間の見える化や事前命令の徹底に取り組んだ。[年間平均超過勤務時間 R3 135.7H → R4 145.5H(※目標数値120H)]

男性職員の育児休業取得率は引き続き増加傾向にある。また、昇格に必要な在級年数について育児休業の期間は除算しないよう見直した。(R5.4施行) [男性職員育児休業取得率 R3 40.7% → R4 45.2%(※目標数値13%)]

※尼崎市特定事業主行動計画で定めている令和6年度に向けた目標(目標指標D)

(課題) ⑥超過勤務時間については、コロナ関連業務に加えてコロナ禍で休止していた事業の再開や、育児休業中の職員の代替職員の確保が十分に行えていない等、これまでの削減策だけで抑制することは難しい状況にある。また、職員のモチベーション維持の対策も必要である。

4 評価結果(令和5年度以降の取組方針)

【キャリアマネジメントを踏まえた人材育成と専門職の人材確保】

①②研修や人事評価制度を通して、風通しの良い職場環境を目指し、管理職のマネジメント力の向上(日々のOJTや人材育成面談の質の向上等)に取り組む。また、相手も自分も尊重できるアサーティブコミュニケーションスキルの向上を図っていく。

③自主研修グループの活動支援を通じて、内容を周知することで、職員のモチベーション向上や自己啓発を後押しする職場風土の醸成を目指す。

④引き続き、児童相談所開設に向けた専門職等の人材を確保するため、採用時期や手法等の多様化を図り、福祉系窓口の会計年度任用職員の人材を確保するため、他の自治体における処遇条件等を調査し検討を進める。また、職員個々の適性と経験、やる気を踏まえて、スペシャリスト、ゼネラリストの育成を見据えた人事配置に意を用いていく。

⑤多様な経験や人との交流を通じた視野の拡大やマネジメント力の向上など人材育成に資する国や外郭団体等への職員派遣を積極的に行う。

【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】

⑥若手職員を中心に職場で抱える課題をヒアリングしたり、解決策となるアイデアを出し合う場を設け、実践を重ねていくことで、超過勤務時間の縮減のみならず職員が働き続けたい、働き続けられると思える職場づくりの方策を探る。また、育児休業中の職員の業務を補完するために、任期付職員を採用する。

令和5年度 行政運営評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | |
|---------|---|------------------------------|
| 行政運営の視点 | 2 | 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために |
| 展開方向 | 2 | 本市DXの推進と最適な業務執行体制の構築 |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-------------------------------|----|----------|----|----------|-----|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A オンライン申請導入手続数 | ↑ | 42 | 手続 | 120 | 15 | 17 | 19 | 42 | 68 |
| B 全申請件数に対するオンライン申請及びコンビニ交付の割合 | ↑ | 23.0 | % | 50.0 | 6.4 | 9.4 | 14.4 | 23.0 | 28.0 |
| C RPA活用に伴う業務改善時間数(累計) | ↑ | 5,602 | 時間 | 8,000 | - | 1,371 | 3,750 | 5,602 | 6,490 |
| D 情報セキュリティ外部監査における指摘項目の改善割合 | ↑ | - | % | - | - | - | - | - | - |

3 これまでの取組の成果と課題(令和4年度実績内容を記載)

【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築】

(目的)「新しい生活様式」に沿った住民ニーズの拡大と多様化に対応するため、ICT(情報通信技術)やデータの積極的な利活用等を含め、質の高い行政サービスを提供できる持続可能で効率的な執行体制を構築する。

(成果)①行政手続のオンライン申請は令和3年10月から開始し、49手続38,036件の利用があった。また、令和4年2月に開設したおくやみコーナーは令和5年3月末で1,331件(うちオンライン予約は476件)の利用があった。(目標指標A・B)

②RPAの活用により年間6,490時間の効率化を実現したほか、令和2年度から導入した業務改善ツール(kintone)を庁内で広く利用できるよう支援し、令和4年度は75業務約5,230時間の業務効率化につなげた。Web会議は年間1,200回と前年度比で約100回開催増、「テレワーク・兵庫」は登録ユーザー数が900人から1,300人へと拡大した。(目標指標C)

③市独自クラウド・共通基盤の導入については国のガバメントクラウドの進捗に合わせスケジュールを更に1年延期した。

④マイナンバーカード(カード)は令和3年度は62,186枚、令和4年度は85,335枚交付した。

⑤令和4年6月に発生したUSBメモリー紛失事案を契機に、情報セキュリティ対策の強化を目的として庁内のシステム関係契約を見直した。また、尼崎市情報セキュリティポリシーなどの改訂とともに、全職員を対象とした情報セキュリティに係る研修の実施とセキュリティハンドブックの配布により職員の情報リテラシー向上につなげた。

⑥既に導入されたアウトソーシングについて、直接業務に携わらなくなった市職員におけるノウハウの維持・継承手法等の課題に対する現状の対応策を確認するため、まずは一部の業務を対象に、試行的に評価検証を実施した。

(課題)①引き続き業務改善や見直しを進め、ワンストップサービス等市民サービスの向上を図るとともに、組織機能を十分に発揮できる持続可能な体制の構築を実現する必要がある。行政手続のオンライン申請は申請件数にこだわることなく適用業務を拡大する必要がある。

②RPAについてはライセンス数の上限により実施可能な業務数が頭打ちとなっている。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、Web会議やテレワークについては密対策を中心とした観点だけでなく業務効率化やWLBの観点を踏まえた利用定着を図る必要がある。

④引き続きカード普及を進めるとともに、窓口の混雑緩和等を図り、円滑にカードの交付を行う必要がある。また、今後有効期限を迎えるカードの更新業務に対応する必要がある。

⑤USBメモリー紛失事案調査委員会からの調査報告書を踏まえた情報セキュリティ強化策を実施する必要がある。

⑥今後、対象業務の拡充、評価検証の手法等を改善し、検証により顕在化した課題に対し適切な対応策を講じる必要がある。

【内部統制の推進】

(目的)各マネジメント制度の機能向上や職員一人ひとりが自律的に考え、行動できる組織風土の醸成を図ることで、適法・適正かつ効率的・効果的な行政事務および行政運営を実現し、市政への信頼と満足度の向上を図る。

(成果)⑦USBメモリー紛失事案を踏まえ、内部統制報告書の作成を1年延期したものの、管理職を対象に、業務に潜むリスクは何か、現状の対応策で問題ないか等を自ら評価検証するワーク研修を実施し、リスクアセスメントに係る意識の醸成や能力向上を図ったほか、各種マニュアル等の改訂や令和5年4月1日向けの組織改正では、情報部門の人員体制強化等の機能強化を図るなどの再発防止策を講じた。

(課題)⑦調査報告書の内容を踏まえた、情報セキュリティに係る対応策を含む効果的な内部統制運用手法の検討等を行う必要がある。

4 評価結果(令和5年度以降の取組方針)

【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築】

①行政手続のオンライン申請を起点とした効果的な窓口サービスのあり方について、国の動向を注視しつつ、時機を逸しないよう必要に応じてシステムの整備や検討を行う。行政手続のオンライン申請は申請件数にこだわらず適用業務の拡大を図る。

②外部登用のデジタル政策監の指導・助言をもらいながら次期『尼崎市官民データ活用推進計画』を策定し、一層のデジタル化を推進する。

③市独自クラウド・共通基盤の導入は、ガバメントクラウドの先行事業結果などを踏まえ、無駄のない導入方法を検討する。

④窓口の混雑緩和を図るため、交付等窓口の増設、予約制を実施するとともに、更なるカードの普及促進を図るため、引き続き窓口での申請受付を実施するほか、適宜出張申請等を行う。また、今後のカード更新の増加等に向けて、体制の構築等の検討を行う。

⑤庁内の情報システム(約150システム)に対し、内部監査の充実とともに、新たに外部監査を導入する。また、デジタル政策監の知見を活用し、システム関係規程の更新等を含め、情報システム関係事務の更なる見直しや再構築に取り組む。

⑥USBメモリー紛失事案の関連業務から評価検証を進め、対応策を講じるとともに、評価検証手法の改善に向けた取組を進める。

【内部統制の推進】

⑦USBメモリー紛失事案で顕在化した課題に関連するマネジメント制度から取組を進めるとともに、ミスが発生した際にそれらを共有し、ミスを今後に生かせる組織を目指すため、より効果的な内部統制制度の運用手法を検討する。また、監査委員とも意見交換を行い、内部統制を構成する各マネジメント制度の点検・リスク評価結果を令和5年12月に内部統制報告書として公表し、行政事務の質の向上を図る。あわせて、内部統制の推進に不可欠なICT化等による業務改善や研修等の強化による人材育成・意識改革を「統制環境」と位置付け、適正な個人情報の取扱いなどコンプライアンス遵守の徹底も図りつつ、「管理職のマネジメント力の向上」、「職員一人ひとりが自律的に考え、行動できる組織風土の醸成」に取り組む。

令和5年度 行政運営評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | |
|---------|---|--------------------|
| 行政運営の視点 | 3 | 【行財政】市民生活を支え続けるために |
| 展開方向 | 1 | 安定的な財政運営の推進 |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|--|----|----------|----|-------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 収支不足に対する財政調整基金繰入額(R4当初までは先行会計繰入金に対する財政調整基金繰入額) | ↓ | 0 | 億円 | 0 (R14) | 21 (R1当初) | 12 (R2当初) | 2 (R3当初) | 0 (R4当初) | 0 (R5当初) |
| B 目標管理対象将来負担 | ↓ | 1,187 | 億円 | 1,000 (R14) | 1,539 | 1,405 | 1,329 | 1,187 | 1,074 |
| C | | | | | | | | | |
| D | | | | | | | | | |

3 これまでの取組の成果と課題(令和4年度実績内容を記載)

【財政規律・財政目標の進行管理】

(目的) 現在の本市を取り巻く社会経済環境下における財政運営のあるべき姿を実現し、今後も引き続き長期的に継続して安定的な財政運営を行っていく。

(成果) ①収支面では、令和4年度当初予算に引き続き、令和5年度当初予算で収支均衡を達成した。(目標指標A)

②基金については、次の通り取組を進めた。

・財政調整基金は、尼崎市土地開発公社の解散に伴う公社保有地の買戻しのほか、各種還付金に係る年度間調整等に活用する一方、令和5年度に返還が必要となる各種還付金や、収支剰余金等の積立てを行ったことで、残高は117億円となった。目標水準残高である類似他都市の残高は令和3年度末時点で156億円で、引き続き収支剰余金を積み立て、残高の確保に努める必要がある。

・減債基金(通常分)は、行政改革推進債の早期償還財源としての取崩を予定していたが、収支剰余が生じたため、これを活用した取崩抑制を実施したこと等で残高は71億円となった。令和5年度以降の行政改革推進債の早期償還と、公債費に起因する収支不足(令和6～14年度)に対応するために必要となる残高60億円を確保しており、現時点での目標水準に到達している。

・減債基金(FM分)は市債の償還財源としての取崩を予定していたが、収支剰余が生じたため、これを活用した取崩抑制を実施したことや、見込んでいた土地売払収入を予定通り積み立てたことで残高は67億円となった。令和4年度末における目標水準残高(公共施設の再編を図る取組に係る市債残高の1/2)の61億円を確保しており、現時点での目標水準に到達している。

・公共施設整備保全基金はユニチカ記念館の用地取得等に活用する一方、収益事業収入や土地売払収入等の積立てを行ったことで、残高は114億円となった。目標水準残高である類似他都市の残高は令和3年度末時点で131億円で、引き続き収益事業収入及び土地売払収入を積み立て、残高の確保に努める必要がある。

③市債の発行額を元金償還額以内としながら、行政改革推進債の早期償還を図ったことで、目標管理対象将来負担は着実に減少し、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの「令和4年度末に1,100億円以下を目指す」という最終残高目標を達成した。(目標指標B)

④令和4年度末であまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの計画期間が終了することを踏まえて、令和5年度以降も健全で持続可能な財政運営の確保を図り、市民の福祉の増進を図っていくために、「財政運営基本条例」を制定するとともに、令和14年度までの財政運営の規律と目標を定めた「財政運営方針」を策定した。

(課題) ①②主要一般財源(臨時財政対策債の償還に係る地方交付税措置分を除く)が横ばいで推移すると見込まれる一方、社会保障関係費の伸びが引き続き見込まれる。こうした中、長期的に安定した財政運営ができるよう、基金残高の目標水準を確保するとともに、公債費の低減に向けて将来負担を適切に管理することで、引き続き収支均衡の確保を図っていく必要がある。

③財政運営方針における財政目標を踏まえつつ、今後必要となる次期焼却施設の整備や公共施設の再編、予防保全等の投資的事業の実施と、適正水準の将来負担を両立させていく必要がある。

4 評価結果(令和5年度以降の取組方針)

【財政規律・財政目標の進行管理】

財政運営方針における財政運営の規律と目標を踏まえて、以下の取組を進める。

①主要一般財源が横ばいで推移する一方で、社会保障関係費が引き続き伸びると見込まれる中、事業のスクラップ&ビルドや歳入確保に取り組みながら、基金の活用も見据えつつ、一定の政策財源の確保を図るとともに引き続き収支均衡の確保を図る。

②基金については次の通り取組を進める。

・財政調整基金は収支剰余金を積み立てる一方、税収の急変動や大規模災害の発生といった緊急的な事態が生じた際に必要に応じて活用する。

・減債基金(通常分)は行政改革推進債の早期償還に活用するほか、財政運営方針の期間中は公債費負担のピークカットを図るために活用する。

・減債基金(FM分)は、今後も継続的に公共施設マネジメントの取組の財源として活用していくことから、FMの取組によって生じた土地売払収入を積み立て、残高の確保に努める。

・公共施設整備保全基金は収益事業収入及び土地売払収入を積み立てる一方、基金の設置目的を踏まえ、「財政運営方針」に定める取崩ルールに基づき、まちづくりを行っていくための財源として活用する。

③投資的事業は長期的な視点のもと、優先順位をつけて実施するなど、将来負担を適切に管理していくことを通じて、今後必要となる投資的事業の実施と適正水準の将来負担を両立させていく必要がある。

④上記の内容を踏まえつつ、安定的な財政運営を行っていくことができるよう令和6年度の当初予算編成を行う。

令和5年度 行政運営評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | |
|---------|---|----------------------|
| 行政運営の視点 | 3 | 【行財政】市民生活を支え続けるために |
| 展開方向 | 2 | 公平・公正な負担に向けた債権管理の適正化 |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|------------------------|----|----------|----|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 市全体の収入未済額 | ↓ | 60.7 | 億円 | 42.7 | 84.2 | 74.9 | 73.8 | 60.7 | 56.7 |
| B 非強制徴収債権の収入未済額(滞納繰越分) | ↓ | 9.7 | 億円 | 7.6 | 13.2 | 12.0 | 10.5 | 9.7 | 8.1 |
| C 個人市民税収入率(現年分) | ↑ | 98.7 | % | 99.3 | 98.0 | 98.3 | 98.4 | 98.7 | 98.5 |
| D 国民健康保険料の収納率(現年分) | ↑ | 95.3 | % | 97.0 | 93.1 | 93.9 | 94.5 | 95.3 | 94.4 |

3 これまでの取組の成果と課題(令和4年度実績内容を記載)

【尼崎市債権管理条例に基づく収入未済額への対策】

(目的)督促状の送付など債権管理の基本的取組や滞納抑制に必要な権限行使の徹底を図る。

(成果)①尼崎市債権管理推進計画を平成31年2月に策定し、計画期間を4年間として、本市が保有する債権の整理や取り組むべき事項とその目標数値を設定し、公平・公正な負担に向けた債権管理の適正化を目指してきたが、その結果、計画の対象である債権(平成29年度決算において収入未済が生じていた78債権)の収入未済額が平成29年度と令和4年度の比較では、約93.8億円から約38.1億円減少し約55.7億円となった。また、目標値(R9年度末の収入未済額を42.7億円以下にする)に対する市全体の収入未済額について、令和3年度と令和4年度の比較では、強制徴収債権は約49.4億円から約2.4億円減少し約47億円に、非強制徴収債権は約11.3億円から約1.6億円減少し約9.7億円となり、市全体の収入未済額は約60.7億円から約4億円減少し約56.7億円となった。(目標指標A)

②非強制徴収債権の収入未済額縮減に向けては、滞納となっている非強制徴収債権の債権回収業務を令和4年11月頃に弁護士法人へ委任する予定が、各債権所管課と委任する債権の調整などに時間を要したが、令和5年3月より委任することができた。(目標指標B)

③阪神・淡路大震災の被災者の生活再建を目的とした災害援護資金貸付金については、令和4年度末に県への貸付原資償還の最終履行期限を迎えるにあたり、未回収金の貸付原資は一般財源で立て替えての償還となるため、市の財政負担軽減措置を図るよう、関係各市と連携し、要望を行った。その結果、県からは市が債権放棄を行った場合には財政支援を実施する方針が示されたことから、被災者の高齢化等のため完済が困難であること、また、債権管理コストが償還額を上回る見込みであることを総合的に判断し、市議会の議決を得て、残る全債権(71件、約7,500万円(元金))を放棄した。

(課題)①市全体の収入未済額は毎年減少しているものの、引き続き適切な債権管理のため、これまで各局において実施してきた債権管理の取組の継続に努めていく必要がある。

②弁護士法人からの催告等にも応じず、法的手続を取る以外には債権回収が困難な債権については、訴訟等も視野に入れ検討していくこととなるが、その手続には一定の日時が必要となることなど、費用対効果も踏まえながら進めていく必要がある。

【市税など強制徴収債権の取組】

(目的)徴収体制の強化や滞納事案への早期着手の徹底による収入率の向上及び収入未済額の抑制に取り組む。

(成果)④更なる市税の収入率向上を図るため、令和4年度においては現年対策チームを1人増員するとともに、取組対象範囲の拡大を行うなど滞納初期における徴収体制を強化したものの、個人市民税に係る現年分・滞納繰越分の収入率は低下することとなった。一方で、市税の収入未済額については着実に縮減するなど一定の成果も表れている。(令和3年度:全体95.6%、現年分98.7%、滞納繰越分35.1%、収入未済額19.25億円→令和4年度:全体95.9%、現年分98.5%、滞納繰越分32.6%、収入未済額17.61億円)(目標指標C)

⑤本市の国民健康保険料の収納率については、窓口における粘り強い納付折衝や滞納処分の見直し等により、尼崎市債権管理推進計画に定める目標値を達成することができたものの、コロナ禍による納付環境の悪化に伴い、納付が滞っている世帯が多数発生したため、収納率にも大きく影響し、現年分・滞納繰越分ともに低下することとなった。(現年分:令和3年度:95.3%→令和4年度:94.4%、滞納繰越分:令和3年度:26.8%→令和4年度:24.5%)(目標指標D)

(課題)④個人市民税の収入率は類似都市と比較し未だ低い数値となっているため、引き続き収入率向上に向けて取り組んでいく必要がある。(令和3年度の個人市民税収入率(現年分) 類似都市平均:99.3%、尼崎市:98.7%)

⑤本市の国民健康保険料の収納率については、被保険者1人当たりの基準所得が低く、所得に対する保険料の負担感が高いことなどから、県下でも低位な状況にあるが、今後予定されている県内保険料率の統一にあたり、引き続き収納率の向上に向けた取組を進めていく必要がある。

4 評価結果(令和5年度以降の取組方針)

【尼崎市債権管理条例に基づく収入未済額への対策】

①適切な債権管理の取組を継続するとともに、これまで各局において実施してきた債権管理の取組の継続に努めていくため、令和5年度以降は第2次尼崎市債権管理推進計画(令和9年度までの5か年)に基づき、更なる市全体の収入未済額の縮減に取り組んでいく。

②引き続き、弁護士法人からの催告等とともに、訴訟等の法的手続の実施検討のほか、時効期間が既に到来しているものなど法的手続を取ったとしても回収が困難な債権については、適切なタイミングを見計らい債権放棄を行うなど、債権管理の適正化に取り組んでいく。

【市税など強制徴収債権の取組】

④個人市民税を中心とした現年課税分の収入率向上を図るため、令和5年度からは、新たに「個人住民税等早期対策担当」を設置し取組対象税目の拡大を行うとともに、預貯金照会のデジタル化等を通じた事務の効率化・迅速化を図ることにより、滞納整理の早期着手を推進していく。また、滞納繰越分で長期にわたり滞納が続く事案や悪質な事案においては、必要に応じて滞納者の自宅・事業所への捜索(強制立入調査)や不動産の公売を実施するなど更なる収入率の向上と収入未済額の縮減を図っていく。

⑤国民健康保険料の収納率の向上を図るため、本市ではこれまで差押対象債権の拡大や、保険料の納付に関心を示さない世帯及び納付誓約の不履行世帯に対する滞納処分など、各種取組の強化を図ってきた。当該取組については、今後も継続して実施するほか、令和5年度からは新たな取組として、預貯金照会のデジタル化による効率的な滞納処分を行うとともに、収納業務委託を活用したSMS(ショートメッセージサービス)催告を導入し、目標収納率の達成を目指す。

令和5年度 行政運営評価表(令和4年度決算評価)

1 基本情報

| | | |
|---------|---|--------------------|
| 行政運営の視点 | 3 | 【行財政】市民生活を支え続けるために |
| 展開方向 | 3 | 公共施設マネジメントの着実な推進 |

2 目標指標

| 指標名 | 方向 | 基準値 (R3) | | 目標値 (R9) | 実績値 | | | | |
|-------------------|----|-----------------|----|---------------|-----|------|------|------|------|
| | | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| A 公共施設の床面積の削減(累積) | ↓ | 1,868 (H24末) | 千㎡ | △187 (R8末) | 8 | △ 30 | △ 22 | △ 25 | △ 64 |
| B | | | | | | | | | |
| C | | | | | | | | | |
| D | | | | | | | | | |

3 これまでの取組の成果と課題(令和4年度実績内容を記載)

平成26年6月に策定した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づく以下の取組を実施した。

【方針1:再編】

(目的)公共施設の老朽化や将来の人口減少等に対応するための施設の再編について、量の縮減だけでなく、まちの魅力向上や市民活動の促進につながるよう取り組み、「量の最適化」を目指す(数値目標:公共施設保有量を令和30年度末時点で1,307千㎡以下まで削減(△561千㎡以上)。このうち第1次計画期間である令和8年度末時点で1,681千㎡まで削減(△187千㎡))。

(成果)①「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)」及び当該計画に係る対象施設の施設規模、場所、スケジュールなどを示した「実施編」に基づき、対象施設の設計や工事に着手するなど着実に取組を推進した。なお、令和4年度以降に設計に着手する新築公共建築物は、脱炭素社会の実現及びライフサイクルコストの削減を目指しZeb Ready(*)を導入している。(目標指標A)

<参考 令和4年度の主な公共施設の増減等>

〔減少〕 旧立花支所、宮ノ北住宅(集約建替)、地域総合センター上ノ島分館、大庄西中学校跡地内既存施設

〔増加〕 ユニチカ記念館

(課題)①引き続き公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるように努めながら、今後も計画に基づき「(仮称)大庄健康ふれあい体育館」や「北図書館と女性・勤労婦人センターの複合施設」等の整備に向け、丁寧に取組を進めていく必要がある。また、取組にあたっては、国の制度の活用や取組に伴う土地売却収入の基金への積立などで必要となる財源を確保し、財政規律及び財政目標に沿って推進する必要がある。

(*)外壁等の高断熱化と高効率な省エネルギー設備等を備えることにより、国が示すエネルギー消費性能基準からエネルギー消費量を50%以上削減した建築物

【方針2:予防保全】

(目的)これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指す。

(成果)②「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び「実施編」に基づき、各施設の詳細調査を実施するとともに、6施設の実設計を行い、サンジック尼崎や北部防災センターの改修工事を実施した。また、「保全システム」を活用し、施設情報の一元管理を行うとともに、施設所管部局への技術的支援を積極的に行い、適正な施設保全の推進に努めた。

(課題)②施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。また、長寿命化改修対象施設については、改修工事等の機会を捉えて、省エネ化を効果的に実施していく必要がある。

【方針3:効率的・効果的な運営】

(目的)施設運営にかかるコスト縮減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、「運営コストの最適化」を目指す。

(成果)③省エネ効果が見込める38施設の照明(約4,800台)について、LED化の一括更新工事を実施した。

(課題)③脱炭素社会の実現に向けた取組や、更なる効率的・効果的な施設の運営に向けた対応を今後も行う必要がある。また、燃料費高騰に伴い電気及び都市ガスの単価上昇が発生しているため、適宜、価格への影響を把握し、財政担当部局と情報共有を図る。

4 評価結果(令和5年度以降の取組方針)

【方針1:再編】

①「(仮称)大庄健康ふれあい体育館」については、隣接する公園等の連携を踏まえながら、タウンミーティングによる市民・利用者等との意見交換を進め、「北図書館と女性・勤労婦人センターの複合施設」については、まずは整備候補地等の検討を進めた上で、タウンミーティング等につなげていく。また、喫緊の課題であった子どもの育ち支援センター新館(児童相談所)や休日夜間急病診療所等については、引き続き整備に向けた具体的な取組を進めていく。

【方針2:予防保全】

②老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施するとともに、脱炭素社会の実現及びライフサイクルコスト削減のため、改修工事に合わせてLED化や高効率の空調設備を導入することにより、積極的に省エネルギー化を進めていく。

【方針3:効率的・効果的な運営】

③電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、引き続きエネルギーの安定供給に努めつつ、各事業者や他都市の動向を注視しながら、施設の効率的・効果的な運営に向けた検討を進める。

(このページは白紙です。)

《参考資料》

施策別の重要度・満足度に関する市民意識調査結果

(1) 調査の目的

第6次総合計画(前期計画)の13の施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」について、市民にアンケート調査を行っており、施策別の重要度や満足度の回答を点数化して集計しています。

| | | | | | |
|-----|----------|----|-----|------------|----|
| 重要度 | 重要 | 5点 | 満足度 | 満足 | 5点 |
| | まあ重要 | 4点 | | どちらかといえば満足 | 4点 |
| | ふつう | 3点 | | ふつう | 3点 |
| | あまり重要でない | 2点 | | どちらかといえば不満 | 2点 |
| | 重要でない | 1点 | | 不満 | 1点 |

(2) 実施概要

- ① 調査対象 満15歳以上の市民から無作為で3,000人を抽出
- ② 調査方法 郵送によるアンケート用紙の発送・回収
- ③ 調査期間 令和5年2月22日から令和5年3月27日
- ④ 回収結果

| 発送数 | 未着数 | 実発送数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------|-----|-------|-------|-------|
| 3,000 | 38 | 2,962 | 1,008 | 34.0% |

(3) 調査結果

● 結果概要

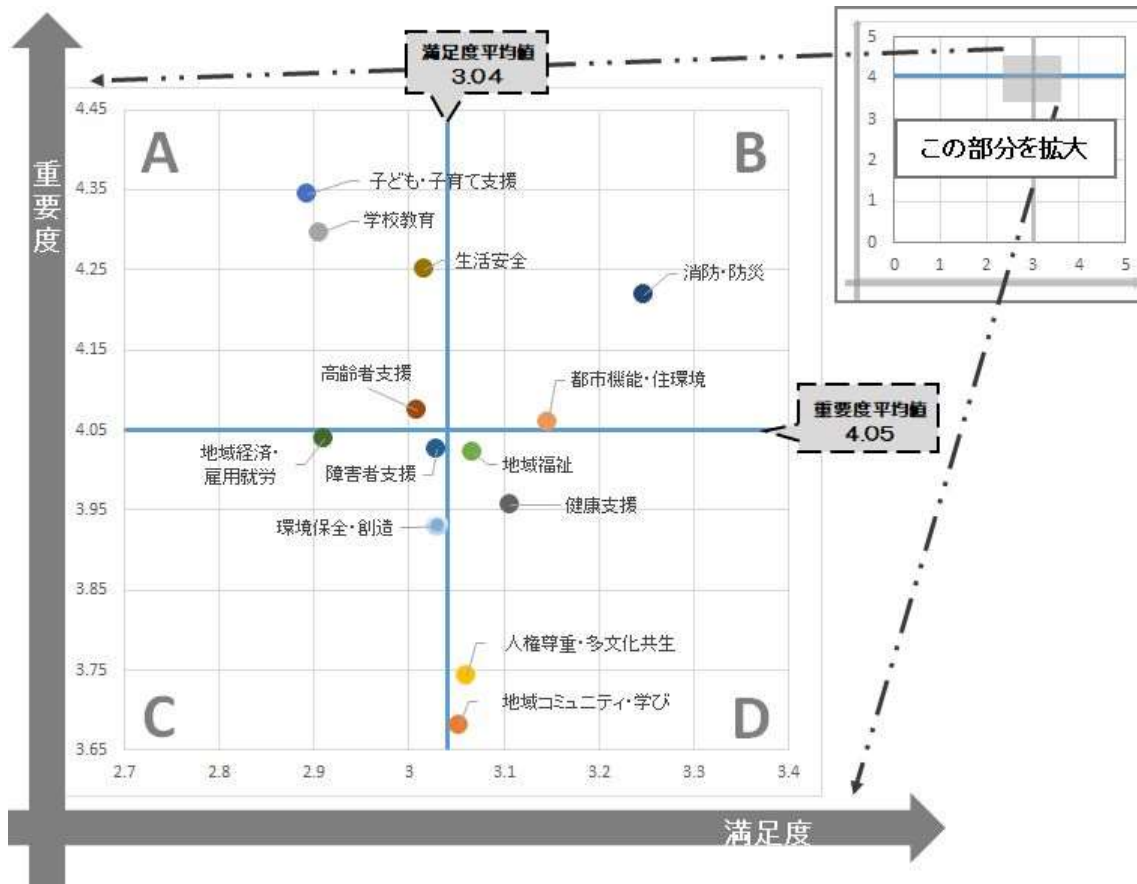
| | |
|--------------------|--|
| 全13施策の平均値 | 重要度 4.05(前年4.02)、満足度 3.04(前年3.08) |
| 重要度と満足度の乖離が大きい主な施策 | 子ども・子育て支援(乖離幅1.45)、学校教育(乖離幅1.39)、生活安全(乖離幅1.23) |

| 施策名 | 重要度 | 満足度 | 乖離幅 | 施策名 | 重要度 | 満足度 | 乖離幅 |
|---------------|------|------|------|--------------|------|------|------|
| 1 地域コミュニティ・学び | 3.68 | 3.05 | 0.63 | 8 健康支援 | 3.96 | 3.11 | 0.85 |
| 2 人権尊重・多文化共生 | 3.74 | 3.06 | 0.68 | 9 生活安全 | 4.25 | 3.02 | 1.23 |
| 3 学校教育 | 4.30 | 2.91 | 1.39 | 10 消防・防災 | 4.22 | 3.25 | 0.97 |
| 4 子ども・子育て支援 | 4.35 | 2.89 | 1.45 | 11 地域経済・雇用就労 | 4.04 | 2.91 | 1.13 |
| 5 地域福祉 | 4.02 | 3.07 | 0.95 | 12 環境保全・創造 | 3.93 | 3.03 | 0.90 |
| 6 障害者支援 | 4.02 | 3.03 | 0.99 | 13 都市機能・住環境 | 4.06 | 3.15 | 0.91 |
| 7 高齢者支援 | 4.07 | 3.01 | 1.06 | 平均値 | 4.05 | 3.04 | 1.01 |

● 傾向区分

市民意識調査の結果から、全13施策を重要度の平均点(4.05点)と満足度の平均点(3.04点)を軸として、4つの傾向(A~D)に区分しています。

【市民意識調査における13施策の分布と傾向区分】



- A 重要度：平均以上、満足度：平均未満 B 重要度：平均以上、満足度：平均以上
- C 重要度：平均未満、満足度：平均未満 D 重要度：平均未満、満足度：平均以上

《参考資料》

市外地域推奨意欲とあまらぶ指数

(1) 市外地域推奨意欲の推移

令和4年度の「市外地域推奨意欲」は、前年度と比較して5.0ポイント増加しています。これは「高い」の回答が増加したことに加え、「低い」の回答が減少したことによるものです。調査開始以来、「利便性が高い」「駅前が整備され、景観が良くなった」等の理由で市外の方が本市を勧める傾向は高まる一方、「悪いイメージがある」「魅力がわからない」等の理由で本市を勧めたくないという市外の方は、減少傾向にあるものの、依然として多くいることがわかります。

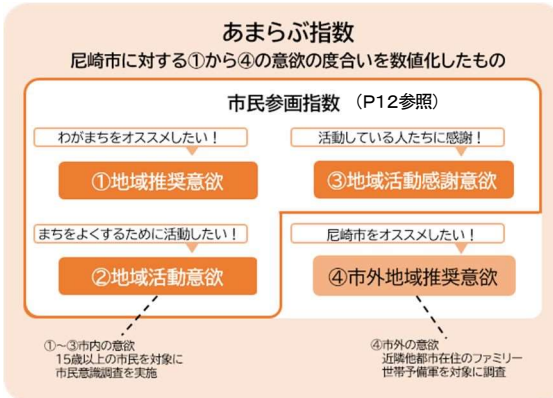
こうしたことから、引き続き、治安やマナー向上など課題解決の取組を推進するとともに、地域資源や高い利便性といった暮らしやすさの魅力をテレビやインターネットなど市外の方が情報を取得しやすい媒体により積極的に発信するなど、イメージと実態のギャップを埋める取組を進める必要があります。



| 年度 | 市外地域推奨意欲 | | | |
|-------|----------|-----|-----|-----|
| | 指数 | 低い | 普通 | 高い |
| H29 | 18.0 | 71% | 22% | 7% |
| R3 | 24.0 | 60% | 32% | 8% |
| R4 | 29.0 | 54% | 34% | 12% |
| R4-R3 | 5.0 | ▲6% | 2% | 4% |

(2) あまらぶ指数

あまらぶ指数とは、総合指標のひとつである市民参画指数(P12)を構成する3つの意欲に、「市外地域推奨意欲」を加えて平均したもので、シティプロモーションの成果指標として設定し、進捗を確認していくものです。



令和4年度の「あまらぶ指数」は、前年度から2.6ポイント増加し、過去最高の値となり、「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「市外地域推奨意欲」が上昇しています。一方で「地域活動感謝意欲」は低下しており、意欲が「低い」と回答した最も多い理由は「活動している人を知らない」となっています。

また「市外地域推奨意欲」ではイメージと実態のギャップが課題となっていることから、引き続き市内外のターゲットを意識した広報や、積極的なSNSの活用など、戦略的・効果的な情報発信を全庁的に行っていく必要があります。

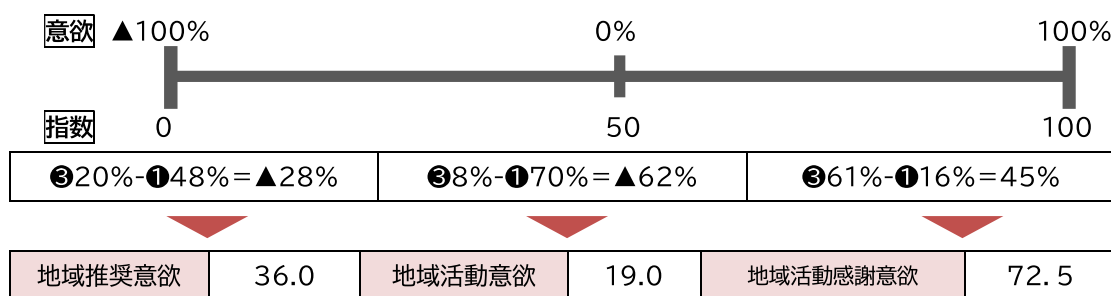
市民参画指数・あまらぶ指数の考え方

■市民参画指数

①市民意識調査において、「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」の3つの意欲を短期間で変化を捉えやすいよう、0～10の11段階でお伺いし、回答の0～5を「低い」、6、7を「普通」、8～10を「高い」と分類する。

| 地域推奨意欲 | | | 地域活動意欲 | | | 地域活動感謝意欲 | | |
|--------|------|-----|--------|------|-----|----------|------|-----|
| ①低い | 0～5 | 48% | ①低い | 0～5 | 70% | ①低い | 0～5 | 16% |
| ②普通 | 6、7 | 32% | ②普通 | 6、7 | 22% | ②普通 | 6、7 | 23% |
| ③高い | 8～10 | 20% | ③高い | 8～10 | 8% | ③高い | 8～10 | 61% |

②意欲が「高い」から「低い」を差し引き、▲100%の場合を「0」、0%を「50」、100%を「100」とする段階的な数値で表す。



③3つの意欲の平均を市民参画指数とする。

| | |
|--------|------|
| 市民参画指数 | 42.5 |
|--------|------|

■あまらぶ指数

令和4年度ネットアンケート調査結果より

①市外在住のファミリー世帯予備軍を対象としたネットアンケート調査において、本市のまちづくりに共感する方へ「尼崎の魅力を誰かに勧めたい」という意欲をお伺いし、市民参画指数と同様に分類、差を算出し、その結果を段階的な数値で表す。

| 市外地域推奨意欲 | | |
|--------------------|------|-----|
| ①低い | 0～5 | 54% |
| ②普通 | 6、7 | 34% |
| ③高い | 8～10 | 12% |
| ③12% - ①54% = ▲42% | | |

②市民の「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」に市外の方の「市外地域推奨意欲」を加え、平均したものを「あまらぶ指数」とする。

| | |
|----------|------|
| 市外地域推奨意欲 | 29.0 |
|----------|------|

| あまらぶ指数(令和4年度) | |
|---|------|
| (地域推奨意欲36.0 + 地域活動意欲19.0 + 地域活動感謝意欲72.5 + 市外地域推奨意欲29.0) ÷ 4 | 39.1 |

※東海大学 河井孝仁教授が提唱する「地域参画総量」を参考に設定

■目標値の考え方

市民及び市外の方の意欲が、「5(低い)」から「6(普通)」となった場合の数値を目指す。

(このページは白紙です。)

《參考資料》

施策別事務事業一覽表

【施策別事務事業一覧表の見方】

施策01 【地域コミュニティ・学び】

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|------------------------|----|-------|----------------------------|----------|--------------|
| (1)地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進 | 1 | 1E1D | コミュニティ助成事業費 | 総合政策局 | 10 |
| | 2 | 1E1F | 車座集會事業費 | 総合政策局 | 11 |
| | 3 | 1E1I | みんなの尼崎大学事業費 | 総合政策局 | 12 |
| | 4 | 1E1M | 市民運動推進事業費 | 総合政策局 | 13 |
| | 5 | 1E1O | 市民活動情報発信事業費 | 総合政策局 | 14 |
| | 6 | 1E1P | あまがさきチャレンジまちづくり事業費 | 総合政策局 | 15 |
| | 7 | 1E1R | あまがさき市民まつり事業補助金 | 総合政策局 | 16 |
| | 8 | 1E1W | 尼崎市社会福祉協議会補助金(債務負担分を含む。) | 総合政策局 | 17 |
| | 9 | 1E22 | 地域資源情報公開システム事業費 | 総合政策局 | 18 |
| | 10 | 1E23 | 特定非営利活動促進事業費 | 総合政策局 | 19 |
| | 11 | 1E2Q | 中央地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 20 |
| | 12 | 1E2R | 小田地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 21 |
| | 13 | 1E2S | 大庄地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 22 |
| | 14 | 1E2T | 立花地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 23 |
| | 15 | 1E2U | 武庫地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 24 |
| | 16 | 1E2V | 園田地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 25 |
| | 17 | BZ25 | 学社連携推進事業費 | 教育委員会事務局 | 26 |
| | 18 | BZ41 | 成人教育事業費 | 教育委員会事務局 | 27 |
| | 19 | BZ5K | PTA連合会等補助金 | 教育委員会事務局 | 28 |
| | 20 | C11A | 図書館行事事業費 | 教育委員会事務局 | 29 |
| | 21 | C11K | 障がい者等サービス事業費 | 教育委員会事務局 | 30 |
| | 22 | C121 | 図書等購入事業費 | 教育委員会事務局 | 31 |
| | 23 | C12A | 図書館サービス網関係事業費 | 教育委員会事務局 | 32 |
| | 24 | C12K | 図書館資料整理事業費 | 教育委員会事務局 | 33 |
| | 25 | 1E1L | コミュニティ連絡板維持管理事業費 | 総合政策局 | — |
| | 26 | 1E1U | 園田東会館指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 27 | 1E1V | 集會施設関係事業費 | 総合政策局 | — |
| | 28 | 1E21 | 社協会館解体関係事業費 | 総合政策局 | — |
| | 29 | 1E24 | 特定非営利活動促進基金積立金 | 総合政策局 | — |
| | 30 | 1E2W | 中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 31 | 1E2X | 小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 32 | 1E2Y | 大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 33 | 1E2Z | 立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 34 | 1E30 | 武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 35 | 1E31 | 園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 36 | 1E32 | 中央生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 37 | 1E33 | 小田生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 38 | 1E34 | 大庄生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 39 | 1E35 | 立花生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 40 | 1E36 | 武庫生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 41 | 1E37 | 園田生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 42 | 1E38 | 旧支所等管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 43 | 1E3B | 生涯学習プラザ等整備事業費 | 総合政策局 | — |
| | 44 | 1E3C | サンシビック尼崎予防保全事業費(債務負担分を含む。) | 総合政策局 | — |
| | 45 | C12V | 北図書館指定管理者管理運営事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 46 | C131 | 図書館施設整備事業費 | 教育委員会事務局 | — |

当該施策に関連する事業を展開方向ごとに記載しています。

事務事業シートの掲載ページを示しています。(「—」の事業は事務事業シートを作成していない事業です。詳細は「事務事業シート」の「事務事業シートの概要(P5)」をご確認ください。)

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|-------|---------|
| 2,000 | 139 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 12 | 139 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 5,733 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 7,064 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 574 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 4,205 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 2,500 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 259,812 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 4,836 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 7,640 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,387 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,075 | 145 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 6,170 | 145 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,387 | 145 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,246 | 145 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 890 | 145 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 5,302 | 395 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 社会教育総務費 |
| 74 | 395 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 社会教育総務費 |
| 340 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 社会教育総務費 |
| 354 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 160 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 42,017 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 29,020 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 456 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 2,218 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 11,255 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 3,036 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 4,602 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 8,256 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 63,457 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 51,176 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 49,842 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 49,633 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 49,599 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 46,430 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,516 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 5,975 | 149 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,681 | 149 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 4,508 | 149 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 7,333 | 149 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,902 | 149 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 5,507 | 151 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 366,100 | 151 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 129,398 | 151 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 105,535 | 399 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 24,913 | 399 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |

令和4年度の事業費
(決算額)を記載して
います。(人件費を除
く。)

当該事業の決算事
項別明細書におけ
る記載ページを示し
ています。

施策別事務事業一覧表

施策01【地域コミュニティ・学び】

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|------------------------|----|-------|----------------------------|----------|--------------|
| (1)地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進 | 1 | 1E1D | コミュニティ助成事業費 | 総合政策局 | 10 |
| | 2 | 1E1F | 車座集會事業費 | 総合政策局 | 11 |
| | 3 | 1E1I | みんなの尼崎大学事業費 | 総合政策局 | 12 |
| | 4 | 1E1M | 市民運動推進事業費 | 総合政策局 | 13 |
| | 5 | 1E1O | 市民活動情報発信事業費 | 総合政策局 | 14 |
| | 6 | 1E1P | あまがさきチャレンジまちづくり事業費 | 総合政策局 | 15 |
| | 7 | 1E1R | あまがさき市民まつり事業補助金 | 総合政策局 | 16 |
| | 8 | 1E1W | 尼崎市社会福祉協議会補助金(債務負担分を含む。) | 総合政策局 | 17 |
| | 9 | 1E22 | 地域資源情報公開システム事業費 | 総合政策局 | 18 |
| | 10 | 1E23 | 特定非営利活動促進事業費 | 総合政策局 | 19 |
| | 11 | 1E2Q | 中央地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 20 |
| | 12 | 1E2R | 小田地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 21 |
| | 13 | 1E2S | 大庄地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 22 |
| | 14 | 1E2T | 立花地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 23 |
| | 15 | 1E2U | 武庫地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 24 |
| | 16 | 1E2V | 園田地区学びと活動推進事業費 | 総合政策局 | 25 |
| | 17 | BZ25 | 学社連携推進事業費 | 教育委員会事務局 | 26 |
| | 18 | BZ41 | 成人教育事業費 | 教育委員会事務局 | 27 |
| | 19 | BZ5K | PTA連合会等補助金 | 教育委員会事務局 | 28 |
| | 20 | C11A | 図書館行事事業費 | 教育委員会事務局 | 29 |
| | 21 | C11K | 障がい者等サービス事業費 | 教育委員会事務局 | 30 |
| | 22 | C12I | 図書等購入事業費 | 教育委員会事務局 | 31 |
| | 23 | C12A | 図書館サービス網関係事業費 | 教育委員会事務局 | 32 |
| | 24 | C12K | 図書館資料整理事業費 | 教育委員会事務局 | 33 |
| | 25 | 1E1L | コミュニティ連絡板維持管理事業費 | 総合政策局 | — |
| | 26 | 1E1U | 園田東会館指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 27 | 1E1V | 集會施設関係事業費 | 総合政策局 | — |
| | 28 | 1E21 | 社協会館解体関係事業費 | 総合政策局 | — |
| | 29 | 1E24 | 特定非営利活動促進基金積立金 | 総合政策局 | — |
| | 30 | 1E2W | 中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 31 | 1E2X | 小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 32 | 1E2Y | 大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 33 | 1E2Z | 立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 34 | 1E30 | 武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 35 | 1E31 | 園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 36 | 1E32 | 中央生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 37 | 1E33 | 小田生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 38 | 1E34 | 大庄生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 39 | 1E35 | 立花生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 40 | 1E36 | 武庫生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 41 | 1E37 | 園田生涯学習プラザ管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 42 | 1E38 | 旧支所等管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 43 | 1E3B | 生涯学習プラザ等整備事業費 | 総合政策局 | — |
| | 44 | 1E3C | サンシビック尼崎予防保全事業費(債務負担分を含む。) | 総合政策局 | — |
| | 45 | C12V | 北図書館指定管理者管理運営事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 46 | C13I | 図書館施設整備事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 47 | C13F | 図書館施設維持管理事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| (2)まちの魅力を高める文化芸術活動の推進 | 48 | 102J | 国際交流事業補助金 | 総合政策局 | 34 |
| | 49 | 1F1A | 尼崎市文化振興財団補助金等 | 総合政策局 | 35 |
| | 50 | 1F1C | 郷土画家「白髪一雄」発信プロジェクト事業費 | 総合政策局 | 36 |
| | 51 | 1F1D | 文化団体育成補助金 | 総合政策局 | 37 |
| | 52 | 1F1E | 若者の夢創造・発信事業費 | 総合政策局 | 38 |
| | 53 | 1F1F | まちの魅力発信事業費 | 総合政策局 | 39 |
| | 54 | 181U | 文化振興基金積立金 | 総合政策局 | — |
| | 55 | 1F14 | 文化ビジョン事業費 | 総合政策局 | — |
| (3)歴史遺産の継承と学びの充実 | 56 | C12N | 歴史的公文書等管理・公開事業費 | 教育委員会事務局 | 40 |
| | 57 | C51A | 文化財保護啓発事業費 | 教育委員会事務局 | 41 |
| | 58 | C51N | 歴史博物館資料保存事業費 | 教育委員会事務局 | 42 |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|-------|---------|
| 2,000 | 139 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 12 | 139 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 5,733 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 7,064 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 574 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 4,205 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 2,500 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 259,812 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 4,836 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 7,640 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,387 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,075 | 145 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 6,170 | 145 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,387 | 145 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,246 | 145 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 890 | 145 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 5,302 | 395 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 社会教育総務費 |
| 74 | 395 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 社会教育総務費 |
| 340 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 社会教育総務費 |
| 354 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 160 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 42,017 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 29,020 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 456 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 2,218 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 11,255 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 3,036 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 4,602 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 8,256 | 143 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 63,457 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 51,176 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 49,842 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 49,633 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 49,599 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 46,430 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,516 | 147 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 5,975 | 149 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,681 | 149 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 4,508 | 149 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 7,333 | 149 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,902 | 149 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 5,507 | 151 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 366,100 | 151 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 129,398 | 151 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 105,535 | 399 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 24,913 | 399 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 76,553 | 399 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 233 | 117 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 280,804 | 151 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 文化振興費 |
| 2,724 | 153 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 文化振興費 |
| 65 | 153 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 文化振興費 |
| 24,118 | 153 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 文化振興費 |
| 1,912 | 153 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 文化振興費 |
| 4,315 | 135 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 財産管理費 |
| 1,106 | 151 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 文化振興費 |
| 3,293 | 399 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 図書館費 |
| 4,420 | 399 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 1,000 | 399 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |

施策01 【地域コミュニティ・学び】(つづき)

| 施策の展開方向 | No | 中事業 CD | 事業名 | 局名 | 事務事業 シート 記載ページ |
|-----------------------|----|-----------|--------------------|----------|----------------------|
| (3) 歴史遺産の継承と学 びの充実 | 59 | C521 | 歴史博物館展示事業費 | 教育委員会事務局 | 43 |
| | 60 | C529 | 歴史博物館教育普及事業費 | 教育委員会事務局 | 44 |
| | 61 | C52A | あまがさきアーカイブズ推進事業費 | 教育委員会事務局 | 45 |
| | 62 | C52D | 歴史的公文書等管理・公開事業費 | 教育委員会事務局 | 46 |
| | 63 | C52E | MLA連携推進事業費 | 教育委員会事務局 | 47 |
| | 64 | C532 | 田能資料館展示事業費 | 教育委員会事務局 | 48 |
| | 65 | C53B | 田能資料館教育普及事業費 | 教育委員会事務局 | 49 |
| | 66 | C52K | 歴史博物館維持管理事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 67 | C52M | ユニチカ記念館用地取得事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 68 | C52Q | 大庄西中学校跡地活用事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 69 | C52S | 文化財保存活用基金積立金 | 教育委員会事務局 | — |
| (4) スポーツに親しむ機会 の充実 | 70 | C53J | 田能資料館維持管理事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 71 | C53Q | 田能資料館施設整備事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 72 | CA1A | 「スポーツのまち尼崎」促進事業費 | 教育委員会事務局 | 50 |
| | 73 | CA2A | ふれあいスポーツ推進事業費 | 教育委員会事務局 | 51 |
| | 74 | CA31 | 生涯スポーツ・レクリエーション事業費 | 教育委員会事務局 | 52 |
| | 75 | CA3K | 市民スポーツ振興事業費 | 教育委員会事務局 | 53 |
| | 76 | CA41 | スポーツ大会事業費 | 教育委員会事務局 | 54 |
| | 77 | CA4K | 学校開放事業費 | 教育委員会事務局 | 55 |
| | 78 | CA5K | 体育協会等補助金 | 教育委員会事務局 | 56 |
| | 79 | CA4V | 地区体育館等指定管理者管理運営事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 80 | CA51 | 地区体育館等施設運営事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 81 | CA5A | 地区体育館整備事業費 | 教育委員会事務局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|-------|--------|
| 3,117 | 401 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 412 | 401 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 1,612 | 401 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 9,588 | 401 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 12,414 | 401 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 300 | 403 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 415 | 403 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 26,179 | 401 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 420,000 | 401 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 54,270 | 403 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 220,000 | 403 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 3,806 | 403 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 32,245 | 403 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館費 |
| 9,538 | 411 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 34,721 | 411 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 410 | 411 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 2,284 | 411 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 9,214 | 413 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 82,016 | 413 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 10,153 | 415 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 224,948 | 413 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 9,087 | 413 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 37,622 | 413 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |

施策別事務事業一覧表
 施策02【人権尊重・多文化共生】

| 施策の展開方向 | No | 中事業 CD | 事業名 | 局名 | 事務事業 シート 記載ページ |
|-----------------------|----|-----------|---------------------------|----------|----------------------|
| (1)地域における人権尊重の取組の推進 | 1 | 3935 | 人権啓発事業費 | 総合政策局 | 59 |
| | 2 | 3937 | 平和啓発推進事業費 | 総合政策局 | 60 |
| | 3 | 393A | 人権啓発活動地方委託事業費 | 総合政策局 | 61 |
| | 4 | 394A | 尼崎人権啓発協会補助金 | 総合政策局 | 62 |
| | 5 | BZ4A | 人権啓発活動事業費 | 教育委員会事務局 | 63 |
| | 6 | BZ4K | 人権啓発リーダー育成事業費 | 教育委員会事務局 | 64 |
| | 7 | 382M | 地域総合センター上ノ島指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 8 | 382N | 地域総合センター神崎指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 9 | 382P | 地域総合センター水堂指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 10 | 382Q | 地域総合センター今北指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 11 | 382R | 地域総合センター南武庫之荘指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 12 | 382S | 地域総合センター塚口指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| | 13 | 383A | 地域総合センター整備事業費 | 総合政策局 | — |
| (2)人権に関する相談体制と支援の充実 | 14 | 104G | 多文化共生社会推進事業費 | 総合政策局 | 65 |
| | 15 | 1B21 | 朝鮮人学校就学補助金 | 総合政策局 | 66 |
| | 16 | 1D1S | 男女共同参画社会づくり関係事業費 | 総合政策局 | 67 |
| | 17 | 1D48 | 女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局 | — |
| (3)学校園などにおける人権教育の推進 | — | B22K | 【再掲】多文化共生支援員派遣事業費 | 教育委員会事務局 | 100 |
| | — | B25J | 【再掲】情報モラル向上支援事業費 | 教育委員会事務局 | 104 |
| | — | B27L | 【再掲】こころの教育推進事業費 | 教育委員会事務局 | 107 |
| (4)市職員・教職員などへの人権教育の推進 | — | B31A | 【再掲】教職員研修事業費 | 教育委員会事務局 | 110 |
| | — | 171A | 【再掲】研修事業費 | 総務局 | 539 |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|-------|-----------|
| 8,944 | 213 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 人権啓発費 |
| 121 | 213 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 人権啓発費 |
| 639 | 213 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 人権啓発費 |
| 38,315 | 215 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 人権啓発費 |
| 3,260 | 395 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 社会教育総務費 |
| 902 | 395 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 社会教育総務費 |
| 42,744 | 211 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 地域総合センター費 |
| 38,465 | 211 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 地域総合センター費 |
| 45,729 | 211 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 地域総合センター費 |
| 46,904 | 211 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 地域総合センター費 |
| 46,223 | 211 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 地域総合センター費 |
| 43,657 | 213 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 地域総合センター費 |
| 71,539 | 213 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 地域総合センター費 |
| 5,919 | 117 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 6,885 | 155 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 諸費 |
| 553 | 155 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 女性センター費 |
| 58,809 | 155 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 女性センター費 |
| 3,019 | 365 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 383 | 369 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 1,264 | 371 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 4,997 | 373 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育総合センター費 |
| 12,256 | 133 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 研修費 |

施策別事務事業一覧表
 施策03【学校教育】

| 施策の展開方向 | No | 中事業 CD | 事業名 | 局名 | 事務事業 シート 記載ページ |
|--------------------------|----|-----------|---------------------------|----------|----------------------|
| (1)確かな学力の保証と 健やかな体づくり | 1 | 3D8P | 学びと育ち研究所運営事業費 | こども青少年局 | 70 |
| | 2 | B21B | あまっ子ステップ・アップ調査事業費 | 教育委員会事務局 | 71 |
| | 3 | B22A | 児童生徒文化充実支援事業費 | 教育委員会事務局 | 72 |
| | 4 | B23P | 小学校体験活動事業費 | 教育委員会事務局 | 73 |
| | 5 | B24A | 課外クラブ関係事業費 | 教育委員会事務局 | 74 |
| | 6 | B24K | 尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費 | 教育委員会事務局 | 75 |
| | 7 | B25K | キャリア教育推進事業費 | 教育委員会事務局 | 76 |
| | 8 | B271 | トライやる・ウィーク推進事業費 | 教育委員会事務局 | 77 |
| | 9 | B272 | 授業改善推進事業費 | 教育委員会事務局 | 78 |
| | 10 | B273 | 学力定着支援事業費 | 教育委員会事務局 | 79 |
| | 11 | B276 | 英語教育推進事業費 | 教育委員会事務局 | 80 |
| | 12 | B277 | 英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業費 | 教育委員会事務局 | 81 |
| | 13 | B279 | 読書力向上事業費 | 教育委員会事務局 | 82 |
| | 14 | B27J | 社会力育成事業費 | 教育委員会事務局 | 83 |
| | 15 | B32K | 教育情報収集・提供事業費 | 教育委員会事務局 | 84 |
| | 16 | B331 | 調査研究・教材開発事業費 | 教育委員会事務局 | 85 |
| | 17 | C91A | 学校保健関係事業費 | 教育委員会事務局 | 86 |
| | 18 | C91K | 児童生徒幼児健康診断事業費 | 教育委員会事務局 | 87 |
| | 19 | C931 | 学校体育関係事業費 | 教育委員会事務局 | 88 |
| | 20 | C932 | 体力向上事業費 | 教育委員会事務局 | 89 |
| | 21 | CD21 | 小学校給食関係事業費 | 教育委員会事務局 | 90 |
| | 22 | CD25 | 中学校給食関係事業費(債務負担分を含む。) | 教育委員会事務局 | 91 |
| | 23 | CD31 | 学校給食費徴収管理関係事業費(債務負担分を含む。) | 教育委員会事務局 | 92 |
| | 24 | CD39 | 給食調理業務委託関係事業費(債務負担分を含む。) | 教育委員会事務局 | 93 |
| | 25 | CD3D | 定時制高等学校等給食事業費 | 教育委員会事務局 | 94 |
| | 26 | CD3L | 食育フェア開催事業費 | 教育委員会事務局 | 95 |
| | 27 | CE1A | 給食物資調達関係事業費 | 教育委員会事務局 | 96 |
| | 28 | K01A | 大学生奨学金(神崎製紙育英資金) 20人 | 総務局 | 97 |
| | 29 | K01B | 大学生奨学金(「あましん」育英資金) 4人 | 総務局 | 98 |
| | 30 | K01K | 大学院生奨学金(澤水育英資金) 4人 | 総務局 | 99 |
| | 31 | BA1A | 小学校教材費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 32 | BF1A | 中学校教材費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 33 | BL1A | 全日制高等学校教材費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 34 | BM1A | 定時制高等学校教材費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 35 | BR1A | 幼稚園教材費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 36 | BV1A | 特別支援学校教材費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 37 | CD2H | 学校給食センター整備運営事業費(債務負担分) | 教育委員会事務局 | — |
| | 38 | CE21 | 学校給食費調整基金積立金 | 教育委員会事務局 | — |
| | 39 | KA1A | 育英事業基金積立金 | 総務局 | — |
| (2)個に寄り添った教育の 推進 | 40 | B22K | 多文化共生支援員派遣事業費 | 教育委員会事務局 | 100 |
| | 41 | B25G | 不登校対策事業費 | 教育委員会事務局 | 101 |
| | 42 | B25H | 教育支援室運営事業費 | 教育委員会事務局 | 102 |
| | 43 | B25I | 学校支援専門家派遣事業費 | 教育委員会事務局 | 103 |
| | 44 | B25J | 情報モラル向上支援事業費 | 教育委員会事務局 | 104 |
| | 45 | B261 | 特別支援教育推進事業費 | 教育委員会事務局 | 105 |
| | 46 | B26Q | 学校行事新型コロナウイルス感染症等対策事業費 | 教育委員会事務局 | 106 |
| | 47 | B27L | こころの教育推進事業費 | 教育委員会事務局 | 107 |
| | 48 | B27M | 心の教育相談事業費 | 教育委員会事務局 | 108 |
| | 49 | B27O | 特別支援教育サポートシステム事業費 | 教育委員会事務局 | 109 |
| | 50 | B31A | 教職員研修事業費 | 教育委員会事務局 | 110 |
| | 51 | B35A | 療養児等学習支援事業費 | 教育委員会事務局 | 111 |
| | 52 | BV2A | スクールバス運転業務委託等事業費 | 教育委員会事務局 | 112 |
| | 53 | BV2B | 看護師派遣業務委託事業費 | 教育委員会事務局 | 113 |
| | 54 | 3D9O | 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会運営事業費 | こども青少年局 | — |
| | 55 | B262 | インクルーシブ教育システム検討事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| (3)他者とつながる学校 づくり | 56 | B23V | 幼稚園教育振興事業費 | 教育委員会事務局 | 114 |
| | 57 | B23W | すこやか子育て支援事業費 | 教育委員会事務局 | 115 |
| | 58 | B251 | 尼崎高等学校体育科野外活動等事業費 | 教育委員会事務局 | 116 |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|-------|-------|---------|------------|
| 2,359 | 225 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 30,682 | 365 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 4,470 | 365 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 82,217 | 365 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 29,347 | 367 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 10,861 | 367 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 9,549 | 369 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 14,080 | 371 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 5,834 | 371 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 73,009 | 371 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 45,383 | 371 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 3,094 | 371 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 2,737 | 371 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 1,530 | 371 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 693 | 373 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育総合センター費 |
| 857 | 375 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育総合センター費 |
| 1,222 | 409 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校保健体育費 |
| 43,382 | 409 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校保健体育費 |
| 1,067 | 409 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校保健体育費 |
| 1,236 | 409 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校保健体育費 |
| 2,679 | 405 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校給食費 |
| 5,350 | 405 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校給食費 |
| 12,199 | 407 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校給食費 |
| 885,128 | 407 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校給食費 |
| 13,332 | 407 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校給食費 |
| 283 | 407 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校給食費 |
| 1,516,025 | 407 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校給食物資調達費 |
| 7,200 | 473 | 育英事業費 | 育英事業費 | 育英事業費 | 育英事業費 |
| 1,440 | 473 | 育英事業費 | 育英事業費 | 育英事業費 | 育英事業費 |
| 1,440 | 473 | 育英事業費 | 育英事業費 | 育英事業費 | 育英事業費 |
| 291,890 | 379 | 一般会計 | 教育費 | 小学校費 | 学校管理費 |
| 164,583 | 383 | 一般会計 | 教育費 | 中学校費 | 学校管理費 |
| 54,078 | 385 | 一般会計 | 教育費 | 高等学校費 | 全日制高等学校管理費 |
| 11,259 | 387 | 一般会計 | 教育費 | 高等学校費 | 定時制高等学校管理費 |
| 21,084 | 389 | 一般会計 | 教育費 | 幼稚園費 | 幼稚園費 |
| 11,888 | 391 | 一般会計 | 教育費 | 特別支援学校費 | 特別支援学校費 |
| 521,607 | 407 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校給食費 |
| 5,447 | 407 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校給食物資調達費 |
| 5,252 | 473 | 育英事業費 | 基金積立金 | 基金積立金 | 育英事業基金積立金 |
| 3,019 | 365 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 496 | 367 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 20,181 | 367 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 1,035 | 369 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 383 | 369 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 1,397 | 369 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 4,244 | 369 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 1,264 | 371 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 6,610 | 371 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 4,486 | 373 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 4,997 | 373 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育総合センター費 |
| 61 | 375 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育総合センター費 |
| 71,925 | 393 | 一般会計 | 教育費 | 特別支援学校費 | 特別支援学校費 |
| 53,123 | 393 | 一般会計 | 教育費 | 特別支援学校費 | 特別支援学校費 |
| 30 | 227 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 221 | 369 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 4,120 | 365 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 424 | 365 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 2,664 | 367 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |

施策03 【学校教育】(つづき)

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|------------------|------|---------------|-------------------------|----------|--------------|
| (3)他者とつながる学校園づくり | 59 | B252 | 尼崎高等学校特色づくり推進事業費 | 教育委員会事務局 | 117 |
| | 60 | B25A | のびよ尼っ子健全育成事業費 | 教育委員会事務局 | 118 |
| | 61 | B25L | 尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費 | 教育委員会事務局 | 119 |
| | 62 | B25R | 琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業費 | 教育委員会事務局 | 120 |
| | 63 | B28E | コミュニティ・スクール推進事業費 | 教育委員会事務局 | 121 |
| | 64 | B336 | 育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業費 | 教育委員会事務局 | 122 |
| | 65 | BR1L | 市立幼稚園一時預かり事業費 | 教育委員会事務局 | 123 |
| | 66 | BZ5E | 青少年健全育成啓発事業費 | 教育委員会事務局 | 124 |
| | 67 | BZ5H | 少年補導活動事業費 | 教育委員会事務局 | 125 |
| | 68 | B23X | (仮称)就学前教育ビジョン策定事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| 69 | B42M | 子育て支援施設等利用給付費 | こども青少年局 | — | |
| (4)良好な教育環境の確保 | 70 | B31N | 未来の学び研究事業費 | 教育委員会事務局 | 126 |
| | 71 | B34K | 学校情報通信ネットワークシステム関係事業費 | 教育委員会事務局 | 127 |
| | 72 | B34L | 教育ICT環境整備事業費 | 教育委員会事務局 | 128 |
| | 73 | B41K | 要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費 | 教育委員会事務局 | 129 |
| | 74 | B41N | 準要保護児童生徒就学援助給食費扶助費 | 教育委員会事務局 | 130 |
| | 75 | B41P | 要保護・準要保護児童生徒就学援助医療費扶助費 | 教育委員会事務局 | 131 |
| | 76 | B43A | 修学援助金交付金 | 教育委員会事務局 | 132 |
| | 77 | BA21 | 小学校情報教育推進事業費 | 教育委員会事務局 | 133 |
| | 78 | BF21 | 中学校情報教育推進事業費 | 教育委員会事務局 | 134 |
| | 79 | BL1N | 全日制高等学校情報教育推進事業費 | 教育委員会事務局 | 135 |
| | 80 | BL21 | 尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業費 | 教育委員会事務局 | 136 |
| | 81 | BV21 | 特別支援学校情報教育推進事業費 | 教育委員会事務局 | 137 |
| | 82 | C92K | 学校安全関係事業費 | 教育委員会事務局 | 138 |
| | 83 | C94A | 学校災害見舞金 | 教育委員会事務局 | 139 |
| | 84 | BA31 | 小学校施設維持管理事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 85 | BB1K | 小学校特別支援学級教室整備事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 86 | BB21 | 小学校施設整備事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 87 | BF2A | 中学校施設維持管理事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 88 | BG21 | 中学校施設整備事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 89 | BL2A | 全日制高等学校施設維持管理事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 90 | BM21 | 定時制高等学校施設維持管理事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 91 | BN1A | 高等学校施設整備事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 92 | BR1K | 幼稚園施設整備事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 93 | BR2K | 幼稚園施設維持管理事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 94 | BV31 | 特別支援学校施設維持管理事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 95 | C93A | 学校環境衛生管理関係事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 96 | C94K | 日本スポーツ振興センター共済掛金負担金 | 教育委員会事務局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|---------|------------|
| 2,727 | 367 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 2,248 | 367 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 7,759 | 369 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 1,662 | 369 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 33 | 373 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 5,063 | 375 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育総合センター費 |
| 96 | 391 | 一般会計 | 教育費 | 幼稚園費 | 幼稚園費 |
| 126 | 395 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 社会教育総務費 |
| 13,971 | 397 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 社会教育総務費 |
| 27 | 365 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 学校指導費 |
| 612,969 | 375 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 3,107 | 373 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育総合センター費 |
| 45,879 | 375 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育総合センター費 |
| 378,247 | 375 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育総合センター費 |
| 187,821 | 377 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 227,158 | 379 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 2,310 | 379 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 3,477 | 379 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 4,705 | 381 | 一般会計 | 教育費 | 小学校費 | 学校管理費 |
| 2,035 | 383 | 一般会計 | 教育費 | 中学校費 | 学校管理費 |
| 10,199 | 385 | 一般会計 | 教育費 | 高等学校費 | 全日制高等学校管理費 |
| 12,243 | 387 | 一般会計 | 教育費 | 高等学校費 | 全日制高等学校管理費 |
| 113 | 393 | 一般会計 | 教育費 | 特別支援学校費 | 特別支援学校費 |
| 37,703 | 409 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校保健体育費 |
| 240 | 411 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校保健体育費 |
| 906,334 | 381 | 一般会計 | 教育費 | 小学校費 | 学校管理費 |
| 17,334 | 381 | 一般会計 | 教育費 | 小学校費 | 学校建設費 |
| 514,352 | 381 | 一般会計 | 教育費 | 小学校費 | 学校建設費 |
| 407,836 | 383 | 一般会計 | 教育費 | 中学校費 | 学校管理費 |
| 264,325 | 383 | 一般会計 | 教育費 | 中学校費 | 学校建設費 |
| 196,522 | 387 | 一般会計 | 教育費 | 高等学校費 | 全日制高等学校管理費 |
| 21,395 | 387 | 一般会計 | 教育費 | 高等学校費 | 定時制高等学校管理費 |
| 47,666 | 389 | 一般会計 | 教育費 | 高等学校費 | 学校建設費 |
| 9,371 | 389 | 一般会計 | 教育費 | 幼稚園費 | 幼稚園費 |
| 30,751 | 391 | 一般会計 | 教育費 | 幼稚園費 | 幼稚園費 |
| 32,672 | 393 | 一般会計 | 教育費 | 特別支援学校費 | 特別支援学校費 |
| 66,061 | 409 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校保健体育費 |
| 31,872 | 411 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 学校保健体育費 |

施策別事務事業一覧表

施策04【子ども・子育て支援】

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|----------------------------|----|-------|------------------------|---------|--------------|
| (1)安全に安心して産み育てることができる環境づくり | 1 | 3D2K | 病児病後児保育事業費 | こども青少年局 | 142 |
| | 2 | 3D48 | 母子家庭等自立支援給付金事業費 | こども青少年局 | 143 |
| | 3 | 3D4A | 乳幼児等医療費助成事業費 | 保健局 | 144 |
| | 4 | 3D4K | 母子家庭等医療費助成事業費 | 保健局 | 145 |
| | 5 | 3D4M | こども医療費助成事業費 | 保健局 | 146 |
| | 6 | 3D71 | 交通遺児激励事業費 | こども青少年局 | 147 |
| | 7 | 3D78 | 地域社会の子育て機能向上支援事業費 | こども青少年局 | 148 |
| | 8 | 3D7D | 子育てサークル育成事業費 | こども青少年局 | 149 |
| | 9 | 3D7G | ファミリーサポートセンター運営事業費 | こども青少年局 | 150 |
| | 10 | 3D87 | あまがさきキッズサポーターズ支援事業費 | こども青少年局 | 151 |
| | 11 | 3D88 | 「こども安全・安心・便利」情報提供事業費 | こども青少年局 | 152 |
| | 12 | 3D9Y | 子育て世帯あま咲きコイン給付関係事業費 | こども青少年局 | 153 |
| | 13 | 3F1E | 母子家庭等地域生活支援事業費 | こども青少年局 | 154 |
| | 14 | 3Z1S | 地域組織活動育成事業補助金 | こども青少年局 | 155 |
| | 15 | 4515 | 乳幼児健康診査事業費 | 福祉局 | 156 |
| | 16 | 4521 | 母子保健相談指導事業費 | 福祉局 | 157 |
| | 17 | 4521 | 母子保健相談指導事業費 | 保健局 | 158 |
| | 18 | 4522 | 妊婦健診事業費 | 保健局 | 159 |
| | 19 | 4524 | 特定不妊治療費等助成事業費 | 保健局 | 160 |
| | 20 | 4525 | 不妊治療ペア検査助成事業費 | 保健局 | 161 |
| | 21 | 4526 | こんにちは赤ちゃん事業費 | 保健局 | 162 |
| | 22 | 4527 | 育児支援専門員派遣事業費 | 保健局 | 163 |
| | 23 | 4528 | 産後ケア(訪問型)事業費 | 保健局 | 164 |
| | 24 | 452R | 母子歯科保健対策事業費 | 保健局 | 165 |
| | 25 | 4531 | 母子健康手帳作成事業費 | 保健局 | 166 |
| | 26 | 4551 | 妊産婦総合対策事業費 | 保健局 | 167 |
| | 27 | R03D | 子ども会連絡協議会等補助金 | こども青少年局 | 168 |
| | 28 | 303K | すこやかプラザ指定管理者管理運営事業費 | こども青少年局 | — |
| | 29 | 303M | すこやかプラザ指定管理関係経費 | こども青少年局 | — |
| | 30 | 3D41 | 児童手当給付関係事業費(債務負担分を含む。) | こども青少年局 | — |
| | 31 | 3D45 | 児童扶養手当給付関係事業費 | こども青少年局 | — |
| | 32 | 3D9R | 子育て世帯臨時特別給付金給付関係事業費 | こども青少年局 | — |
| | 33 | 3D9U | 子育て世帯生活支援特別給付事業費 | こども青少年局 | — |
| | 34 | 3D9V | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計繰出金 | こども青少年局 | — |
| | 35 | 452A | 養育医療給付事業費 | 保健局 | — |
| | 36 | 4555 | 出産・子育て応援給付金関係事業費 | 保健局 | — |
| | 37 | U52A | 貸付関係事務経費 | こども青少年局 | — |
| | 38 | U54A | 母子父子寡婦貸付システム運用事業費 | こども青少年局 | — |
| | 39 | UA2A | 母子父子福祉資金貸付金 | こども青少年局 | — |
| (2)子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり | 40 | 3D80 | 地域型保育事業従事者研修等事業費 | こども青少年局 | 169 |
| | 41 | 3D8E | 医療的ケア児保育事業費 | こども青少年局 | 170 |
| | 42 | 3D8H | 保育の質の向上事業費 | こども青少年局 | 171 |
| | 43 | 3D93 | 保育料納付環境整備事業費 | こども青少年局 | 172 |
| | 44 | 3DA1 | 新型コロナウイルス感染症対策事業費 | こども青少年局 | 173 |
| | 45 | 3DA2 | 教育・保育施設等光熱費負担軽減事業費 | こども青少年局 | 174 |
| | 46 | 3G1K | 公立保育所運営事業費 | こども青少年局 | 175 |
| | 47 | 3G21 | 公立保育所地域子育て支援事業費 | こども青少年局 | 176 |
| | 48 | 3G23 | 一時預かり事業費(公立分) | こども青少年局 | 177 |
| | 49 | 3G2A | 延長保育事業費(公立分) | こども青少年局 | 178 |
| | 50 | 3G2K | 公立保育所地域活動事業費 | こども青少年局 | 179 |
| | 51 | 3G2Q | 食育推進事業費 | こども青少年局 | 180 |
| | 52 | 3L1C | 一時預かり事業補助金 | こども青少年局 | 181 |
| | 53 | 3L1D | 法人保育施設等特別保育事業等補助金 | こども青少年局 | 182 |
| | 54 | 3L1E | 法人保育施設等児童検診助成事業補助金 | こども青少年局 | 183 |
| | 55 | 3L1F | 経験ある保育士配置促進事業補助金 | こども青少年局 | 184 |
| | 56 | 3L1G | 児童福祉施設運営支援事業補助金 | こども青少年局 | 185 |
| | 57 | 3L1H | 産休等代替職員費補助金 | こども青少年局 | 186 |
| | 58 | 3L1I | 備品及び施設改修費等補助事業費 | こども青少年局 | 187 |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|----------------|-------|-------|---------|
| 29,987 | 217 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 31,065 | 219 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 944,966 | 217 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 106,119 | 217 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 309,703 | 217 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 130 | 219 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 195 | 221 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 525 | 221 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 12,100 | 221 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 62,285 | 223 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 2,840 | 223 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 706,787 | 227 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 231 | 229 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 母子福祉費 |
| 534 | 249 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 児童育成費 |
| 33,013 | 261 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 1,721 | 263 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 3,549 | 263 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 284,410 | 263 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 58,611 | 263 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 205 | 263 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 564 | 263 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 3,206 | 263 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 2,180 | 263 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 6,998 | 265 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 2,080 | 265 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 225 | 265 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 787 | 507 | 青少年健全育成事業費 | 育成事業費 | 育成事業費 | 育成事業費 |
| 54,829 | 189 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 357 | 189 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 6,547,828 | 217 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 1,932,980 | 217 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 29,657 | 227 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 610,579 | 227 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 8,048 | 227 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 30,269 | 263 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 390,423 | 265 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 162 | 499 | 母子父子等福祉資金貸付事業費 | 貸付事業費 | 貸付事業費 | 一般管理費 |
| 3,364 | 499 | 母子父子等福祉資金貸付事業費 | 貸付事業費 | 貸付事業費 | 一般管理費 |
| 18,163 | 499 | 母子父子等福祉資金貸付事業費 | 貸付事業費 | 貸付事業費 | 貸付費 |
| 315 | 223 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 70 | 223 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 8,169 | 223 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 1,379 | 225 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 116,509 | 227 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 250 | 227 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 118,302 | 235 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 保育所費 |
| 127 | 235 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 保育所費 |
| 1,090 | 237 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 保育所費 |
| 1,626 | 237 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 保育所費 |
| 324 | 237 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 保育所費 |
| 204 | 237 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 保育所費 |
| 62,607 | 231 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 423,798 | 231 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 16,001 | 231 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 6,550 | 231 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 37,835 | 231 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 290 | 231 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 3,779 | 231 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |

施策04【子ども・子育て支援】(つづき)

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|--------------------------|-------------------------|------------------|------------------------|-------------|--------------|
| (2)子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり | 59 | 3L1J | 保育の量確保事業費 | こども青少年局 | 188 |
| | 60 | 3L1K | 保育環境改善事業費 | こども青少年局 | 189 |
| | 61 | 3L1M | 実費徴収に係る補足給付事業費 | こども青少年局 | 190 |
| | 62 | 3L1N | 保育士確保事業費 | こども青少年局 | 191 |
| | 63 | 3L1O | 保育士宿舍借り上げ支援事業費 | こども青少年局 | 192 |
| | 64 | 3L1P | 賃貸物件による保育所等整備支援事業費 | こども青少年局 | 193 |
| | 65 | 3L1Q | 保育士奨学金返済支援事業補助金 | こども青少年局 | 194 |
| | 66 | 3L1R | 尼崎市保育士・保育所支援センター運営事業費 | こども青少年局 | 195 |
| | 67 | 3L1T | 保育士等処遇改善臨時特例事業費 | こども青少年局 | 196 |
| | 68 | 3L1V | ICT化推進事業費補助金 | こども青少年局 | 197 |
| | 69 | 3L1W | 医療的ケア児保育支援事業費 | こども青少年局 | 198 |
| | 70 | 3L1X | 教育・保育施設給食費負担軽減事業費 | こども青少年局 | 199 |
| | 71 | 3L1Y | 教育・保育施設等光熱費負担軽減事業費 | こども青少年局 | 200 |
| | 72 | 3Z1A | 児童ホーム運営事業費 | こども青少年局 | 201 |
| | 73 | 3Z1M | 児童育成環境整備事業費 | こども青少年局 | 202 |
| | 74 | 3Z1O | 教育・保育施設等光熱費負担軽減事業費 | こども青少年局 | 203 |
| | 75 | 3Z1Q | 放課後児童健全育成事業所運営費補助金 | こども青少年局 | 204 |
| | 76 | 3Z1U | 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費 | こども青少年局 | 205 |
| | 77 | B42R | 児童検診助成事業費 | こども青少年局 | 206 |
| | 78 | B42T | 実費徴収に係る補足給付事業費 | こども青少年局 | 207 |
| | 79 | B42X | 幼稚園型一時預かり事業費補助金 | こども青少年局 | 208 |
| | 80 | B430 | 認定こども園特別支援教育経費補助金 | こども青少年局 | 209 |
| | 81 | B433 | 幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費 | こども青少年局 | 210 |
| | 82 | B434 | 教育・保育施設給食費負担軽減事業費 | こども青少年局 | 211 |
| | 83 | B435 | 教育・保育施設等光熱費負担軽減事業費 | こども青少年局 | 212 |
| | 84 | 3D9K | 子ども・子育て支援制度システム運用事業費 | こども青少年局 | — |
| | 85 | 3D9L | 保育所入所事務AI活用事業費 | こども青少年局 | — |
| | 86 | 3G1A | 公立保育所維持管理事業費 | こども青少年局 | — |
| | 87 | 3G2V | 公立保育所施設整備事業費 | こども青少年局 | — |
| | 88 | 3G3K | 日本スポーツ振興センター共済掛金負担金 | こども青少年局 | — |
| | 89 | 3L1A | 施設型給付費 | こども青少年局 | — |
| | 90 | 3L1B | 地域型保育給付費 | こども青少年局 | — |
| | 91 | 3L1L | 子育て支援施設等利用給付費 | こども青少年局 | — |
| | 92 | 3Z1J | 児童ホーム整備事業費 | こども青少年局 | — |
| | 93 | 3Z1P | 児童ホーム維持管理事業費 | こども青少年局 | — |
| 94 | B132 | 子ども・子育て支援制度関係事業費 | こども青少年局 | — | |
| 95 | B42Q | 施設型給付費 | こども青少年局 | — | |
| (3)すべての子どもが健やかに育つ環境づくり | 96 | 3D6K | 兵庫県阪神南地区里親会補助金 | こども青少年局 | 213 |
| | 97 | 3D72 | 子どもの育ち支援センター運営事業費 | こども青少年局 | 214 |
| | 98 | 3D74 | 要保護・要支援児童等見守り強化事業費 | こども青少年局 | 215 |
| | 99 | 3D77 | 要保護・要支援児童等心理的ケア事業費 | こども青少年局 | 216 |
| | 100 | 3D7A | ヤングケアラー支援事業費 | こども青少年局 | 217 |
| | 101 | 3D7B | 尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費 | こども青少年局 | 218 |
| | 102 | 3D7F | 子ども・子育て総合相談事業費 | こども青少年局 | 219 |
| | 103 | 3D7H | 発達相談支援事業費 | こども青少年局 | 220 |
| | 104 | 3D7I | 支援者サポート事業費 | こども青少年局 | 221 |
| | 105 | 3D8K | 子どものための権利擁護委員会運営事業費 | こども青少年局 | 222 |
| | 106 | 3D8L | 子どもの人権侵害に関するアンケート調査事業費 | こども青少年局 | 223 |
| | 107 | 3D8S | 面会交流支援事業費 | こども青少年局 | 224 |
| | 108 | 3E31 | 子育て家庭ショートステイ事業費 | こども青少年局 | 225 |
| | 109 | 3Y37 | ユース相談支援事業費 | こども青少年局 | 226 |
| | 110 | 3D73 | 児童相談所設置準備事業費 | こども青少年局 | — |
| | 111 | 3D75 | 児童相談所整備事業費 | こども青少年局 | — |
| | 112 | 3I1A | 尼崎学園指定管理者管理運営事業費 | こども青少年局 | — |
| | (4)子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり | 113 | 3D8M | 青少年木育等推進事業費 | こども青少年局 |
| 114 | | 3Y17 | 成人の日のつどい事業費 | こども青少年局 | 228 |
| 115 | | 3Y1A | 少年音楽隊事業費 | こども青少年局 | 229 |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|-------|---------|
| 401,424 | 231 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 412,150 | 233 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 756 | 233 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 10,553 | 233 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 112,215 | 233 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 19,056 | 233 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 3,883 | 233 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 2,071 | 233 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 169,900 | 235 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 7,175 | 235 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 3,626 | 235 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 47,329 | 235 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 29,094 | 235 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 75,945 | 247 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 児童育成費 |
| 22,855 | 247 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 児童育成費 |
| 886 | 249 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 児童育成費 |
| 217,884 | 249 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 児童育成費 |
| 3,672 | 249 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 児童育成費 |
| 142 | 377 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 16,182 | 377 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 68,989 | 377 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 8,946 | 377 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 22,134 | 377 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 21,987 | 377 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 3,235 | 377 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 8,171 | 225 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 1,540 | 227 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 118,197 | 235 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 保育所費 |
| 26,054 | 237 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 保育所費 |
| 499 | 237 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 保育所費 |
| 9,535,116 | 229 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 1,835,268 | 231 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 133,018 | 233 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童保育費 |
| 17,756 | 247 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 児童育成費 |
| 39,352 | 249 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 児童育成費 |
| 261 | 361 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 事務局費 |
| 1,731,166 | 377 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 10 | 219 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 9,343 | 219 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 19,176 | 219 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 423 | 219 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 3,163 | 221 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 922 | 221 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 130 | 221 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 2,018 | 221 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 278 | 221 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 2,613 | 223 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 602 | 225 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 99 | 225 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 1,366 | 229 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童措置費 |
| 17,922 | 245 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 青少年費 |
| 380 | 219 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 117 | 219 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 215,754 | 237 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 尼崎学園費 |
| 279 | 225 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 3,637 | 245 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 青少年費 |
| 3,188 | 245 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 青少年費 |

施策04 【子ども・子育て支援】(つづき)

| 施策の展開方向 | No | 中事業 CD | 事業名 | 局名 | 事務事業 シート 記載ページ |
|-----------------------------|-----|-----------|-----------------------|----------|----------------------|
| (4)子どもたちの生きる力を はぐくむ環境づくり | 117 | 3Y21 | 青少年活動事業費 | こども青少年局 | 230 |
| | 118 | 3Z1G | 子ども会活動事業費 | こども青少年局 | 231 |
| | 119 | R01C | 青少年団体活動事業費 | こども青少年局 | 232 |
| | 120 | R03A | スポーツ少年団等補助金 | こども青少年局 | 233 |
| | 121 | 3Y35 | ユース交流センター指定管理者管理運営事業費 | こども青少年局 | — |
| | 122 | 3Y3A | 青少年いこいの家指定管理者管理運営事業費 | こども青少年局 | — |
| | 123 | 3Y41 | 青少年いこいの家施設整備事業費 | こども青少年局 | — |
| | 124 | 3Y4A | 青少年体育道場指定管理者管理運営事業費 | こども青少年局 | — |
| | 125 | 3Y4K | 青少年体育道場指定管理関係経費 | こども青少年局 | — |
| | 126 | B43K | 丹波少年自然の家事務組合負担金 | 教育委員会事務局 | — |
| | 127 | C41A | 美方高原自然の家指定管理者管理運営事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 128 | C41D | 美方高原自然の家指定管理関係経費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 129 | R21A | 青少年健全育成基金積立金 | こども青少年局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------------|-------|-------|--------------|
| 239 | 245 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 青少年費 |
| 2,496 | 247 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 児童育成費 |
| 1,891 | 507 | 青少年健全育成事業費 | 育成事業費 | 育成事業費 | 育成事業費 |
| 1,137 | 507 | 青少年健全育成事業費 | 育成事業費 | 育成事業費 | 育成事業費 |
| 48,388 | 245 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 青少年費 |
| 28,671 | 245 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 青少年費 |
| 1,913 | 245 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 青少年費 |
| 1,651 | 247 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 青少年費 |
| 1,181 | 247 | 一般会計 | 民生費 | 青少年費 | 青少年費 |
| 34,598 | 379 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 141,425 | 403 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 美方高原自然の家費 |
| 4,030 | 403 | 一般会計 | 教育費 | 社会教育費 | 美方高原自然の家費 |
| 14,222 | 507 | 青少年健全育成事業費 | 基金積立金 | 基金積立金 | 青少年健全育成基金積立金 |

施策別事務事業一覧表
 施策05【地域福祉】

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|---|----|-------|-------------------------------|-----|--------------|
| (1)「ささえあい」をはぐくむ人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり | 1 | 301A | 社会福祉功労者顕彰事業費 | 福祉局 | 235 |
| | 2 | 302B | 地域福祉推進事業費 | 福祉局 | 236 |
| | 3 | 302C | 支え合いの人づくり支援事業費 | 福祉局 | 237 |
| | 4 | 3043 | 更生保護活動促進事業費 | 福祉局 | 238 |
| | 5 | 30BA | 社会福祉関係団体補助金 | 福祉局 | 239 |
| | 6 | 331F | 地域高齢者福祉活動推進事業費 | 福祉局 | 240 |
| | 7 | 338M | 高齢者等見守り安心事業費 | 福祉局 | 241 |
| | 8 | 30CM | 中国残留邦人等地域生活支援事業費 | 福祉局 | — |
| (2)誰もが安心できるくらしを支える基盤づくり | 9 | 301K | 民生児童協力委員関係事業費 | 福祉局 | 242 |
| | 10 | 3021 | 民生児童委員関係事業費 | 福祉局 | 243 |
| | 11 | 302D | 権利擁護推進事業費 | 福祉局 | 244 |
| | 12 | 302L | 重層的支援推進事業費 | 福祉局 | 245 |
| | 13 | 302O | ひきこもり等支援事業費 | 福祉局 | 246 |
| | 14 | 30CA | 小災害見舞金 | 福祉局 | 247 |
| | 15 | 30CE | 生活困窮者自立相談支援事業費 | 福祉局 | 248 |
| | 16 | 30CF | 生活困窮者等就労準備支援事業費 | 福祉局 | 249 |
| | 17 | 30CG | 生活困窮者学習支援事業費 | 福祉局 | 250 |
| | 18 | 30CN | 配偶者等暴力に関する支援事業費 | 福祉局 | 251 |
| | 19 | 3A1S | 成年後見制度利用支援事業費 | 福祉局 | 252 |
| | 20 | 3O1K | 生活保護安定運営対策等事業費 | 福祉局 | 253 |
| | 21 | TJ2R | 成年後見制度利用支援事業費 | 福祉局 | 254 |
| | 22 | 30A1 | 阪神福祉事業団負担金 | 福祉局 | — |
| | 23 | 30CB | 被災者生活復興資金貸付金利子補給負担金(債務負担分) | 福祉局 | — |
| | 24 | 30CI | 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付関係事業費 | 福祉局 | — |
| | 25 | 30CL | 中国残留邦人等生活支援給付事業費 | 福祉局 | — |
| | 26 | 30ED | 社会福祉法人指導監査等事業費 | 福祉局 | — |
| | 27 | 3E2A | 助産施設措置費 | 福祉局 | — |
| | 28 | 3E2K | 母子生活支援施設措置費 | 福祉局 | — |
| | 29 | 3P1A | 医療費等審査支払事務費 | 福祉局 | — |
| | 30 | 3P1K | 要介護認定調査事務費 | 福祉局 | — |
| | 31 | 3P21 | 救護施設措置費 | 福祉局 | — |
| | 32 | 3P25 | 日常生活支援住居施設委託事務費 | 福祉局 | — |
| | 33 | 3P2A | 生活扶助費 | 福祉局 | — |
| | 34 | 3P2K | 住宅扶助費 | 福祉局 | — |
| | 35 | 3P31 | 教育扶助費 | 福祉局 | — |
| | 36 | 3P3A | 医療扶助費 | 福祉局 | — |
| | 37 | 3P3K | 介護扶助費 | 福祉局 | — |
| | 38 | 3P41 | 出産扶助費 | 福祉局 | — |
| | 39 | 3P4A | 生業扶助費 | 福祉局 | — |
| | 40 | 3P4K | 葬祭扶助費 | 福祉局 | — |
| | 41 | 3P4Q | 就労自立等給付金費 | 福祉局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|---------|---------|---------|-----------|
| 284 | 177 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 37,736 | 177 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 3,507 | 177 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 4,055 | 179 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 61,128 | 181 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 43,008 | 201 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 11,347 | 205 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 3,637 | 183 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 1,603 | 177 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 81,359 | 177 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 35,242 | 177 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 1,562 | 179 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 11,320 | 179 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 312 | 181 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 56,196 | 181 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 13,911 | 181 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 13,191 | 181 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 2,360 | 183 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 8,652 | 191 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 17,556 | 239 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 生活保護総務費 |
| 44,089 | 531 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 33,779 | 181 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 2 | 181 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 207,638 | 183 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 49,129 | 183 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 957 | 185 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 3,245 | 229 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童措置費 |
| 158,115 | 229 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童措置費 |
| 31,231 | 241 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 738 | 241 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 385,960 | 241 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 7,283 | 241 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 9,269,990 | 241 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 5,693,124 | 241 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 108,248 | 241 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 14,756,349 | 241 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 691,510 | 241 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 6,488 | 243 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 43,146 | 243 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 73,979 | 243 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |
| 13,047 | 243 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 扶助費 |

施策別事務事業一覧表
 施策06【障害者支援】

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|----------------------------------|----|-------|-----------------------------|-----|--------------|
| (1)必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり | 1 | 3A1R | 障害者(児)相談支援事業費 | 福祉局 | 257 |
| | 2 | 3A1U | 重症心身障害者通園事業体制維持補助金 | 福祉局 | 258 |
| | 3 | 3A2A | 日常生活用具給付等事業費 | 福祉局 | 259 |
| | 4 | 3A3I | 重度身体障害者訪問入浴サービス事業費 | 福祉局 | 260 |
| | 5 | 3A3B | 障害者(児)日中一時支援事業費 | 福祉局 | 261 |
| | 6 | 3A5K | 障害者(児)医療費助成事業費 | 保健局 | 262 |
| | 7 | 3A5T | 心身障害者相談事業費 | 福祉局 | 263 |
| | 8 | 3A6I | 心身障害者(児)対策事業費 | 福祉局 | 264 |
| | 9 | 3A7I | 障害者自立支援制度支給関係事業費 | 福祉局 | 265 |
| | 10 | 3A9R | 障害者福祉ホーム事業補助金 | 福祉局 | 266 |
| | 11 | 3AB1 | 児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金 | 福祉局 | 267 |
| | 12 | 3ABL | 要介護者一時受入事業費 | 福祉局 | 268 |
| | 13 | 3ABN | 物価高騰対策福祉施設等支援事業費 | 福祉局 | 269 |
| | 14 | 3ABT | 濃厚接触者等在宅支援提供事業費 | 福祉局 | 270 |
| | 15 | 3ABX | 障害福祉サービス確保支援事業費 | 福祉局 | 271 |
| | 16 | 3D70 | 物価高騰対策福祉施設等支援事業費 | 福祉局 | 272 |
| | 17 | 3A1I | 障害者(児)自立支援事業費 | 福祉局 | — |
| | 18 | 3A1A | 自立支援医療等事業費 | 福祉局 | — |
| | 19 | 3A1K | 補装具交付・修理事業費 | 福祉局 | — |
| | 20 | 3A6A | 障害者計画等策定事業費 | 福祉局 | — |
| | 21 | 3A6W | 身体障害者手帳交付事業費 | 福祉局 | — |
| | 22 | 3A6X | 障害福祉サービス事業者指定等事業費 | 福祉局 | — |
| | 23 | 3A8A | 身体障害者デイサービスセンター指定管理者管理運営事業費 | 福祉局 | — |
| | 24 | 3A8K | 身体障害者デイサービスセンター整備事業費 | 福祉局 | — |
| (2)生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり | 25 | 3A1B | 障害者安心生活支援事業費 | 福祉局 | 273 |
| | 26 | 3A2K | 障害者(児)移動支援事業費 | 福祉局 | 274 |
| | 27 | 3A2T | 重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費 | 福祉局 | 275 |
| | 28 | 3A3A | 身体障害者更生訓練費給付事業費 | 福祉局 | 276 |
| | 29 | 3A3K | 心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費 | 福祉局 | 277 |
| | 30 | 3A3V | 自発的活動支援事業費 | 福祉局 | 278 |
| | 31 | 3A4I | 自動車運転免許取得・改造助成事業費 | 福祉局 | 279 |
| | 32 | 3A6K | 重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費 | 福祉局 | 280 |
| | 33 | 3A9B | グループホーム等新規開設サポート事業費 | 福祉局 | 281 |
| | 34 | 3A9D | 乗合自動車特別乗車証交付事業費 | 福祉局 | 282 |
| | 35 | 3A9Q | 地域活動支援センター事業補助金 | 福祉局 | 283 |
| | 36 | 3A9T | 障害者小規模作業所運営費等補助金 | 福祉局 | 284 |
| | 37 | 3AAT | 障害者就労支援事業費 | 福祉局 | 285 |
| | 38 | 3A7S | 身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費 | 福祉局 | — |
| | 39 | 3A7U | 身体障害者福祉センター指定管理関係経費 | 福祉局 | — |
| | 40 | 3A8I | 身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費 | 福祉局 | — |
| | 41 | 3A82 | 身体障害者福祉会館指定管理関係経費 | 福祉局 | — |
| | 42 | 3A84 | 身体障害者福祉会館移転事業費 | 福祉局 | — |
| | 43 | 3D6I | 障害児通所支援等給付費 | 福祉局 | — |
| | 44 | 3J1K | あこや学園指定管理者管理運営事業費 | 福祉局 | — |
| | 45 | 3J1P | あこや学園指定管理関係経費 | 福祉局 | — |
| | 46 | 3K1A | たじかの園指定管理者管理運営事業費 | 福祉局 | — |
| | 47 | 3K1G | たじかの園指定管理関係経費 | 福祉局 | — |
| (3)ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり | 48 | 3A1Q | 障害者虐待防止対策事業費 | 福祉局 | 286 |
| | 49 | 3A1V | 手話言語普及啓発事業費 | 福祉局 | 287 |
| | 50 | 3A20 | 意思疎通支援事業費 | 福祉局 | 288 |
| | 51 | 3A6B | 差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費 | 福祉局 | 289 |
| | 52 | 3A6T | 心身障害者(児)対策啓発事業費 | 福祉局 | 290 |
| | 53 | 3D69 | 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費 | 福祉局 | 291 |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|-------|---------|
| 121,333 | 191 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 1,143 | 191 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 125,681 | 191 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 5,129 | 191 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 20,477 | 193 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 1,763,955 | 199 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 1,064 | 193 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 211,823 | 193 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 25,065 | 195 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 728 | 197 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 793 | 199 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 2,643 | 199 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 31,062 | 199 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 18,168 | 199 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 9,478 | 199 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 6,888 | 215 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 11,029,208 | 189 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 1,360,160 | 189 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 124,724 | 189 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 240 | 193 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 470 | 195 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 1,989 | 195 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 82,813 | 197 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 179 | 197 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 14,248 | 189 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 576,719 | 191 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 34,906 | 191 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 351 | 191 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 46 | 193 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 130 | 193 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 500 | 193 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 23,549 | 193 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 3,403 | 197 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 272,676 | 197 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 237,184 | 197 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 21,243 | 199 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 34,319 | 199 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 71,395 | 195 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 7,085 | 195 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 4,334 | 197 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 2,203 | 197 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 3,466 | 197 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 3,563,511 | 215 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 152,676 | 237 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | あこや学園費 |
| 61 | 237 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | あこや学園費 |
| 157,319 | 239 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | たじかの園費 |
| 7,975 | 239 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | たじかの園費 |
| 2,525 | 189 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 444 | 191 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 13,179 | 191 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 1,790 | 193 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 2,454 | 195 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 562 | 215 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |

施策別事務事業一覧表
 施策07【高齢者支援】

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|-----------------------------|----|-------|-------------------------------|-----|--------------|
| (1)介護予防の取組や認知症施策の推進 | 1 | 332B | いきいき百歳体操等推進事業費 | 福祉局 | 293 |
| | 2 | 332C | いきいき100万歩運動事業費 | 福祉局 | 294 |
| | 3 | 332F | 栄養・口腔機能低下予防事業費 | 福祉局 | 295 |
| | 4 | 3376 | 認知症対策推進事業費 | 福祉局 | 296 |
| | 5 | 3377 | 高齢者元気アップ活動情報発信等事業費 | 福祉局 | 297 |
| | 6 | 337A | 高齢期移行助成事業費 | 保健局 | 298 |
| | 7 | 44BF | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費 | 福祉局 | 299 |
| | 8 | T021 | 介護保険制度普及啓発事業費 | 福祉局 | 300 |
| | 9 | TI1A | 栄養・口腔機能低下予防事業費 | 福祉局 | 301 |
| | 10 | TI25 | 介護予防普及啓発事業費 | 福祉局 | 302 |
| | 11 | TJ1B | 認知症対策推進事業費 | 福祉局 | 303 |
| | 12 | 303A | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定事業費 | 福祉局 | — |
| | 13 | 351K | 老人福祉センター施設整備事業費 | 福祉局 | — |
| (2)高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり | 14 | 30BK | 住宅改造支援事業費 | 福祉局 | 304 |
| | 15 | 30BQ | 在宅高齢者等あんしん通報システム事業費 | 福祉局 | 305 |
| | 16 | 30EY | 新型コロナウイルス感染症対策事業費 | 福祉局 | 306 |
| | 17 | 331A | 敬老関係事業費 | 福祉局 | 307 |
| | 18 | 3327 | 高齢者生きがい就労事業費 | 福祉局 | 308 |
| | 19 | 3328 | 生活支援サービス体制整備事業費 | 福祉局 | 309 |
| | 20 | 3329 | 地域包括支援センター運営事業費 | 福祉局 | 310 |
| | 21 | 332D | 高齢者ふれあいサロン運営費補助金 | 福祉局 | 311 |
| | 22 | 332E | 高齢者緊急一時保護事業費 | 福祉局 | 312 |
| | 23 | 333A | 老人クラブ関係事業費 | 福祉局 | 313 |
| | 24 | 3342 | 特別養護老人ホーム等整備事業費 | 福祉局 | 314 |
| | 25 | 3345 | 地域介護・福祉空間整備等事業費 | 福祉局 | 315 |
| | 26 | 334B | 高齢者バス運賃助成事業費(債務負担分を含む。) | 福祉局 | 316 |
| | 27 | 335A | ねたきり老人理美容サービス事業費 | 福祉局 | 317 |
| | 28 | 335K | 老人福祉施設措置費 | 福祉局 | 318 |
| | 29 | 336K | 日常生活用具給付事業費 | 福祉局 | 319 |
| | 30 | 338K | 高齢者移送サービス事業費 | 福祉局 | 320 |
| | 31 | 338Q | 軽費老人ホーム運営費補助金 | 福祉局 | 321 |
| | 32 | 33AE | 介護人材確保支援事業費 | 福祉局 | 322 |
| | 33 | 33AF | 物価高騰対策福祉施設等支援事業費 | 福祉局 | 323 |
| | 34 | 33B1 | 濃厚接触者等在宅支援提供事業費 | 福祉局 | 324 |
| | 35 | 33B2 | 介護サービス確保支援事業費 | 福祉局 | 325 |
| | 36 | 33B5 | 衛生管理体制確保支援事業費 | 福祉局 | 326 |
| | 37 | 33B7 | 要介護者一時受入事業費 | 福祉局 | 327 |
| | 38 | 33B9 | 介護保険施設等新規入所者PCR検査事業費 | 福祉局 | 328 |
| | 39 | TI32 | 訪問型サービス事業費 | 福祉局 | 329 |
| | 40 | TI33 | 通所型サービス事業費 | 福祉局 | 330 |
| | 41 | TJ15 | 地域ケア会議運営事業費 | 福祉局 | 331 |
| | 42 | TJ16 | 在宅医療・介護連携推進事業費 | 福祉局 | 332 |
| | 43 | TJ1E | 生活支援サポーター養成事業費 | 福祉局 | 333 |
| | 44 | TJ1L | シルバーハウジング生活援助員派遣事業費 | 福祉局 | 334 |
| | 45 | TJ21 | 高齢者向けグループハウス運営事業費 | 福祉局 | 335 |
| | 46 | TJ24 | 在宅高齢者等あんしん通報システム事業費 | 福祉局 | 336 |
| | 47 | TJ25 | 住宅改造相談事業費 | 福祉局 | 337 |
| | 48 | TJ2A | 家族介護用品支給事業費 | 福祉局 | 338 |
| | 49 | TJ2F | 住宅改修支援事業費 | 福祉局 | 339 |
| | 50 | TJ2L | 介護相談員派遣事業費 | 福祉局 | 340 |
| | 51 | TJ2P | 介護給付適正化事業費 | 福祉局 | 341 |
| | 52 | 30EB | 介護保険サービス事業者指定等事業費 | 福祉局 | — |
| | 53 | 30F1 | 介護保険事業費会計繰出金 | 福祉局 | — |
| | 54 | 339K | 介護保険利用者負担軽減対策事業費 | 福祉局 | — |
| | 55 | 33B8 | (仮称)健康ふれあい体育館整備事業費(債務負担分を含む。) | 福祉局 | — |
| | 56 | 351A | 老人福祉センター指定管理者管理運営事業費 | 福祉局 | — |
| | 57 | T01A | 給付関係事務経費 | 福祉局 | — |
| | 58 | T01K | 資格関係事務経費 | 福祉局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|---------|---------|---------|------------------|
| 1,459 | 201 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 6,138 | 203 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 231 | 203 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 1,578 | 205 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 103 | 205 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 4,834 | 209 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 5,379 | 257 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 3,396 | 519 | 介護保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 1,651 | 525 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 2,242 | 525 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 27,080 | 527 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 4,493 | 179 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 10,400 | 209 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉センター費 |
| 43,402 | 181 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 4,366 | 181 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 1,262 | 185 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 3,242 | 201 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 15,194 | 201 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 37,795 | 201 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 395,342 | 201 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 17,720 | 203 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 2,053 | 203 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 28,275 | 203 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 8,244 | 203 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 966 | 203 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 272,641 | 203 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 8 | 205 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 157,019 | 205 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 162 | 205 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 10,184 | 205 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 62,985 | 205 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 4,340 | 205 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 116,589 | 207 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 253,647 | 207 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 273,088 | 207 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 14,000 | 207 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 3,127 | 207 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 4,314 | 207 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 579,409 | 527 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 866,740 | 527 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 2,656 | 527 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 21,659 | 527 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 8,827 | 529 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 42,987 | 529 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 13,560 | 529 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 13,859 | 529 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 13,372 | 529 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 10,547 | 529 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 150 | 529 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 1,450 | 529 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 4,497 | 529 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 包括的支援等事業費 |
| 1,480 | 185 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 7,313,299 | 185 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 2,966 | 205 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 119,030 | 207 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 208,241 | 209 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉センター費 |
| 20,618 | 519 | 介護保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 4,784 | 519 | 介護保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |

施策07 【高齢者支援】(つづき)

| 施策の展開方向 | No | 中事業 CD | 事業名 | 局名 | 事務事業 シート 記載ページ |
|-------------------------------------|----|-----------|--------------------------|-----|----------------------|
| (2)高齢者の社会参加の 促進や介護サービスの基 盤づくり | 59 | T01R | 介護保険システム整備事業費(債務負担分を含む。) | 福祉局 | — |
| | 60 | T11A | 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 | 福祉局 | — |
| | 61 | T31A | 主治医意見書支払費 | 福祉局 | — |
| | 62 | T31K | 認定調査委託料 | 福祉局 | — |
| | 63 | T321 | 認定関係事務経費 | 福祉局 | — |
| | 64 | T71A | 居宅介護サービス給付費 | 福祉局 | — |
| | 65 | T71F | 地域密着型介護サービス給付費 | 福祉局 | — |
| | 66 | T71K | 施設介護サービス給付費 | 福祉局 | — |
| | 67 | T71S | 特定入所者介護サービス費 | 福祉局 | — |
| | 68 | T721 | 居宅介護福祉用具購入費 | 福祉局 | — |
| | 69 | T72A | 居宅介護住宅改修費 | 福祉局 | — |
| | 70 | T72K | 居宅介護サービス計画給付費 | 福祉局 | — |
| | 71 | T751 | 介護予防サービス給付費 | 福祉局 | — |
| | 72 | T75A | 地域密着型介護予防サービス給付費 | 福祉局 | — |
| | 73 | T75K | 特定入所者介護予防サービス費 | 福祉局 | — |
| | 74 | T761 | 介護予防福祉用具購入費 | 福祉局 | — |
| | 75 | T76A | 介護予防住宅改修費 | 福祉局 | — |
| | 76 | T76K | 介護予防サービス計画給付費 | 福祉局 | — |
| | 77 | T81A | 審査支払手数料 | 福祉局 | — |
| | 78 | TC1A | 高額介護サービス費 | 福祉局 | — |
| | 79 | TC1R | 高額医療合算介護サービス費 | 福祉局 | — |
| | 80 | TI34 | 介護予防ケアマネジメント事業費 | 福祉局 | — |
| | 81 | TI35 | 高額介護予防サービス費等相当事業費 | 福祉局 | — |
| | 82 | TI36 | 審査支払手数料 | 福祉局 | — |
| | 83 | TP1A | 介護給付費準備基金積立金 | 福祉局 | — |
| | 84 | TT2A | 国庫負担金等返還金 | 福祉局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|---------|---------|-----------|-------------------|
| 68,135 | 519 | 介護保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 2,346 | 521 | 介護保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 連合会負担金 |
| 86,279 | 521 | 介護保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 介護認定費 |
| 47,354 | 521 | 介護保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 介護認定費 |
| 13,647 | 521 | 介護保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 介護認定費 |
| 20,968,372 | 523 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 5,304,692 | 523 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 10,961,941 | 523 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 866,039 | 523 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 42,172 | 523 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 66,146 | 523 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 2,486,029 | 523 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 927,927 | 523 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 21,421 | 523 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 315 | 523 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 15,236 | 525 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 55,731 | 525 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 245,603 | 525 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 介護サービス等給付費 |
| 43,244 | 525 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | 審査支払手数料 |
| 1,222,755 | 525 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 高額介護サービス費 | 高齢介護サービス費 |
| 179,107 | 525 | 介護保険事業費 | 保険給付費 | 高額介護サービス費 | 高齢介護サービス費 |
| 144,621 | 527 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 4,455 | 527 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 4,874 | 527 | 介護保険事業費 | 地域支援事業費 | 地域支援事業費 | 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 277,010 | 531 | 介護保険事業費 | 基金積立金 | 基金積立金 | 介護給付費準備基金積立金 |
| 273,842 | 531 | 介護保険事業費 | 諸支出金 | 諸費 | 第1号被保険者還付金及び還付加算金 |

施策別事務事業一覧表
 施策08【健康支援】

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|--|----|-------|---------------------------------|-----|--------------|
| (1)生活習慣病予防対策 (ライフステージに応じた健康づくりへの支援) | 1 | 337D | 後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業費 | 保健局 | 344 |
| | 2 | 337E | 後期高齢者歯科健診事業費 | 保健局 | 345 |
| | 3 | 3651 | 重度障害者等特別給付金支給事業費 | 保健局 | 346 |
| | 4 | 365A | 高齢者特別給付金支給事業費 | 保健局 | 347 |
| | 5 | 441F | 健康サポート事業費 | 保健局 | 348 |
| | 6 | 4431 | がん検診事業費 | 保健局 | 349 |
| | 7 | 4432 | がん患者アピアランスサポート事業費 | 保健局 | 350 |
| | 8 | 448A | 歯周疾患検診事業費 | 保健局 | 351 |
| | 9 | 44BD | 生活習慣病予防ガイドライン推進事業費 | 保健局 | 352 |
| | 10 | 44BF | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費 | 保健局 | 353 |
| | 11 | 452K | 口腔衛生事業費 | 保健局 | 354 |
| | 12 | GC1A | 傷病手当金 | 保健局 | 355 |
| | 13 | GX1A | 結核・精神医療付加金 | 保健局 | 356 |
| | 14 | HD11 | ヘルスアップ尼崎戦略事業費(債務負担分を含む。) | 保健局 | 357 |
| | 15 | HF21 | あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費 | 保健局 | 358 |
| | 16 | HH1A | 尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金 | 保健局 | 359 |
| | 17 | 30IE | 国民健康保険事業費会計繰出金 | 保健局 | — |
| | 18 | 30IF | 後期高齢者医療療養給付費負担金 | 保健局 | — |
| | 19 | 30IG | 兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金 | 保健局 | — |
| | 20 | 30IH | 後期高齢者医療事業費会計繰出金 | 保健局 | — |
| | 21 | 3621 | 国民年金事務関係事業費(債務負担分を含む。) | 保健局 | — |
| | 22 | 4E1A | 保健所等維持管理事業費 | 福祉局 | — |
| | 23 | 4E1A | 保健所維持管理事業費 | 保健局 | — |
| | 24 | 4E1M | 地域いきいき健康プランあまがさき策定事業費 | 保健局 | — |
| | 25 | G01A | 給付関係事務経費 | 保健局 | — |
| | 26 | G01K | 資格賦課関係事務経費 | 保健局 | — |
| | 27 | G02A | 電算入力委託事業費 | 保健局 | — |
| | 28 | G02E | 国民健康保険システム関係事業費(債務負担分を含む。) | 保健局 | — |
| | 29 | G11A | 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 | 保健局 | — |
| | 30 | GD1A | 一般被保険者療養給付費 | 保健局 | — |
| | 31 | GE1A | 退職被保険者等療養給付費 | 保健局 | — |
| | 32 | GF1A | 一般被保険者療養費 | 保健局 | — |
| | 33 | GH1A | 審査支払手数料等 | 保健局 | — |
| | 34 | GL1A | 一般被保険者高額療養費 | 保健局 | — |
| | 35 | GN1A | 一般被保険者高額介護合算療養費 | 保健局 | — |
| | 36 | GV1A | 出産育児一時金 | 保健局 | — |
| | 37 | GW1A | 葬祭費 | 保健局 | — |
| | 38 | HF1K | 重複・頻回受診者訪問指導事業費 | 保健局 | — |
| | 39 | HF2K | 医療費通知等経費 | 保健局 | — |
| | 40 | HG20 | 国民健康保険事業基金積立金 | 保健局 | — |
| | 41 | HI1A | 一般被保険者保険料過誤納金還付金 | 保健局 | — |
| | 42 | HI1E | 保険給付費等交付金償還金 | 保健局 | — |
| | 43 | HI1E | 保険給付費等交付金償還金 | 保健局 | — |
| | 44 | HR1A | 一般被保険者医療給付費分納付金 | 保健局 | — |
| | 45 | HT1A | 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 | 保健局 | — |
| | 46 | HV1A | 介護納付金分納付金 | 保健局 | — |
| | 47 | S018 | 資格給付関係事務経費 | 保健局 | — |
| | 48 | S01K | 後期高齢者医療制度システム関係経費(債務負担分を含む。) | 保健局 | — |
| | 49 | S511 | 賦課関係事務経費 | 保健局 | — |
| | 50 | S911 | 保険料等負担金 | 保健局 | — |
| | 51 | S91A | 保険基盤安定拠出金 | 保健局 | — |
| | 52 | SK11 | 保険料過誤納金還付金 | 保健局 | — |
| | 53 | SP11 | 保険料還付加算金 | 保健局 | — |
| (2)地域や団体などと取り組む健康づくり(ライフステージに応じた健康づくりへの支援) | 54 | 4421 | 健康づくり事業費 | 福祉局 | 360 |
| | 55 | 4421 | 健康づくり事業費 | 保健局 | 361 |
| | 56 | 4441 | 難病対策事業費 | 保健局 | 362 |
| | 57 | 4442 | 骨髄等移植ドナー助成事業費 | 保健局 | 363 |
| | 58 | 444F | 小児慢性特定疾病対策事業費 | 保健局 | 364 |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------------|------------|------------|---------------------|
| 12,454 | 209 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 1,389 | 209 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉費 |
| 8,902 | 211 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 年金費 |
| 3,193 | 211 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 年金費 |
| 7,906 | 257 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 153,180 | 257 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 3,635 | 257 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 5,943 | 259 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 1,760 | 261 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 4,290 | 261 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 1,529 | 265 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 母子保健対策費 |
| 11,644 | 449 | 国民健康保険事業費 | 保険給付費 | 給付諸費 | 傷病手当金 |
| 34,562 | 447 | 国民健康保険事業費 | 保険給付費 | 給付諸費 | 結核・精神医療付加金 |
| 409,282 | 449 | 国民健康保険事業費 | 保健事業費 | 特定健康診査等事業費 | 特定健康診査等事業費 |
| 11,657 | 451 | 国民健康保険事業費 | 保健事業費 | 保健事業費 | 保健事業費 |
| 576 | 451 | 国民健康保険事業費 | 諸支出金 | 諸費 | 分担金及び負担金 |
| 4,767,779 | 187 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 5,513,978 | 187 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 122,407 | 187 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 1,420,391 | 189 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 25,700 | 209 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 年金費 |
| 1,404 | 271 | 一般会計 | 衛生費 | 保健所費 | 保健所費 |
| 86,563 | 273 | 一般会計 | 衛生費 | 保健所費 | 保健所費 |
| 3,119 | 273 | 一般会計 | 衛生費 | 保健所費 | 保健所費 |
| 31,291 | 441 | 国民健康保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 44,088 | 441 | 国民健康保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 7,450 | 443 | 国民健康保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 130,347 | 443 | 国民健康保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 15,116 | 443 | 国民健康保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 連合会負担金 |
| 27,836,905 | 445 | 国民健康保険事業費 | 保険給付費 | 療養諸費 | 一般被保険者療養給付費 |
| 125 | 445 | 国民健康保険事業費 | 保険給付費 | 療養諸費 | 退職被保険者等療養給付費 |
| 423,122 | 445 | 国民健康保険事業費 | 保険給付費 | 療養諸費 | 一般被保険者療養費 |
| 86,783 | 445 | 国民健康保険事業費 | 保険給付費 | 療養諸費 | 審査支払手数料等 |
| 4,032,902 | 445 | 国民健康保険事業費 | 保険給付費 | 高額療養費 | 一般被保険者高額療養費 |
| 4,543 | 447 | 国民健康保険事業費 | 保険給付費 | 高額療養費 | 一般被保険者高額介護合算療養費 |
| 132,271 | 447 | 国民健康保険事業費 | 保険給付費 | 給付諸費 | 出産育児一時金 |
| 29,760 | 447 | 国民健康保険事業費 | 保険給付費 | 給付諸費 | 葬祭費 |
| 52 | 451 | 国民健康保険事業費 | 保健事業費 | 保健事業費 | 保健事業費 |
| 30,979 | 451 | 国民健康保険事業費 | 保健事業費 | 保健事業費 | 保健事業費 |
| 80,069 | 451 | 国民健康保険事業費 | 基金積立金 | 基金積立金 | 国民健康保険事業基金積立金 |
| 46,172 | 453 | 国民健康保険事業費 | 諸支出金 | 諸費 | 一般被保険者償還金及び還付加算金 |
| 247,126 | 453 | 国民健康保険事業費 | 諸支出金 | 諸費 | 一般被保険者償還金及び還付加算金 |
| 247,126 | 453 | 国民健康保険事業費 | 諸支出金 | 諸費 | 一般被保険者償還金及び還付加算金 |
| 9,054,653 | 449 | 国民健康保険事業費 | 国民健康保険事業費納 | 医療給付費分納付金 | 一般被保険者医療給付費分納付金 |
| 2,736,900 | 449 | 国民健康保険事業費 | 国民健康保険事業費納 | 後期高齢者支援金等分 | 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 |
| 1,097,079 | 449 | 国民健康保険事業費 | 国民健康保険事業費納 | 介護納付金分納付金 | 介護納付金分納付金 |
| 14,768 | 541 | 後期高齢者医療事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 30,581 | 541 | 後期高齢者医療事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 11,959 | 541 | 後期高齢者医療事業費 | 総務費 | 賦課徴収費 | 賦課徴収費 |
| 5,160,394 | 541 | 後期高齢者医療事業費 | 後期高齢者医療広域連 | 後期高齢者医療広域連 | 後期高齢者医療広域連合納付金 |
| 1,349,542 | 543 | 後期高齢者医療事業費 | 後期高齢者医療広域連 | 後期高齢者医療広域連 | 後期高齢者医療広域連合納付金 |
| 12,283 | 543 | 後期高齢者医療事業費 | 諸支出金 | 償還金及び還付加算金 | 保険料還付金 |
| 10 | 543 | 後期高齢者医療事業費 | 諸支出金 | 償還金及び還付加算金 | 還付加算金 |
| 308 | 255 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 600 | 257 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 1,541 | 259 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 600 | 259 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 185,727 | 259 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |

施策08 【健康支援】(つづき)

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|---|------|-----------------|-------------------------------|---------|--------------|
| (2) 地域や団体などを取り組む健康づくり(ライフステージに応じた健康づくりへの支援) | 59 | 444K | 健康相談事業費 | 保健局 | 365 |
| | 60 | 445A | 健康診査等事業費 | 保健局 | 366 |
| | 61 | 446I | ぜん息児童水泳等訓練事業費 | 保健局 | 367 |
| | 62 | 44BB | たばこ対策推進事業費 | 危機管理安全局 | 368 |
| | 63 | 4E1K | 保健所等事業費 | 保健局 | 369 |
| | 64 | 4E2W | 食育推進事業費 | 福祉局 | 370 |
| | 65 | 4E2W | 食育推進事業費 | 保健局 | 371 |
| | 66 | 4E3K | 精神保健事業費 | 福祉局 | 372 |
| | 67 | 4E3K | 精神保健事業費 | 保健局 | 373 |
| | 68 | HD12 | まちの健康経営推進事業費 | 保健局 | 374 |
| | 69 | Q12I | 在宅酸素助成事業費 | 保健局 | 375 |
| | 70 | Q12A | 転地保養事業費 | 保健局 | 376 |
| | 71 | Q12C | 家庭療養指導事業費 | 保健局 | 377 |
| | 72 | Q13K | 呼吸器教室事業費 | 保健局 | 378 |
| | 73 | Q13P | リフレッシュ事業費 | 保健局 | 379 |
| | 74 | Q148 | インフルエンザ予防接種助成事業費 | 保健局 | 380 |
| | 75 | Q14A | 水泳鍛錬奨励事業費 | 保健局 | 381 |
| | 76 | Q15I | 葬祭費助成事業費 | 保健局 | 382 |
| | 77 | 3A7A | 障害者福祉総合システム運用事業費 | 福祉局 | — |
| | 78 | 402I | 保健関係等事務協力負担金 | 保健局 | — |
| 79 | 4A1A | 公害病補償事業費 | 保健局 | — | |
| 80 | 4E1T | 石綿読影の精度に係る調査事業費 | 保健局 | — | |
| (3) 健康で安全・安心なくらしを確保するための体制の充実 | 81 | 401A | 尼崎健康医療財団補助金 | 保健局 | 383 |
| | 82 | 401K | 尼崎口腔衛生センター事業補助金 | 保健局 | 384 |
| | 83 | 411A | 感染症対策事業費 | 保健局 | 385 |
| | 84 | 411K | 特定感染症検査等事業費 | 保健局 | 386 |
| | 85 | 421A | 予防接種事業費 | 保健局 | 387 |
| | 86 | 421B | 風しん予防接種推進事業費 | 保健局 | 388 |
| | 87 | 431B | 結核対策事業費 | 保健局 | 389 |
| | 88 | 448I | 医薬品備蓄事業費 | 保健局 | 390 |
| | 89 | 448B | 肝炎ウイルス検診事業費 | 保健局 | 391 |
| | 90 | 44A0 | 医務業務事業費 | 保健局 | 392 |
| | 91 | 44A1 | 在宅当番医制運営補助金 | 保健局 | 393 |
| | 92 | 44AA | 第2次救急医療補助金 | 保健局 | 394 |
| | 93 | 461A | 環境衛生対策事業費 | 保健局 | 395 |
| | 94 | 462I | 食品衛生対策事業費 | 保健局 | 396 |
| | 95 | 462K | 尼崎市環境衛生協会委託料 | 保健局 | 397 |
| | 96 | 463I | 尼崎市食品衛生協会委託料 | 保健局 | 398 |
| | 97 | 463B | 公衆浴場燃油価格高騰対策支援事業費 | 保健局 | 399 |
| | 98 | 471A | 狂犬病予防対策事業費 | 保健局 | 400 |
| | 99 | 4722 | 動物愛護対策事業費 | 保健局 | 401 |
| | 100 | 4725 | 地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費 | 保健局 | 402 |
| | 101 | 4727 | 動物愛護推進強化事業費 | 保健局 | 403 |
| | 102 | 481A | そ族昆虫駆除事業費 | 保健局 | 404 |
| | 103 | 411K | 衛生研究所事業費 | 保健局 | 405 |
| | 104 | 401C | 初期救急医療対策事業費 | 保健局 | — |
| | 105 | 401D | 休日夜間急病診療所整備事業費 | 保健局 | — |
| | 106 | 421K | 予防接種事故医療費負担金 | 保健局 | — |
| | 107 | 421N | 新型コロナウイルスワクチン接種事業費(債務負担分を含む。) | 保健局 | — |
| | 108 | 432I | 結核医療事業費 | 保健局 | — |
| | 109 | 44AK | 兵庫県救急医療情報システム運営費分担金 | 保健局 | — |
| | 110 | 462A | 地方卸売市場食品検査所維持管理事業費 | 保健局 | — |
| | 111 | 471K | 動物愛護センター維持管理事業費 | 保健局 | — |
| | 112 | 4726 | 動物愛護基金積立金 | 保健局 | — |
| | 113 | 491D | 斎場指定管理者管理運営事業費 | 保健局 | — |
| | 114 | 491P | 墓園指定管理者管理運営事業費 | 保健局 | — |
| | 115 | 492I | 斎場整備事業費 | 保健局 | — |
| | 116 | 492K | 墓園整備事業費 | 保健局 | — |
| | 117 | 411A | 衛生研究所維持管理事業費 | 保健局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|--------------|---------|------------|------------|
| 848 | 259 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 4,270 | 259 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 30,083 | 259 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 2,020 | 255 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 726 | 273 | 一般会計 | 衛生費 | 保健所費 | 保健所費 |
| 264 | 271 | 一般会計 | 衛生費 | 保健所費 | 保健所費 |
| 333 | 237 | 一般会計 | 衛生費 | 保健所費 | 保健所費 |
| 359 | 271 | 一般会計 | 衛生費 | 保健所費 | 保健所費 |
| 5,667 | 275 | 一般会計 | 衛生費 | 保健所費 | 保健所費 |
| 4,339 | 451 | 国民健康保険事業費 | 保健事業費 | 特定健康診査等事業費 | 特定健康診査等事業費 |
| 1,451 | 489 | 公害病認定患者救済事業費 | 公害救済事業費 | 公害救済事業費 | 救済事業費 |
| 1,243 | 489 | 公害病認定患者救済事業費 | 公害救済事業費 | 公害救済事業費 | 救済事業費 |
| 18 | 489 | 公害病認定患者救済事業費 | 公害救済事業費 | 公害救済事業費 | 救済事業費 |
| 562 | 489 | 公害病認定患者救済事業費 | 公害救済事業費 | 公害救済事業費 | 救済事業費 |
| 677 | 489 | 公害病認定患者救済事業費 | 公害救済事業費 | 公害救済事業費 | 救済事業費 |
| 1,478 | 491 | 公害病認定患者救済事業費 | 公害救済事業費 | 公害救済事業費 | 救済事業費 |
| 101 | 491 | 公害病認定患者救済事業費 | 公害救済事業費 | 公害救済事業費 | 救済事業費 |
| 3,200 | 491 | 公害病認定患者救済事業費 | 公害救済事業費 | 公害救済事業費 | 救済事業費 |
| 34,986 | 195 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害福祉費 |
| 55,685 | 253 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 保健衛生総務費 |
| 2,341,551 | 269 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 公害病補償費 |
| 7,203 | 273 | 一般会計 | 衛生費 | 保健所費 | 保健所費 |
| 183,070 | 251 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 保健衛生総務費 |
| 54,047 | 251 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 保健衛生総務費 |
| 1,921,111 | 253 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 感染症対策費 |
| 1,236 | 253 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 感染症対策費 |
| 1,195,804 | 253 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防接種費 |
| 252 | 253 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防接種費 |
| 5,394 | 255 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 結核予防費 |
| 460 | 259 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 22,812 | 259 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 2,977 | 261 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 20,312 | 261 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 34,545 | 261 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 1,237 | 265 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 公衆衛生費 |
| 2,160 | 265 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 公衆衛生費 |
| 172 | 267 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 公衆衛生費 |
| 1,432 | 267 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 公衆衛生費 |
| 5,681 | 267 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 公衆衛生費 |
| 3,254 | 267 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 動物愛護センター費 |
| 1,563 | 267 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 動物愛護センター費 |
| 1,000 | 267 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 動物愛護センター費 |
| 38,364 | 269 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 動物愛護センター費 |
| 4,189 | 269 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | そ族昆虫駆除費 |
| 17,546 | 277 | 一般会計 | 衛生費 | 衛生研究所費 | 衛生研究所費 |
| 46,818 | 251 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 保健衛生総務費 |
| 17 | 251 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 保健衛生総務費 |
| 3,666 | 255 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防接種費 |
| 2,156,601 | 255 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防接種費 |
| 30,318 | 255 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 結核予防費 |
| 3,265 | 261 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 53 | 267 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 公衆衛生費 |
| 24,990 | 267 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 動物愛護センター費 |
| 27,853 | 269 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 動物愛護センター費 |
| 223,112 | 269 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 墓地、斎場費 |
| 17,329 | 269 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 墓地、斎場費 |
| 29,644 | 269 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 墓地、斎場費 |
| 21,886 | 269 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 墓地、斎場費 |
| 54,977 | 275 | 一般会計 | 衛生費 | 衛生研究所費 | 衛生研究所費 |

施策別事務事業一覧表
施策09【生活安全】

| 施策の展開方向 | No | 中事業 CD | 事業名 | 局名 | 事務事業 シート 記載ページ |
|-------------------------|----|-----------|---------------------|---------|----------------------|
| (1)防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成 | 1 | 10AY | 交通安全推進事業費 | 危機管理安全局 | 407 |
| | 2 | 10BR | 交通安全協会補助金 | 危機管理安全局 | 408 |
| | 3 | 1E13 | 街頭犯罪防止等事業費 | 危機管理安全局 | 409 |
| | 4 | 1E15 | 暴力団排除条例関係事業費 | 危機管理安全局 | 410 |
| | 5 | 1E17 | 防犯協会補助金 | 危機管理安全局 | 411 |
| | 6 | 7425 | 消費生活安全推進事業費 | 危機管理安全局 | 412 |
| | 7 | 7439 | 消費者行政活性化事業費 | 危機管理安全局 | 413 |
| | 8 | 871L | 町会灯助成事業費 | 都市整備局 | 414 |
| | 9 | 1840 | 旧かんなみ地域環境改善事業費 | 都市整備局 | — |
| | 10 | 1950 | 旧かんなみ地域環境改善事業費 | 都市整備局 | — |
| | 11 | 1E20 | 暴力団排除活動支援基金積立金 | 危機管理安全局 | — |
| | 12 | 731R | 計量検査関係事業費 | 危機管理安全局 | — |
| (2)自転車のまちづくりの推進 | 13 | 10BB | 自転車のまちづくり推進事業費 | 危機管理安全局 | 415 |
| | 14 | 891E | 駅周辺放置自転車対策事業費 | 都市整備局 | 416 |
| | 15 | 8921 | 駐輪施設等維持管理事業費 | 都市整備局 | 417 |
| (3)ルール遵守やマナー向上 | — | 44BB | 【再掲】たばこ対策推進事業費 | 危機管理安全局 | 368 |
| | — | 10AY | 【再掲】交通安全推進事業費 | 危機管理安全局 | 407 |
| | — | 4S1A | 【再掲】ごみ減量・リサイクル推進事業費 | 経済環境局 | 475 |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|---------|-----------|
| 2,570 | 115 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 546 | 115 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 15,323 | 139 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 227 | 139 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 720 | 139 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 1,241 | 309 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 消費生活センター費 |
| 2,356 | 309 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 消費生活センター費 |
| 8,877 | 319 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路橋りょう維持費 |
| 34,142 | 135 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 財産管理費 |
| 4,770 | 137 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 企画費 |
| 6,679 | 139 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 6,830 | 307 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 計量検査費 |
| 568 | 115 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 424,596 | 321 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 自転車対策費 |
| 41,612 | 321 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 自転車対策費 |
| 2,020 | 255 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 予防衛生費 |
| 2,570 | 115 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 27,877 | 285 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | じんかい処理費 |

施策別事務事業一覧表
 施策10【消防・防災】

| 施策の展開方向 | No | 中事業 CD | 事業名 | 局名 | 事務事業 シート 記載ページ |
|-------------|----|-----------|-------------------|---------|----------------------|
| (1)消防力の充実 | 1 | A02A | 防災センター研修事業費 | 消防局 | 419 |
| | 2 | A02K | 消防活動事業費 | 消防局 | 420 |
| | 3 | A03I | 救助隊整備事業費 | 消防局 | 421 |
| | 4 | A03A | 救急活動事業費 | 消防局 | 422 |
| | 5 | A03K | 通信活動事業費 | 消防局 | 423 |
| | 6 | A04K | 予防活動事業費 | 消防局 | 424 |
| | 7 | A05K | 消防学校研修事業費 | 消防局 | 425 |
| | 8 | A11A | 消防団活動事業費 | 消防局 | 426 |
| | 9 | A12K | 消防団等交付金 | 消防局 | 427 |
| | 10 | A05I | 車両維持整備事業費 | 消防局 | — |
| | 11 | A05A | 消防庁舎施設維持管理事業費 | 消防局 | — |
| | 12 | A06I | 職員被服事業費 | 消防局 | — |
| | 13 | A11K | 車両維持整備事業費 | 消防局 | — |
| | 14 | A12I | 消防団施設維持管理事業費 | 消防局 | — |
| | 15 | A21A | 消防設備整備事業費 | 消防局 | — |
| | 16 | A22I | 消防庁舎等整備事業費 | 消防局 | — |
| | 17 | A22K | 消火栓設置及び補修費負担金 | 消防局 | — |
| (2)地域防災力の向上 | 18 | 1G1A | 防災対策等事業費 | 危機管理安全局 | 428 |
| | 19 | 1G1B | 新型コロナウイルス感染症対策事業費 | 危機管理安全局 | 429 |
| | 20 | 1G1T | 地域の防災力向上事業費 | 危機管理安全局 | 430 |
| | 21 | 1G1U | 災害時要援護者支援事業費 | 福祉局 | 431 |
| | 22 | 1G1F | 防災情報通信事業費 | 危機管理安全局 | — |
| | 23 | 811A | 水防システム関係事業費 | 危機管理安全局 | — |
| | 24 | 811K | 水防用資材等整備事業費 | 都市整備局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|-------|--------|
| 965 | 353 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 常備消防費 |
| 33,071 | 353 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 常備消防費 |
| 8,880 | 353 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 常備消防費 |
| 49,328 | 355 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 常備消防費 |
| 118,515 | 355 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 常備消防費 |
| 811 | 355 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 常備消防費 |
| 7,768 | 357 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 常備消防費 |
| 14,131 | 357 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 非常備消防費 |
| 9,284 | 359 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 非常備消防費 |
| 25,663 | 355 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 常備消防費 |
| 147,007 | 355 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 常備消防費 |
| 13,597 | 357 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 常備消防費 |
| 8,468 | 357 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 非常備消防費 |
| 2,774 | 357 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 非常備消防費 |
| 112,774 | 359 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 消防施設費 |
| 299,749 | 359 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 消防施設費 |
| 56,594 | 359 | 一般会計 | 消防費 | 消防費 | 消防施設費 |
| 12,688 | 157 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 防災対策費 |
| 211 | 157 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 防災対策費 |
| 1,265 | 157 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 防災対策費 |
| 3,802 | 157 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 防災対策費 |
| 21,444 | 157 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 防災対策費 |
| 3,993 | 315 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 水防費 |
| 1,838 | 315 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 水防費 |

施策別事務事業一覧表
 施策11【地域経済・雇用就労】

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|-------------------------|------|-----------------|-----------------------|-------|--------------|
| (1)イノベーションの促進に向けた環境づくり | 1 | 711A | リサーチコア推進事業費 | 経済環境局 | 433 |
| | 2 | 711G | イノベーション促進総合支援事業費 | 経済環境局 | 434 |
| | 3 | 711J | 製造業生産性向上支援事業費 | 経済環境局 | 435 |
| | 4 | 715B | 創業支援事業費 | 経済環境局 | 436 |
| | 5 | 715E | 脱炭素化設備等導入促進支援事業費 | 経済環境局 | 437 |
| | 6 | 716S | 企業立地関係事業費 | 経済環境局 | 438 |
| | 7 | 718K | 事業所景況調査等事業費 | 経済環境局 | 439 |
| | 8 | 71G1 | 中小企業スキルアップ支援補助金関係事業費 | 経済環境局 | 440 |
| | 9 | 71DZ | SDGs地域活性化基金積立金 | 経済環境局 | — |
| (2)地域経済の活性化や循環の促進 | 10 | 611A | 水田営農活性化対策事業費 | 経済環境局 | 441 |
| | 11 | 611B | 経営所得安定対策等推進事業費補助金 | 経済環境局 | 442 |
| | 12 | 621B | 都市農業活性化推進事業費 | 経済環境局 | 443 |
| | 13 | 621F | 有害鳥獣対策事業費 | 経済環境局 | 444 |
| | 14 | 623B | 新規就農者支援事業費 | 経済環境局 | 445 |
| | 15 | 711I | 中小企業減災支援事業費 | 経済環境局 | 446 |
| | 16 | 7151 | 営業力強化支援事業費 | 経済環境局 | 447 |
| | 17 | 7152 | 中小企業国際化支援事業費 | 経済環境局 | 448 |
| | 18 | 7153 | 販路拡大・人材確保事業費 | 経済環境局 | 449 |
| | 19 | 717H | 尼崎市商業活性化対策事業費 | 経済環境局 | 450 |
| | 20 | 717R | 尼崎市市場・商店街等安全・安心事業費 | 経済環境局 | 451 |
| | 21 | 71CK | 尼崎地域産業活性化機構等補助金 | 経済環境局 | 452 |
| | 22 | 71DE | 産業・雇用就労オンラインシステム関係事業費 | 経済環境局 | 453 |
| | 23 | 71DP | SDGs「あま咲きコイン」推進事業費 | 経済環境局 | 454 |
| | 24 | 721A | 中小企業資金融資制度関係事業費 | 経済環境局 | 455 |
| | 25 | 721C | コロナ対策信用保証料補助金関係事業費 | 経済環境局 | 456 |
| | 26 | 101A | 市場運営委員会等関係事業費 | 経済環境局 | 457 |
| | 27 | 101K | 市場活性化対策事業費 | 経済環境局 | 458 |
| | 28 | 641A | 農業施設管理事業費 | 経済環境局 | — |
| | 29 | 641K | 農業施設整備事業費 | 経済環境局 | — |
| | 30 | 6421 | 猪名川水利施設維持管理費補助金 | 経済環境局 | — |
| | 31 | 701A | 地方卸売市場事業費会計繰出金 | 経済環境局 | — |
| | 32 | 1021 | 地方卸売市場施設整備事業費 | 経済環境局 | — |
| 33 | 102K | 地方卸売市場施設維持管理事業費 | 経済環境局 | — | |
| (3)雇用就労の充実 | 34 | 502A | 企業内人権研修推進事業費 | 経済環境局 | 459 |
| | 35 | 504K | 技能功労者等表彰事業費 | 経済環境局 | 460 |
| | 36 | 505A | 労働者福祉推進事業費 | 経済環境局 | 461 |
| | 37 | 505T | 雇用創造支援事業費 | 経済環境局 | 462 |
| | 38 | 505U | キャリアアップ支援事業費 | 経済環境局 | 463 |
| | 39 | 505V | 地域雇用・就労支援事業費 | 経済環境局 | 464 |
| | 40 | 507A | 尼崎市シルバー人材センター補助金 | 経済環境局 | 465 |
| | 41 | 715F | 実践型インターンシップ推進事業費 | 経済環境局 | 466 |
| | 42 | 5043 | 中小企業勤労者福祉共済事業預託金 | 経済環境局 | — |
| | 43 | 505W | 中小企業就業者確保支援事業費 | 経済環境局 | — |
| | 44 | 506E | しごと支援施設維持管理事業費 | 経済環境局 | — |
| (4)観光振興による地域経済の活性化と魅力向上 | 45 | 761A | あまがさき観光局補助金 | 経済環境局 | 467 |
| | 46 | 761B | 観光地域づくり推進事業費 | 経済環境局 | 468 |
| | 47 | 8W55 | 尼崎城魅力向上事業費 | 経済環境局 | 469 |
| | 48 | 762A | みんなの尼崎城基金積立金 | 経済環境局 | — |
| | 49 | 8W52 | 尼崎城址公園指定管理者管理運営事業費 | 経済環境局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|-----------|--------|-------|--------|
| 27,226 | 303 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 47,224 | 303 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 110,245 | 303 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 75,084 | 303 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 17,118 | 303 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 61,596 | 305 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 5,836 | 305 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 6,564 | 307 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 6,659 | 307 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 91 | 295 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業総務費 |
| 327 | 295 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業総務費 |
| 12,305 | 297 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業振興費 |
| 578 | 297 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業振興費 |
| 1,417 | 297 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業振興費 |
| 5,352 | 303 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 4,674 | 303 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 3,021 | 303 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 442 | 303 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 20,924 | 305 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 4,082 | 305 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 13,222 | 305 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 3,789 | 305 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 358,390 | 305 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 50,223 | 307 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 金融対策費 |
| 119,922 | 307 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 金融対策費 |
| 2,994 | 463 | 地方卸売市場事業費 | 地方市場費 | 市場管理費 | 市場総務費 |
| 10,416 | 463 | 地方卸売市場事業費 | 地方市場費 | 市場管理費 | 市場総務費 |
| 1,988 | 297 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農地費 |
| 1,557 | 297 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農地費 |
| 900 | 297 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農地費 |
| 32,557 | 301 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工総務費 |
| 15,089 | 463 | 地方卸売市場事業費 | 地方市場費 | 市場管理費 | 市場総務費 |
| 204,522 | 463 | 地方卸売市場事業費 | 地方市場費 | 市場管理費 | 市場総務費 |
| 2,346 | 291 | 一般会計 | 労働費 | 労働諸費 | 労政費 |
| 60 | 291 | 一般会計 | 労働費 | 労働諸費 | 労政費 |
| 3,092 | 291 | 一般会計 | 労働費 | 労働諸費 | 労政費 |
| 19,043 | 291 | 一般会計 | 労働費 | 労働諸費 | 労政費 |
| 5,073 | 293 | 一般会計 | 労働費 | 労働諸費 | 労政費 |
| 2,536 | 293 | 一般会計 | 労働費 | 労働諸費 | 労政費 |
| 40,038 | 293 | 一般会計 | 労働費 | 労働諸費 | 労政費 |
| 3,025 | 305 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 商工業振興費 |
| 400 | 291 | 一般会計 | 労働費 | 労働諸費 | 労政費 |
| 471 | 293 | 一般会計 | 労働費 | 労働諸費 | 労政費 |
| 19,748 | 293 | 一般会計 | 労働費 | 労働諸費 | 労政費 |
| 72,428 | 309 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 観光費 |
| 32,965 | 309 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 観光費 |
| 5,500 | 335 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 5,798 | 309 | 一般会計 | 商工費 | 商工費 | 観光費 |
| 110,069 | 335 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |

施策別事務事業一覧表
 施策12【環境保全・創造】

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|-------------|----|-------|-------------------------|-------|--------------|
| (1)脱炭素社会の形成 | 1 | 4N2K | 環境保全の啓発・活動支援事業費 | 経済環境局 | 471 |
| | 2 | 4N3I | 脱炭素社会推進事業費(債務負担分を含む。) | 経済環境局 | 472 |
| | 3 | 4N2E | 環境基本計画改定事業費 | 経済環境局 | — |
| | 4 | 4N4D | 環境基金積立金 | 経済環境局 | — |
| (2)循環型社会の形成 | 5 | 4R1K | 産業廃棄物対策事業費 | 経済環境局 | 473 |
| | 6 | 4R3K | 尼崎環境財団補助金 | 経済環境局 | 474 |
| | 7 | 4S1A | ごみ減量・リサイクル推進事業費 | 経済環境局 | 475 |
| | 8 | 4S1K | 資源集団回収運動奨励金交付事業費 | 経済環境局 | 476 |
| | 9 | 4S2I | 「紙類・衣類の日」回収事業奨励金 | 経済環境局 | 477 |
| | 10 | 4S2A | さわやか推進員制度事業費 | 経済環境局 | 478 |
| | 11 | 4S2K | ごみのないまちづくり事業費 | 経済環境局 | 479 |
| | 12 | 4S3K | じんかい収集事業費 | 経済環境局 | 480 |
| | 13 | 4S3N | 大型ごみ収集等事業費 | 経済環境局 | 481 |
| | 14 | 4S4A | じんかい収集等委託事業費 | 経済環境局 | 482 |
| | 15 | 4T1A | し尿収集委託事業費 | 経済環境局 | 483 |
| | 16 | 4R1A | 職員安全衛生事業費 | 経済環境局 | — |
| | 17 | 4R1N | 次期焼却施設等整備事業費(債務負担分を含む。) | 経済環境局 | — |
| | 18 | 4R1O | 一般廃棄物処理施設整備等基金積立金 | 経済環境局 | — |
| | 19 | 4R2I | 大高洲庁舎等維持管理事業費 | 経済環境局 | — |
| | 20 | 4R2K | 車両整備事業費 | 経済環境局 | — |
| | 21 | 4R3A | 広域廃棄物処分場建設委託事業費 | 経済環境局 | — |
| | 22 | 4T1K | 公衆便所維持管理事業費 | 経済環境局 | — |
| | 23 | 4U1A | 焼却施設等維持管理事業費 | 経済環境局 | — |
| | 24 | 4U1K | 第1工場管理事業費 | 経済環境局 | — |
| | 25 | 4U1P | 第2工場管理事業費 | 経済環境局 | — |
| | 26 | 4U2A | し尿処理施設管理事業費 | 経済環境局 | — |
| | 27 | 4U2K | 資源リサイクルセンター管理事業費 | 経済環境局 | — |
| | 28 | 4U3A | 焼却施設等整備事業費 | 経済環境局 | — |
| | 29 | 4U3B | 焼却施設等延命化事業費 | 経済環境局 | — |
| | 30 | 4U4I | 汚染負荷量賦課金 | 経済環境局 | — |
| (3)環境の保全 | 31 | 4N1A | 自動車公害対策事業費 | 経済環境局 | 484 |
| | 32 | 4N1K | 大気汚染対策事業費 | 経済環境局 | 485 |
| | 33 | 4N2I | 水質汚濁・土壌汚染対策事業費 | 経済環境局 | 486 |
| | 34 | 4N2A | 騒音振動対策事業費 | 経済環境局 | 487 |
| | 35 | 622I | 市民農園等運営事業費 | 経済環境局 | 488 |
| | 36 | 803W | 地盤沈下測量事業費 | 都市整備局 | 489 |
| | 37 | 8K1K | 河川愛護運動推進事業費 | 都市整備局 | 490 |
| | 38 | 8P15 | 21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費 | 都市整備局 | 491 |
| | 39 | 8T29 | 尼崎21世紀の森構想推進事業費 | 都市整備局 | 492 |
| | 40 | 651A | 農業公園管理事業費 | 経済環境局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|--------|-------|-----------|
| 17,788 | 279 | 一般会計 | 衛生費 | 環境保全費 | 環境対策費 |
| 146,778 | 279 | 一般会計 | 衛生費 | 環境保全費 | 環境対策費 |
| 9,569 | 279 | 一般会計 | 衛生費 | 環境保全費 | 環境対策費 |
| 42,890 | 281 | 一般会計 | 衛生費 | 環境保全費 | 環境対策費 |
| 2,403 | 281 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | 清掃総務費 |
| 7,644 | 283 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | 清掃総務費 |
| 27,877 | 285 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | じんかい処理費 |
| 12,715 | 285 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | じんかい処理費 |
| 18,993 | 285 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | じんかい処理費 |
| 1,013 | 285 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | じんかい処理費 |
| 104,840 | 285 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | じんかい処理費 |
| 41,388 | 285 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | じんかい処理費 |
| 60,886 | 287 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | じんかい処理費 |
| 950,885 | 287 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | じんかい処理費 |
| 38,828 | 287 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | し尿処理費 |
| 2,218 | 281 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | 清掃総務費 |
| 700,534 | 283 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | 清掃総務費 |
| 110,384 | 283 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | 清掃総務費 |
| 22,786 | 283 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | 清掃総務費 |
| 11,671 | 283 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | 清掃総務費 |
| 25,813 | 283 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | 清掃総務費 |
| 11,743 | 287 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | し尿処理費 |
| 84,045 | 287 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | クリーンセンター費 |
| 419,985 | 287 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | クリーンセンター費 |
| 1,017,998 | 287 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | クリーンセンター費 |
| 33,464 | 287 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | クリーンセンター費 |
| 342,738 | 289 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | クリーンセンター費 |
| 539,320 | 289 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | クリーンセンター費 |
| 485,518 | 289 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | クリーンセンター費 |
| 5,468 | 289 | 一般会計 | 衛生費 | 清掃費 | クリーンセンター費 |
| 19,188 | 279 | 一般会計 | 衛生費 | 環境保全費 | 環境対策費 |
| 30,920 | 279 | 一般会計 | 衛生費 | 環境保全費 | 環境対策費 |
| 6,636 | 279 | 一般会計 | 衛生費 | 環境保全費 | 環境対策費 |
| 129 | 279 | 一般会計 | 衛生費 | 環境保全費 | 環境対策費 |
| 44 | 297 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業振興費 |
| 1,375 | 313 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 12 | 325 | 一般会計 | 土木費 | 河川水路費 | 河川費 |
| 2,132 | 327 | 一般会計 | 土木費 | 港湾費 | 港湾費 |
| 2,397 | 331 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市計画総務費 |
| 29,681 | 299 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業公園費 |

施策別事務事業一覧表

施策13【都市機能・住環境】

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ | |
|------------------|---------------|-------|---------------------------|----------------------|--------------|-----|
| (1)エリアブランディングの推進 | 1 | 803X | 阪神尼崎駅周辺の特徴あるまちづくり推進事業費 | 都市整備局 | 495 | |
| | 2 | 803Z | 阪神出屋敷駅周辺の特徴あるまちづくり推進事業費 | 都市整備局 | 496 | |
| | 3 | 881C | 居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 4 | 8W2N | 小田南公園関係事業費 | 都市整備局 | — | |
| (2)豊かな住生活の実現 | 5 | 8T1K | 開発指導関係事業費 | 都市整備局 | 497 | |
| | 6 | 8T33 | 建築物耐震化促進事業費 | 都市整備局 | 498 | |
| | 7 | 8T37 | 空家対策推進事業費 | 都市整備局 | 499 | |
| | 8 | 9G2J | 住宅貸付金収納事業費 | 都市整備局 | 500 | |
| | 9 | 9H3M | 空家利活用推進事業費 | 都市整備局 | 501 | |
| | 10 | 9H3T | すまいづくり支援・情報提供事業費 | 都市整備局 | 502 | |
| | 11 | 8T2K | 建築指導関係事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 12 | 8W1A | 公園整備事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 13 | 8W2M | (仮称)健康ふれあい体育館整備事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 14 | 8W31 | 公園維持管理事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 15 | 8W31 | 公園維持管理事業費 | 経済環境局 | — | |
| | 16 | 8W41 | 有料公園施設管理運営事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 17 | 8W45 | 特定公園等指定管理者管理運営事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 18 | 8W4A | 有料公園施設整備事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 19 | 9G1A | 市営住宅維持管理事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 20 | 9G1K | 市営住宅維持整備事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 21 | 9G2A | 訴訟関係経費 | 都市整備局 | — | |
| | 22 | 9G2F | 市営住宅指定管理者管理運営事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 23 | 9G2G | 市営住宅指定管理関係経費 | 都市整備局 | — | |
| | 24 | 9G2H | 市営住宅等基金積立金 | 都市整備局 | — | |
| | 25 | 9I1U | 市営住宅建替等事業費(債務負担分を含む。) | 都市整備局 | — | |
| | 26 | 9L1B | 富松住宅維持管理事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 27 | 9L1F | 富松住宅指定管理者管理運営事業費 | 都市整備局 | — | |
| | 28 | 9L1M | 富松住宅管理基金積立金 | 都市整備局 | — | |
| | (3)良好な都市環境の整備 | 29 | 1916 | 交通政策推進事業費 | 都市整備局 | 503 |
| | | 30 | 191X | 尼崎市路線バス運行支援補助金 | 都市整備局 | 504 |
| | | 31 | 191Y | 公共交通事業者燃料価格高騰対策支援補助金 | 都市整備局 | 505 |
| | | 32 | 801A | 官民境界明示事業費 | 都市整備局 | 506 |
| 33 | | 803K | 公共土木施設情報整備事業費 | 都市整備局 | 507 | |
| 34 | | 871C | 市民協働型道路等維持管理事業費 | 都市整備局 | 508 | |
| 35 | | 8T1A | 都市計画関係事業費 | 都市整備局 | 509 | |
| 36 | | 8T1F | 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定事業費 | 都市整備局 | 510 | |
| 37 | | 8T21 | 都市美形成関係事業費 | 都市整備局 | 511 | |
| 38 | | 8T2A | 屋外広告物関係事業費 | 都市整備局 | 512 | |
| 39 | | 8W2A | 花と緑のまちづくり推進事業費 | 都市整備局 | 513 | |
| 40 | | 8W51 | 尼崎緑化公園協会補助金 | 都市整備局 | 514 | |
| 41 | | 9J1A | 密集市街地整備促進事業費 | 都市整備局 | 515 | |
| 42 | | 9J1B | 密集市街地道路空間整備補助金 | 都市整備局 | 516 | |
| 43 | | 9J1E | 隣地統合促進事業補助金 | 都市整備局 | 517 | |
| 44 | | 9J1H | 密集市街地建物除却促進事業補助金 | 都市整備局 | 518 | |
| 45 | | 802A | 土木工事積算システム関係事業費 | 都市整備局 | — | |
| 46 | | 802K | 土木管理関係事業費 | 都市整備局 | — | |
| 47 | | 8041 | 下水道事業会計補助金 | 都市整備局 | — | |
| 48 | | 871A | 道路橋りょう維持管理事業費 | 都市整備局 | — | |
| 49 | | 871H | 交通安全施設等整備事業費 | 都市整備局 | — | |
| 50 | | 871K | 街路灯維持管理事業費(債務負担分を含む。) | 都市整備局 | — | |
| 51 | | 8721 | 街路灯電気料金に対する交付金 | 都市整備局 | — | |
| 52 | | 881A | 道路橋りょう新設改良事業費 | 都市整備局 | — | |
| 53 | | 8A1A | 阪神尼崎駅前駐車場指定管理者管理運営事業費 | 都市整備局 | — | |
| 54 | | 8A7A | 阪神尼崎駅前駐車場施設維持管理事業費 | 都市整備局 | — | |
| 55 | | 8K11 | 庄下川都市基盤河川改修事業費 | 都市整備局 | — | |
| 56 | | 8K2A | 庄下川浄化施設維持管理事業費 | 都市整備局 | — | |
| 57 | | 8K31 | 市内河川維持管理事業費 | 都市整備局 | — | |
| 58 | | 8K32 | 総合治水対策事業費 | 都市整備局 | — | |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|---------|--------------|
| 169 | 313 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 127 | 313 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 73,827 | 321 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路橋りょう新設改良費 |
| 88,774 | 337 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 117 | 331 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市計画総務費 |
| 6,296 | 333 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市計画総務費 |
| 23,451 | 333 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市計画総務費 |
| 810 | 345 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住宅管理費 |
| 5,343 | 345 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 民間住宅対策費 |
| 1,830 | 347 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 民間住宅対策費 |
| 3,366 | 331 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市計画総務費 |
| 113,747 | 335 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 30,580 | 337 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 1,412,707 | 337 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 407 | 335 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 21,181 | 337 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 398,365 | 339 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 190,255 | 339 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 79,950 | 343 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住宅管理費 |
| 322,086 | 343 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住宅管理費 |
| 82 | 345 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住宅管理費 |
| 1,062,103 | 345 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住宅管理費 |
| 14,746 | 345 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住宅管理費 |
| 8,330 | 345 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住宅管理費 |
| 1,228,746 | 347 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住宅建設費 |
| 3,832 | 351 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 富松住宅管理費 |
| 14,025 | 351 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 富松住宅管理費 |
| 2,551 | 351 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 富松住宅管理費 |
| 8,234 | 137 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 企画費 |
| 199,772 | 137 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 企画費 |
| 20,268 | 137 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 企画費 |
| 9,025 | 311 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 83,778 | 313 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 2,081 | 317 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路橋りょう維持費 |
| 4,953 | 329 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市計画総務費 |
| 11,992 | 331 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市計画総務費 |
| 504 | 331 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市計画総務費 |
| 279 | 331 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市計画総務費 |
| 81,658 | 337 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 11,379 | 339 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 3,001 | 349 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住環境整備事業費 |
| 16,867 | 349 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住環境整備事業費 |
| 168 | 349 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住環境整備事業費 |
| 2,795 | 349 | 一般会計 | 土木費 | 住宅費 | 住環境整備事業費 |
| 9,454 | 311 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 2,823 | 313 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 5,279,058 | 315 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 744,660 | 317 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路橋りょう維持費 |
| 64,911 | 319 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路橋りょう維持費 |
| 207,969 | 319 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路橋りょう維持費 |
| 483 | 319 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路橋りょう維持費 |
| 293,161 | 321 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路橋りょう新設改良費 |
| 28,433 | 323 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 阪神尼崎駅前駐車場事業費 |
| 22,459 | 323 | 一般会計 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 阪神尼崎駅前駐車場事業費 |
| 159,900 | 325 | 一般会計 | 土木費 | 河川水路費 | 河川費 |
| 80,539 | 325 | 一般会計 | 土木費 | 河川水路費 | 河川費 |
| 39,202 | 325 | 一般会計 | 土木費 | 河川水路費 | 河川費 |
| 3,350 | 325 | 一般会計 | 土木費 | 河川水路費 | 河川費 |

施策13 【都市機能・住環境】(つづき)

| 施策の展開方向 | No | 中事業 CD | 事業名 | 局名 | 事務事業 シート 記載ページ |
|----------------|----|-----------|----------------------------|-------|----------------------|
| (3) 良好な都市環境の整備 | 59 | 8M1A | 水路維持管理事業費 | 都市整備局 | — |
| | 60 | 8M1E | 水路整備事業費 | 都市整備局 | — |
| | 61 | 8N1A | 抽水場維持管理事業費 | 都市整備局 | — |
| | 62 | 8N1K | 抽水場整備事業費 | 都市整備局 | — |
| | 63 | 8P23 | 港湾用地整備事業費 | 都市整備局 | — |
| | 64 | 8T1B | 都市計画関連調査事業費 | 都市整備局 | — |
| | 65 | 8V1A | JR尼崎駅北地区駐車場取得事業費(債務負担分) | 経済環境局 | — |
| | 66 | 8V1K | 市街地再開発施設維持管理事業費 | 経済環境局 | — |
| | 67 | 8W3A | 緑化基金積立金 | 都市整備局 | — |
| | 68 | 8W3P | 緑の基本計画改定事業費 | 都市整備局 | — |
| | 69 | 8Y1A | 園田豊中線等道路整備事業費 | 都市整備局 | — |
| | 70 | 8Y2K | 市内一円都市計画道路整備事業費 | 都市整備局 | — |
| | 71 | 8Y3A | 尼崎宝塚線ほか2路線県施行街路事業地元負担金 | 都市整備局 | — |
| | 72 | 941A | あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業費(債務負担分) | 都市整備局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|-------|----------|
| 155,873 | 327 | 一般会計 | 土木費 | 河川水路費 | 水路費 |
| 24,142 | 327 | 一般会計 | 土木費 | 河川水路費 | 水路費 |
| 37,586 | 327 | 一般会計 | 土木費 | 河川水路費 | 抽水場費 |
| 40,156 | 327 | 一般会計 | 土木費 | 河川水路費 | 抽水場費 |
| 156 | 329 | 一般会計 | 土木費 | 港湾費 | 港湾費 |
| 2,242 | 331 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市計画総務費 |
| 50,419 | 333 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市再開発事業費 |
| 119,604 | 333 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 都市再開発事業費 |
| 8,756 | 337 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 3,899 | 337 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 公園費 |
| 1,965 | 339 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 街路事業費 |
| 5,758 | 339 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 街路事業費 |
| 294,338 | 341 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 街路事業費 |
| 230,217 | 341 | 一般会計 | 土木費 | 都市計画費 | 土地区画整理費 |

施策別事務事業一覧表
行政運営等

| 施策の展開方向 | No | 中事業CD | 事業名 | 局名 | 事務事業シート記載ページ |
|---------|----|-------|-----------------------------|------------|--------------|
| | 1 | 012A | 政務活動費 | 議会事務局 | 521 |
| | 2 | 012K | 議員互助会補助金 | 議会事務局 | 522 |
| | 3 | 1042 | 尼崎市ふるさと納税推進事業費 | 資産統括局 | 523 |
| | 4 | 1047 | インターネット活用事業費 | 総合政策局 | 524 |
| | 5 | 104A | コールセンター関係事業費 | 総務局 | 525 |
| | 6 | 1056 | 債権回収業務委託事業費 | 総務局 | 526 |
| | 7 | 10AO | 障害者雇用推進等事業費 | 総務局 | 527 |
| | 8 | 10AS | 公共施設予約システム関係事業費 | 資産統括局 | 528 |
| | 9 | 10AU | 公共施設マネジメント推進事業費 | 資産統括局 | 529 |
| | 10 | 10B3 | 市民生活相談等関係事業費 | 総務局 | 530 |
| | 11 | 10B4 | 兵庫県弁護士会補助金 | 総務局 | 531 |
| | 12 | 121A | 市報あまがさき等発行事業費 | 総合政策局 | 532 |
| | 13 | 121K | 点字あまがさき発行事業費 | 総合政策局 | 533 |
| | 14 | 1221 | 声の広報発行事業費 | 総合政策局 | 534 |
| | 15 | 1241 | コミュニティFM放送事業費 | 総合政策局 | 535 |
| | 16 | 124B | 情報発信推進事業費 | 総合政策局 | 536 |
| | 17 | 151K | 定期健康診断業務等関係事業費 | 総務局 | 537 |
| | 18 | 1521 | 尼崎市職員厚生会補助金 | 総務局 | 538 |
| | 19 | 171A | 研修事業費 | 総務局 | 539 |
| | 20 | 192Q | 都市イメージ向上推進事業費 | 総合政策局 | 540 |
| | 21 | 1E1H | 市民提案制度関係事業費 | 総合政策局 | 541 |
| | 22 | 1K1K | 納付推進事業費 | 資産統括局 | 542 |
| | 23 | 1Q1A | 戸籍住民基本台帳事務等関係事業費(債務負担分を含む。) | 総務局 | 543 |
| | 24 | 1Q2H | 番号制度等導入関係事業費 | 総務局 | 544 |
| | 25 | 1Q2I | コンビニ交付等市民窓口改善事業費 | 総務局 | 545 |
| | 26 | 1W1K | 常時啓発事業費 | 選挙管理委員会事務局 | 546 |
| | 27 | 2A31 | 統計調査員確保対策事業費 | 総務局 | 547 |
| | 28 | 2A3A | 市政統計事業費 | 総務局 | 548 |
| | 29 | 2A3K | 行政資料収集整理事業費 | 総務局 | 549 |
| | 30 | 304K | 災害援護資金貸付金償還事業費 | 福祉局 | 550 |
| | 31 | 30CR | 社会保障審議会運営事業費 | 福祉局 | 551 |
| | 32 | 30D5 | 保健・福祉申請受付窓口関係事業費 | 福祉局 | 552 |
| | 33 | 30IB | 規格葬儀関係事業費 | 総務局 | 553 |
| | 34 | 30IC | 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業費 | 総務局 | 554 |
| | 35 | 30ID | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付関係事業費 | 総務局 | 555 |
| | 36 | B11A | 教職員健康診断関係事業費 | 教育委員会事務局 | 556 |
| | 37 | G021 | 保険料収納関係事務経費 | 保健局 | 557 |
| | 38 | G31A | 収納率向上特別対策事業費 | 保健局 | 558 |
| | 39 | S515 | 徴収関係事務経費 | 保健局 | 559 |
| | 40 | T21A | 賦課徴収関係事務経費 | 福祉局 | 560 |
| | 41 | 011A | 交際費 | 議会事務局 | — |
| | 42 | 011K | 議員関係事業費 | 議会事務局 | — |
| | 43 | 0121 | 議会事務局関係事業費 | 議会事務局 | — |
| | 44 | 013A | 全国市議会議長会等負担金 | 議会事務局 | — |
| | 45 | 101A | 用品等調達関係事業費 | 会計管理室 | — |
| | 46 | 102A | 交際費 | 秘書室 | — |
| | 47 | 1041 | 予算編成等関係事業費 | 資産統括局 | — |
| | 48 | 1046 | 電子計算関係事業費 | 総務局 | — |
| | 49 | 1048 | 行政情報化推進事業費 | 総務局 | — |
| | 50 | 104F | 全国市長会等負担金 | 総合政策局 | — |
| | 51 | 105A | 被服貸与事業費 | 総務局 | — |
| | 52 | 1061 | 職員情報システム事業費(債務負担分を含む。) | 総務局 | — |
| | 53 | 1062 | 庶務事務システム事業費 | 総務局 | — |
| | 54 | 1066 | 人事評価システム事業費 | 総務局 | — |
| | 55 | 107A | 例規検索システム事業費 | 総務局 | — |
| | 56 | 108K | 本庁舎等維持管理事業費 | 資産統括局 | — |
| | 57 | 1091 | 本庁舎等整備事業費(債務負担分を含む。) | 資産統括局 | — |
| | 58 | 1092 | 教育・障害福祉センター予防保全事業費 | 資産統括局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------------|-----|-----------|------------|
| 36,399 | 111 | 一般会計 | 議会費 | 議会費 | 議会費 |
| 43 | 111 | 一般会計 | 議会費 | 議会費 | 議会費 |
| 144,975 | 119 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 15,811 | 117 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 74,775 | 123 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 22 | 123 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 638 | 127 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 11,145 | 119 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 2,331 | 119 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 5,359 | 127 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 300 | 127 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 71,413 | 131 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 広報費 |
| 1,539 | 131 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 広報費 |
| 1,600 | 131 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 広報費 |
| 40,940 | 131 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 広報費 |
| 4,208 | 131 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 広報費 |
| 52,268 | 133 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 厚生費 |
| 7,854 | 133 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 厚生費 |
| 12,256 | 133 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 研修費 |
| 18,101 | 137 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 企画費 |
| 405 | 139 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 24,732 | 159 | 一般会計 | 総務費 | 徴税費 | 賦課徴収費 |
| 187,108 | 163 | 一般会計 | 総務費 | 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍住民基本台帳費 |
| 196,501 | 163 | 一般会計 | 総務費 | 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍住民基本台帳費 |
| 349,762 | 165 | 一般会計 | 総務費 | 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍住民基本台帳費 |
| 408 | 165 | 一般会計 | 総務費 | 選挙費 | 選挙管理委員会費 |
| 62 | 171 | 一般会計 | 総務費 | 統計調査費 | 統計調査費 |
| 207 | 171 | 一般会計 | 総務費 | 統計調査費 | 統計調査費 |
| 209 | 173 | 一般会計 | 総務費 | 統計調査費 | 統計調査費 |
| 934 | 179 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 112 | 183 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 65,598 | 185 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 7 | 175 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 1,949,114 | 175 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 3,716,356 | 175 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 27,689 | 363 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 事務局費 |
| 137,366 | 441 | 国民健康保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 3,149 | 443 | 国民健康保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 収納率向上特別対策費 |
| 19,390 | 541 | 後期高齢者医療事業費 | 総務費 | 賦課徴収費 | 賦課徴収費 |
| 54,207 | 521 | 介護保険事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 賦課徴収費 |
| 350 | 109 | 一般会計 | 議会費 | 議会費 | 議会費 |
| 4,617 | 109 | 一般会計 | 議会費 | 議会費 | 議会費 |
| 28,199 | 109 | 一般会計 | 議会費 | 議会費 | 議会費 |
| 2,405 | 111 | 一般会計 | 議会費 | 議会費 | 議会費 |
| 1,099 | 113 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 405 | 113 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 2,122 | 117 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 213,111 | 123 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 386,829 | 123 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 4,391 | 117 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 5,624 | 123 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 38,769 | 123 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 27,035 | 123 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 13,288 | 125 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 2,750 | 125 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 518,836 | 119 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 486,395 | 119 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 24,498 | 119 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |

施策別事務事業一覧表
行政運営等(つづき)

| 施策の展開方向 | No | 中事業 CD | 事業名 | 局名 | 事務事業 シート 記載ページ |
|---------|-----|-----------|--------------------------|------------|----------------------|
| | 59 | 109K | 職員表彰等事業費 | 総務局 | — |
| | 60 | 109M | 職員採用事業費 | 総務局 | — |
| | 61 | 10A1 | 包括外部監査関係事業費 | 総務局 | — |
| | 62 | 10A2 | 市町村職員共済組合業務等委託事業費 | 総務局 | — |
| | 63 | 10A3 | 業務プロセス分析事業費 | 総務局 | — |
| | 64 | 10AA | 自動車管理事業費 | 資産統括局 | — |
| | 65 | 10AE | 法規文書作成支援システム事業費 | 総務局 | — |
| | 66 | 10AF | 尼崎市USBメモリ紛失事案調査委員会事務経費 | 総務局 | — |
| | 67 | 10AK | 訴訟賠償等事務経費 | 総務局 | — |
| | 68 | 10AN | 電子入札システム事業費 | 総務局 | — |
| | 69 | 10AP | 発注者支援データベースシステム活用事業費 | 総務局 | — |
| | 70 | 10AR | 行政不服審査関係事業費 | 総務局 | — |
| | 71 | 10B2 | 公共施設予防保全推進事業費 | 資産統括局 | — |
| | 72 | 10B5 | サービスセンター管理運営事業費 | 総務局 | — |
| | 73 | 10BC | 建築工事積算システム関係事業費 | 資産統括局 | — |
| | 74 | 10BD | 建築設計関係事業費 | 資産統括局 | — |
| | 75 | 111A | 文書の收受発送事業費 | 総務局 | — |
| | 76 | 111K | 浄書印刷等事業費 | 総務局 | — |
| | 77 | 111P | 文書管理システム事業費(債務負担分を含む。) | 総務局 | — |
| | 78 | 1121 | 保存文書管理事業費 | 総務局 | — |
| | 79 | 131A | 会計管理事業費 | 会計管理室 | — |
| | 80 | 151A | 衛生管理事業費 | 総務局 | — |
| | 81 | 181A | 財政調整基金積立金 | 資産統括局 | — |
| | 82 | 181K | 減債基金積立金 | 資産統括局 | — |
| | 83 | 181P | 公共施設整備保全基金積立金 | 資産統括局 | — |
| | 84 | 1821 | 財産管理事業費 | 資産統括局 | — |
| | 85 | 1828 | 大庄西中学校跡地活用事業費 | 資産統括局 | — |
| | 86 | 1850 | 新本庁舎建設基金積立金 | 資産統括局 | — |
| | 87 | 1928 | 都市政策推進事業費 | 総合政策局 | — |
| | 88 | 1935 | 総合計画等推進事業費 | 総合政策局 | — |
| | 89 | 1A1K | 公平委員会事務局関係事業費 | 公平委員会事務局 | — |
| | 90 | 1B1A | 税外収入還付金 | 資産統括局 | — |
| | 91 | 1B1K | 市税還付金、還付加算金等 | 資産統括局 | — |
| | 92 | 1E1Q | 地域とともにある職員研修事業費 | 総合政策局 | — |
| | 93 | 1J1K | 固定資産評価審査委員会関係事業費 | 資産統括局 | — |
| | 94 | 1K1A | 税務帳票作成関係事業費 | 資産統括局 | — |
| | 95 | 1K21 | 固定資産評価関係事業費 | 資産統括局 | — |
| | 96 | 1K3A | 例日収入整理関係事業費 | 資産統括局 | — |
| | 97 | 1K3E | 国税等システム連携事業費 | 資産統括局 | — |
| | 98 | 1K3I | 税務総合システム関係事業費(債務負担分を含む。) | 資産統括局 | — |
| | 99 | 1K4A | 軽自動車税環境性能割徴収事務費等負担金 | 資産統括局 | — |
| | 100 | 1W21 | 選挙管理委員会事務局関係事業費 | 選挙管理委員会事務局 | — |
| | 101 | 1Y1A | 選挙執行関係事業費[参議院議員選挙] | 選挙管理委員会事務局 | — |
| | 102 | 201A | 選挙執行関係事業費[県議会議員選挙] | 選挙管理委員会事務局 | — |
| | 103 | 211A | 選挙執行関係事業費[市長選挙] | 選挙管理委員会事務局 | — |
| | 104 | 221A | 選挙執行関係事業費[市議会議員選挙] | 選挙管理委員会事務局 | — |
| | 105 | 2A1A | 基幹統計調査事業費 | 総務局 | — |
| | 106 | 2G1K | 監査事務局関係事業費 | 監査事務局 | — |
| | 107 | 302U | ホームレス実態調査事業費 | 福祉局 | — |
| | 108 | 309K | 国民生活基礎調査等事業費 | 福祉局 | — |
| | 109 | 30BG | 福祉医療事務協力負担金 | 保健局 | — |
| | 110 | 30CK | 行旅死亡人取扱事業費 | 福祉局 | — |
| | 111 | 30D3 | 北部保健福祉センター維持管理事業費 | 福祉局 | — |
| | 112 | 30D4 | 南部保健福祉センター維持管理事業費 | 福祉局 | — |
| | 113 | 30E8 | 福祉医療費支給関係事業費 | 保健局 | — |
| | 114 | 30F6 | 市民福祉振興基金積立金 | 福祉局 | — |
| | 115 | 3D92 | 児童福祉施設等指導監査等事業費 | こども青少年局 | — |
| | 116 | 3O21 | 生活保護システム等運用事業費 | 福祉局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|------|-----|-------|----------|
| 236 | 125 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 8,017 | 125 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 12,024 | 125 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 10,349 | 125 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 8,525 | 125 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 38,806 | 119 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 1,650 | 125 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 16,857 | 127 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 15,915 | 127 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 5,935 | 127 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 160 | 127 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 107 | 127 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 10,093 | 121 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 41,889 | 129 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 4,951 | 121 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 1,011 | 121 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 |
| 179,091 | 129 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 文書費 |
| 34,305 | 129 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 文書費 |
| 30,561 | 129 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 文書費 |
| 10,303 | 131 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 文書費 |
| 54,738 | 133 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 会計管理費 |
| 3,113 | 133 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 厚生費 |
| 3,436,891 | 135 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 財産管理費 |
| 1,767,137 | 135 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 財産管理費 |
| 4,998,592 | 135 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 財産管理費 |
| 23,955 | 135 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 財産管理費 |
| 90,759 | 135 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 財産管理費 |
| 253,552 | 135 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 財産管理費 |
| 1,784 | 137 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 企画費 |
| 10,727 | 137 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 企画費 |
| 156 | 153 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 公平委員会費 |
| 2,163,900 | 155 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 諸費 |
| 404,650 | 155 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 諸費 |
| 1,610 | 141 | 一般会計 | 総務費 | 総務管理費 | 市民活動推進費 |
| 11 | 159 | 一般会計 | 総務費 | 徴税费 | 税務総務費 |
| 90,155 | 159 | 一般会計 | 総務費 | 徴税费 | 賦課徴收費 |
| 94,119 | 161 | 一般会計 | 総務費 | 徴税费 | 賦課徴收費 |
| 20,765 | 161 | 一般会計 | 総務費 | 徴税费 | 賦課徴收費 |
| 38,170 | 161 | 一般会計 | 総務費 | 徴税费 | 賦課徴收費 |
| 255,321 | 161 | 一般会計 | 総務費 | 徴税费 | 賦課徴收費 |
| 1,826 | 161 | 一般会計 | 総務費 | 徴税费 | 賦課徴收費 |
| 454 | 165 | 一般会計 | 総務費 | 選挙費 | 選挙管理委員会費 |
| 88,238 | 167 | 一般会計 | 総務費 | 選挙費 | 参議院議員選挙費 |
| 23,150 | 167 | 一般会計 | 総務費 | 選挙費 | 県議会議員選挙費 |
| 68,567 | 169 | 一般会計 | 総務費 | 選挙費 | 市長選挙費 |
| 19,287 | 169 | 一般会計 | 総務費 | 選挙費 | 市議会議員選挙費 |
| 748 | 171 | 一般会計 | 総務費 | 統計調査費 | 統計調査費 |
| 994 | 173 | 一般会計 | 総務費 | 監査委員費 | 監査委員費 |
| 450 | 179 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 1,842 | 179 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 6,254 | 187 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 2,131 | 183 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 113,623 | 183 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 53,245 | 185 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 26,515 | 187 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 8,557 | 187 | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 |
| 153 | 225 | 一般会計 | 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 |
| 64,398 | 241 | 一般会計 | 民生費 | 生活保護費 | 生活保護総務費 |

施策別事務事業一覧表
行政運営等(つづき)

| 施策の展開方向 | No | 中事業 CD | 事業名 | 局名 | 事務事業 シート 記載ページ |
|---------|-----|-----------|-------------------------------|----------|----------------------|
| | 117 | 402D | 保健衛生・生活衛生システム事業費 | 保健局 | — |
| | 118 | 601A | 交際費 | 農業委員会事務局 | — |
| | 119 | 601K | 農業委員会管理運営事業費 | 農業委員会事務局 | — |
| | 120 | 802F | 用地関係事業費 | 都市整備局 | — |
| | 121 | 803A | 上坂部庁舎管理事業費 | 都市整備局 | — |
| | 122 | 8043 | 公共用地先行取得事業費会計繰出金 | 都市整備局 | — |
| | 123 | B01A | 交際費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 124 | B11K | 被服等貸与事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 125 | B121 | 教職員表彰事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 126 | B13K | 公立学校共済組合交付金 | 教育委員会事務局 | — |
| | 127 | B43X | 教育振興基金積立金 | 教育委員会事務局 | — |
| | 128 | BN2B | 市立全日制高等学校用地取得事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 129 | CA5B | サンシビック尼崎予防保全事業費(債務負担分を含む。) | 教育委員会事務局 | — |
| | 130 | CA5C | (仮称)健康ふれあい体育館整備事業費(債務負担分を含む。) | 教育委員会事務局 | — |
| — | 131 | CA5D | 立花体育館予防保全事業費 | 教育委員会事務局 | — |
| | 132 | E01A | 市債償還金[一般会計] | 資産統括局 | — |
| | 133 | E11A | 市債利子[一般会計] | 資産統括局 | — |
| | 134 | E11K | 一時借入金利子 | 資産統括局 | — |
| | 135 | F41A | 水道事業会計補助金 | 総合政策局 | — |
| | 136 | F71A | 工業用水道事業会計補助金 | 総合政策局 | — |
| | 137 | FJ1A | 阪神水道企業団出資金 | 総合政策局 | — |
| | 138 | FK1A | 阪神水道企業団補助金 | 総合政策局 | — |
| | 139 | G91A | 滞納処分経費 | 保健局 | — |
| | 140 | O01B | 土地開発公社保有地取得事業費 | 都市整備局 | — |
| | 141 | O81A | 市債償還金[公共用地先行取得事業費] | 都市整備局 | — |
| | 142 | O91A | 市債利子[公共用地先行取得事業費] | 都市整備局 | — |
| | 143 | OE1A | 一般会計繰出金 | 都市整備局 | — |
| | 144 | TT1A | 第1号被保険者保険料過誤納金還付金 | 福祉局 | — |
| | 145 | UU1A | 重層的支援体制整備事業繰出金 | 福祉局 | — |

| R4 事業費 (千円) | 決算事項別 明細書の記 載ページ | 会計 | 款 | 項 | 目 |
|-------------------|------------------------|-------------|-----------|-----------|-------------------|
| 27,497 | 251 | 一般会計 | 衛生費 | 保健衛生費 | 保健衛生総務費 |
| 5 | 295 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業委員会費 |
| 275 | 295 | 一般会計 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業委員会費 |
| 401 | 311 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 7,000 | 313 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 666,340 | 315 | 一般会計 | 土木費 | 土木管理費 | 土木総務費 |
| 42 | 361 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育委員会費 |
| 3,890 | 363 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 事務局費 |
| 24 | 363 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 事務局費 |
| 2,373 | 363 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 事務局費 |
| 42,062 | 379 | 一般会計 | 教育費 | 教育総務費 | 教育諸費 |
| 242,241 | 389 | 一般会計 | 教育費 | 高等学校費 | 学校建設費 |
| 328,927 | 413 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 277,841 | 413 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 7,105 | 415 | 一般会計 | 教育費 | 保健体育費 | 社会体育費 |
| 22,933,450 | 419 | 一般会計 | 公債費 | 公債費 | 元金 |
| 765,088 | 419 | 一般会計 | 公債費 | 公債費 | 利子 |
| 0 | 419 | 一般会計 | 公債費 | 公債費 | 利子 |
| 697,950 | 421 | 一般会計 | 諸支出金 | 企業会計等補助金 | 水道事業会計補助金 |
| 896 | 421 | 一般会計 | 諸支出金 | 企業会計等補助金 | 工水事業会計補助金 |
| 695 | 421 | 一般会計 | 諸支出金 | 企業会計等出資金 | 阪神水道企業団出資金 |
| 2,289 | 421 | 一般会計 | 諸支出金 | 企業会計等補助金 | 阪神水道企業団補助金 |
| 7,519 | 445 | 国民健康保険事業費 | 総務費 | 徴収費 | 滞納処分費 |
| 488,031 | 481 | 公共用地先行取得事業費 | 公共用地取得事業費 | 公共用地取得事業費 | 土地取得費 |
| 197,782 | 481 | 公共用地先行取得事業費 | 公債費 | 公債費 | 元金 |
| 1,141 | 481 | 公共用地先行取得事業費 | 公債費 | 公債費 | 利子 |
| 167,416 | 481 | 公共用地先行取得事業費 | 諸支出金 | 他会計繰出金 | 他会計繰出金 |
| 13,335 | 531 | 介護保険事業費 | 諸支出金 | 諸費 | 第1号被保険者運付金及び運付加算金 |
| 115,368 | 531 | 介護保険事業費 | 諸支出金 | 繰出金 | 他会計繰出金 |

(このページは白紙です。)

《参考資料》

まちの通信簿（令和4年度決算）



評価方法

昨年度と比較して目標に近づいている場合



昨年度と比較して目標に近づいていない場合

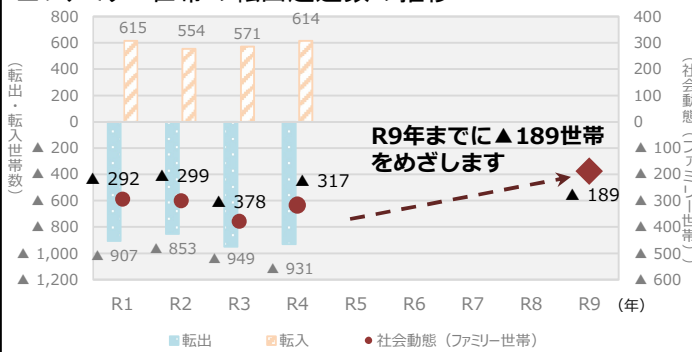


総合指標

① あまがさきで子どもを育てる人を増やす

ファミリー世帯(5歳未満の子がいる世帯)の転出超過傾向は、本市の最重要課題の1つです。課題解決に向け、教育や治安・マナーの向上などに総合的に取り組み、転出超過数の半減をめざします。

■ファミリー世帯の転出超過数の推移



【分析結果等】

- ・令和4年のファミリー世帯の転出超過数は317世帯となり、前年より改善。
- ・市全体の社会動態も大幅に増加したものの、単身、二人世帯が大部分を占めている。
- ・単身、二人世帯がファミリー世帯になっても住み続けたいと感じてもらえるようなまちづくりを進める必要がある。

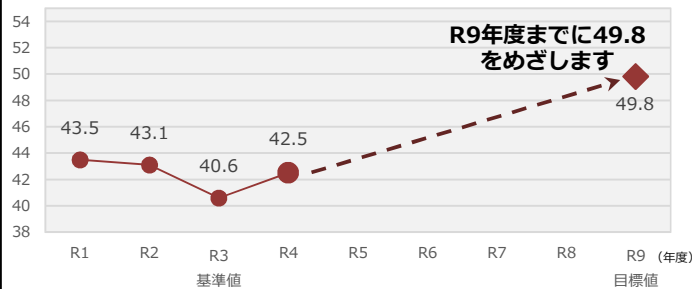
評価欄



② まちのことを想い、活動する人を増やす

まちの課題を解決し、魅力を高めるためには、まちに愛着を持ち、まちづくりに参画する人を増やすことが大切です。そこで、「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」という3つの意欲を組み合わせた市民参画指数の向上をめざします。

■市民参画指数の推移



【分析結果等】

- ・令和4年度の市民参画指数は42.5となり、前年度と比べ上昇。
- ・地域活動感謝意欲が低い理由は「活動している人を知らない」、「感謝する場面に出会わない」という回答が多く、活動している人や場면을発信していくことが重要。
- ・地域推奨意欲、地域活動意欲が低い理由は「人にすすめるほどの魅力ではない」「参加したいけど忙しくて参加できない」が最も多い。

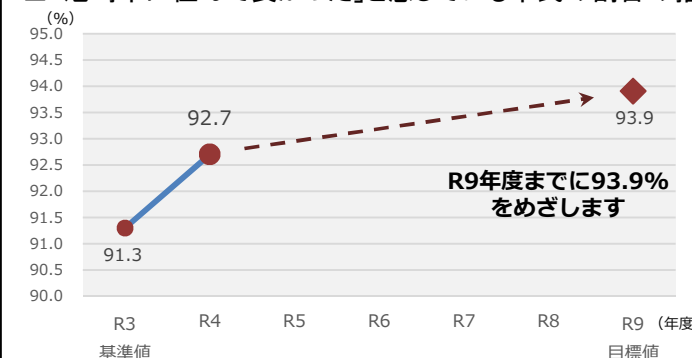
評価欄



③ あまがさきに住んで良かったと思う人を増やす

全国的に人口減少が進行するなか、選ばれ続けるまちであるためには、市民の本市に対する満足度が何より大切です。そのため、居住地としてのまちの評価を測る“市民の実感”の視点として、「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合の向上をめざします。

■「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合の推移



【分析結果等】

- ・令和4年度の市民意識調査では、「『尼崎市に住んで良かった』と感じている市民の割合」は92.7%と高水準かつ前年度より上昇。
- ・「良かった」と感じている方の割合は15-24歳、25-34歳で比較的低い傾向。
- ・市民ニーズや課題を的確に把握し、それらに柔軟に対応できるよう、施策を展開する。

評価欄



主要取組項目

| 項目 | | 目標 | 令和3年度 | 令和4年度 | よくなりました | もう少し |
|------------|----------------------|--|-----------------------------------|--------------------------------------|---------|------|
| ①子ども教育 | 子育てしやすいまちにしたい | 市民意識調査で「子育てしやすいまち」だと感じている市民の割合69.2%をめざします。(R9年度) | 56.9% | 50.4% | | ○ |
| | 子どもたちの学力を伸ばしたい | 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較において、あまがさきの子どもの学力が全国平均を超えることをめざします。(R9年度) | (小6) 0~△2 (中3) △2~△4 | (小6) △1~△2 (中3) △2~△3 | | ○ |
| ②生きがい・やささあ | 「安全・安心」を感じながら暮らしてほしい | 市民意識調査で「安全で安心して暮らせるまち」だと感じている市民の割合76.3%をめざします。(R9年度) | 61.8% | 65.3% | ○ | |
| | 健康寿命を延ばしたい | 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加をめざします。(R9年度) 【平均寿命(R2⇒R3) 男性80.35歳 ⇒80.14歳 女性87.06歳 ⇒86.75歳】 【健康寿命(R2⇒R3) 男性78.72歳 ⇒78.59歳 女性83.47歳 ⇒83.36歳】 | 男性△1.63歳 女性△3.59歳 (R2年度) | 男性△1.55歳 女性△3.39歳 (R3年度) | ○ | |
| ③脱炭素経済活性 | 二酸化炭素排出量を減らしたい | 二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けて、市内の二酸化炭素の排出量を2,049kt-CO ₂ に減らします。(R9年度) | 2,496kt-CO ₂ (R2年度) | 2,289kt-CO ₂ (R3年度速報値) | ○ | |
| | まちの経済を活性化したい | 兵庫県が算出している市内総生産(実質GRP)の成長率が国内総生産(実質GDP)の成長率を上回ることをめざします。(毎年度) | 市:100.4% (国:99.2%) (R1年度) | 市:90.8% (国:95.9%) (R2年度) | | ○ |
| ④魅力向上発信 | 学びと活動を循環させたい | 市民意識調査で「生涯学習活動が地域活動につながった」と感じている市民の割合13.1%をめざします。(R9年度) | 7.1% | 13.3% | ○ | |
| | 「まちのイメージ」を向上させたい | 市民意識調査で「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合61.7%をめざします。(R9年度) | 55.7% | 60.5% | ○ | |

財政運営状況

| | | | | | | |
|---------------|-------------|---|---------|---------|---|--|
| 持続可能な行財政基盤の確立 | 収支を黒字にできている | 市の貯金である基金を取り崩さずことなく毎年度収支均衡を確保できるよう、安定的な財政運営に取り組みます。(毎年度) | 取り崩しなし | 取り崩しなし | ○ | |
| | 借金を減らせている | 必要な未来への投資と将来の負担のバランスを取りながら、着実に将来負担の抑制を進めます。(令和14年度に1,000億円以下) | 1,187億円 | 1,074億円 | ○ | |

ま と め

○本市の課題であるファミリー世帯の転出超過数は前年より改善したことに加え、市民意識調査において「本市に住み続けたい」と回答した市民の割合は2年連続で上昇しました。また、「『尼崎市に住んで良かった』と感じる市民の割合」についても高水準かつ前年度より上昇している一方、「本市に住み続けたくない」と回答した方の理由として「ルール・マナー」「住宅事情」「子ども子育て支援」が多いことから、それらに対する取組を進めていく必要があります。

○財政状況については、令和4年度に引き続き、令和5年度当初予算においても収支均衡を達成し、目標管理対象将来負担は令和4年度末の目標残高を下回るなど、これまでの行財政改革の取組は着実に実を結んでいます。収支の改善とともに都市の体質転換が図られつつあり、こうした流れをより強固なものとしていくことも重要です。

○誰もが子育てしやすいまちを目指し、支援策の充実と積極的な情報発信に取り組みます。また、鉄道駅周辺での公園等の整備やファミリー世帯向け住宅の供給誘導策など、まちの魅力向上に向けた取組を進めるとともに、令和5年度に新設したマナー向上推進担当を中心として、「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」を所管する各部局の一体的な取組を進めます。

○社会や時代の変化に柔軟に対応し、地域経済の持続的な発展とそれを支える事業者への支援が求められています。イノベーションの促進や雇用就労支援策について検討を進めるとともに、大阪・関西万博に向けた観光施策に取り組みます。また、これらの取組とあわせて、デジタル化の視点を取り入れることで市民の利便性と満足度の向上につなげ、本市DXの更なる推進を図ります。

○財政運営の規律と目標を定めた「財政運営方針」を踏まえ、事業のスクラップ&ビルドや歳入確保に取り組み、一定の政策財源を確保しながら、より効果的な施策を展開し、次のステージに向けた持続可能なまちづくりを進めていきます。

※各指標は令和3年度を基準値としており、前年実績=基準値となります。そのため、今回は「昨年度実績と比較して目標に近づいているかどうか」の2段階で評価しています。



みなさまからのご意見をお待ちしております。

尼崎市 総合政策局 政策部 政策推進課
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎北館4階
電話番号 06-6489-6124
ファックス 06-6489-6793
Eメール ama-gyosui@city.amagasaki.hyogo.jp
ホームページ <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>